

# ICD NEWS

## LAW FOR DEVELOPMENT

法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT  
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE  
MINISTRY OF JUSTICE

第23号  
2005.9

### 目次

#### 国際研究

ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制  
国際協力部教官 丸山 毅 ……1

#### 講演録

「ベトナム刑事捜査組織令」(2005.7.8&11開催) ……19

#### 講演者

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所長ゴー・クァン・リエン  
ベトナム最高人民検察院検察部副部長ヴ・チョン・トゥオン

#### 外国法令

ベトナム三法令の和訳(仮訳)について ……41  
ベトナム刑事訴訟法(仮訳) ……42  
ベトナム刑事捜査組織令(仮訳) ……107  
ベトナム刑法(仮訳) ……117

#### 国際協力の現場から

JICA事務所業務を通じて見たベトナム  
独立行政法人国際協力機構(JICA) 調達部コンサルタントグループ  
コンサルタント契約第一チーム 相馬 厚 ……187



## ～ 国際研究 ～

### ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制

法務総合研究所 国際協力部教官  
丸 山 毅

#### 1 はじめに

法務総合研究所は、2001年より毎年一回、ベトナム最高人民検察院（英語名は“Supreme People’s Procuracy”，略称“SPP”）との間で、相手国の検察官を相互に招へいし、相互の法制度を調査研究する活動を行っている。今年度は、ベトナムの刑事事件捜査体制について研究するため、7月4日から同月15日までの間ゴー・クワン・リエン氏（SPP 検察理論研究所長）及びヴ・チョン・トゥオン氏（SPP 検察部副部長）を日本に招へいし、延べ2日間にわたり発表会を開催するなどの研究活動を行った。ベトナムでは、旧刑事訴訟法を2003年に全面改正するに当たり刑事事件の捜査組織体制の見直しを行い、2004年8月20日に新刑事捜査組織令が制定されている。本稿においては、リエン氏及びトゥオン氏の日本での発表内容を紹介しながら、ベトナムの2003年刑事訴訟法（特に捜査に関する部分）及び2004年刑事捜査組織令の内容を紹介したい。<sup>1</sup>

また、この研究活動の準備として、法務総合研究所国際協力部では2003年刑事訴訟法及び2004年刑事捜査組織令の和訳を試みた。外国法を翻訳するときには常に用語や概念の不一致の問題に悩まされるが、この二つの法令を和訳するに当たり、ベトナム語の原文の持つ意味、ニュアンスをできるだけ正確に訳出すべく苦心を重ねた。本稿の末尾において、翻訳上留意した主要な事項を注記しておきたい。

---

<sup>1</sup> ベトナムの刑事司法制度については、かねてより研究活動がなされ成果が蓄積されている。本誌のバックナンバーに以下の研究成果が報告されているので、併せて参考にしていただきたい。

本誌第2号（2002年3月号）179頁「ヴェトナム刑事司法制度の概要及び日越比較」本文原稿執筆：ヴェトナム最高人民検察院検察理論研究所副所長ヴー・ヴァン・モック（Mr. Vu Van Moc），編集及び注解：法務総合研究所国際協力部教官 山下輝年

本誌第5号（2002年9月号）125頁「ヴェトナム刑事法の特色と司法改革に関する一考察」国際協力部教官 山下輝年

本誌第16号（2004年7月号）40頁「ベトナム最高人民検察院次長検事による講演会について」法務総合研究所国際協力部教官 廣上克洋，42頁「ベトナムの司法制度改革の現状と課題」及び66頁「ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題」ベトナム最高人民検察院次長検事クアッ・ヴァン・ガー

本稿に引き続き、リエン及びトゥオン氏の講演録及びベトナム2003年刑事訴訟法、2004年刑事捜査組織令、1999年刑法の各和訳（仮訳）<sup>2</sup>を掲載している。本稿と併せてベトナム刑事司法制度の研究に活用いただければ幸いである。

## 2 ベトナムの司法制度改革と2003年刑事訴訟法

ベトナムでは、1986年のドイモイ政策採択以来、社会・経済改革が進められており、その一環として司法制度全般の改革が進められている。2003年刑事訴訟法は多くの改革を実現しており<sup>3</sup>、例えば、主要な改革の一つは、裁判所の事物管轄の変更である。後述するように現在のベトナムの裁判所は三審級の二審制を採用しており、第一審を務めるのは最下級の裁判所である県級人民裁判所又は中間の審級である省級人民裁判所である。従来は、県級人民裁判所の管轄が狭く、多くの事件の第一審が省級人民裁判所で行われていたため、その控訴審が最高人民裁判所に持ち込まれ、上級裁判所の過大な負担につながっていた。そこで、民事事件、刑事事件ともに県級人民裁判所が第一審となる事件の範囲を拡大して、上級裁判所の負担軽減を図ったのである<sup>4</sup>。刑事において具体的には、県級人民裁判所の管轄する事件が、法定刑の上限が懲役7年の事件から上限が懲役15年の事件にまで拡大された。人民裁判所の管轄変更に伴い、人民検察院の管轄も変更され、各捜査機関についても内部的に組織変更がなされている。このほかにも、捜査体制の分野において2003年刑事訴訟法は、各捜査機関の権限関係を再整理するなどの改正を行った。こういった改正点が、2004年刑事捜査組織令に反映されているのである。

ベトナムの刑事捜査組織令は、各捜査機関の組織と捜査権限、捜査機関相互の協力関係、捜査官の任免等を規定する全38か条の比較的短い「国会令」<sup>5</sup>である。リエン氏とトゥオン氏は、刑事捜査組織令をテーマとしながら、ベトナムの中央政府機構、地方統治制度にも言及し、捜査の特に初期段階の手続を説明するなど、広範囲な事項について分かりやすく説明をされた。非常に興味深い情報が含まれているので、両氏が説明された順にならいつながら、以下、解説を試みる。

---

<sup>2</sup> 本誌第5号166頁にベトナム刑法（抜粋）の和訳（仮訳）が既に掲載されているが、このたび刑事訴訟及び刑事捜査組織国会令を和訳するに当たって、訳語を一部見直して修正を施しながら、刑法全文を和訳した。

<sup>3</sup> その具体的な内容は、注1に掲げたクアッ・ヴァン・ガー氏の二つの論文参照。

<sup>4</sup> 軍事裁判所に関しても、同様に最下級の裁判所の管轄を拡大する改革が実施された。

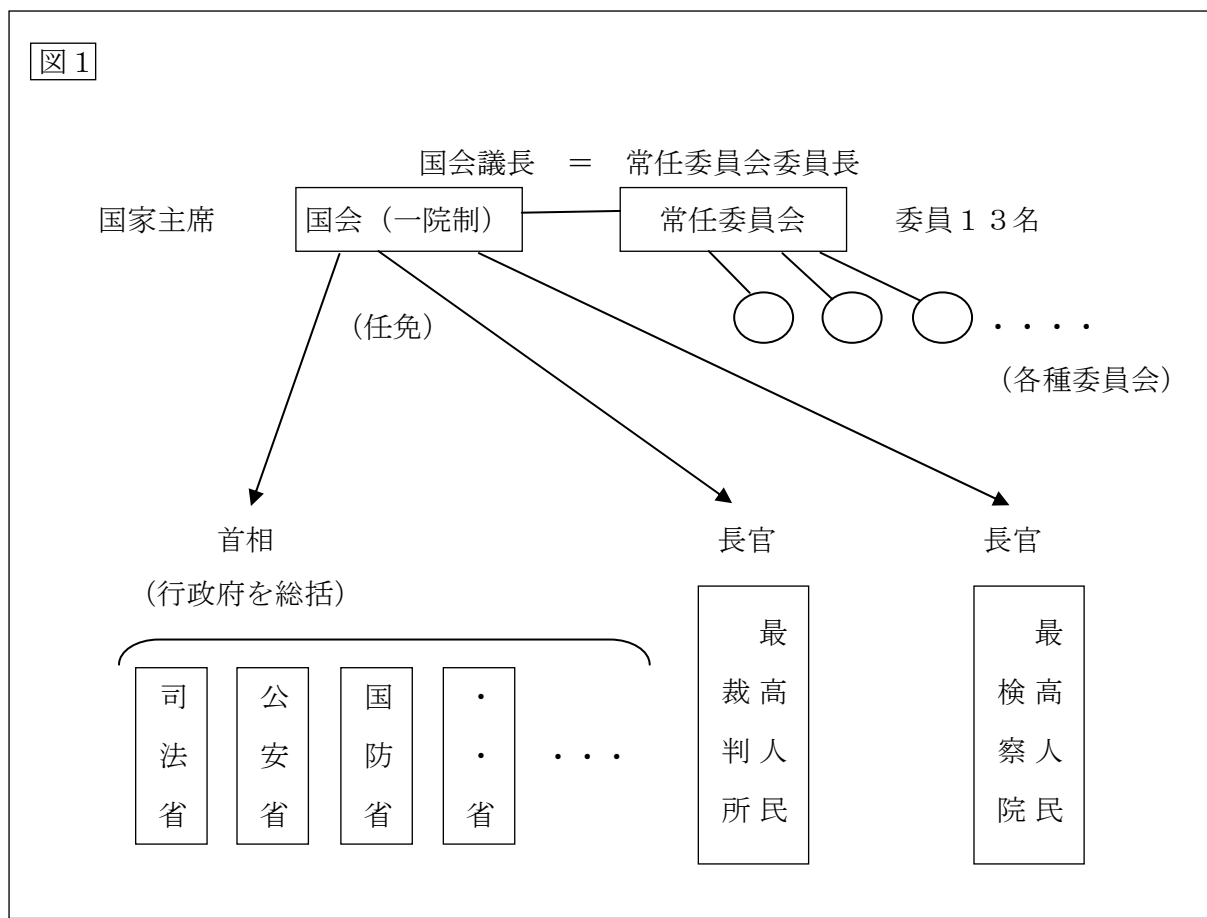
<sup>5</sup> 「国会令」と訳しているものは、ベトナム国会常任委員会が定める法規範であり、ベトナムの法体系の中では、国会の総会が議決して定める法規範である「法律」に次ぐ。

### 3 ベトナムの統治制度

#### (1) ベトナムの国家統治機関 (図1)

ベトナムではすべての国家権力を人民の代表である国会が掌握し、国会がその権力の一部を他の機関に配分するという権力分配制度がとられている。国会は、国家元首である国家主席を任免するほか、行政権を行政府に、司法権を人民裁判所に、検察権<sup>6</sup>を人民検察院に配分しており、それぞれの機関の長官である首相、最高人民裁判所長官、検事総長はいずれも国会が任免する<sup>7,8</sup>。

ところで、国会が開催されるのは、毎年春と秋の2回のみであり、1回の会期は約2か月間にすぎない。そこで、国会の常設の機関として国会常任委員会が設置されている。



<sup>6</sup> ベトナムでは、検察権は国家権力の一つと観念されている。

<sup>7</sup> ベトナム憲法50条。なお、ベトナム憲法の英訳が、在米ベトナム大使館のホームページ [http://www.vietnamembassy-usa.org/] に掲載されている。

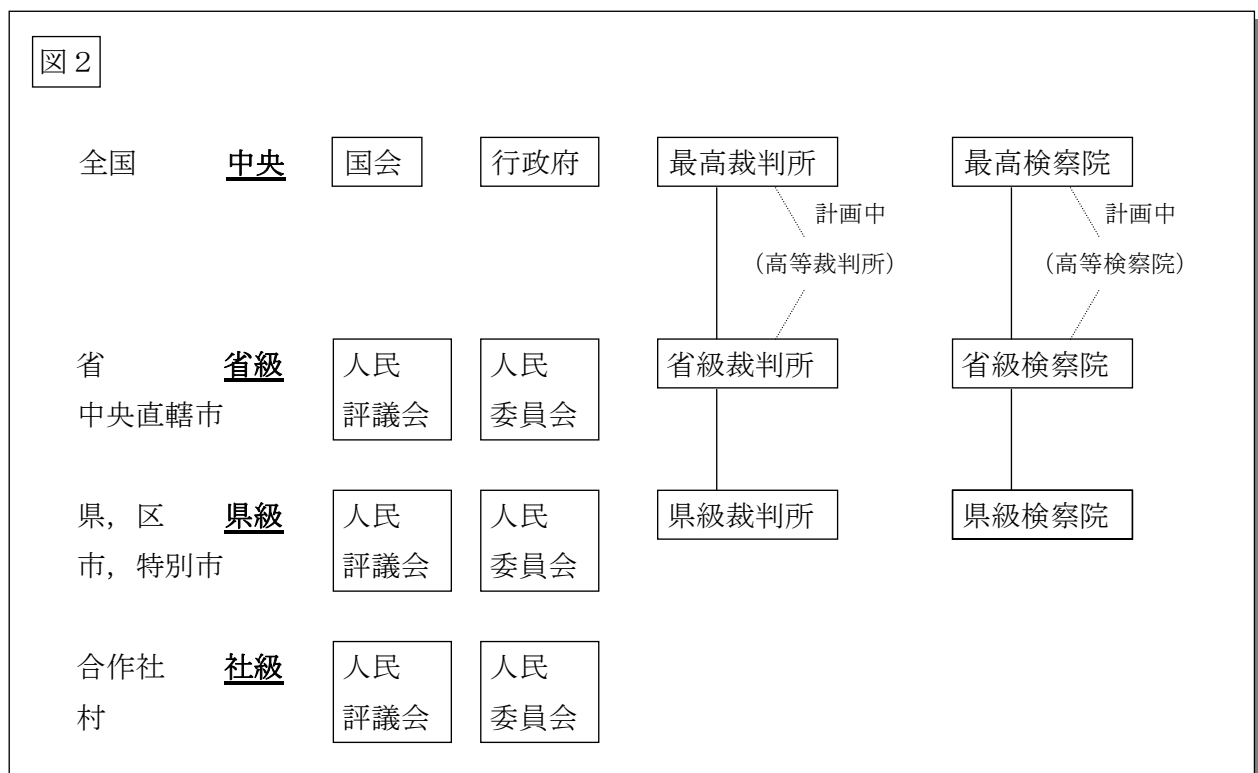
<sup>8</sup> つまり、検事総長は首相、最高人民裁判所長官と同格であり、ベトナム人民検察院の国家機構の中で占める地位は非常に高い。これは、来日するベトナムの検察官が異口同音に指摘するポイントである。

常任委員会は、国会を召集し、法律を解釈し、国会令を制定し、行政府・人民裁判所・人民検察院を監督するなど、非常に広範な権限を有している<sup>9</sup>。国会議長が常任委員会委員長を務め、委員は13名である。常任委員会のほか、法律起草委員会、予算委員会などの各種委員会があり、これらは国会により設置されるが、実質的には常任委員会の下にあつて常任委員会の職務執行を補佐していると考えられる。

行政府には、我が国と同様に中央省庁が設置されている。後述するように、ベトナムの刑事事件捜査を担当する主要組織は、最高人民検察院、公安省、国防省の三つであるが、公安省と国防省は行政府に属する。警察組織を統轄する役所は公安省である。

(2) ベトナム全土の統治制度（図2）

ベトナム統治制度の二つ目の特徴は、統治機構が中央から地方の村落に至るまで四つのレベルの階層構造を形成していることである。



最上位にあるのは中央政府であり、その構造は上記2(1)で紹介した。

それに次ぐのは省級レベルである。ベトナムには、我が国の都道府県に相当する行政単位として59の「省<sup>10</sup>」がある。それに加えて、人口の密集した大都会のうち特に規

<sup>9</sup> ベトナム憲法53条

<sup>10</sup> この「省」は2(1)で説明した中央省庁とは異なるものである。ベトナム語の原語では「ティン」と発音される。(ベトナム語には日本語にない母音、子音があり、かつ、6種類の声調があるので、ベトナム語の発音をカタカナで表現することは不可能である。説明の便宜のためあえてカタカナで表記している。以下同様である。)従来、日本の都道府県に相当するベトナムの「ティン」のことを、タイン・ホア省、クア・ニン省などのように「～省」と呼び習わしているのが、中央省庁と紛らわしいが「ティン」をも「省」と訳すことにした。

模の大きいハノイ、ハイフォン、ダナン、ホーチミン、カントーの5都市が「中央直轄市<sup>11</sup>」として省級レベルとされている。よって、ベトナム全土に64か所の省級レベル政府が存在する。

上から三番目のレベルは県級である。このレベルに属する行政地域は「県<sup>12</sup>」, 「区<sup>13</sup>」, 「市<sup>14</sup>」, 「特別市<sup>15</sup>」であり、いずれも「省」又は「中央直轄市」の内部で区分された地域である。県級レベルの地域は、ベトナム全国で538か所存在する<sup>16</sup>。最下位のレベルは社級であり、合作社、村などの地域<sup>17</sup>がこれに属する。

省級以下のレベルにおいては、人民の選挙で選出される人民評議会が中央レベルの国会に相当し、各人民評議会がその地域の人民委員会の委員を任免する。

議会や行政府ばかりでなく、人民裁判所と人民検察院もこの統治機構の階層構造に従っている。省級レベルには省級人民裁判所と省級人民検察院があり、県級レベルには県級人民裁判所と県級人民検察院がある。しかし、社級レベルには裁判所も検察院も設置されていない。社級レベルは規模が小さすぎて統治機関をすべて設置する実益がないのであろう。

ところで、リエン氏とトゥオン氏によれば、ベトナムでは司法改革の一環として2010年に人民裁判所と人民検察院の組織改革をすることを計画している。現在のベトナムの裁判制度は二審制であり、県級人民裁判所が原則的な第一審裁判所、省級人民裁判所が控訴審裁判所を務め、最高人民裁判所は監督審<sup>18</sup>を担当している。これを三審制に改め、省級人民裁判所と最高人民裁判所の間に複数の省を管轄地域とする人民裁判所（日本の高等裁判所に相当する。）を設置して上告審を担当させ、それに対応する人民検察院も新設するという計画である。もし実現されれば、二審制を三審制に改めるといって大きな意義があるのみならず、ベトナムの従来統治階層構造から外れて人民裁判所／検察院を設置するという意味でも、大きな改革になるであろう。

11 ベトナム語の原語は、「中央に直属する大都市」という意味である。

12 農村部の行政地域単位であり、ベトナム語の原語は「フェン」と発音する。日本の都道府県に相当する「省」の内部に「フェン」が存在するため、紛らわしいが、ベトナム語の原語を漢字表記すると（ベトナム語の語彙は中国語由来のものが多く、それらは漢字表記できる。）まさに「県」であるので、「県」と翻訳した。

13 中央直轄市の内部の行政地域単位である。ベトナム語の原語は「クエン」と発音し、漢字表記すると「郡」なのだが、大都市内部の地域単位なので「区」と意識した。

14 省（ティン）の内部で、交通の要地である等の理由で商工業が発達した地域であり、ベトナム語では「ティサア」と発音する。「市」は意識である。

15 「市」がさらに発展した都市。ベトナム語の原語は「省（ティン）に属する都市」という意味であり、「特別市」は意識である。

16 県級地域の規模を人口から考えると、ベトナムの総人口が約8千万人であるから、一つの県級地域の平均人口は約15万人となる。リエン氏によれば、(農村部の単位である) 県の人口は通常約10万人程度だが、山間部では千人程度であるなど、様々である。他方(大都会の単位である)区では、人口が数十万人に達する。

17 要するに、県、区、市、特別市の内部に存在する最小の行政地域単位である。

18 ソ連法の影響を受けた地域でよく見られる制度であり、既に法的効力を生じた裁判（日本の法律用語に置き換えて言えば、既に確定した裁判）を見直す審理手続である。事実認定を誤った判決も対象となる。

#### 4 ベトナムの捜査体制と刑事事件捜査手続

##### (1) ベトナムの主要捜査機関（図3，図4）

ベトナムの捜査機関は、事件の種類によって担当する機関／部署が細かく分かれている。この権限の細分化は、横の面と縦の面の双方において見られる特徴である。我が国の捜査機関の有する権限と比較してみると、その特徴が明確に浮かび上がる。

日本では、海上保安官、郵政監察官など一定の犯罪しか捜査する権限を有しない特別司法警察職員も存在するけれども、大多数の刑事事件は都道府県警察の警察官が捜査し、検察官に送致される。警察官は一般の司法警察職員としてあらゆる犯罪を捜査する権限を有している。したがって、海上保安官等の特別司法警察職員と警察官の間には、捜査権限の重複がある。検察官は、司法警察職員から送致された事件について補充捜査を実施して起訴／不起訴を決するが、その捜査権限は補充捜査のみに止まるのではなく、検察官自らが事件を認知して一から捜査するいわゆる「独自捜査」を実施することもできる。日本では、このように、警察官と検察官の両者間に犯罪捜査権限の重複がありながら、大多数の事件では、主として警察官が第一次的に捜査を実施し、検察官が補充的に捜査するという協力関係を築いている。また、日本の警察官であれば、その具体的な担当職務が何であろうと刑事事件において捜査権を持つ司法警察職員であるし、検察官はすべての犯罪を捜査する権限を有している<sup>19</sup>。

ベトナムの捜査体制は、かなり異なっている。ベトナムにおける主要な捜査機関は、公安の捜査機関、人民軍の捜査機関、最高人民検察院の捜査機関の三機関であるが、それぞれが捜査できる犯罪は限定されている。事件により、その捜査活動を行う機関が決まるという厳格な縦割りの制度なのである。しかも、その捜査機関の職員であればだれでも捜査権限があるということでもない。捜査担当部署に「捜査官」として任命され配置された者でなければ捜査することができない<sup>20</sup>。また、捜査された事件はすべてが検察院に送致され、検察院は捜査官の捜査を監督する権限があり、場合によっては検察院が捜査活動を実施することが可能であり、検察院に起訴／不起訴を決定する権限がある<sup>21</sup>。しかし、第一次的に捜査を実施するのは、その事件の捜査権限を有する捜査機関なのであり、検察活動を行う検察院には第一次捜査権限はないのである<sup>22</sup>。

<sup>19</sup> もちろん個々の警察官や検察官は配属庁の土地管轄、事物管轄の制約を受けるが、それは配属庁に伴う制約である。

<sup>20</sup> ベトナム刑事訴訟法35条、刑事捜査組織令29条以下。

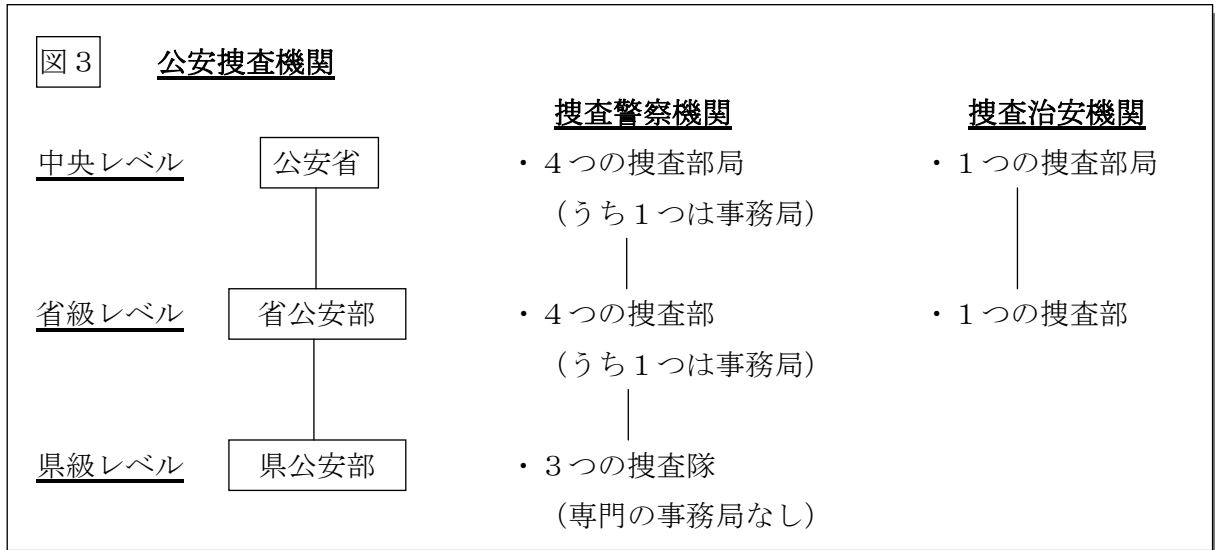
<sup>21</sup> ベトナム刑事訴訟法37条、112条。

<sup>22</sup> 日本の検察官の独自捜査を説明すると、ベトナムの検察官は「ベトナムの検察院も、司法官が司法活動を侵す犯罪については、独自に捜査する。」と発言することがある。しかし、これは、後述するように、司法機関の幹部が司法活動を侵す犯罪については、最高人民検察院に置かれた「捜査機関」が第一次捜査を行うという意味なのであり、日本の検察官の独自捜査とは全く異なる制度である。



以下、上記主要な三つの捜査機関の組織と権限を、具体的に見ていきたい。

まず、公安における捜査機関の概要を、図3に示す。公安内部には、捜査警察機関と捜査治安機関がある。捜査警察機関が管轄する事件は、主に一般刑事事件（汚職事件を含む。）であり<sup>23</sup>、捜査治安機関が管轄するのは主に国家の安全保障に関わる犯罪であって<sup>24</sup>、権限の重複はない。公安の両捜査機関とも、人民軍捜査機関及び最高人民検察院捜査機関が管轄する事件の捜査権限がない<sup>25</sup>。



公安の捜査機関には、前述の統治階層構造に従って、縦の組織構造がある。捜査警察機関は、中央レベルとして公安省内の4つの捜査部局<sup>26</sup>、省級レベルに省級公安部内の4つの捜査部<sup>27</sup>（全国では、4×64=256部）、県級レベルに県級公安部内の三つの捜査隊<sup>28</sup>（全国では、3×538=1,614隊）がある。捜査治安機関は、中央レベルに公安省内の一つの捜査部局、省級レベルに省級公安部内の一つの捜査部（全国では、1×64=64部）がある<sup>29</sup>。公安省内の一つの捜査部局は人員約200名、省級レベルの一つの捜査部は人員約60～70名である。各レベルの捜査機関が管轄する事件も法定され、権限が細分化されているが、上級庁は下級庁の管轄する事件を引き取って捜査することができるので、縦の関係の捜査権限配分は、横の関係において見られるほど厳格ではない<sup>30</sup>。

<sup>23</sup> ベトナム刑事捜査組織令11条

<sup>24</sup> 前同令12条。通貨に関する犯罪、ハイジャック、武器に関する犯罪、国家機密漏洩罪、不法入出国罪等が含まれる。

<sup>25</sup> ベトナム刑事訴訟法110条1項

<sup>26</sup> ベトナム刑事捜査組織令9条1項に規定する「社会秩序関連犯罪捜査警察局」（一般刑事事件を担当「経済管理秩序及び職業関連犯罪捜査警察局」（経済関係事件や汚職事件を担当）、「薬物関連犯罪捜査警察局」、「捜査警察機関事務局」である。

<sup>27</sup> 前同条2項。中央レベルの部局と同様である。

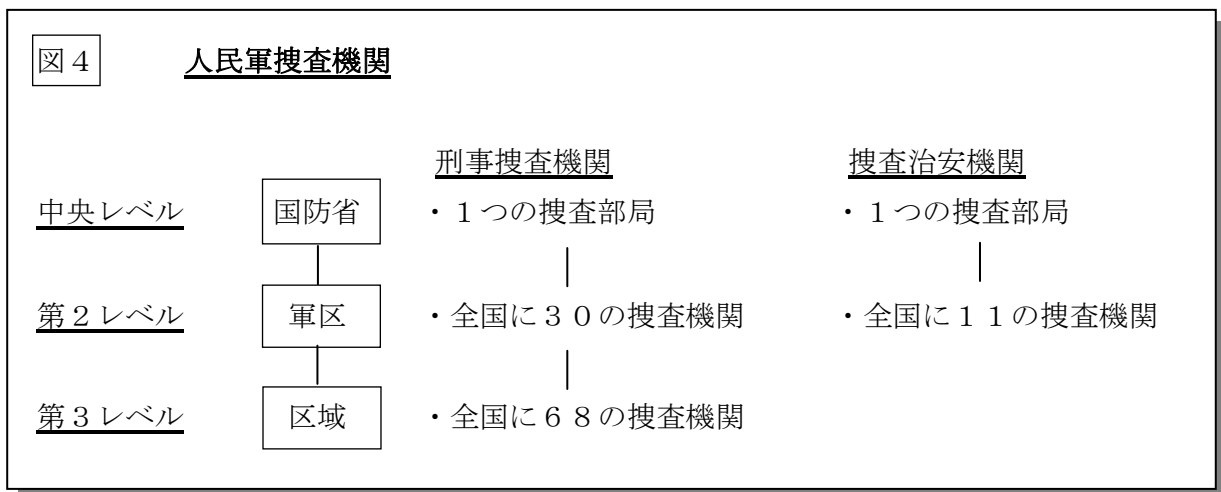
<sup>28</sup> 前同条3項。事務局がないことを除いて、中央レベル、省級レベルと同様である。

<sup>29</sup> ベトナム刑事捜査組織令10条は、公安省に「捜査部、作業部及び捜査治安機関事務局、省級レベルに「捜査隊、作業隊及び捜査治安機関補助機関」を置く旨規定するが、リエン氏及びトゥオン氏によれば、それぞれ公安省の一つの捜査局、省級公安部の一つの捜査部として構成されている

<sup>30</sup> 前同令11条、12条

続いて、人民軍における捜査機関の概要を図4に示す。人民軍の捜査機関が管轄するのは、軍事裁判所が裁判権を有する犯罪であり<sup>31</sup>、具体的には、軍人の犯罪及び軍基地／駐屯地内で発生した犯罪がこれに当たる。人民軍捜査機関は、刑事捜査機関と捜査治安機関に分かれている。この区分は公安捜査機関における捜査警察機関と捜査治安機関の区分とほぼ同じ基準でなされており<sup>32</sup>、両機関の捜査権限の重複はない。

人民軍捜査機関の縦の組織構造は、中央レベルのものは国防省内の捜査部局であり、刑事捜査機関、捜査治安機関ともに一つの捜査部局が置かれている。その次のレベルが管轄する地域は「軍区又はそれに相当する単位<sup>33</sup>」であり、第3レベルが管轄する地域は「区域<sup>34</sup>」である。人民軍刑事捜査機関と捜査治安機関の軍区レベル、区域レベルの捜査機関は、図4に示す数だけ全国に設置されている。人民軍捜査機関の組織内容の詳細は秘密にされている。



最後に最高人民検察院の捜査機関は、司法機関の幹部が行う司法活動を侵害する犯罪を捜査する権限を有する<sup>35</sup>。言い換えると、捜査官、検察官、裁判官ら刑事事件、民事事件処理の手續を執行する機関の幹部<sup>36</sup>がその手續執行中に起こした事件を専門に捜査する。これらの事件のうち、軍事裁判所が管轄するものは中央軍事検察院捜査機関が捜査し、それ以外の人民裁判所が管轄する事件は最高人民検察院捜査機関が捜査する<sup>37</sup>。

もともと、中央軍事検察院は最高人民検察院の組織の一部なので、最高人民検察院の

<sup>31</sup> ベトナム刑事訴訟法110条2項

<sup>32</sup> ベトナム刑事捜査組織令11条、12条、15条、16条参照。

<sup>33</sup> 前同令13条2項、14条2項など参照。なお「軍区」のベトナム語原語は「クエン・ク」と発音され、漢字表記がまさに「軍区」である。

<sup>34</sup> ベトナム刑事捜査組織令13条3項、15条1項など参照。ベトナム語原語は「ク・ヴック」と発音され、その漢字表記が「区域」である。

<sup>35</sup> ベトナム刑事訴訟法110条3項

<sup>36</sup> 「幹部」について、後述5(6)参照。

<sup>37</sup> ベトナム刑事捜査組織令18条

組織には、司法機関の幹部が司法活動において起こした事件のうち人民裁判所が管轄する事件を捜査する「捜査局」と、軍事裁判所が管轄する事件を捜査する「中央軍事検察院捜査部」の二つの捜査部局があると言うことができる。現在の「捜査局」の職員数は26名、「中央軍事検察院捜査部」の職員数は8名である。

最高人民検察院の捜査機関は、公安、人民軍の捜査機関と異なり下級庁を持たない。

2002年までは下級の検察院にも捜査部局があったが、最高人民検察院の捜査部局に一本化された<sup>38</sup>。

## (2) ベトナムの捜査手続 (図5, 図6)

上記4(1)において、ベトナムの三つの主要捜査機関について説明した。このほか、ベトナムには制約された捜査活動を行う機関が存在するので、その説明をしたいが、その前提として、ここでベトナムの刑事事件捜査手続の特徴を平易に解説しておきたい。

ベトナムの事件捜査の一つの特徴は、「刑事事件の立件<sup>39</sup>」、「被疑者の立件」という手続があることである。刑事事件の立件手続は、ベトナム刑事訴訟法100条以下に規定されている。要は、捜査の端緒を得たときに刑事事件として認知することである。これに対して同法126条の規定する「被疑者の立件」は我が国の知らない手続である。これは、犯人である嫌疑が強くなった者に対して、捜査権限を有する機関が「これから誰々を被疑者として捜査の対象とする。」旨を明示的に決定する手続である。捜査機関は、被疑者を立件する決定をしたときは直ちに被疑者にその旨を通知し、写真を撮影するなどして被疑者の個人記録を作成する<sup>40</sup>。

身柄拘束に関する処分として、我が国には逮捕と勾留があるのに対し、ベトナムには「逮捕」、「勾留<sup>41</sup>」のほか「暫定留置<sup>42</sup>」の制度がある上、日本法の用語と同じ「逮捕」、「勾留」の訳語を当ててはいるが、身柄拘束期間などの処分内容や制度設計が日本とは相当に異なっている。

<sup>38</sup> おそらく、2003年の刑事訴訟法改正時に組織改編があったのだろう。

<sup>39</sup> 「立件」と訳したベトナム語の原語は「コオイ・トー」と発音され、漢字表記すると「起訴」である。前述したようにベトナム語の語彙には漢字表記できるものが多いが、同じ漢語を日越で異なる意味に用いる例も多く、注意を要する。日本語の「訴訟」は裁判所の紛争解決手続を意味するが、ベトナム語の「トー・トゥン」（漢字表記で「訴訟」）は、事件処理に向けた国家機関の手続一般を意味しており、「コオイ・トー」は「手続を開始する」という意味のようである。そこで、「立件」と意識した。

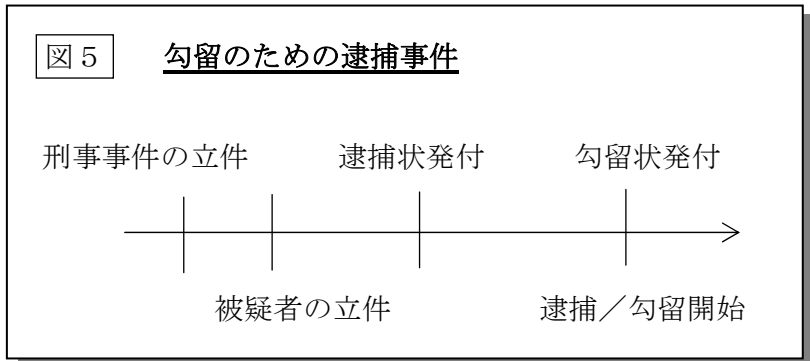
<sup>40</sup> ベトナム刑事訴訟法126条3項・6項

<sup>41</sup> ベトナム語の原語は「タム・ザー」と発音し、「一時的に獄につなぐ」という意味である。「勾留」は意識である。

<sup>42</sup> 原語は「タム・ジュ」が発音し、「一時的につかんでおく」という意味である。「暫定留置」は筆者の造語であり意識である。

まず、ベトナムでは、逮捕状、勾留状は、裁判所ばかりでなく、検察院や捜査機関も発付することができる<sup>43</sup>。暫定留置を決定できるのは、捜査機関である<sup>44</sup>。

ベトナムの通常の逮捕は、被疑者を「勾留」するために行われ<sup>45</sup>、ベトナムの「勾留」は、被疑者が捜査、起訴、裁判を困難にし又は犯行を継続することを防止するため、及び判決の執行を確認するための「予防措置」の一つとして行われる<sup>46</sup>、被疑者の身柄を拘束する処分である。



つまり、図5に示すように、刑事事件として立件し、嫌疑の強い者を被疑者として立件した後に、その被疑者について罪証隠滅や犯行継続等の虞があつて身柄拘束の必要があると認められるときに被疑者を逮捕し、それに引き続いて勾留するのである。捜査のための勾留期間は、事件の難易・軽重により異なるが、最短で2か月間、最長では20か月である。

被疑者が逃亡し又は所在不明であるときは、逮捕状ではなく指名手配状が発付される<sup>47</sup>。日本では、指名手配された犯人は逮捕状によって逮捕されるのであるが、ベトナムでは、指名手配された犯人は、現行犯人と同様にだれでも逮捕することができる<sup>48</sup>。そうになると、ベトナムで通常逮捕がなされるのは、被疑者の所在が明らかであり、かつ、勾留による身柄拘束が必要と思料される場合に限られることになる。このように解すると、いったん被疑者を通常逮捕しなくとも、勾留状を発付しておいてそれに基づいて被疑者の身柄を拘束すればいいのではないかと、逮捕状による逮捕は無駄な手続ではないかとの疑問が生じる。しかし、被疑者を逮捕した後に刑事訴訟法88条2項に規定する勾留できない事情<sup>49</sup>が判明し、勾留以外の予防措置をとらざるを得ない場合もありうるだろうから、逮捕状による逮捕を勾留に先行させることがいちがいに無駄な手続とも言えないであろうし、ベトナムにも逮捕前置主義の要請があるのかもしれない。もっとも、逮捕状による逮捕と勾留状発付／執行の手続がどのようにつながるのかについて刑事訴訟法に規定がないので、何らかの立法的手当が必要ではないかと思われる。

<sup>43</sup> ベトナム刑事訴訟法80条1項、88条3項。捜査機関が逮捕状、勾留状を発付したときは、執行前に検察院の承認を要する。実務では、逮捕状・勾留状のほとんどは捜査機関及び検察院により発付されているであろう。

<sup>44</sup> ベトナム刑事訴訟法86条2項・81条2項。ただし、検察院の承認を要する（同86条3項）。

<sup>45</sup> 前同法80条

<sup>46</sup> 前同法79条

<sup>47</sup> ベトナム刑事訴訟法161条

<sup>48</sup> 前同法82条

<sup>49</sup> 被疑者が妊娠中であるとき、生後36か月未満の幼児を養育する女性であるとき、虚弱な老人であるとき、重病であるとき。ただし、一定の例外がある。

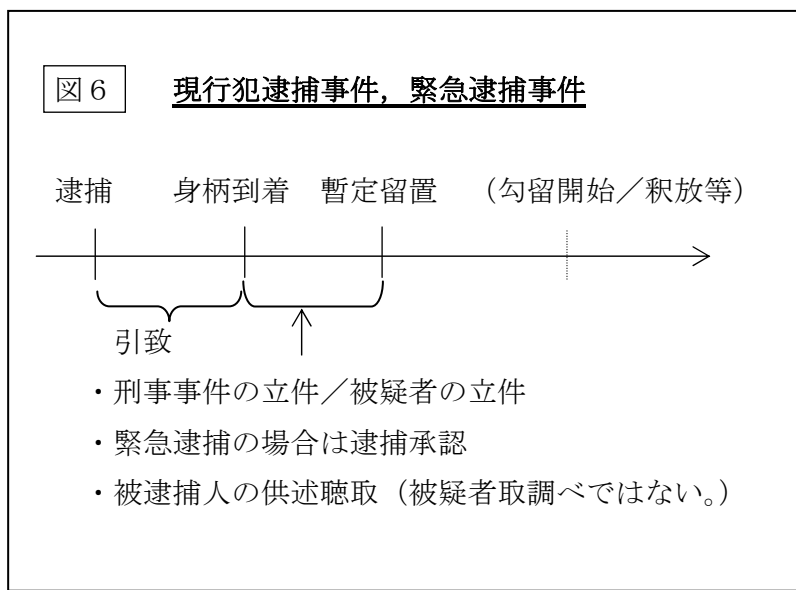
ベトナムにも現行犯逮捕<sup>50</sup>と緊急逮捕<sup>51</sup>がある。現行犯逮捕は日本のそれと類似である。他方、ベトナムの緊急逮捕は、捜査機関の長官らが逮捕状を発して行うし、罪質の非常に重い犯罪を敢行する準備をしている者を犯行前に逮捕できるなど我が国の緊急逮捕と相当に異なる制度である。あえて

類似点を探せば、緊急逮捕後直ちに検察院の承認を得なければならず、その承認が得られなければ被逮捕人を釈放しなければならない点は我が国の緊急逮捕と似通っていると言えなくもない。

ベトナムにおいて現行犯逮捕事件と緊急逮捕事件の特徴は、前述した「刑事事件の立件」及び「被疑者の立件」がまだなされないまま、事件の犯人と目される者が逮捕されることである<sup>52</sup>。そこで、逮捕後に立件手続が行われることになる。この場合の手続の流れを図6に示す。

逮捕された者は管轄捜査機関に引致される。緊急逮捕の場合は、捜査機関は直ちに検察院に通知し、検察院は通知を受け取ってから12時間以内に緊急逮捕の承認／不承認を決定する。捜査機関は、直ちに刑事事件立件と被疑者立件の手続をとることになる<sup>53</sup>。

また、捜査機関は、逮捕された者を受け取ってから24時間以内に、その者の供述を聴取して<sup>54</sup>、暫定留置するか否かを決定しなければならない<sup>55</sup>。暫定留置とは、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者、指名手配されて逮捕された者らに適用できる身柄拘



<sup>50</sup> ベトナム刑事訴訟法82条

<sup>51</sup> 前同法81条

<sup>52</sup> 緊急逮捕事件の場合には、刑事事件を立件済みであることも理論上ありうるが、実際的には、現場において犯罪準備行為を現認し、又は過去の未立件の犯罪行為の痕跡を発見し、直ちに犯人と目される者を逮捕することが多いであろう。そして、立件のないまま逮捕する点で、「緊急」逮捕と呼ばれるのであろう。

<sup>53</sup> 刑事訴訟法に明文の規定はないが、100条1号・4号、126条1項の規定から当然に立件手続がとられるであろう。

<sup>54</sup> この「供述聴取」はベトナム語の原語では「レイ・ロイ・カアイ」と発音する。被疑者の「取調べ」は、原語では「ホイ・クン」と発音される用語であり、区別されている。「レイ・ロイ・カアイ」は、被害者や目撃者など被疑者以外の者から事情を聞く行為を指すときにも使われている。したがって、我が国の弁解録取とも異なり、一般的に供述を聴取することを意味すると思われる。なお、後述5(4)参照。

<sup>55</sup> ベトナム刑事訴訟法83条1項

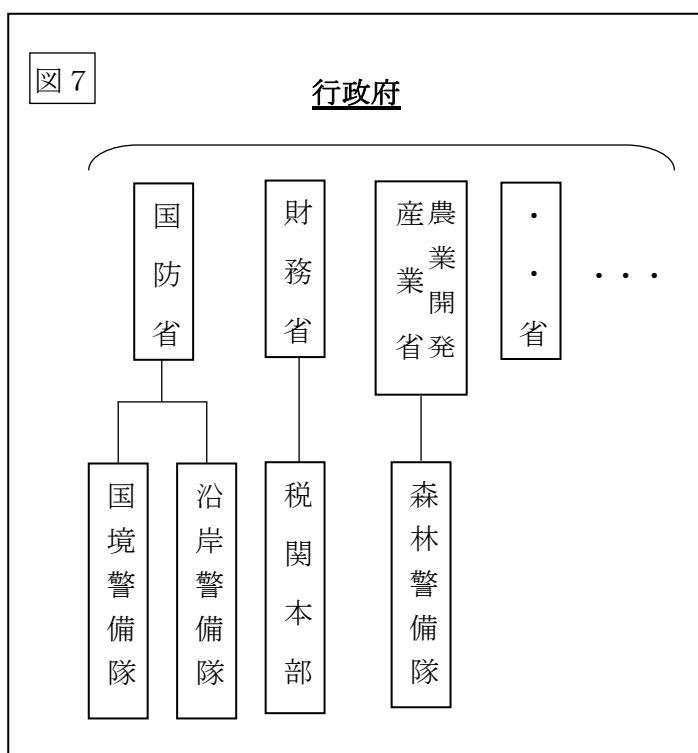
束処分であり<sup>56</sup>捜査機関が決定するが、1 2 時間以内に検察院に通知して承認を得なければならない。暫定留置の期間は原則 3 日間であり、3 日間ずつ 2 回までの期間延長が可能である<sup>57</sup>。つまり、最長では 9 日間である。逮捕後に刑事事件立件と被疑者立件を行う事件では、事前の証拠収集が行われていないため、被逮捕人の身柄拘束を短期間継続し、その間に捜査機関が必要な証拠収集活動をする。そして、被疑者の勾留その他の予防措置をとるか否か決定するのである。

指名手配された者は、現行犯人と同様に、だれでも逮捕することが許されている。しかし、現行犯逮捕の場合と異なり、指名手配の前に必ず刑事事件立件と被疑者立件が済んでいる<sup>58</sup>。そこで、指名手配犯が逮捕された旨の通知を受けた指名手配を発した機関は、直ちに勾留状を発する。もし指名手配を発した機関が被逮捕人を直ちに受領できない場合は、被逮捕人の引致を受けた最寄りの捜査機関が被逮捕人を暫定留置する<sup>59</sup>。

### (3) 制限された捜査権限を有する機関 (図 7)

4 (1)に引き続き、ベトナムのその他の捜査機関を紹介したい。

前述した公安捜査機関、人民軍捜査機関、最高人民検察院捜査機関はベトナムの主要な捜査機関であり、管轄する事件であれば最初から最後まで捜査活動を行う権限を有している。この三機関ほどではないが、ある程度の捜査権限を有する機関が存在する。それは、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊(以下まとめて「国境警備隊等」と総称することがある。)である。これらはいずれも



<sup>56</sup> ベトナム刑事訴訟法 7 9 条によれば暫定留置は被疑者又は被告人に適用される予防措置の一つであるから、暫定留置決定をするには被疑者立件を済ませなければならないようにも見える。しかし、他方、同法 8 6 条 1 項は、緊急逮捕された者、現行犯逮捕された者等に暫定留置を適用する旨規定し、8 7 条 3 項は暫定留置中に被疑者立件の根拠不十分な場合を規定する。結局、被疑者立件と暫定留置決定の先後関係は、条文からは不明と言わざるを得ない。

<sup>57</sup> ベトナム刑事訴訟法 8 7 条

<sup>58</sup> 細かい点であるが、逮捕された指名手配犯人について、その者を受領した捜査機関は供述を聴取する旨規定されており(ベトナム刑事訴訟法 8 3 条 2 項 1 段)、ここでも「レイ・ロイ・カァイ」が使われている。指名手配犯人は既に被疑者として立件されているはずなのだから、この場合には「ホイ・クン」(取調べ)でもいいのではないかと思う。人違い逮捕もあり得るので、被逮捕人から最初に事情を聞くときは常に「レイ・ロイ・カァイ」であり、被逮捕人が指名手配犯人であることが確認された後の取調べが「ホイ・クン」なのであろうか。

<sup>59</sup> ベトナム刑事訴訟法 8 3 条 2 項 2 段・3 段

ベトナムの行政府に属する機関であり、国境警備隊と沿岸警備隊は国防省に、税関は財務省に、森林警備隊は農業開発産業省に設置されている（図7）。

国境警備隊等は、勾留のための逮捕、勾留、緊急逮捕、暫定留置を決定する権限を有していない。したがって、被疑者の身柄拘束が必要な罪質の重い事件や複雑な事件については、単独で捜査を遂げることができない。そこで、所管する領域内でそのような事件が発生した場合には、国境警備隊等は、刑事事件を立件し、現場検証や捜索等の初期捜査活動を行うものの、事件立件決定から7日以内にその事件を管轄捜査機関へ送致しなければならない<sup>60</sup>。

他方、被疑者の身柄拘束を要しない簡易な事件については、国境警備隊等に捜査活動を貫徹させることとされた。すなわち、犯行が現認され、証拠関係と犯人の身上が明白な重大でない事件については、国境警備隊等は刑事事件を立件し、被疑者を立件し、必要な捜査を遂げて捜査を完了し、事件立件から20日以内にその事件を管轄検察院に送致する<sup>61</sup>。犯行が現認された事件であるので、国境警備隊が犯人を現行犯逮捕することもできるが、暫定留置や勾留の決定権限はないので国境警備隊等の判断で身柄拘束を続けることはできない。結局、犯人の身上が明らかで逃亡の虞のない罪質軽微な事件であれば犯人を釈放し、国境警備隊等が捜査を完遂するのである。

#### (4) さらに制限された捜査権限を有する機関

ベトナムでは公安（日本で言えば「警察」）の職員が皆捜査権限を有するわけではなく、公安の中でも捜査を担当する捜査部局に配属された捜査官のみが捜査権限を有することは前述した。しかし、公安においては様々な部署で日常的な行政警察活動を行っており、その中で刑事事件の捜査の端緒を得ることは多いと思われる。そのようなときに、捜査担当部局の捜査官でなければ一切の捜査権限がないとするのは非常に不便であり実際的ではない。

この問題を解決するため、ベトナムでは、公安と人民軍の一定の部署については、それぞれの機関が管轄する犯罪について捜査の端緒を得たときには、刑事事件を立件し、現場検証や捜索差押え等を行うなどのある程度の捜査権限を与えた。これらの部署に初期捜査活動を実施させ、事件決定から7日以内に事件を管轄捜査機関に送致させることとしている<sup>62</sup>。

<sup>60</sup> ベトナム刑事訴訟法111条1項b号、刑事捜査組織令19条1項b号・20条1項b号・21条1項b号・22条1項b号。

<sup>61</sup> ベトナム刑事訴訟法111条1項a号、刑事捜査組織令19条1項a号・20条1項a号・21条1項a号・22条1項a号。

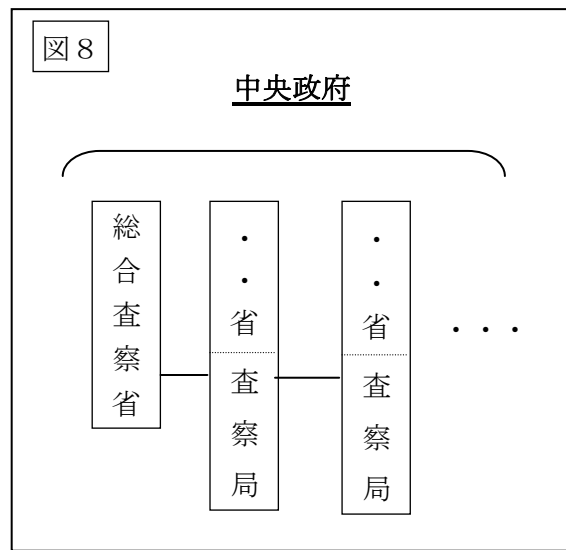
<sup>62</sup> ベトナム刑事訴訟法111条2項、刑事捜査組織令23条項・24条1項・25条1項。

(5) 査察機関 (図8)

ベトナムには、査察<sup>63</sup>機関と呼ばれるものがある。捜査機関ではないけれども、捜査機関と紛らわしいので説明を加えておきたい。査察機関は、公務所／公務員が適法に業務を遂行しているか監察する機関である。

図8に示すように、中央政府には総合査察省が設置されている上、各省庁の内部にも査察を担当する部署が置かれ、総合査察省と連携している。

査察機関がその業務において捜査の端緒を得たときには、捜査機関又は検察院に対して情報を提供し、刑事事件として立件することを提案する<sup>64</sup>。



5 ベトナム刑事訴訟法と刑事捜査組織令の翻訳上の留意点

外国法の翻訳は困難な作業であるが、特にベトナム法の場合は、訳語の選択が難しく感じる。原語が法律用語ではなく日常用語として用いられているのではないかと、原文の意義が明確でないのではないかと感じられることがしばしば発生するからである。おそらくベトナムでは法律上の概念が未発達であり、法律用語が育っていないのであろう。

このたびベトナム刑事訴訟法、刑事捜査組織令を和訳する手法として、まずベトナム国内で発行されている英訳を利用しながら粗訳を作成し、それをベトナム語の原典と照合して修正するやり方をとった。その照合作業のリード役を大阪外国語大学大学院のチャン・ティ・ヒエン氏にお願いし、膨大な訳文を丹念に検討して多くの部分を訳し直していただいた。また、ベトナム語の個別の単語の意義や問題となる文脈の意義について、ヒエン氏のほか同大学の住村欣範助教授から貴重な示唆をいただいた。本稿で解説しているベトナム語の意義は、ほとんどすべてがヒエン氏及び住村氏のご教示によるものである。両氏のご協力がなければ、これほど短時間で和訳が一応の完成を見ることはなかったであろう。この誌面を借りて、両氏に心から御礼を申し上げたい。

もっとも、最終的な訳語や表現の選択は筆者が行っており、誤訳はすべて筆者の責任である。この和訳では、できる限り意識を避けて逐語的に翻訳するという方針を採った。法令の条文は、具体的事実への適用の有無を検討する際に解釈の問題が生じるが、条文を意識して原語の文言から離れてしまうと、とんでもない誤った解釈を発生させる虞があるからである。他方、逐語的に翻訳しているため、読み返してみるとベトナム語が含意する意味を十分に表現できていない箇所や、訳語の逐語的な選択にとらわれて日本語としてかえ

<sup>63</sup> ベトナム語の原語は「ティン・チャー」と発音し、漢字表記は「清查」である。「査察」は意訳である。

<sup>64</sup> ベトナム刑事訴訟法26条2項



って意義が分からなくなっている箇所が多々見受けられる。そこで、本稿の最後に、翻訳にまつわる問題点のうち主要なものを書き記しておきたい。

#### (1) 日本の法律用語の借用

翻訳の対象が刑事手続に関する法律であることから、日本の刑事手続に関する法律用語を多数借用している。しかし、手続の構造が日本とベトナムで異なることもあって、これらの用語は必ずしも日本で使われている意味と同じではない。前述4(2)「ベトナムの捜査手続」で説明したように、例えば、「緊急逮捕」は、ベトナムでは「緊急逮捕状」に基づいて執行されるなど日本の制度と異なるし、「勾留」の期間も日本とは全く異なる。しかし、相違点ばかりを気にすると、日本語の法律用語に置き換えることができなくなってしまう。そこで、専門用語の具体的内容に相違が多いことは理解した上で、日本人が読んで分かりやすいことを念頭に、日本の制度と似ている制度の訳語には、日本の法律用語を借用することとした。

#### (2) 日本の制度にはない刑事手続の用語の選定

これも前述4(2)で説明したように、ベトナムでは、現行犯逮捕や緊急逮捕などの後、勾留とは異なる短期間の身柄拘束の制度がある。これは日本にはない制度で対応する日本の法律用語が見あたらず、「暫定留置」と造語した(ベトナム刑訴法86条等参照)。

また、将来の罰金刑や没収の執行のために被疑者から財産管理権を奪うという制度があり、刑執行のための保全処分であると理解されるが、これは「財産の留置」と意識することにした(ベトナム刑訴法146条等参照)。

他国の法令訳語を借用した例として、被疑者・被告人の出頭を確保するなどの目的で、それらの者の親族や所属先に保証させるという制度がある(ベトナム刑訴法92条)。この制度をベトナム語では「バオ・リン<sup>65</sup>」と呼び、「責任をもって確保する」というのが字義通りの意味なのだが、1996年中華人民共和国刑事訴訟法に類似の制度があり、それを「立保証」と意識している例があった<sup>66</sup>ので、その訳を借用させていただいた。

#### (3) 「要求」, 「提案」, 「建議」, 「鑑定意見要求」

ベトナム手続法で頻出の用語に「ユウ・カウ」と発音される語がある(漢字表記すると「要求」である<sup>67</sup>)。日本の法律用語であれば、「請求」・「請求する」, 「申立て」

<sup>65</sup> ベトナム語の発音をカタカナ表記することの問題について、注10参照。

<sup>66</sup> 1996年中華人民共和国刑事訴訟法の和訳は、ジュリスト1109号62頁に掲載されている。同法の特徴、翻訳上の問題について、同43頁、松尾浩也「中国の刑事訴訟法について」参照。

<sup>67</sup> ベトナムの語彙には漢字表記できるものが多いこと、漢字表記が同じでも日本語とは意味が異なる場合があることについて、注12、39参照。

・「申し立てる」と言うような場面において、「ユウ・カウ」が使われる。つまり、日本の法律用語の「請求」と「申立て」の区別はベトナムにはないし、日本では「請求」の中でも「訴訟上の請求」となると特別な意義を有する専門用語となるが、ベトナムにはそのような概念はない。「ユウ・カウ」は、一般的に、何らかの権利や権限に基づいて相手方に一定の行為を求めることを意味している。そこで、「ユウ・カウ」はすべて「要求」・「要求する」という訳語を当てた。<sup>68</sup>

「ユウ・カウ」と対照的な用語が「デ・ギ」（漢字表記は「提議」）と発音される語である。この語は、権利や権限に基づかないで相手方に一定の行為を求めることを意味している。「デ・ギ」は一律に「提案」・「提案する」と訳した。

ところが、同じように権利・権限に基づかずに相手方に一定の行為を求める場合であっても、「ケン・ギ」（漢字表記は「建議」）という語が使用されている場合がある。

「ケン・ギ」は、何かを非難するような場合や、相手方と共同で何かをやらうともちかける場合に使われる語である。これに対応するいい日本語を思いつくことができず、

「ケン・ギ」は一律に「建議」・「建議する」と訳している。日本語の「建議」は「上役に対して意見を述べる」という意味であり、厳密に考えると誤訳に近いことは覚悟の上、「デ・ギ」とは異なることを明らかにしておきたかった。

「ユウ・カウ」に関連し、鑑定を囑託する場合に限って、ベトナム法では、「チュン・カウ」という語を使用している。これは、要求行為のなかでも、特に「尋ねて答えを求める。」という意味を持っている。そこで、「チュン・カウ」が使用されている部分では、「(鑑定)意見要求」・「(鑑定)意見を要求する」と意識することにした。

#### (4) 「陳述」, 「供述」, 「供述の聴取」, 「取調べ」

和訳で「陳述」としている部分の原語は、「チン・バイ」と発音される用語である。

これは、辞書的な定義では「他人が分かるように、明確かつ具体的に述べること、又は示すこと」という意味である。必ずしも人が口頭で述べることに限定されないが、この用語が使用されているのは人が口頭で述べる場面であると判断し、一律に「陳述」の訳語を当てた<sup>69</sup>。

和訳で「供述」と訳した原語は、「カァイ」又は「ロイ・カァイ」と発音される用語である。この言葉は、「自分が体験した事実、知っている事実を話すこと、又は書くこと」という意味があり、「人に知られたくない秘密を言う」というニュアンスを持つことがある。また、「チン・バイ」と異なり、他人が分かるように詳しく言うのではなく、

<sup>68</sup> なお、ベトナム刑事訴訟法の和訳には「異議申立て」、「不服申立て」などの語を使用しているが、この「申立て」の原語は「ユウ・カウ」とは関係ない。「異議申立て」の原語は「カァン・ギ」（漢字表記は「抗議」）と発音し「不服申立て」の原語は「キウ・ナイ」と発音する。いずれも意識であり、日本語の言い回しとして「申立て」の語を付した。

<sup>69</sup> 唯一の例外が、刑法248条1項第2段の「記述」である。この原語は「チン・バイ」なのだが、主語が「判決」なので「記述」と訳した。含意は、「明確かつ具体的に示す」ことである。

「端的に事実を言う」というニュアンスがある。ベトナム刑訴法の中では、「カァイ」又は「ロイ・カァイ」は質問に対する回答の形式で提示されたものであることを窺わせることが多い。

ところで、ベトナム刑訴法の和訳48条2項c号及び49条2項c号に「供述を陳述すること。」という語句がある。日本語だけ読むと何のことやら分からない表現になってしまったが、お察しのとおり、この部分は原語の「チン・バイ・ロイ・カァイ」を逐語訳したものである。つまり、「事実について他人が分かるように具体的に述べる。」というのがこの部分の含意であり、日本語でこなれた表現にするならば「事実をつまびらかにする。<sup>70)</sup>」という訳があてはまる。

「供述」に関連し、「供述の聴取」という訳語の問題がある。これに対する原語は「レイ・ロイ・カァイ」と発音され、「供述を聴取する」に止まらず「聴取して書面に書き留める」というニュアンスを持っている。したがって、「供述の聴取」ではなく「供述の録取」と訳すべきかもしれない。また、ベトナム刑訴法は、捜査段階で被疑者の供述を聴取する場面では、「ホイ・クン」又は「ホイ・クン・ビ・カン」<sup>71)</sup>と発音される語句を使っている。辞書的な定義では、「ホイ・クン」のみで「『レイ・ロイ・カァイ』の目的で被疑者に質問すること」という意味がある。「ロイ・カァイ」と「ホイ・クン」を区別するために、「ホイ・クン」には「(被疑者の)取調べ」という訳語を当てたが<sup>72)</sup>、ここでも「聴取して書面に書き留める」というニュアンスがあるので、「被疑者の取調べ及び供述録取」と表現する方が正確かもしれない。

#### (5) 「意見」, 「見解」, 「観点」

ベトナム語で「イ・キェン」と発音される語(漢字表記では「意見」)については、すべて「意見」と和訳した。日本語の意見と同じ意味と思われる。これとよく似た概念であるが、「ニャン・セット」という発音の語が使われている場面がある。「ニャン・セット」は、単なる意見ではなく、「与えられた資料を咀嚼して、頭の中で考えて提出する考え」という意味がある。そこで、必ずしもぴったりの訳語ではないが、「イ・キェン」と区別するため、「ニャン・セット」には「見解」という語を当てた。例えば、現場検証に関するベトナム刑訴法213条第1段第2文を「検察官、弁護士及び公判期日の他の参加人は、犯行現場又は事件に関連する他の場所に関して見解を陳述する権利を有する。」と訳したが、ここでの「見解」の含意は、「犯行現場や他の場所を実際に見分して抱いた心証」のことであり、「他にも検証すべき場所がある。」などという意見は含まれない。

<sup>70)</sup> 住村助教授の示唆される表現である。

<sup>71)</sup> 「ビ・カン」が「被疑者」を意味する。

<sup>72)</sup> ベトナムの一般大衆には、「ホイ・クン」という言葉は、捜査官の厳しい追及を、連想させるらしい。

ベトナム刑法37条1項<sup>dd</sup><sup>73</sup>号, 247条, 282条2項第2段の三か所にのみ, 「クァン・ディエム」と発音される語(漢字表記では「観点」)が使用されている。この語は「その人の立場での意見」という意味である。日本語の「観点」とは意味が異なるけれども, 「イ・キェン」, 「ニャン・セツト」と区別するために, ベトナム語の漢字表記をそのまま借用して「観点」と訳した。

(6) 「行政機関」, 「幹部」

和訳において何度か登場する「行政機関」に対応する原語は, 「チン・クェン」と発音される語(漢字表記では「政権」)である。この「チン・クェン」の辞書的な定義は, 「国家事業を各レベルにおいて調整, 管理する機構」なのだが, 具体的に何を指しているのか, 実はよく分からない。この語が用いられている文脈では, 人民委員会のことを意味しているのではないかと考えたので, 「行政機関」(前述3(2)参照)と訳したが, 日本人のイメージする行政機関とは異なる機関を意味している可能性がある。

ベトナム刑法110条3項, 307条1項, 刑事捜査組織令18条1項の和訳に「幹部」という語が見える。これに対応する原語は「カン・ボ」と発音する語(漢字表記では「幹部」)であり, まさに「幹部」と訳すほかない語である。しかし, この語が当該機関においてどんな範囲の職員を指すのか, 具体的な基準は明らかでない。

以上, アット・ランダムに翻訳に関する問題点を列挙した。紹介したのは筆者が主要な問題点と考えたものにすぎず, このほかにも注意した点はいくつかあるし, 見落とししている点も多数存在するに違いない。読者諸兄の御指摘を得ながら, さらに完成度の高い和訳に仕上げていきたいと考えている。

---

<sup>73</sup> ベトナム語のアルファベットは, a, b, c, d, ḍ, e, g, h, i, k, l, …と続く。このうち ḍ を“dd”と表記している。また, f, jが存在しないことに注意。

## 講演録

### 「ベトナム刑事捜査組織令」

～第1部～

日時：平成17年7月8日（金）  
10：00～12：30  
14：00～17：00

場所：大阪中之島合同庁舎  
4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所  
所長ゴー・クエン・リエン氏

ベトナム最高人民検察院検察部副部長  
ヴ・チョン・トゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官6名  
大阪地方検察庁検事1名

通訳

チャン・ティ・ヒエン氏

（司 会）

本日は、ベトナム最高人民検察院のリエン理論研究所長にベトナムの刑事捜査組織令について発表していただきます。一緒にお越しいただいている最高検察院のトゥオン副部長においても、リエン所長のサポートをされるとうかがっております。配布資料として配布しておりますのは、ベトナム刑事捜査組織国会令、ベトナム刑事訴訟法、ベトナム刑法の各翻訳ですが、いずれも仮訳でございますこと御容赦ください。

それから本日の発表におきましては、発表の途中でも随時質問をして疑問点を解明しながら発表を進めていくことについてリエン所長の御了解を得ております。

それでは、リエン所長、よろしく申し上げます。

（リエン）

皆様こんにちは。今日私は、ベトナムの刑事法律制度について皆様に紹介できることを大変うれしく思っています。数日前から私は、国際協力部の教官から日本の捜査機関につい

て教えていただきました。私から考えると、日本の捜査機関とベトナムの捜査機関の組織について、共通点があると感じます。しかし、相違点があるとも感じます。違うのは多分、それぞれの国の組織権が違うからだと思います。それから、それぞれの国々の法律・文化が違うからです。

しかし、どんな国の法律でも、自分の国の実際の問題に従って構成しないと行けないと思います。

私の発表にも不明な点がありましたら、是非遠慮なく御質問ください。

今日、私はベトナムの刑事捜査機関について発表しますが、まず、私はベトナムの国の権限及び国の組織について説明したいと思います。

皆様も御存知のように、ベトナムのすべての権利と主権は、すべて国民のものであります。

ベトナムの国家権力は、集中しています。

分別されていません。しかし、実際では、協力し合って問題解決をしています。例えば、日本では三権分立ですけれども、ベトナムでは、行政・立法・司法が一致しております。

日本や他の世界の国々と違うのは、ベトナムでは三権分立ではないということです。ですから、ベトナムの国のシステムの機能と日本や他の世界の国々とを比べれば、かなり違います。

例えば、日本や他の世界の国々では、検察官の公訴権は司法省に付属しています。しかし、ベトナムでは、最高人民検察院長はベトナムの国会に任命されます。

ベトナムの最高機関は国会であり、つまりは議院です。ベトナムの特徴として、国会はひとつであり、議院がひとつしかないことが挙げられます。国会には国会常任委員会と国を直接統括する組織（政府）とがあります。

常任委員会は、ベトナムの国会の年2回の会議を調整する組織です。一方、国会は、国家主席を選任します。ベトナムの国家主席は、立法だけではなく、行政の活動もします。国会は、政府の主席(日本でいう首相)も任命します。つまり、ベトナムの首相は必ず国会に任命されなければなりません。さらに、ベトナムの国会は、ベトナムの最高人民裁判所長官も任命します。同様に、国会は最高人民検察院の長官を任命します。

政府の下には、いろいろな省があります。

例えば、司法省・国防省・内務省などです。

すべてのベトナムの国务大臣は、首相に指名されます。ですから、ベトナムの制度が日本のそれと違うのは、日本の最高検察庁の検事総長は法務省に所属するのに対して、ベトナムの最高人民検察院の長官は、国会に所属するとともに、国会に任命されているという点にあると思います。

私たちの国では、すべての権力は一致されており、国会は下位の機関すべてに影響力を持ちます。三権分立はされていません。

仕事のやり方としては、機関相互に協力し合いますし、お互いに制約されるということもありません。

以上、ベトナムの国家機関について包括的に紹介しました。私の説明で、多分日本の制度とベトナムの制度の違う点についてお分かりいただけたと思います。

(日本側)

国会常任委員会というものは1つしかないのですか。

(リエン)

ベトナムの国会常任委員会は、全部で13人から構成されています。委員の任期は5年です。常任委員会の委員長は、国会の議長が務めています。これが第一の特徴です。

(日本側)

常任委員会の他に、特別な委員会というのはないのでしょうか。例えば、法務委員会と外務委員会とか。

(リエン)

ベトナムの国会常任委員会の下にいろいろな小さな委員会があります。例えば、民族共同委員会や法律共同委員会などがそうです。

それから経済国庫委員会もあります。いろいろな共同委員会がありますけれども、それらすべての目的は、国会常任委員会の仕事を補佐するのが目的であり、国会常任委員会も含めて国会の仕事を補佐するのに他なりません。

国会における国会常任委員会の意味は、国会の常任員です。ベトナムの国会の特徴は1年間に2回しか会議が行われておりません。

(リエン)

これから、ベトナムの国家機関の組織原則について説明したいと思います。ベトナムの行政機関は4つあります。最も高いレベルは、

中央政府です。次が省級です。

省級は省及び中央直轄市に分けられます。

ベトナムでは、省と中央直轄市が全部合わせて64あります。私から見ると、日本は非常に大きな国であるのに、47の都道府県にしか分かれていません。しかし、ベトナムでは、管理しやすいように細かく分けています。

ベトナムには64の省級がありますけれども、中央直轄市は5つしかありません。それはダナン、ハノイ、ハイフォン、カントー、ホーチミンです。これら5つの中央直轄市以外はすべてベトナムの省です。4レベルの組織とは、まず中央、次が省、第3番目が県・区・市・特別市です。

なぜ、第3レベルについて、どうしてそのようにたくさんの名称があるのかについて説明したいと思います。

県というのは、ベトナムの1つの行政単位です。農業地帯を指す意味があります。区というのは、中央直轄市の中にある区域のことです。例えば、ハノイにはドンダー区などのいろいろな区があります。その区は、街を形成しているため経営や商売が存在しています。

市というのは、省の一つの機関であり、それには文化・政治・経済の中心地を指す意味があります。普通は、省の行政機関及び司法機関が市に設置される場合が多いです。それから、特別市は、当然、省の文化・政治・経済などを担う機関です。しかし、規模としては、これらは通常の市よりレベルが少し高いのです。そうすると、省の行政機関と司法機関はこの特別市に存在することになります。

つまり、1つの省の中に、市だけではなく特別市も存在する場合があるということになります。これらがベトナムの第三級の行政機関です。

それから、行政機関の最下位のレベルは、合作社と村です。これは説明を省略します。

このレベルは農村の中にある最終的な行政機関の単位です。ベトナムの行政機関組織は4つに分けられていますが、実際には3つまでのレベルしかないと言えます。ベトナムの裁判所、検察院が県級から上にはしかないことから、そう考えられます。私がかここで細かく説明する理由としては、皆さんに配布している国会令と刑事訴訟法の中に今説明したような用語が使われているので、急にこうした言葉を使って説明すると理解しにくくなる

のではと考えたからです。

(日本側)

こうした県や市などは1つの省の中に幾つくらいあるものなのでしょうか。

(リエン)

それは省によって異なります。例えば、タイン・ホア省は36の県に分けられます。一方で、バク・ニン省は8つの県しかありません。ベトナムの司法機関は行政機関の組織に従い、県検察院、県裁判所、省検察院、省裁判所、最高検察院、最高裁判所があります。

しかし、近い将来、2010年以降から、私たちは、司法制度を改革するつもりです。

その方向性としては、例えば、裁判所と検察院を審級別にして担当を振り分けるといったものです。具体的には、第一審をどの機関が担当するか、第二審はどの機関が担当するかということを決めるのです。現在、ベトナムには第一審と控訴審、監督審がありますが、2010年には裁判制度を4つのレベルに分けるつもりです。一番最高なのは最高人民裁判所、次は上告審(日本でいう高等裁判所)、第三級は控訴審の裁判所であり、第四級は第一審裁判所です。ベトナムの最高裁判所は裁判の監督審であり、下級審の裁判所の活動を監督・指揮します。

(日本側)

ベトナムの行政機関の規模についてお聞きしたいのですが。例えば、県や市といったひとつの単位の人口といったものはどれくらいになりますか。

(リエン)

ベトナムでは、人口と発展レベルに基づいて省及び県について評価します。1・2・3といったレベルがあり、「県1」「県2」「県3」というように評価されます。例えば、同じ省級でも、ハノイやホーチミンの知事は役職が高く、給料についても他の省の知事と比べると何倍も高いのです。行政機関の規模によって、給料だけでなく、副知事の人数なども変わってきます。同じように、省級検察院の長官は1人ですが、副長官の人数は省や中央直轄市によって違います。

(日本側)

例えば、県であれば人口はどれくらいのものなのでしょうか。

(リエン)

10万人くらいですけれども、これは普通

の平地部分の県の人口であって、山岳地帯となると、もっと人口は少ないです。また、国境地帯になると、ひとつの県に千人程度しかいません。しかし、ハノイの区では30万人~40万人規模の人口が集中しています。多分、人口密度について言えば、日本もベトナムと同じような人口分布だと思います。

(リエン)

引き続き、私は、ベトナムの捜査機関について説明したいと思いますが、私の国の捜査機関について説明する前に、日本に来てから日本の捜査機関について学んだ内容について、もう一度確認したいと思います。そうすることで、両国の組織及び捜査の仕方について容易に比較できると思います。

私が今回学んだのは、日本の警察官はすべての事件について捜査する権利を持っているということ、そして特別司法警察職員はそれぞれ専門性があるので、特別な事件しか捜査しないということです。警察官も特別司法警察職員も、第一の捜査官という印象を持ちました。検察官は、第二の捜査機関という感じを持ちました。原則的には、検察官はあらゆる事件を捜査する権限があります。しかし、実際には事件の記録を完全に公判に送るために、補充捜査を行います。

一方、ベトナムでは、捜査機関については、3つの捜査機関に分けられます。うち2つは人民公安機関の捜査機関であり、その1つは警察捜査機関、もう1つは治安捜査機関であります。

警察捜査機関は、ほとんどあらゆる犯罪を捜査しますが、2つの犯罪だけは捜査しません。それは、司法犯罪と国家政治安全犯罪です。

この国家捜査機関は、中央・省・中央直轄市・区・県・特別市の各レベルに設置されており、中央レベルでは公安省「捜査局」です。

捜査局の第1の役割は、「麻薬捜査」、「社会秩序安全捜査」及び「汚職事件捜査」を行うことです。この中央レベルの捜査機関は、最も複雑な犯罪や重大な事件についてのみ捜査を実施します。第2の役割としては、下級の捜査機関を直接指揮することです。

ベトナムの公安省には2つの役割があります。まず、大規模な事件及び重要な事件を捜査するという役割です。ナムカムの有名な事件を例にすると、公安省捜査局が直接ナムカ

ム事件を捜査しました。

次は、省級公安部です。1つの省級公安部は4つに分けられます。私たちの国には、64の省及び中央直轄市があり、また、1つの省・中央直轄市には4つの公安部があります。

それらを合計すると、ベトナムには256の公安部の捜査機関があるということになります。それが省級レベルです。省・中央直轄市によっては人口も違いますので、その規模にも違いはありますが、大体60～70人程度の規模となっています。中央の公安省では、4つの捜査局部があります。それら1つ1つの捜査局部の規模は大体200人くらいの規模です。昔のベトナムの刑事捜査機関の特徴として、「探偵部」と「警察部」の2つに分けられていたことが挙げられます。しかし、最近のベトナム刑事捜査機関では、探偵部と警察部とは1つにまとめられています。ベトナムの区と県では、中央レベルの「部」などよりさらに小さな班（グループ）に分けられています。大体1,614の班があります。

以上、捜査警察機関について説明をしました。

先程説明したように、人民公安捜査機関の中には、警察捜査機関と、治安捜査機関があります。治安捜査機関について説明します。

治安捜査機関は、国家の治安犯罪について捜査する役割を持っています。例えば、スパイ罪・脱出罪・国家転覆罪といったものがあります。詳しくは、ベトナム刑法の中にある治安捜査に関する章の部分を御覧いただければ、どのような犯罪が取り扱われるのかが分かると思います。それはベトナム刑法の11章、条文で言うと、78条から91条までです。

さらに治安捜査機関は、公安省と省及び中央直轄市にしか置かれていません。しかもそうした捜査機関は、1つの捜査局としてしか運用されておらず、公安省の場合には捜査局の他に事務局もありますが、省や中央直轄市レベルにおいては、部が1つあるだけで、事務局はありません。なぜかという、そういった大きな犯罪はこのレベルでは少ないからです。

この治安捜査機関では、ベトナム刑法の11章に規定する国家治安犯罪を捜査する他には、他の犯罪事件を捜査する権限も与えられています。例えば、現在捜査中のベトナム

石油汚職事件は有名です。また、貿易省の繊維不正輸出に係る文書偽造事件も捜査しています。

ここまで、私は公安人民捜査機関における捜査機関について説明をしてきました。引き続き、人民軍における捜査機関について説明いたします。

人民公安機関における捜査機関と同じように、人民軍における捜査機関の中には、2つの捜査機関があります。1つは、国防省における捜査機関、その次は、国防省における治安捜査機関です。ベトナムの人民軍における捜査機関は、自分の捜査権限の範囲内しか捜査はしません。例えば、軍人の規則に反する犯罪などです。これはベトナムの刑法の23章、それから24章を御覧いただければと思います。刑法の315条以下です。

また、軍人が犯罪主体者である場合に捜査をします。もちろん、それが単なる軍人の犯罪ではなく、国防治安に関わる犯罪である場合に捜査をするのです。例えば、同じ部隊の人間を殺してしまった場合には、単なる殺人事件というだけではなく、国防省における犯罪となります。

さらに、軍人ではなく、一般の人が部隊や駐屯地内に侵入し犯罪を行った場合にも、国防の治安捜査機関が捜査します。しかし、軍人あるいは軍の関係者が、その基地あるいは駐屯地などの敷地外において犯罪を犯した場合には、また、捜査権限の所在が変わってきます。その場合は、人民軍における捜査機関は公安における捜査機関にこの権限を移します。

人民軍における捜査機関は、3つのレベルに分けられます。まず、国防省級です。国防省刑事捜査局が国防省級の捜査機関です。その次のレベルは軍区捜査機関及び軍区相当捜査機関です。このレベルには、30の捜査機関があります。次は区域刑事捜査機関です。

このレベルには68の捜査機関があります。

その具体的な人員については軍隊の機密であるため、私も把握できておりません。

人民軍における治安捜査機関は、2つのレベルに分けられます。1つは、国防省級の治安捜査機関、もう1つは軍区相当の治安捜査機関です。軍区と軍区相当治安捜査機関は、11に分けられます。以上、人民軍における捜査機関について総括的に説明しました。



ベトナムには第3の捜査機関があります。

引き続き説明しますと、それは、ベトナムの最高人民検察院の捜査機関です。ベトナムの最高人民検察院には、捜査局があります。

この捜査局の特徴は、司法犯罪についてのみ捜査活動をするということです。捜査局では、捜査活動を侵害する犯罪を捜査します。これは、刑法の22章に規定があります。例えば、293条では無罪の人に刑事責任を追究するといった場合、あるいは294条では罪がある人に対して刑事責任を追究しないといった場合、また、刑事訴訟法295条では、間違っただけの判決を言い渡した場合などについて規定されています。そして、この司法活動を侵害する犯罪を行う主体は、司法機関の職員です。例えば、裁判官や検察官、捜査官や執行官です。

最高人民検察院の捜査局には26名の職員が勤務しています。1年間に8件から10件くらいの司法活動侵害犯罪を捜査します。司法活動侵害犯罪は、大変複雑な捜査が必要とされます。

その他、最高人民検察院の捜査機関には、最高人民中央軍事検察院があります。これも検察院の捜査部で、この捜査部は、職員数は8～10人です。捜査局も中央軍事検察院も2002年以前は省及び県にも設置されていましたが、2002年以降から省と県の検察院の捜査局や軍事検察院は無くなり、最高人民検察院の捜査局と最高人民中央軍事検察院だけとなりました。

ここまで、私は最高人民検察院の捜査機関について包括的に説明しましたが、以上に関して何か御質問はありませんか。

(日本側)

人民軍における捜査機関と軍事検察院の紹介がありましたので、その関係で御質問します。裁判所も人民軍の裁判所という特別の軍事裁判所があるのですか。

(リエン)

その質問について御説明したいと思います。

一応、中央軍事検察院の捜査部は、最高人民検察院の機関であり、別々の捜査機関ではありませんが、実際はひとつの機関です。なぜならば、ベトナムの最高人民中央軍事検察院のトップは、ベトナム最高人民検察院の副長官です。司法活動犯罪があれば、軍事活動侵害犯罪もあります。ですから、それぞれの機

関に捜査機関を設置して、それぞれの犯罪を取り扱うこととなります。当然、軍隊の中の裁判官や検察官でも犯罪を犯す人がいます。司法省職員、検察官や裁判官でさえ犯罪を犯す人がいます。だから、それぞれ犯罪を捜査しなければならないのです。

改めて説明しますと、ベトナムの捜査機関は、ベトナムの法律に定められたように3つの捜査機関に分けられます。この3つの捜査機関の他に、まだ別の捜査機関がありますが、その捜査機関は最初の捜査活動を担当する任務を与えられる捜査機関です。しかしながら、それらは幾つかの捜査活動しか執行を認められていません。国防を担当する国境警備隊・税関・森林警備隊・沿岸警備隊などがそれです。

(司 会)

テーマが少し変わってきているので、少しお待ちいただけますか。ここまでの3つの捜査機関の説明のところまでで、皆様方から何か追加の御質問等はございませんか。

(日本側)

最高人民検察院捜査局の扱う事件数は年間8～10件程度ということですが、中央軍事検察院の捜査機関が扱うおよその事件数は分かりますか。

(リエン)

非常に少ないです。1年間に1件か2件くらいしかありません。何故なら中央軍事検察院の捜査部の規模は小さく、捜査官が8人しかいないためです。

(日本側)

人民軍における捜査機関ではいかがですか。

(リエン)

こちらは国防省の刑事捜査機関です。その事件数は年間数百件と多いですが、詳細な事件数について私たちは把握しておりません。

これについては機密事項ですので、公表もされませんし、知ることもできないのです。

(日本側)

公安省における捜査機関は、1つが警察捜査機関、もう1つが治安捜査機関という2つの別々の組織があるということでしたが、双方の捜査機関内で人事交流というものはあるのですか。

(リエン)

はい、あります。

(日本側)

ということは、組織は2つに分かれて別々ではあるけれども、全体としては一体の機関、一体の公安省を構成していると考えていいのですか。

(リエン)

はい、そう考えていただいて結構です。

(日本側)

もう一つが組織の縦のラインについての質問なのですが、ベトナムの捜査機関は、まず一番上に中央政府レベルの捜査局があり、その次に省レベルの捜査局があり、三番目に県レベルの捜査機関があるというお話でした。

これらのレベル相互の職員間の人事異動というものもあるのですか。

(リエン)

それは自由です、自由に異動しています。

例えば、省の中には警察捜査官と公安捜査官がいるので、二人の人事に関する責任者がその異動について自由に指揮することができます。ですから、個別の刑事捜査部長が、来月、また公安捜査部長になるとかについては、省の公安のトップが決めるということになります。

(日本側)

現在、ハノイに勤務している警察官が、今度、ホーチミンに転勤するといったような国内での転勤というものはありますか。

(リエン)

自由です。それは人事異動に関することですから、上の人が決めます。

(司 会)

それでは、午前中はこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

(午前発表終了)

(司 会)

それでは、午後の発表を始めます。これまでの発表を通じて、日本側から何か質問等ございますか。

(日本側)

午前中は分かり易く説明をしていただき、ありがとうございました。今回御説明いただいたのは、現行の組織令に基づく体制だと思いますが、それ以前の組織令(1989)に基づく体制と、現行(2004)の体制とがどのように変わっているのかについての御説明をいただきたいのですが。特に、午前中に

御説明いただいた組織の中でこういった変化があったのかについて知りたいと思います。

と言いますのも、ベトナムの刑事訴訟法等の改正で、事件管轄が省級から県級にかなり委譲されたということを聞いておまして、それに伴って体制的な変化が今回あったのかどうかについて知りたいと思っているからです。

(リエン)

私は、午前中、国会令について説明をしました。この国会令は2004年に制定されたものです。基本的に、実際の捜査活動と国会令に定められた内容にはほとんど違いがありません。例えば、国会令の第一章には各捜査機関について規定されていますが、私はその中で、各捜査機関の組織・役割について説明をしました。その次に、私は捜査機関の管轄権についても説明しました。法律に定められた管轄権についてです。説明の仕方としては、国会令に基づいて説明をしたつもりです。

(司 会)

ただ今の質問の趣旨は、私たちが知らない2004年以前の国会令と現行の国会令とを比べて、変わったところがあったのか聞きたいということです。

(日本側)

そして、今回の組織令が事件管轄、いわゆる省級で取り扱う事件を県級にかなりの部分委譲したということで、それに伴った組織の変更というものがあったのかどうかについてお聞きしたいのです。

(リエン)

変更点があります。その基本的な変更は、ベトナムで2004年に施行された刑事訴訟法の規定がその根拠となっています。国会令というのは、2004年に誕生したベトナムの新しい刑事訴訟法をより分かりやすく説明・解釈するための法令の一つです。例えば、2004年の7月に施行されたベトナムの新しい刑事訴訟法よりも前の法令では、ベトナムの県裁判所は、犯罪は懲役7年までのものしか取り扱っていませんでした。同様に捜査機関も、懲役7年程度のレベルの事件しか捜査する権限は認められていなかった。しかし、2004年の新しい刑事訴訟法では、県裁判所は7年から15年までの懲役刑に関する事件を取り扱うようになりました。同じように、捜査機関も最大の量刑が15年までの事件を

捜査できるようになりました。例えば、刑事訴訟法の170条には、各級の管轄権についての規定があります。そこには、県裁判所では重大でない事件、重大な事件、極めて重大な事件を管轄する権限があるとの規定がされています。

(日本側)

それを前提にして、当然県級で処理する事件が増加するので、仕事が忙しくなるということから、それに対応した組織の変革というものがこの国会令に反映、その仕事量に合わせた組織の変革というものがこの国会令で定めているのですか、それとも従来の組織の区分との変更はないのでしょうか。

(リエン)

新しい刑事訴訟法によれば、県級裁判所での第一審の裁判の数は増えていきますので、当然忙しくなります。そうすると、法曹人口を増やさなければならなくなる。例えば、裁判官の数・捜査官の数・検察官の数、それだけではなく、施設導入なども実行しなければなりません。2004年の刑事訴訟法の新たな公判管轄権は、遅くとも2009年7月1日までに全国で一律に実行することになっています。しかし、現在のところ、わずか100程度の県級しか実行されていません。つまり、ベトナム全体では、県級は約500か所ありますが、実際のところ、100程度の県級しか運用されていません。

(日本側)

県級の捜査機関には4つの部隊がありますが、こうした4つの部隊はこの組織令が発効する前から県級の機関に設けられていましたか。

(リエン)

捜査機関は3つのレベルがあり、省レベルでは4つ部があるということです。現在は3つのレベルですが、近い内に4つのレベルに分けるつもりです。省警察機関は4つの部門があります。同様に、公安省の警察捜査機関の中には、4つの捜査局があります。1つの捜査局では、一定の犯罪事件しか捜査しません。ある捜査局は麻薬事件のみ捜査します。

また、ある捜査局は職務に関連する汚職事件しか捜査しません。1つの県捜査機関には3つの捜査部があります。そうすると、全国では538県あるので、1,614部あるということになります。これは今回の新しい国

会令において解釈された内容です。この国会令ができる以前には、公安省には1つの捜査機関しかありませんでした。省級捜査機関でも1つの捜査機関しかありませんでした。しかし、公安省の中の1つの公安局が捜査を行うには、いろいろな部が必要です。その部とは、捜査部ではなくて、探偵局です。新しい刑事訴訟法では、探察局も捜査局も1つになります。そうすると4つに分けられることになります。

(日本側)

別の聞き方をしたいのですが、ベトナム刑法135条の財産の強奪に関する条文のうち、1項の場合は、懲役1年ないし5年であるとの記載があります。それが2項を見ると、組織的的手法で行われた場合、すなわち組織犯罪として行われた場合には、懲役3年ないし10年となっています。私が思うに、昔の刑事訴訟法だと、1項は県級の捜査機関や県級裁判所が扱った。しかし、2項の内容は県級では扱えないので省級で扱うという内容であったと考えるのですが、いかがでしょうか。

(リエン)

そのとおりです。

(日本側)

ところが、今回刑事訴訟法が変わったので、1項も2項も両方県級でできるようになったということでしょうか。

(リエン)

新しい刑事訴訟法では、おっしゃったとおり、135条では1項、2項だけでなく、3項も含まれます。

(日本側)

ということは、その前の133条も134条も136条も皆似ているのだけれども、要するに、新刑事訴訟法では、2項の重い罪も県級でやれるようになったと考えてよろしいですか。

(リエン)

133条は誘拐罪です。ベトナムの新しい刑事訴訟法では、刑法133条1項から2項までしか県級では扱わないことになっています。

(日本側)

私がこれらの条文から思うことは、組織犯罪についてはこれまで省級でしか扱えなかった。それが法改正により、県級でも組織犯罪を扱えるようになった。そこで、県級で扱う

仕事が増えたと思うのです。そこで、県級の捜査機関で、組織犯罪対策部であるとか、組織犯罪対策本部といった新たな組織を作ったような経緯はありましたか。

(リエン)

県級では、扱う事件が増えて、3つの捜査部を作ります。

(日本側)

その中に組織犯罪を専門に扱う部はありますか。

(リエン)

治安、経済、麻薬といった専門的な犯罪を扱う部を作るつもりでいます。

(日本側)

ということは、組織犯罪といったくりではない訳ですね。

(リエン)

ここには捜査部専用の事務所はありませんが、仕事の補助をしてくれる職員はいます(その事務所はあります)。つまり、1つの県級捜査機関には3つの捜査部と1つの事務所がある訳です。

(リエン)

これから、幾つかの捜査活動の任務を与えられている機関についての説明をしたいと思います。ベトナムの新しい刑事訴訟法の規定によりますと、ベトナムには3つの捜査機関以外に、刑事訴訟法の規定に従って5つの捜査機関が設けられています。例えば、国防省に属する国境警備隊などです。午前中に話した刑事捜査機関と治安捜査機関と別の国防省の機関です。国防省は、これら下位の組織をコントロールする役割を持っています。国境警備隊や沿岸警備隊をコントロールする役割です。その他国防省に所属する機関として、拘留所、刑務所の監督を行う機関や軍隊司令官があります。公安省には、捜査機関と治安捜査機関の他に、消防局と社会秩序行政管理警察局があります。このように、公安省からいくつかの捜査活動権限を与えられている捜査機関があります。当然、他にもいろいろな機関が存在します。財政省には税関総合局がありますし、農業省の中には森林局があります。

私は、日本の国税庁の中には、捜査官と同じような捜査を行う権限を持つ査察官がいることを学びました。日本の国税庁では、査察官が犯罪を示す事象を発見した際には、検察

庁に報告すると聞きました。しかし、この査察官の捜査活動は刑事訴訟法ではなく別の法律で規定されます。しかし、ベトナムでは日本と違って、私がこれまで話したすべての機関が捜査活動を行う際には刑事訴訟法の規定に従わなければならないことになっています。

例えば、3年以下の量刑の犯罪事件などで

す。その場合には、いま説明した機関に捜査を行う権限があることになり、捜査した後に検察官に捜査書類を送付することになります。

これは3年以下の犯罪の場合ですけれども、もし3年以上の犯罪の場合には、捜査する権限が制限されます。重大な事件の場合には、現場検証、証拠物の収集、差押えをする権利があります。しかし、すべてが終わってから検察院に送致しないとイケないのです。この内容は、刑事捜査組織国会令の19、20、21、22条に規定されています。

(日本側)

説明された機関は、国会令の23条1項に名前の挙がっている機関が多かったと思いますが、そう考えてよろしいでしょうか。

(リエン)

23条1項には、公安省に所属する機関だけが規定されています。24条も公安省に属する機関ですね。

(日本側)

23条の始めの方に、拘留所・収容所といった記載がありますが、国防省の下に書いていただいたものは23条の拘留所・収容所と同じものなのでしょうか。

(リエン)

国防省の下にある拘留所には、犯罪を犯した軍人のみが収容されることとなります。一般の犯罪者はここではなく、公安省の下に置かれる拘留所に収容されます。国会令19条には、国境警備隊の権限についての規定があります。20条では税関の管轄権、21条には森林警備隊の管轄権、22条には沿岸警備隊の管轄権、23条では人民公安警察機関以外の幾つかの捜査機関の管轄権、24条では、人民治安機関以外の幾つかの機関について、25条には人民軍捜査機関以外の幾つかの捜査機関についての規定があります。

(日本側)

犯罪の量刑が3年以下のものについては、各種の捜査機関が捜査できるということす

が、19条から22条までの規定の中で、具体的にどの部分が3年以下の事件を捜査できるという規定になっているのか御説明いただけますでしょうか。

(リエン)

具体的な例で説明しますと、刑事国会令の19条では、国境警備隊の捜査管轄権についての規定があります。その第1項では、幾つかの犯罪に対して捜査する管轄権についての記載があります。具体的には、刑法11章の中の国家治安侵害罪、人身売買、それから国境における密輸罪。例えば、19条1項aの重大でない事件とは、ベトナム刑法8条により懲役3年以下の犯罪のことで。例えば、それが現行犯逮捕の場合と証拠が明らかな場合、国境警備隊は事件を立件する決定をします。そして、刑事訴訟手続に従って、捜査活動をします。その後は、事件を立件してから20日以内に検察院に捜査記録を送付します。

(日本側)

19条a号とb号の違いは、a号については、「捜査を完了することができる」と規定されているのに対し、b号にはそのような規定がありません。

(リエン)

そうです。a号では捜査を完了することができますが、b号では重大な事件又は極めて重大な事件、複雑な事件について規定されており、その場合は、幾つかの捜査活動をする権限と事件を立件する権限しかありません。

その後は、立件してから7日以内に事件を管轄捜査機関に送付しなければなりません。

(日本側)

a号とb号の最大の違いは、逮捕できるかどうかではないでしょうか。つまり、a号では任意捜査、b号では逮捕が認められている。

そこが最大の違いではないでしょうか。

(リエン)

逮捕については、a号及びb号でも逮捕することはできません。その場合は管轄権を持っている捜査機関に逮捕状を請求しなければなりません。ベトナムでは、誰でも現行犯を逮捕する権限がありますが、逮捕してから公安機関に連れて行くまでの期間を、「行政逮捕」といいます。公安機関に送った後、公安機関はその被疑者に対して逮捕状を請求します。そして、勾留する期間を決めます。公安機関に送って初めて捜査活動が始まります。

例えば、特別市では、被疑者を捕まえた後、2時間以内に捜査管轄機関に送ります。送った後、公安機関が捜査活動を始めます。例えば、逮捕状を請求したり、勾留期間を決めます。

(日本側)

刑法153条(密輸)1項は3年以下の懲役で、2項から4項では重い罪になっていきます。そこで、捜査当初は1項の犯罪だと思って捜査したが、捜査したら2項以降の重い罪だと判明した場合はどうしますか。

(リエン)

その時は、省級捜査機関に送付しなければなりません。

(日本側)

その場合、期間の制限についてはどのようになるのでしょうか。守れなくても仕方ないのでしょうか。

(リエン)

例えば、捜査機関では、重大でない事件であれば、基本的には2か月間の捜査期間があり、必要があれば、更に2か月間延長することができます。その途中で重大な事件であると分かった場合は、事件の記録を捜査管轄権がある機関に事件を直ちに移送しなければなりません。

(日本側)

重い事件だと判明した場合は、直ちに移送しなければならないと言うことですね。

(リエン)

そうです。ですから、ベトナムで事件を立件する場合は、必ず、立件する事件の法律の適用を記載しなければなりません。刑法の何条の何項か記載していれば、捜査する機関がどこか分かります。

(リエン)

捜査機関が行っている捜査活動について、検察院の役割をトゥオン氏から説明いたさそうと思います。ベトナムも日本でも検察官の役割は同じだと思います。日本の検察官には補充捜査する権限があると聞いております。

ベトナムの検察官も必要があると判断すれば補充捜査します。例えば、証人尋問したりします。また、捜査機関の捜査活動をチェックする役割もあり、それは検察官にとって最も大切な義務です。

(トゥオン)

私は、ベトナム最高人民検察院の所属です。

ベトナムの刑事治安事件の捜査と公訴を担当しています。リエン氏は、公安省に所属する捜査機関について説明しました。公安省では4つの捜査機関があります。私は、公安省に所属する4つの捜査機関の活動を監督する1人です。第1の捜査機関は、14局といます。14局とは、刑事事件を取り扱う機関です。例えば、殺人、強盗、わいせつ事件などです。第2の機関は、15局です。15局は、経済事件、政治事件を扱います。17局では、麻薬事件を取り扱います。以前、国会令が出るまでは、16局しかありませんでしたが、今は、16局は、事務機関として各種報告や行政管理をするところです。14・15・17局を捜査公安局といます。その他に、捜査治安局であるA24局があります。

省級公安には、同様の捜査部として14部、15部、16部、17部があります。

14局の捜査活動を監督する機関は最高人民検察院の「1A」部といます。また、15局の捜査活動を監督する機関は「1」部、17局の捜査活動を監督する機関は「2」部です。A24局の捜査治安を監督するのは最高人民検察院の「2」部です。それぞれの部に高等検察官15名が配置されており、彼らは国家主席に任命されます。それ以外に検察事務官も沢山います。省級の検察院でも同様です。省級検察院の「1A」課、「1」課、「2」課には中級検察官が配置され、彼らは最高人民検察院長官に任命されます。高等検察官は全国を管轄します。例えば、リエン所長（高等検察官）が何か命令をすれば、全国で執行しなければなりません。

具体的に1つの事件の訴訟活動について説明します。

例えば、ある被疑者が麻薬を運搬します。

そして捜査官が被疑者を逮捕すると、まず暫定留置を決定します。その期間は原則として3日間です。そして、捜査機関は検察院に文書で報告し、検察院が暫定留置の承認決定を発付します。緊急逮捕の場合は逮捕状を発付します。現行犯逮捕の場合は、逮捕の承認決定は必要ありません。暫定留置は3日間の延長ができ、更に3日間再延長ができますが、検察院の承認決定が必要です。検察院が必要と認めなければ、直ちに被疑者を釈放しなければなりません。最長9日間の暫定留置期間に、犯罪を証明する証拠が見つからなければ

被疑者を釈放しなければなりません。また、この9日間の間には検察官が暫定留置場に行って取り調べることができます。ベトナムの新しい刑事訴訟法の原則では、冤罪をなくすということと、犯罪を放置しないということが原則になっており、犯罪を検察院に報告した以上、冤罪になったり、犯罪を放置したりした場合、検察院の責任にもなるからです。損害賠償を請求される場合もあります。

承認決定は、検察院の長官及び副長官がしますが、実際には、他の検察官に権限を委任しています。

麻薬を運搬する被疑者を逮捕した後、犯罪を示す証拠があるならば、必ず事件を立件しなければなりません。事件を立件した後、被疑者を立件します。被疑者を立件する場合は、必ず、検察院が承認しなければなりません。

もし、検察院が被疑者の立件を承認しなければ、その被疑者について捜査することができません。

被疑者の立件は検察院が承認しますが、承認されて初めて、被疑者として取り調べることができます。そうするとその被疑者を勾留することができます。犯罪の性質によって勾留する期間が変わります。例えば、2か月、3か月、4か月です。

通常の犯罪は2か月間の勾留となっていますが、麻薬の事件は特別な事件ですから、勾留期間は4か月間です。また、すべての勾留期間は、検察院が決めます。つまり、公安機関が被疑者に対して4か月間の勾留請求をしても検察院が承認をしなければ、被疑者を釈放しなければなりません。

刑事事件の捜査については、いろいろな活動があります。例えば、搜索、差押え、財産留置です。財産留置とは、例えば、ある被疑者の自宅からヘロインが発見された場合、公安の捜査官がこの家を財産留置します。その管理を家主に任せます。公判でその家を没収する場合もあるのです。これらも検察院の承認が必要です。

捜査過程において、公安が被疑者に尋問したり、事件関係者や被害者に対して供述を聴取したりしますが、検察官も同様のことをする権利があります。捜査終了後、捜査公安機関は、捜査結論書を提出しなければなりません。捜査結論書の中で、被疑者を検察官に起訴するように要請し、あるいは、被疑者に対

する起訴の中止を要請します。捜査結論書と事件記録を一緒に検察院に移送します。20日か30日以内に検察院が起訴決定を発付して、その後、裁判所に事件を送ります。あるいは、中止し、又は、公安捜査機関に補充捜査のために事件記録を返却します。もし検察院側が起訴決定を発付する場合は、発付してから3日以内に起訴状を被疑者に渡さなければなりません。そして、被疑者と事件記録関係書類を裁判所に送付します。これは、公判の準備をするためです。裁判所は、原則的には、40日又は3か月以内に事件を公判活動として裁判をしないといけません。公判活動では検察官の役割は公訴権を持つことです。

そして、弁護人と弁論します。弁論する目的は、被告人を有罪にさせるために論告することです。事件捜査活動では、検察院は事件の捜査決定権を持っています。例えば、検察院側は捜査機関に対して文書又は口頭で指示をします。捜査機関がやっていることが正しかったのか間違っていたのかすべての最終責任は検察院にあります。これは新しい刑事訴訟法の中の一変変わった部分です。刑事訴訟法を施行してから1年と8日経ちました。ですから、事件に対して捜査することと、事件を解決するまでには、ベトナムの検察官は、誰よりも訴訟のことについて詳しい知識を持たなければなりません。以上、事件を立件してから解決するまでの過程について説明しました。

(日本側)

被疑者を立件するというのはどういうことを指すのでしょうか。

(トゥオン)

つまり被疑者を立件すると、ベトナムの刑法の中に定められた犯罪について被疑者を逮捕することもできるし、暫定留置することもできるし、いくつかの公民の権利を制限することもできます。その他には当然その被疑者を取り調べることもできるし、必要な場合は拘留所に入れることもできるし、手錠をかけることもできます。しかし、捜査段階で犯罪を示す事象がなければ、損害賠償をしなければなりません。

(リエン)

付け加えて説明します。例えば、ある殺人事件があり、1人の遺体があったとします。

その遺体がどういう理由で死亡したのか、

ともかく事件として立件しなければならないのです。刑事訴訟法の104条に詳しく規定されています。事件が起きたら捜査機関が直ちに事件を立件しなければならないのです。事件を立件してから犯罪を犯した新たな証拠がある者を見つけたら、被疑者として立件します。しかし、捜査機関は、その被疑者に対して必ず犯罪を証明する根拠がない限り被疑者を立件しません。漠然とした根拠では駄目です。先ほどの殺人事件の例では、遺体には残っている血もあるし、傷もある。あるいは、被害者の家を検索しに行くと新たな証拠が見つかります。そうすると証拠が見つかって初めて被疑者を立件することができます。つまり、証拠がはっきりとしない限り、被疑者を立件しません。当然、事件を立件するときには、検察院が承認する必要があります。承認した以上、捜査機関がきちんと捜査しなければ、検察院が損害賠償責任を負うことになります。

(日本側)

被疑者を立件する前の段階で暫定留置等を行うことは可能ですか。

(トゥオン)

当然できます。暫定留置することはできませんが、疑わしい者しか暫定留置しません。被疑者を立件して初めて勾留することができます。

(日本側)

何故、被疑者を立件する手続が必要なのでしょう。

(トゥオン)

立件しなければ、訴訟活動を執行することができないからです。

(日本側)

それは刑事訴訟法に規定されているからですか。

(トゥオン)

刑事訴訟法126条に規定されています。

(日本側)

立件という制度は、ベトナムではいつ頃からあるのでしょうか。

(トゥオン)

1945年からです。

(日本側)

立件という制度は、ベトナム独自に作ったものなのでしょうか。それともどこかの国をモデルにしているのでしょうか。

(トゥオン)

このベトナムの事件及び被疑者の立件という制度は、1988年の刑事訴訟法に規定された制度です。しかし、1988年の刑事訴訟法より前にいくつか規定された文書があります。恐らくこの制度はフランスの影響ではないかと思います。

(日本側)

立件の決定は、対外的に、例えば、マスコミなどに公表したり、被疑者に通知したりするのでしょうか。それとも、内部的に検察院が決定するだけなのでしょうか。

(トゥオン)

マスコミに公表したりすることはあります。また、重大な事件や大きな事件は公表すべきです。しかし、窃盗や万引きなどの事件は、わざわざマスコミには出しません。

(日本側)

被疑者を暫定留置する前に公表して逃亡されるということはないのでしょうか。身柄を確保する前に立件を公表しても弊害はないのでしょうか。

(トゥオン)

指名手配の場合は、マスコミなどに公表します。しかし、容疑がある者すべてを公表することはしません。それは秘密です。

(丸山)

被疑者の立件は誰かに通知することはしないのでしょうか。例えば家族とか。

(トゥオン)

はい。立件された人の家族に通知することはありませんが、被疑者の勤めている機関に通知します。勾留する場合は、家族に通知します。家族は、弁護人を選任する役割もあるので、通知するべきです。

(日本側)

被疑者を立件し、捜索差押えをするに際しては、令状は検察院が発付するのでしょうか。

(トゥオン)

ベトナムでは、逮捕する場合は次の3つがあります。第1に現行犯逮捕です。現行犯逮捕の場合は何人も逮捕することができます。

それから緊急逮捕の場合は、すぐに逮捕しなければ新たな犯罪を犯す可能性や証拠隠滅をする可能性、逃亡する可能性がある場合です。緊急逮捕の場合は、逮捕後に捜査機関が発付し、承認を得るため検察院に報告します。通常逮捕の場合は、捜査機関

が発付し、承認を得るため検察院に報告します。検察院が承認決定にサインして初めて逮捕することができます。

(日本側)

裁判所の関与というものはないのでしょ

うか。

(トゥオン) ありません。裁判所が逮捕できる場合は、裁判所内での犯罪の場合だけです。

(日本側)

捜索・差押えをするに際しての裁判所の許可はいら

ないのでしょうか。

(トゥオン) 公安の捜査機関が発付したり、差押え許可状を

発付したりする権限があります。

(リエン) 刑事訴訟法の141条が捜索差押令状の場合で、通常逮捕の場合は80条に、緊急逮捕は81条、現行犯逮捕は82条に規定があります。説明しますと、人民検察院の長官及び副長官、裁判所の長官及び副長官、捜査機関の長官及び副長官、最高人民裁判所控訴裁判部の審議合議体のメンバーが発付することができます。捜査機関の長官及び副長官が発付する場合は、検察院の承認決定が必要です。日本では裁判官が発付しますが、ベトナムではそのようなことはしません。ベトナム裁判所は、捜査活動には関与しません。裁判所は、検察院が起訴した事件しか介入しません。つまり、検察院が事件を起訴しない限り裁判所は干渉しません。

(司 会)

本日の発表会は、これで終了いたします。どうもありがとうございました。



～第2部～

日時：平成17年7月11日（月）

10：00～12：30

14：00～17：00

場所：大阪中之島合同庁舎

4階セミナー室

発表者

（ベトナム側）

ベトナム最高人民検察院検察理論研究所  
所長ゴー・クワン・リエン氏

ベトナム最高人民検察院検察部副部長  
ヴ・チョン・トゥオン氏

出席者

（日本側）

法務総合研究所国際協力部教官5名  
大阪地方検察庁検事1名

通訳

チャン・ティ・ヒエン氏

（司 会）

今回は、リエン所長とトゥオン副部長からベトナムの捜査機関と刑事手続について、概略の説明をいただきました。今日はそれに対する質疑から始めたいと思います。質疑の後、捜査機関の管轄の問題、捜査機関相互、それから検察院との協力関係について発表していただきます。

（日本側）

刑事事件の立件と被疑者の立件について質問します。おそらく、手続の開始にはいろいろなパターンがあるかと思うのですが、例えば、現行犯逮捕する場合には、事件の立件も被疑者の立件もすぐにやってしまうだろうと想像しています。しかし、逮捕状発付あるいは、ベトナムの言葉では指名手配状発付をするような事件では、刑事事件の立件があって、後に被疑者の立件をやるかと想像しています。こういった刑事事件立件や被疑者の立件について、何日以内にしないといけないという期間制限は無いのか、あるいは、どの程度の嫌疑があったら立件するのか、そこを教えてくださいませんか。

（リエン）

現行犯逮捕の場合には、事件を立件するときに自動的に被疑者を立件することになります。なぜならば、やったことが著しくはつき

りしているのです。現行犯逮捕の場合は、捕まえて捜査機関に送致されます。捜査機関では、事件の性質によって必要な場合はすぐに逮捕状が出ます。

（日本側）

現行犯人は誰でも逮捕することができて、それを捜査機関に連れて行く訳ですね。捜査機関でまた逮捕状が出るのですか？

（リエン）

そうです。捜査機関に連行して、初めて逮捕状を発付します。ベトナム刑法の82条です。現行犯人は何人も逮捕できるし、そして、公安機関に連行できると規定されます。

最も近い委員会及び捜査機関に連行することができます。そして、連行を受けた捜査機関、検察院及び委員会は、被疑者を受け取った後、すぐに公安機関に送らないといけません。

同じように、ベトナム刑法83条です。

現行犯逮捕と緊急逮捕の場合、被疑者を捕まえた後に、根拠がなければ、公安機関が24時間以内にその人を釈放しなければならないです。緊急逮捕の場合は、81条2項に規定される人しか逮捕できないです。通常逮捕の場合、事件が起きた後、必ず捜査機関が事件を立件しなければならないです。事件の立件から被疑者を逮捕するまでの間に、被疑者がやった証拠を集めなければなりません。事件を立件しても、被疑者を逮捕する理由がなければ、逮捕はできません。例えば、証拠に根拠がない場合は、被疑者を逮捕できません。

ですから、被疑者を捕まえる前に、被疑者を立件しないと行けません。

（日本側）

要するに、逮捕状を発行する前に、被疑者を立件しないと行けないのですね。

（リエン）

そのとおりです。ベトナム刑法80条に被疑者を逮捕する権限を持っている人について規定されています。検察院長官及び副長官、裁判所の長官、副長官及び裁判長が人を逮捕する時は何もありませんが、捜査機関が人を逮捕する時、必ず同じ級の検察院の長官が承認しなければならないです。

（日本側）

80条1項ですね。現行犯逮捕と緊急逮捕の場合、事件立件と被疑者の立件は同時にやるということなのですね。

(リエン)

はい。そうです。事件を立件してからすぐに、又は同時に、被疑者を立件します。立件する際に、暫定留置するかどうか、また、勾留するかしないかを定めることもできます。

(日本側)

日本語では83条1項に被疑者の証言の聴取、131条以下に被疑者の取調べの規定がありますが、ベトナム語の「レイ」が「聴取」の意味ですか。

(リエン)

83条1項は、被疑者を立件する前に供述を聴取することです。

(日本側)

それは、131条以下の「ホイ・クン」とどう違うのですか。

(リエン)

被疑者を立件する決定がない限り、供述調書を取る（ホイ・クン）はできません。

ある人が現行犯逮捕されたとします。捕まった人は直ちに捜査機関に送致されます。捜査機関がその人を受け取った後、24時間以内に証言を聴取します。証言を聴取する際、有罪だと分かっていたら、事件を立件し、被疑者も立件します。事件と被疑者を立件して、初めて被疑者を取り調べ、供述調書を作ることができます。

例えば、Aさんが自転車を盗んで、現行犯逮捕されたとします。Aさんが捜査機関に連行され、捜査機関はAさんの証言を聴取します。つまり、取り調べではなくて、事情を聴きます。そして、その場で自転車の価値、値段を確認し、50万ドン（日本円で4,000円位）以上の価値があるかどうか、Aさんが有罪かどうかの根拠になります。また、その当事者に対して、前科前歴があるかどうかを調べて、身上関係が良ければ、釈放した方がいいです。また、50万ドン未満であれば、罪として成立しません。刑法138条1項に、価値について細かく決められています。

法律では、証言を聴取することと取調べとは意味が分けられています。

(日本側)

日本でも、弁解録取という手続があるので、同じではないけれど似ていると思いました。確認ですが、証言の聴取（レイ・ロイ・ハイ）の時は書面は作らないのですか。

(リエン)

供述調書ではなくて、調書を作ります。方法は供述調書の作り方と同じですが、事情を聴くという形になり、暫定留置者に対して証言を聴取する調書という名前になります。私たちの経験から言えば、逮捕された人及び被暫定留置者の最初の調書は非常に意味があります。なぜなら、最初ですから、頭の中では色々なずるい考えが起きないからです。

(日本側)

今のお話にありました、「取調べと聴取は違う」というのは、相手方に対して、権利や義務の告知をする必要がないということで違うということですか。取調べの場合だと権利や義務の告知があるけれど、聴取の場合はないということでしょうか。

(リエン)

もちろん、権利と義務について説明しなければならないです。例えば、日本と同じように、弁護人選任の権利と黙秘権があります。

しかし、権利よりも誠実に供述するのが基本的な義務だと伝えることが多いです。なぜなら、やったことに対する情状酌量について意味があるからです。

(日本側)

今の説明は、「供述の聴取（レイ・ロイ・ハイ）」と「被疑者取調べ（ホイ・クン・ビ・カン）」の両方についてあてはまるのでしょうか。

(リエン)

両方についてです。

(日本側)

刑事訴訟法131条に、被疑者の取調べについて規定がありますが、被疑者の取調べの場合ですと、立件された決定が出て、被疑者の権利と義務を取調べの前に説明しなければならない、という規定があります。83条1項の24時間以内の供述の聴取の場合は、立件の決定がないので、被疑者の取調べに準じて、権利と義務の告知をするということですか。

(リエン)

聴取前に、権利と義務について説明しなければならないです。

(日本側)

何か、根拠となるものはありますか。

(リエン)

具体的には規定されてないのですが、現行犯逮捕だからこそ、言っても言わなくて

も事実ははっきりしているから、証明できます。

(日本側)

運用としてやっているということですか。

(リエン)

はい、そうです。

(日本側)

131条では、被疑者の権利義務は49条に定めるものを説明するとあります。その被疑者の権利義務の中に、黙秘権というのは規定がないのですが。

(リエン)

ベトナムの法律上、黙秘権があるとは規定されていません。しかし、被疑者が黙っていたら、捜査機関としては仕方がないです。被疑者が黙っていたら、捜査機関自ら、書類・資料・証拠を収集するしかありません。それでもだめなら、最後の手段として被疑者を説得するしかありません。ベトナム刑事法の理念と、他の国々のそれとでは、かなり違いがあります。他の国の刑事法の理念では、被疑者が捕まった後、取り調べる前に、黙秘権を与えます。しかし、ベトナムでは訴訟活動とは尋問です。尋問だからこそ、黙秘権は与えないのです。法律で、黙秘権があるとはっきりと決めることになったとしたら、それは捜査・取調べの段階にとっては妨害です。なかなか捜査できない時もあります。

(日本側)

実際のやり方としては、被疑者が捕まって来た際、あるいは、被疑者を立件する際に「あなたには黙秘権があります。」という具合に伝えるのでしょうか、伝えないのでしょうか。

(リエン)

伝えません。「被疑者・被告人に黙秘権がある。」とは私たちの法律の中には書いていません。捜査機関や検察官はそんな馬鹿なことにはしません。逃げる道を開いてあげないです。

(日本側)

被疑者が黙っているなら仕方がないということですか。

(リエン)

「被疑者が黙っていたら手も足も出ない」ということではなく、捜査機関が新たな証拠を探します。もし、被疑者が供述しなければ、捜査機関は「私たちにもそういう証拠がある

よ。」と言えます。例えば、証人や証拠物などです。当然、ベトナムの法律では、捜査官や検察官が被疑者に対して虐待や拷問はできないと決められています。

(日本側)

被疑者は黙っていること自体が、不利益になりますか。

(リエン)

不利益ではありません。あらゆる沈黙は金です。自ら自白する場合は、情状酌量され、例えば、重い刑が軽くなることができます。

それに対して、被告人・被疑者が黙っていても、当然、不利益にもならないし、軽い罪から重い罪になることもありません。

(日本側)

自白をしたら、情状酌量で軽い刑になるというのはどの法律の何条にあるのでしょうか。

(リエン)

刑法46条です。刑事責任について情状酌量する事実関係です。p号の場合は、犯罪者あるいは被疑者に改悛の情があり、あるいは自ら自白する場合は、情状酌量を受ける権利があると規定があります。例えば、3年間の量刑で、自白や改悛の情がある場合には、30か月しか刑務所に入らなくてよいということになっています。

(日本側)

その計算はどうなっているのですか。

(リエン)

裁判官の自由裁量で、それが定められているのは刑法47条です。例えば、刑法の138条1項をご覧ください。量刑は6か月から3年までで、減軽する情状酌量の2つの事実関係があります。刑法46条1項に定められている損害賠償、誠実に供述したこと、処罰するなら6か月以下の刑になり、この場合なら3か月間の実刑になります。

(リエン)

今日は前回に引き続き、捜査機関の管轄権について説明させていただきます。管轄権について、前回私は包括的に説明いたしました。

ベトナムの捜査機関として3つの機関があります。第一は公安省の捜査機関、第二は国防省の捜査機関、第三は最高人民検察院の捜査機関です。各捜査機関には捜査管轄権があり、最高人民検察院の捜査機関は国防省の捜査機関の役割と同じように、専門的な犯罪し

か捜査しません。国防省の捜査機関は軍隊治安侵害罪しか捜査しません。軍事の利益を侵害する行為、又は、軍隊が直接した犯罪です。

それに対して、人民検察院の捜査機関は、司法犯罪行為しか取り扱いません。司法犯罪行為をする人が司法機関の職員、幹部の場合です。例えば、直接、司法犯罪行為をする人が、裁判官、検察官、捜査官あるいはその事務官で、司法活動行為の侵害がある人です。以前にも説明したように、国防省の捜査機関は、二つの犯罪を取り扱います。それは、刑事犯罪と治安犯罪です。それに対応して、刑事捜査機関と治安捜査機関とがあります。刑事捜査機関は、国会令の15条に従って捜査します。具体的には、軍隊の裁判所が管轄する事件しか取り扱いません。例えば、軍人同士の殺人事件は、軍隊における犯罪の中に分けられ、刑事捜査機関が捜査します。刑事捜査組織国会令16条で定められるのが、人民軍治安捜査機関の管轄権です。公安捜査機関は、警察捜査機関と治安捜査機関という二つの機関に分けられます。警察捜査機関の管轄権が、刑事捜査組織国会令の11条です。治安捜査機関については12条に定められます。ここで、どんな犯罪について捜査する権利があるのか規定されます。しかし、共通する原則があります。それは、それぞれの捜査機関が、それぞれの同級の裁判所の管轄権の犯罪しか捜査しないということです。これが第一の原則です。第二の原則は、上級の捜査機関は、必要な場合、下級の捜査機関の捜査する犯罪も捜査する権利があるということです。例えば、省級捜査機関は特に極めて重大な犯罪を捜査する権利があります。しかし、必要な場合は、県級捜査機関の事件も捜査することができます。日本の警察庁は国家機関として捜査をしますが、これはベトナムでは全然違います。ベトナムの公安省は下級の捜査機関を指揮する以外、必要な場合、下級捜査機関の管轄する事件も捜査することができます。

ベトナムの県級捜査機関は、あらゆる15年以下の犯罪を捜査する権限があります。しかし、国家治安犯罪を除きます。なぜなら、それは省級捜査機関の管轄だからです。しかし、すべての県級捜査機関が捜査できるようになるのは、2009年7月1日までの目標です。

ベトナムでは538の県がありますけれども、今は、100県あまりの捜査機関しか、つまり、約5分の1の県級捜査機関しかそれを実行していません。県級捜査機関がもっと頑張らないと、指標・目標を達成できません。

しかし、省級捜査機関が犯罪の中から難しい、複雑な事件を持っていってくれば、県級捜査機関にとっては、難しいことではないと思います。

(リエン)

ベトナムの国会令において、捜査管轄権を持っている機関は、例えば、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、人民軍におけるいくつかの捜査機関です。それぞれの捜査機関は、自分の機関の活動範囲内で発生した犯罪を捜査する権利があります。例えば、国境警備隊は国境での治安事件や国境での密輸事件について捜査する権利があります。森林警備隊は、森林管理に関する事件を捜査します。それぞれの機関の捜査管轄権について具体的に、刑事捜査組織国会令の中に決められています。例えば、国境警備隊の管轄権については刑事捜査組織国会令19条、税関は20条、森林警備隊は21条、沿岸警備隊は22条です。それぞれの機関の役割について、19条から22条を見ると、基本的な原則が分かります。例えば、あまり重大ではない事件の現行犯の場合は、それぞれの機関が最初の捜査段階活動を遂行することができます。

例えば、搜索、取調べをし、20日以外に管轄捜査機関に送致します。重大な事件や極めて重大な事件では、搜索をし、証言を聴取し、逮捕する必要がある場合に管轄権を持つ捜査機関に逮捕状を請求し、その後7日以内に管轄権を持つ捜査機関に送致することです。

なお、人民軍及び公安人民の捜査機関については、以上（国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊）の場合とは少し違います。

人民公安における国家の捜査機関の中には、例えば、道路鉄道交通警察課（23条）などがあります。事件の立件、証言の聴取、その後7日以内に管轄権を持つ捜査機関に送致すること、この場合は重大な事件も、あまり重大でない事件も含まれます。人民公安における治安機関については国会令の24条にあります。例えば、公安治安局、省治安部は、自分の仕事をしている際に、犯罪を示す事象があれば、事件を立件する権利があります。また、

証言を聴取し、管轄権を持つ捜査機関に事件記録を7日以内に送致しなければならないです。県級治安捜査機関は自分の仕事をしている際に、省級の管轄する犯罪を示す事象があった場合、逃亡した犯罪者を直ちに追跡し、解決するために、省級捜査機関にすぐに報告しなければならない（国会令24条）。

人民軍における他の捜査機関、例えば、軍事拘留所の監視官は犯罪を示す事象を発見した場合、事件を立件する権利があります。そして、いくつかの捜査活動を行うことができます。そして、7日以内に管轄権を持つ捜査機関に事件記録を送致しなければならないです。

第二の場合は、25条2項です。独立連帯部隊司令官が犯罪を示す事象を発見した場合、現行犯逮捕の調書を作る権利があります。自分の区域内で起こった犯罪を示す事象を発見した場合、証言を聴取する権利があります。

そして、いくつかの捜査活動を行うことができます。そして、直ちに管轄権を持つ捜査機関に事件記録を送致しなければならないです。以上、私は刑事捜査組織国会令第三章に規定されている各種捜査活動の遂行に命じられた機関の捜査権について説明しました。それぞれの捜査活動が、刑事訴訟手続に従って行われます。この訴訟活動は、日本の国税庁の査察官の業務と似ています。しかし、日本の国税庁の査察官の業務と違って、これらの捜査機関は、必ず刑事訴訟法の手続に従って活動しなければならないです。

（日本側）

24条のだいたいの意味は分かるのですが、翻訳の問題かもしれないですけど、条文の表現がよく分かりません。私が聞いて理解した内容をまず言いますと、24条1項は、省級治安部が捜査権を持っていることを規定している。それで、省級治安部は、省級の治安捜査機関とは別の機関である。治安捜査機関は本来の捜査機関だから捜査権限を持っている。けれど、省級治安部は、本当は捜査権を持っていない。

（リエン）

国会令12条の中には、治安局も、省級公安部も犯罪と闘う義務があると書いてあります。しかし、局も部も、他の捜査機関と違って特別な捜査機関ではないです。ですから、犯罪を示す事象を発見した場合、24条に定

められたように、すべての捜査活動を実行する権限はありません。幾つかの捜査活動をした後、管轄権をもつ捜査機関に送致しなければならないです。

（午前中終了）

（リエン）

捜査機関の仕事の分担及び協力について説明します。ベトナムには64の省・中央直轄市があり、それぞれの省・中央直轄市に省級捜査機関があります。省級捜査機関はお互いに協力関係を持ちます。捜査機関が発行した捜査令状については、各捜査機関がこの令状を実行しなければならないです。例えば、公安省にある公安捜査機関が、税関に対してある事件について証拠収集や捜索をして欲しいと頼み、いくつかの捜査命令を発付します。税関は、本当は管轄権が違っても、言われた以上やらなければならないです。資料や証拠物、証拠品を提出するよう要求されると、税関はその要求に応じないといけません。これは、行政規範ではなく、ベトナムの刑事訴訟法12条に定められた行為です。刑事捜査組織国会令では26条です。刑事訴訟法110条、111条もそうです。捜査権がはっきりしない場合は、先に犯罪を示す事象を発見した機関が捜査をすることになっています。

その後、管轄権を持っている捜査機関に直ちに送致しなければならないです。

例えば、ある殺人事件があったとします。

刑法93条1項では、無期又は12年から25年までの懲役、あるいは、死刑が定められています。93条2項では、刑は7年から15年までです。ある女性が殺されたとして、殺害された場所がA県だとします。原則的には、A県における捜査機関がこの事件に対して捜査手段を適用しなければならないですが、捜査段階で死んだ女性が妊娠していたと分かった場合、93条1項bにより、12年から25年までの懲役、又は、無期懲役、又は、死刑に当たる場合となります。A県の捜査機関は、省級の捜査機関に直ちに事件を送致しなければならないです。以上、捜査機関の分担及び協力について説明しました。

次に、いくつかの捜査活動を与えられた捜査機関の捜査活動についてです。事件を立件した後、及び予防措置を適用した後、直ちに

各決定を同級の検察院に送致しなければなりません。同じように、管轄権を持っている機関に通知しなければなりません。なぜどうして直ちに事件を検察院に送らなければならないのか、それは、検察院が検察する役割を持っているからです。

捜査管轄権の問題について、紛争の問題について説明したいと思います。刑事捜査組織国会令28条は、ベトナムの捜査機関で捜査管轄権について紛争が起きた場合の規定です。

その場合、犯罪が起こった地域、又は犯罪を示す事象が発見された地域にある検察院の長官に指揮権があります。

例えば、ベトナム北部のランソン、ベトナムと中国の国境で密輸事件があったとします。

その人がランソンからハノイに車で移動中、税関が車内に密輸品を発見した場合、密輸品も人も差し押さえます。ハノイ市検察院の長官は、ハノイの公安捜査機関に捜査権限を与えることもできますし、あるいは、ランソンの捜査機関に捜査権限を与えることもできます。

国境警備隊や森林警備隊がある事件を発見した場合は、県級検察院が国境警備隊、あるいは、森林警備隊に捜査権限を与えます。このように、同級の検察院の長官が捜査管轄権を指揮します。刑事捜査組織国会令が施行されてからわずか1年間しか経っていないので、今後、具体的に問題点を分析し、説明するための文書を、公安省や国防省、財務省、農業開発産業省、最高人民検察院が協力して、発行しなければなりません。

(日本側)

省庁間の通達のことでしょうか。

(リエン)

はい、そうです。今、私たちは最高人民検察院と公安省、国防省に関係する通達の草案を作っています。国会令を具体化するための協力が必要になります。

(日本側)

まだ通達は出されていないのですか。

(リエン)

はい、まだ発行されていません。なぜならば、国会令が誕生してからまだ1年しか経っていませんから。

(日本側)

刑法93条2項の事件をある県級捜査機関が捜査していたが、被害者が妊婦だったから、

適用条文が1項に変わり、省級の捜査機関に事件を送致しなければならないという例の説明がありました。途中で捜査機関が変わるとするのは、やりにくくありませんか。

(リエン)

捜査権が違いますから、省級の捜査機関に送致するのが正しいです。

(日本側)

送致を受けた省級の捜査機関が県級の機関に指示して、捜査させることはできるのですか。

(リエン)

はい、あります。

(日本側)

このような場合、実際にはどのように処理されているのでしょうか。

(リエン)

例えば、ある男女が愛し合っていて、女性が妊娠したとします。その男性がその女性を殺してしまったとして、胎児がいたとは知らない県級の捜査機関のレベルがまずことにあたり、その男性を取り調べ、胎児がいたと分かった場合、必ず省級捜査機関に送らざるを得ないです。薬物に関する事件でも同じことが言えます。例えば、ベトナムでは、薬物を売買した場合、刑法194条2項に当たります。麻薬捜査事件は簡単で、省級に送らず県級捜査機関が自ら捜査するケースが多いのですが、旧刑事訴訟法では、県級の捜査管轄は7年以下の刑の事件でしたので、手続として上級捜査機関に送らなければならなかったです。

(日本側)

県級で捜査が終わってから、上級捜査機関に送致するのでしょうか。

(リエン)

場合によって異なります。捜査を終えてから上級捜査機関に送る場合もありますし、途中で送る場合もあります。

(日本側)

途中で省級捜査機関に送ると、途中で捜査官が変わってしまうのですね。

(リエン)

はい。省級にとっては新しい事件です。捜査するのは難しいですが、お互いに連絡しあうので、かなり情報も収集できます。

(日本側)

ベトナムの仕組みでは、脱税はどの機関が捜査するのでしょうか。

(リエン)

原則的には捜査機関の管轄権にあります。

しかし、査察官が捜査するときに脱税する事象があったら、必ず捜査機関に送致します。日本では国税庁の査察官が捜査を行い、告発しますが、ベトナムでは、国税庁の査察官が検査し、そして、脱税を示す事象が見つかったら、事件の資料を捜査機関あるいは検察院に送ります。査察官が検察院に事件記録を送ったとしても、検察院が受け取ってから、また、捜査機関に送らなければならないのです。

事件記録を受け取った場合、検討して、結果を査察官に報告しなければなりません。立件しない場合、その理由を言わなければなりません。

つまり、国税庁の査察官の活動は捜査活動ではありません。

(日本側)

そこでいう捜査機関というのは、御説明のあった三つの捜査機関のうち、どこに当たるのでしょうか。

(リエン)

公安捜査機関に当たります。

(日本側)

刑事訴訟法26条2項の規定があります。

これが今言われた査察機関の規定ですか。

(リエン)

はい。

(日本側)

査察機関には他にどんな機関があるのでしょうか。

(リエン)

ベトナムの査察官の組織は、ベトナム中央政府の総合査察機関、これは、省と同じレベルですが、この査察機関の長は内閣のメンバーです。総合査察機関の下に、中央直轄地の査察機関、それぞれの省の査察機関があります。

(リエン)

では、時間が少なくなってきましたので、私は、任命された捜査員の基準についてご説明したいと思います。

捜査官の資格者は次のとおりです。まず、治安大学、警察大学、法科大学を卒業した人。

次に、一定の経験のあること。例えば、県級の捜査官になるためには最低4年間、省級では最低9年間（そのうち最低4年間の県級捜査官）の経験があり、県級捜査機関に勤め

たことのある人。上級の捜査官になるためには、最低でも14年間（そのうち最低5年間は省級捜査官）での実務経験が必要です。第三の条件は、士官であること。

次に任期について御説明します。任期は5年間です。

捜査官には、上級捜査官、中級捜査官、初級捜査官という三つの位があります。中級と上級の捜査官は、下級捜査官の業務を指導できることも条件です。刑事捜査組織国会令31条にあるように、選抜審議会があります。

県と省では、それぞれの公安長が選抜審議会の会長として選任されます。選抜審議会のメンバーは公安省の大臣から選ばれたメンバーです。捜査機関には捜査長官と副長官とがおります。公安省の社会秩序管理警察局長、管理警察局長及び副局長がいます。捜査機関の長官及び副長官は、必ず捜査官です。公安省の中でも捜査官を任命します。国防省では、直接大臣が任命あるいは解任します。最高人民検察院では院長が任命又は解任します。

(リエン)

日本の検察官の活動についてもっと詳しく知りたいので説明してください。

(日本側)

では、日本の検察官の職務について御説明します。そのほとんどが刑事事件関係のものです。その内容は、①捜査活動、②公判立会活動、③判決の執行となります。捜査を二つに分けると、いわゆる「独自捜査」と「補充捜査」に分かれています。非常に大きな業務量を占めているのは、補充捜査と公判立会です。判決を執行しなさい、と命令する権限は検察官が持っています。懲役刑を執行するのは刑務所であり、罰金を執行するのは検察庁です。検察官は、手続が適正に行われているかどうか（捜査機関が違法な捜査活動をしていないか）の監督もします。

(リエン)

公判立会活動での役割はどうですか。

(日本側)

日本の公判立会活動では、検察官の役割が大きいです。ベトナムと違っていて、日本では捜査記録を全部裁判所に出しません。記録や証拠物の中から、検察官がどれを裁判所に提出するかを考えて決めます。日本の刑事裁判はベトナムのそれと違い、裁判所の役割もかなり違います。日本の手続では、検察官が

収集した証拠の中から、どれを裁判所に出すか決め、また、弁護士が「出してはだめだ。」と主張することができます。どんな証拠をどんな時に裁判所に提出できるのかについては、刑事訴訟法に規定があります。だから、検察官は、刑事訴訟法を使ってよい証拠を出すよう工夫しなければなりません。

(リエン)

裁判官が事件記録について、一切手を加えないのですね。日本の検察官の役割は非常に大変ですね。起訴された事件について、どのくらいが有罪になりますか。

(日本側)

99%くらいは有罪になります。

(リエン)

残りの1%の無罪の場合、検察官は損害賠償をしますか。ベトナムでは、無罪のときは検察官が自ら損害賠償しないといけません。

(日本側)

日本には二通りの制度があります。刑事補償制度と国家賠償制度です。まず、刑事補償制度では、無罪になれば、自動的に補償を受けられます。身柄を拘束されていた期間に応じ、補償が決定します。結果として無罪になった場合、起訴した検察官の判断に全く誤りがなくても、国は補償をするのです。これがまず一つの制度です。もう一つ制度があつて、実際に行つた公務員に過失があれば、責任を問えるという制度があります。よつて、検察官が起訴した判断に落ち度があつた場合、国家の責任を問えるのです。これが国家賠償制度というものです。よつて、検察官に過失があれば、不利益を受けた被告人は、刑事補償と損害賠償をもらえるのです。あくまで国が支払うということですから、補償の場合も、国家賠償の場合も、請求できる相手は国だけです。ただし、国家賠償の場合に、その公務員に故意や重大な過失があつたときは、国がその公務員に対して弁償を求めることになります。

(トゥオン)

弁護人が、証拠について、すべて「だめ。」と言つた場合、どうやって公判で立証できますか。

(日本側)

基本的には目撃者や被害者などの証人の請求をします。裁判で証人尋問をします。また、いろいろな条件がありますが、場合によつて

は、書面に書かれた証拠を裁判所に提出することもできます。

(トゥオン)

しかし、証拠人の供述がまったく変わった場合は、どうするのですか。

(日本側)

証人が裁判になってから証言を変えたことを証明していきます。かつ、その証人が裁判で言っていることよりも、前に説明したことの方が信用できますということを証明していきます。

次は、民事における検察官の職務についてです。民事には家族関係の事件を含みます。

家族関係については、関係者が亡くなっている場合に検察官が代わりをします。例えば、ある子供が、この人が自分の父親であることを裁判所に認めて欲しいとします。その場合、既にお父さんが死んでいたら、検察官を訴えるわけです。あるいは、妻が結婚しているように戸籍に書いてあるのを取り消して欲しいのに夫が亡くなっている場合、検察官を代わりに訴えます。刑事における捜査活動や公判活動に比べると、非常に数は少ないです。また、ある人が行方不明になつたとします。その人には家族が誰もいないけれど、畑や家があり、誰かが管理しないといけない。それを管理する人は裁判所が決めます。ところが、裁判所に対して「誰か管理人を決めて下さい。」と請求する必要があります。ですから、検察官が裁判官に請求します。こういう例も非常に少ないです。

また、老人ホームに入っている人に誰も身寄りがなく、ぼけてしまい、後見人が必要になつた場合、裁判所が選ぶのですが、検察官が「選んでください。」と請求します。私の経験では、家族関係の公判訴訟活動は1件、財産管理の関係は1件担当したことがありますが、後見人の選任は1件もありません。

(リエン)

分かりました。日本の検察官は民事事件に介入しないのですね。ベトナムでは日本と違って、民事事件でも検察院が関与します。例えば、財産相続事件の紛争です。AとBの間である財産について紛争があり、Aさんが「この財産は私の物だ。」と裁判所に訴訟を起こしたとします。また、Aさんが「裁判所の事件の関係証拠の収集の仕方が客観的ではない。」と主張したとします。そのとき、検



察官が紛争事件について、公判立会活動として介入します。日本では介入しないのですね。  
(日本側)

はい、介入いたしません。

(日本側)

日本の公判における検事の役割について、紹介します。公判部の検事は、一人につき少なくとも100件以上の事件をいつも持っています。ですから、事件の中身・内容を把握するのが非常に難しいです。しかし、先程説明がありましたように、裁判所に提出する必要がある証拠とない証拠とを分けなければなりません。また、裁判所に提出する証拠も、弁護人が提出することについて承諾・同意してくれないと他に法律で規定されている様々な方法でそれを提出する努力をしなければなりません。逆に、弁護人は、こちらが提出して裁判官に見てもらおうとする証拠を、なるべく裁判所の目に触れないようにする努力をするので、その弁護人と闘わなければなりません。

ですから、100件以上ある事件でも、すべて記録を読んで、事件を把握しなければならぬので、事件を把握する作業が大変です。

ベトナムと対比した場合、証人尋問の負担・重要性、証人尋問における検事の役割がベトナムと日本とではかなり違います。証人尋問がどのように大切で、かつ、そのためにどういう工夫をして仕事をされているのか、紹介します。

検察官が裁判所に提出しようとする証拠の中には、例えば、被害者の供述を記録した書類もあります。検察官がそれを証拠として出したいと請求しても、弁護人がそれをだめだとなったら、その書面を裁判所に出すことは原則としてはできません。その場合、被害者の証人尋問をするということになります。証人尋問とは、公開された法廷で、裁判官・被告人の目の前で話すというのが原則の形です。

証人尋問のやり方は基本的には一問一答で、検察官が一言質問して、一言答えてもらう、という形です。しかし、被告人も法廷にいますし、公開されている法廷で裁判を見に来ている人たちもいますので、被害者は緊張したり、被告人を怖がったりして、証言ができないケースもたくさんあります。そういう状況の中で、どうやって裁判官に分かってもらえるように自分がしていくか、ということが非

常に大変なことだと思います。例えば、性犯罪の被害者の場合は特に負担が大きいので、色々な工夫があります。

(リエン)

どうすれば裁判官への説得力が増すような効果的なことができるのでしょうか。

(日本側)

私もいつも悩んでいます。

(リエン)

証拠の中には、物証が入っていますか。例えば、殺人に使ったナイフなどは。

(日本側)

はい、入っています。

(リエン)

殺人に使ったナイフは非常に客観的な証拠です。どうして、そのような客観的な証拠があるのに、法律上では、検察官が弁護人を怖がっているのですか。

(日本側)

もちろん、客観的な証拠を一番重視しています。よって、客観的な証拠は裁判所に提出します。それに対して、弁護人が「出してはいけない。」と言ってくることもあります。

弁護人が反対していても、その証拠を裁判所に提出する方法というのは法律で規定されていますから、それに基づいて提出していきます。

証拠の中には、物証と証言の二種類があります。弁護士が同意しないと出せないというのは、証言調書のことであり、おおざっぱに言うと、物証には適用されません。

(リエン)

なるほど、分かりました。

(日本側)

証人尋問の場合、証人に法廷で本当の証言をさせることが目的です。ところが、証人は被告人がいるから、あるいは、被告人の仲間だから、なかなか本当のことを話さない。そこで検事は法廷に至る前に一生懸命準備して、本当のことを証言させるために、こういう風に順番に聞いていこうか、あるいは、この証拠物をここでこうやって見せようか、と証人への質問の仕方を事前によく考えて、準備するわけです。ベトナムの裁判では、裁判官が証人尋問してくれるので、検事の負担は軽いと思われれます。ところが日本の裁判は、検事が証人尋問の主役ですから、そこで上手に質問するか、下手に質問するかによって答えが

違ってくるので、検事はその分大変なのです。

かつ、ベトナムでは証人尋問で本当のことを言わなくても、裁判記録に供述調書があり、いずれにせよ、その調書を見られるのです。

ところが、日本の場合には、証人尋問を上手にやらないと、供述調書を裁判所に出せるとは限らないですから。その辺りが日本の検察官の難しさです。

(リエン)

ベトナムでは日本と違い、起訴されることになったら、すべての事件記録を裁判所に送ります。裁判官は、45日間から90日間にかけて、事件の記録を見て、どういう方向にするのか、前もって考えます。弁護人も同じように事件の記録を見ることもできますが、記録が長いのでなかなか全部を読もうとはしなないです。一方、長い事件記録を検察官は読んでいますので、弁論する際には、検察官が弁護人に勝ちます。検察官が弁護人と弁論するのが最もエネルギーが必要な仕事ですね。

(日本側)

ベトナム刑事訴訟法では、弁護人は被疑者の立件の時から手続に参加することができるのですが、弁護人がつく事件は、どのくらいの割合なのでしょう。

(リエン)

少ないです。重大な事件にしか弁護人はいないです。ベトナムには全国3千人あまりの弁護士しかおりません。弁護人はほとんど大都市にしかおらず、島や遠隔地には弁護人はいません。そういう場合は、被告人が自ら弁護をするしかありません。しかし、ベトナムでは貧しい人たちのために、国選弁護人の制度があります。私たちの司法改革制度では、あらゆる事件に弁護人をつけることが目標です。

(日本側)

その辺は状況が日本とよく似ていますね。

弁護士が大都市に集まっていて、田舎に少ないのは日本も同じです。弁護士は全国で2万人おり、人口が1億2千万人です。すべての被疑者・被告人に弁護人がつくようにしましょう、というのが司法制度改革の中のテーマのひとつです。国選弁護人制度は日本にもありますが、現在は被告人に対してだけなのです。

それを、起訴される前の被疑者に対しても適用を広げていきましょう、というのが日本

の進めている方針です。

(日本側)

ベトナムの国選弁護人制度を定めるのは刑事訴訟法57条2項ですか。

(リエン)

はい、そのとおりです。国選弁護人の費用は裁判所が負担します。

(司 会)

それでは、以上で発表会を終了いたします。リエン所長、トゥオン副部長、ありがとうございました。

## ～外国法令～

### ベトナム三法令の和訳（仮訳）について

以下に登載するのは、次に述べるベトナム社会主義共和国の三つの法令の和訳（仮訳）です。

ベトナム刑事訴訟法（2003年11月26日制定）（42頁～106頁）

ベトナム刑事捜査組織令（2004年8月20日制定）（107頁～116頁）

ベトナム刑法（1999年12月21日改正）（117頁～186頁）

これら三つの法令を日本語に翻訳するに当たって、前掲の丸山教官による研究報告「ベトナムの2003年改正刑事訴訟法と新捜査体制」（特に14頁以下）に詳述するように、大阪外国語大学大学院所属のチャン・ティ・ヒエン氏及び同大学助教授の住村欣範氏に大変御協力をいただきました。

重ねて両氏の御協力に深く感謝し、厚く御礼申し上げます。

なお、時間的制約のため、上記三つの法令の翻訳のうち、刑法については、訳語の選択や同一表現の訳の統一など、きめ細かい点検突合作業にまで至らなかったことから、なお、粗訳に止まっていることをお許し願います。

# ベトナム刑事訴訟法（仮訳）

(No. 19/2003/QH11)

## 第1編 総則

### 第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

第1条 刑事訴訟法の目的

第2条 刑事訴訟法の効力

### 第2章 基本的原則

第3条 刑事訴訟活動における社会主義法制の保障

第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護

第5条 公民の法の下での平等の権利の保障

第6条 公民の身体の不可侵に関する権利の保障

第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護

第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障

第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪推定されない

第10条 事件の真相解明

第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防衛権の保障

第12条 訴訟執行機関及び訴訟執行人の義務

第13条 刑事事件の立件、処理の責任

第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障

第15条 参審員による裁判制度の実行

第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う

第17条 裁判所は公判を合議体で行う

第18条 公判の公開

第19条 法廷での平等権の保障

第20条 二審制の実行

第21条 審理の監督

第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障

第23条 刑事訴訟活動における公訴権及び法遵守の檢察権の行使

第24条 刑事訴訟で使用する口語及び文語

第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び公民の責任

第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整

第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服

第28条 刑事事件における民事問題の解決

第29条 冤罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障

第30条 訴訟執行機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障

第31条 刑事訴訟活動における不服申立て及び告

発をする権利の保障

第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する機関、組織及び人民代表の監察

### 第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人

第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任

第35条 捜査官の任務、権限及び責任

第36条 檢察院長官、副長官の任務、権限及び責任

第37条 檢察官の任務、権限及び責任

第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任

第39条 裁判官の任務、権限及び責任

第40条 参審員の任務、権限及び責任

第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任

第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利

第44条 捜査官の更迭

第45条 檢察官の更迭

第46条 裁判官、参審員の更迭

第47条 書記官の更迭

### 第4章 訴訟参加人

第48条 被暫定留置人

第49条 被疑者

第50条 被告人

第51条 被害者

第52条 民事原告

第53条 民事被告

第54条 事件に係る利害関係人

第55条 証人

第56条 弁護士

第57条 弁護人の選任、更迭

第58条 弁護人の権利及び義務

第59条 当事者の権利の保護人

第60条 鑑定人

第61条 通訳人

第62条 訴訟参加人の権利及び義務を実行できるように説明し保障する責任

### 第5章 証拠

第63条 刑事事件で証明しなければならない問題

第64条 証拠

第65条 証拠の収集

- 第66条 証拠の評価
- 第67条 証人の供述
- 第68条 被害者の供述
- 第69条 民事原告, 民事被告の供述
- 第70条 刑事事件の利害関係人の供述
- 第71条 被逮捕人, 被暫定留置人の供述
- 第72条 被疑者, 被告人の供述
- 第73条 鑑定の結論
- 第74条 証拠物
- 第75条 証拠物の収集及び保存
- 第76条 証拠物の取扱い
- 第77条 捜査, 裁判の調書
- 第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

## **第6章 諸予防措置**

- 第79条 予防措置適用の措置及び根拠
- 第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕
- 第81条 緊急時の逮捕
- 第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕
- 第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちに  
とるべき措置
- 第84条 逮捕調書
- 第85条 逮捕通知
- 第86条 暫定留置
- 第87条 暫定留置期間
- 第88条 勾留
- 第89条 暫定留置及び勾留の制度
- 第90条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世話  
及び財産の保管
- 第91条 居住地外出の禁止
- 第92条 立保証
- 第93条 保釈金としての金銭又は財産の預託
- 第94条 予防措置の取消し又は変更

## **第7章 調書, 期限, 訴訟費用**

- 第95条 調書
- 第96条 期限の計算
- 第97条 期限の更新
- 第98条 訴訟費用
- 第99条 訴訟費用の負担責任

## **第2編 刑事事件の立件, 捜査及び起訴決定**

### **第8章 刑事事件の立件**

- 第100条 刑事事件の立件の根拠
- 第101条 告発及び犯罪に関する情報
- 第102条 犯人の自首
- 第103条 犯罪の告発, 通報及び立件の建議の解

決

- 第104条 刑事事件立件の決定
- 第105条 被害者の要求による刑事事件の立件
- 第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充
- 第107条 刑事事件を立件しない諸根拠
- 第108条 刑事事件を立件しない決定
- 第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び  
責任

### **第9章 捜査通則**

- 第110条 捜査権
- 第111条 国境警備隊, 税関, 森林警備隊及び各  
種捜査活動に任じられた人民公安又は  
人民軍のその他の機関の捜査権限
- 第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の  
任務及び権限
- 第113条 捜査の検察における検察院の任務及び  
権限
- 第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関  
の責任
- 第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に  
従う責任
- 第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送
- 第117条 捜査のための刑事事件の併合, 分離
- 第118条 捜査の委託
- 第119条 捜査期間
- 第120条 捜査のための勾留期間
- 第121条 捜査の再開, 補充捜査, 再捜査の期限
- 第122条 訴訟参加人の要求の解決
- 第123条 目撃者の参加
- 第124条 捜査上の秘密の非公開
- 第125条 捜査の調書

### **第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ**

- 第126条 被疑者の立件
- 第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充
- 第128条 被疑者の職務の一時停止
- 第129条 被疑者の召喚
- 第130条 被疑者の勾引
- 第131条 被疑者の取調べ
- 第132条 被疑者の取調べ調書

### **第11章 証人, 被害者, 民事原告, 民事被告, 事件の利害関係人の供述聴取, 対質及び 人定**

- 第133条 証人の召喚
- 第134条 証人の勾引
- 第135条 供述の聴取

- 第136条 証人の供述調書  
第137条 被害者、民事原告、民事被告、事件の  
利害関係人の召喚及び供述聴取  
第138条 対質  
第139条 人定

## **第12章 財産の搜索、没収、差押え、留置**

- 第140条 身体搜索、住居、勤務地、土地、物、  
通信、電報、郵便小包、郵便物の搜索  
の根拠  
第141条 搜索令状発付の権限  
第142条 身体の搜索  
第143条 住居、勤務地、場所の搜索  
第144条 信書、電報、郵便小包及び郵便物の郵  
便局における没収  
第145条 搜索中の物、書類の差押え  
第146条 財産の留置  
第147条 没収、差し押さえ又は密封された物、  
書類、信書、電報、郵便小包及び郵便  
物を保存する責任  
第148条 物、書類、信書、電報、郵便小包及び  
郵便物の搜索、没収、差押えの調書  
第149条 物、書類、信書、電報、郵便小包及び  
郵便物の搜索、留置、没収又は差押え  
の令状発付者及び執行人の責任

## **第13章 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡検 証、捜査実験、鑑定**

- 第150条 現場検証  
第151条 死体解剖  
第152条 身体上の痕跡の検証  
第153条 捜査実験  
第154条 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡の  
検証及び捜査実験の調書  
第155条 鑑定意見の要求  
第156条 鑑定の実施  
第157条 鑑定の結論の内容  
第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参  
加人の権利  
第159条 補充鑑定又は再鑑定

## **第14章 捜査の停止及び捜査の終了**

- 第160条 捜査の停止  
第161条 被疑者の指名手配  
第162条 捜査の終了  
第163条 起訴の提案  
第164条 捜査の中止  
第165条 捜査再開

## **第15章 起訴決定**

- 第166条 起訴決定の期限  
第167条 起訴状  
第168条 補充捜査のための記録差し戻し  
第169条 事件の中止又は停止

## **第3編 第一審公判**

### **第16章 全審級裁判所の管轄権**

- 第170条 全審級裁判所の裁判管轄権  
第171条 土地管轄  
第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中の  
ベトナム社会主義共和国の航空機又は  
船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権  
第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の  
犯罪を行った被告人の裁判  
第174条 事件の移送  
第175条 裁判管轄に関する紛争の解決

### **第17章 公判準備**

- 第176条 公判準備期限  
第177条 予防措置の適用、変更、取消し  
第178条 公判を行う決定の内容  
第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定  
第180条 事件を停止又は中止する決定  
第181条 検察院による起訴決定の撤回  
第182条 裁判所の各決定の交付  
第183条 公判期日において尋問する必要がある  
者の召喚

### **第18章 公判期日における手続の通則**

- 第184条 直接、口頭又は連続審理  
第185条 第一審審理合議体の構成  
第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更  
第187条 公判期日への被告人の出頭  
第188条 公判期日における被告人の監察  
第189条 検察官の出廷  
第190条 弁護人の出廷  
第191条 被害者、民事原告、民事被告、事件の  
利害関係人又はその合法的代理人の出  
頭  
第192条 証人の出頭  
第193条 鑑定人の出頭  
第194条 公判期日延期の期限  
第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤  
回又はより軽い犯罪の結論  
第196条 公判の制限  
第197条 公判期日の規則

第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置

第199条 裁判所の判決及び各決定の作成

第200条 公判期日の調書

### **第19章 公判期日開始手続**

第201条 公判期日開始手続

第202条 裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭提案の解決

第203条 通訳人、鑑定人の権利及び義務の説明

第204条 証人の権利、義務の説明及び証人の隔離

第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

### **第20章 公判期日における尋問手続**

第206条 起訴状朗読

第207条 尋問手順

第208条 捜査機関で行った供述の公開

第209条 被告人質問

第210条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人の質問

第211条 証人質問

第212条 証拠物の検討

第213条 現場検証

第214条 機関又は組織による事件書類、見解、報告の陳述、公開

第215条 鑑定人質問

第216条 尋問の終了

### **第21章 公判期日における弁論**

第217条 弁論時の発表の順番

第218条 反論

第219条 再尋問

第220条 被告人の最終発言

第221条 起訴決定の取下げ、又はより軽い罪を結論とすることの検討

### **第22章 判決の評議、宣告**

第222条 判決の評議

第223条 尋問と弁論の再開

第224条 判決

第225条 管理業務の過誤是正に対する建議

第226条 判決の宣告

第227条 被告人の釈放

第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕

第229条 判決の交付

## **第4編 控訴審**

### **第23章 控訴審の性質、控訴権及び異議申立て権**

第230条 控訴審の性質

第231条 控訴権を有する者

第232条 検察院による異議申立て

第233条 控訴及び異議申立ての手続

第234条 控訴及び異議申立ての期限

第235条 期限後の控訴

第236条 控訴、異議申立ての通知

第237条 控訴、異議申立ての結果

第238条 控訴、異議の補充、変更、取下げ

第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立て

第240条 控訴、異議申立てのない第一審判決、決定の効力

### **第24章 控訴審手続**

第241条 控訴審裁判の範囲

第242条 控訴審裁判の期限

第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用、変更、取消し

第244条 控訴審合議体の構成

第245条 控訴審公判期日の参加人

第246条 控訴審裁判所における証拠の補充、検討

第247条 控訴審公判期日の手続

第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権

第249条 第一審判決の修正

第250条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄

第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止

第252条 刑事事件の再捜査又は再審理

第253条 第一審裁判所の決定の控訴審

第254条 控訴審判決、決定の交付

## **第5編 裁判所の判決及び決定の執行**

### **第25章 裁判所の判決及び決定の執行に関する規則**

第255条 執行される判決及び決定

第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続

第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関、組織

### **第26章 死刑の執行**

- 第258条 執行前の死刑検討手続
- 第259条 死刑の執行

## **第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行**

- 第260条 懲役刑の執行
- 第261条 懲役刑執行の延期
- 第262条 懲役刑執行の停止
- 第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理
- 第264条 執行猶予付懲役刑、非拘束矯正刑の執行
- 第265条 退去強制処分執行
- 第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行
- 第267条 罰金又は財産没収の執行

## **第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除**

- 第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件
- 第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手続

## **第29章 前科の抹消**

- 第270条 前科の自動的抹消
- 第271条 裁判所の決定による前科の抹消

## **第6編 法的効力を発生した判決、決定の再検討**

### **第30章 監督審手続**

- 第272条 監督審手続の性質
- 第273条 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠
- 第274条 監督審手続に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見
- 第275条 監督審手続に従って異議申立てをする権限を有する者
- 第276条 監督審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
- 第277条 監督審手続による異議申立て
- 第278条 監督審手続による異議申立ての期限
- 第279条 監督審手続による事件再検討の管轄権
- 第280条 監督審公判期日の参加人
- 第281条 監督審合議体の構成
- 第282条 監督審公判期日の準備及び手続
- 第283条 監督審の期限
- 第284条 監督審の範囲
- 第285条 監督審合議体の管轄権
- 第286条 判決又は決定の破棄及び事件の中止
- 第287条 再捜査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄

- 第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付
- 第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再捜査、再審

### **第31章 再審手続**

- 第290条 再審の性質
- 第291条 再審手続による異議申立ての根拠
- 第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認
- 第293条 再審手続に従って異議申立てをする権限を有する者
- 第294条 再審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止
- 第295条 再審手続に従って異議申立てをする期限
- 第296条 再審の管轄権
- 第297条 再審手続の実施
- 第298条 再審合議体の管轄権
- 第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付
- 第300条 事件の再捜査又は事件の再審理

## **第7編 特別手続**

### **第32章 未成年者に適用する手続**

- 第301条 適用範囲
- 第302条 捜査、起訴及び裁判
- 第303条 逮捕、暫定留置、勾留
- 第304条 未成年犯罪者の監察
- 第305条 弁護
- 第306条 家族、学校、組織の訴訟参加
- 第307条 裁判
- 第308条 懲役刑の執行
- 第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑執行の免除
- 第310条 前科の抹消

### **第33章 強制医療措置適用の手続**

- 第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限
- 第312条 捜査
- 第313条 捜査終了時の検察院の決定
- 第314条 裁判
- 第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用
- 第316条 不服申立て、異議申立て、控訴
- 第317条 強制医療措置の執行、執行の停止



### **第34章 簡易手続**

- 第318条 簡易手続適用の範囲
- 第319条 簡易手続の適用条件
- 第320条 簡易手続適用の決定
- 第321条 捜査
- 第322条 捜査，起訴のための暫定留置，勾留
- 第323条 起訴決定
- 第324条 裁判

第346条 刑事事件に関連する書類，物，現金の授受，移送

### **第35章 刑事訴訟における不服申立て，告発**

- 第325条 不服申立てをする権利を有する者
- 第326条 不服申立人の権利及び義務
- 第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務
- 第328条 不服申立ての時効
- 第329条 捜査官，捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第330条 検察官，検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第331条 裁判官，裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限
- 第333条 逮捕，暫定留置，勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限
- 第334条 告発権を有する者
- 第335条 告発人の権利及び義務
- 第336条 被告発人の権利及び義務
- 第337条 告発解決の権限及び期限
- 第338条 不服申立て，告発を解決する権限を有する者の責任
- 第339条 刑事訴訟活動における不服申立て，告発の解決の検察における検察院の任務，権限

## **第8編 国際協力**

### **第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則**

- 第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則
- 第341条 司法共助の実行
- 第342条 司法共助要求の拒否

### **第37章 事件の関連記録，書類及び証拠物の引渡し及び移送**

- 第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し
- 第344条 国外引渡しの拒否
- 第345条 刑事事件の記録，証拠物の移送

# 刑事訴訟法

(No. 19/2003/QH11)

第10国会第10会期2001年12月25日決議により修正、補充したベトナム社会主義共和国1992年憲法に基づき、この法律は、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行の手順及び手続を定める。

## 第1編 総則

### 第1章 刑事訴訟法の目的及び効力

#### 第1条 刑事訴訟法の目的

刑事訴訟法は、犯罪の防止及び排除において指導力を発揮し、すべての犯罪行為を正確かつ迅速に発見して公正かつ適時に処理するため、並びに犯罪者の不処罰及び無実の者の不正な処罰を放置しないため、立件、捜査、起訴、裁判及び刑事判決執行を行う手順及び手続、訴訟執行機関の役割、任務、権限及び相互関係、訴訟執行人の任務、権限及び責任、刑事訴訟活動参加人、諸機関、組織及び公民の権利及び義務、並びに刑事訴訟活動における国際協力を定める。

刑事訴訟法は、社会主義体制を擁護し、国家の権利、公民、組織の合法的な権利及び権利を擁護し、社会主義法秩序を擁護し、また同時に、すべての人民に法を遵守し、犯罪を予防し、戦う意識を教育するものである。

#### 第2条 刑事訴訟法の効力

ベトナム社会主義共和国の領土におけるあらゆる刑事訴訟活動は、この法律に定める規定に従って行わなければならない。

ベトナム社会主義共和国の領土内で罪を犯し、ベトナム社会主義共和国が締結し又は加盟した国際協定の加盟国の公民である外国人に対する刑事訴訟手続は、当該国際条約に定める規定に従って行う。

ベトナム社会主義共和国の領土で罪を犯し、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が署名し若しくは加盟した国際条約又は国際慣習に従って、外交特権、領事優遇措置及び免責を受ける権利がある外国人については、その事件は、外交ルートを通じて解決する。

### 第2章 基本的原則

#### 第3条 刑事訴訟における社会主義法制の保障

訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟参加人のあらゆる活動は、この刑事訴訟手続に定める規定に従って行わなければならない。

#### 第4条 公民の基本的権利の尊重及び保護

訴訟を行う場合において、捜査機関の長官及び副長官、捜査官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官並びに参審員は、それぞれの責任の範囲内において、公民の合法的な権利及び利益を尊重して擁護し、採られた措置の適法性及び必要性を常に検討し、その措置が法に違反し又は必要でないと認めるときは、適時に取り消し又は変更しなければならない。

#### 第5条 公民の法の下での平等の権利の保障

刑事訴訟は、すべての公民が、民族、性別、信仰、宗教、社会階級、社会的地位にかかわらず、法の下で平等であるという原則の下で行なう。罪を犯した者は、何人も法に従って処分される。

#### 第6条 公民の身体の不可侵に関する権利の保障

何人も、現行犯として逮捕される場合を除き、裁判所の決定、検察院の決定又は承認なくして逮捕されない。

人の逮捕及び勾留は、この法律の規定に従わなければならない。

脅迫、拷問は、いかなる形式のものも厳禁する。

#### 第7条 公民の生命、健康、名誉、尊厳、財産の保護

公民は、その生命、健康、名誉、尊厳及び財産を法律によって保護される権利を有する。

生命、健康、名誉、尊厳、財産を侵害するいかなる行為も、法律に従って処分する。

被害者、証人、その他の訴訟参加人及びその親族の生命及び健康が威圧され、名誉、尊厳、財産が侵害された場合は、管轄訴訟執行機関が、法律に従って保護するために必要な措置を適用する。

#### 第8条 公民の住居の不可侵、通信、通話及び電報の安全及び秘密に関する権利の保障

何人も、公民の住居、通信、通話及び電報の安全及び秘密を侵害することを禁止する。

訴訟執行において、住居の搜索、信書及び電報の搜索、差押え及び没収を行うときは、この法律の規定に従わなければならない。

#### 第9条 何人も裁判所の有罪判決が法的効力を発

## 生するまで有罪推定されない

何人も、裁判所の有罪判決が法的効力を発生するまで有罪と見なされず、処罰されない。

### 第10条 事件の真相解明

捜査機関、検察院及び裁判所は、客観的、多角的かつ十分に事件の真相を解明し、被疑者、被告人の有罪の証拠及び無罪の証拠、刑事責任を加重し又は軽減する関係事実を明らかにするために、あらゆる適法な措置を採らなければならない。

犯罪の立証責任は、訴訟執行機関が負う。被疑者又は被告人は、自らの無罪を証明する権利を有するが義務は負わない。

### 第11条 被勾留人、被疑者及び被告人の防御権の保障

被勾留人、被疑者及び被告人は、自ら防御し、又は他の者に弁護を依頼する権利を有する。

捜査機関、検察院及び裁判所は、被勾留人、被疑者及び被告人が、この法律の規定に従って防御権を行使することを保障する義務を負う。

### 第12条 訴訟執行機関、訴訟執行人の義務

手続を行う過程において、訴訟執行機関及び訴訟執行人は、厳正に法令の規定を実行し、自らの行為及び決定に対し責任を負わなければならない。

逮捕、勾留、差押え、立件、捜査、起訴、裁判、判決執行において法律に違反した者は、その違反の性質及び重大性に従って、懲戒され又は刑事責任を追及される。

### 第13条 刑事事件の立件、処理の責任

犯罪を示す事象を発見した場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、それぞれの任務及び管轄範囲内において、犯罪を認定し、犯罪者を処分するために、事件を立件し、この法律が規定する措置を適用する責任を負う。

この法律に定められた根拠及び手順を除いて事件を立件してはならない。

### 第14条 訴訟執行人又は訴訟参加人の公平の保障

捜査機関の長官及び副長官、捜査官、検察院の長官及び副長官、検察官、裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員及び裁判所書記官は、訴訟を遂行するときに公正でないに疑うに足りる確実な理由があるときは訴訟執行を禁じられ、通訳人、鑑定人は、自己の任務を遂行するときに公正でないに足

りる確実な理由があるときは手続に参加してはならない。

### 第15条 参審員による裁判制度の実行

人民裁判所又は軍事裁判所の公判は、この法律の定めに従って、それぞれ人民参審員又は軍事参審員が参加する。公判において、参審員は裁判官と同等の権利を有する。

### 第16条 裁判官と参審員は独立して公判を行い、法律にのみ従う

公判において、裁判官と参審員は独立し、法律にのみ従う。

### 第17条 裁判所は公判を合議体で行う

裁判所は、公判を合議体で行い、評決は多数決で行う。

### 第18条 公判の公開

この法律に別段の定めがある場合を除き、裁判所は、公判を公開し、何人も公判を傍聴する権利がある。

国家機密、国民の醇風美俗を守り、又は当事者の正当な請求によりその秘密を守ることが必要な特別な場合には、裁判所は、公判を非公開で行うが、その判決の宣告は公開しなければならない。

### 第19条 法廷での平等権の保障

検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、並びにそれらの合法的代理人及び当事者の権利の保護人は、裁判所に証拠、書類、物を提出し、法廷で民主的に請求し弁論を行う平等な権利を有する。裁判所は、上記の者が事件の客観的真相解明するためにこれらの権利を行使できる条件を整える責任を負う。

### 第20条 二審制の実行

1. 裁判所は、二審制を実行する。

第一審の判決及び決定は、この法律の規定に従って控訴し、異議を申し立てることができる。

第一審の裁判の判決及び決定は、この法律に定める期限内に控訴し又は異議を申し立てなければ法的効力を発生する。控訴され又は異議が申し立てられた第一審判決又は決定については、事件を控訴審で審理しなければならない。控訴審判決、決定は、法的効力を発生する。

2. 法的効力を発生した判決、決定は、違法又は新たな事実関係が発見された場合には、監督審又は

再審の手続に従って再検討する。

## 第21条 審理の監督

上級裁判所は、下級裁判所の審理を監督し、最高人民裁判所は、法律の厳正かつ統一的な適用を保障するため、人民裁判所及び軍事裁判所の審理を監督する。

## 第22条 裁判所の判決及び決定の効力の保障

1. 法的効力を発生した判決又は決定は、機関、組織及びすべての公民が執行し、尊重しなければならない。関係する個人、機関及び組織は、それぞれの責任の範囲内において、判決及び決定を厳正に執行し又は遵守し、その執行又は遵守につき法律上の責任を負わなければならない。
2. 自己責任の範囲内において国家機関、社、区、町の行政機関、組織及び公民は、判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織と、その執行において協力しなければならない。

国家機関、社、区及び町の行政機関は、条件を整え、判決執行において判決及び決定の執行任務を負う機関及び組織の要求を実現する責任がある。

## 第23条 刑事訴訟における公訴権及び法遵守の 検察権の行使

1. 検察院は、刑事訴訟活動において公訴権を行使し、裁判所に犯罪者を起訴することを決定する。
2. 検察院は、刑事訴訟活動中の法遵守を検査し、訴訟執行機関又は訴訟執行人及び訴訟参加人の法律違反を適時に発見し、その機関又は個人の法律違反を排除するために、この法律が定める措置を採る義務を有する。
3. 検察院は、すべての犯罪行為を適時に処理するために、刑事訴訟において公訴権を行使し及び法律遵守を検査する。つまり、犯罪及び犯罪者を見逃さず、無実の者に罪を着せないように、真犯人、間違いない罪に対し、正しい法律により、立件、捜査、起訴、裁判、判決の執行を行うことを検察する。

## 第24条 刑事訴訟で使用する口語及び文語

刑事訴訟で使う口語及び文語は、ベトナム語である。刑事訴訟の参加人は、自己の民族語の話言葉と文字を使用する権利を有し、この場合には通訳人を必要とする。

## 第25条 犯罪の予防及び防止における組織及び 公民の責任

1. 組織及び公民は、犯罪行為を発見して告発し、犯罪の予防及び防止に参加する権利及び義務を有し、国家の権利、公民及び組織の合法的な権利及び権利の保護に貢献する。
2. 執行機関は、組織及び公民が刑事訴訟に参加する機会を作り出す義務を負い、通報された犯罪情報の解決の結果を、通報した組織、犯罪の告発者に通知しなければならない。
3. 組織及び公民は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行するための義務を負う。

## 第26条 国家機関及び訴訟執行機関間の調整

1. 国家機関は、それぞれの責任の範囲内において、犯罪を予防する措置を適用し、犯罪の予防及び防止において捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。

国家機関は、課された役割及び任務の遂行を常に検討して検査し、法律違反行為を適時に発見し、自らの機関及びその所管内で敢行された犯罪行為すべてを直ちに捜査機関又は検察院に通報しなければならない。国家機関は、犯罪行為を犯した者について検討し立件することを捜査機関に建議し、関連書類を捜査機関に送付する権利を有する。

国家機関の長官は、当該機関及びその所管内で発生した犯罪行為の捜査機関又は検察院への通報を怠ったことに対して責任を負う。

国家機関は、執行機関及び執行人の請求に従い、その機関及び人が任務を遂行する機会を作り出す義務を負う。

執行機関及び執行人の任務遂行中にその活動を妨害するすべての行為は、厳禁する。

2. 査察機関は、犯罪の発見及び処理において、捜査機関、検察院及び裁判所と協力しなければならない。犯罪の示す事象を発見したときは、捜査機関、検察院に、直ちに関連書類を送付し、刑事事件を検討して立件することを建議しなければならない。
3. 捜査機関及び検察院は、それぞれの責任の範囲内において、通報された犯罪に関する情報を検討して解決し、立件を建議し、通報又は建議をした国家機関に対して解決の結果を通知しなければならない。

## 第27条 犯行の原因及び条件の発見と克服

刑事訴訟を行う過程において、捜査機関、検察院及び裁判所は、犯行の原因及び条件を捜す義務を負い、関係機関及び組織に克服及び防止の措置を採る

ことを要請する。

関係機関及び組織は、捜査機関、検察院又は裁判所の要請の実現に関して回答をしなければならない。

## 第28条 刑事事件における民事問題の解決

刑事事件における民事問題の解決は、刑事事件の解決と同時に行うことができる。刑事事件が賠償、弁償の問題を解決する必要を有するが、まだ証明の条件が整っておらず、しかも、その問題が刑事事件の解決に影響を与えないときは、切離して民事訴訟手続に従って解決することができる。

## 第29条 冤罪人が損害賠償を受ける権利、名誉及び権利を回復する権利の保障

冤罪人は、刑事訴訟活動を行う権限を有する者から損害賠償、名誉と権利の復活を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動において冤罪を起こした管轄機関は、冤罪人に対し損害賠償を支払い、その名誉及び権利を回復しなければならない。損失を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

## 第30条 訴訟機関又は訴訟執行人による損害の被害者が賠償を受ける権利の保障

刑事訴訟活動において権限を有する機関又は人により損害を受けた者は、損害賠償を受ける権利を有する。

刑事訴訟活動の管轄機関は、被害者に対し損害賠償を支払わなければならない。損害を与えた者は、法律の規定に従い管轄機関に賠償金額を弁償しなければならない。

## 第31条 刑事訴訟における不服申立て及び告発をする権利の保障

刑事訴訟活動の権限を持っている機関若しくは人又はその機関に属する人による刑事訴訟活動中の違法行為について、公人、機関及び組織は不服申立てをする権利を有し、個人は告発する権利を有する。

管轄機関は、不服申立て及び告発を適時にかつ適法に受理し、検討し、解決し、不服申立者及び告発人がその内容を知り救済策を採るために、当該解決の結果を文書で不服申立者及び告発人に通知しなければならない。

不服申立て及び告発を解決する手順、手続及び権限は、この法律により定める。

## 第32条 訴訟執行機関及び訴訟執行人に対する

## 機関、組織及び人民代表の監察

国家機関、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織並びに人民代表は、訴訟執行活動機関及び訴訟執行人の活動を監察し、その機関及び人による不服申立て及び告発の解決を監察する。

訴訟執行機関、訴訟執行人による違法行為を発見したときは、国家機関、人民によって選出された代表は、この法律に定める規定に従って検討し解決するよう、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織が権限を有する訴訟執行機関に対して建議することを要求する権利を有する。権限を有する訴訟執行機関は、法律に従って建議、要求を検討し、解決し、回答しなければならない。

## 第3章 訴訟執行機関、訴訟執行人及び訴訟執行人の交代

### 第33条 訴訟執行機関及び訴訟執行人

1. 訴訟執行機関は、次の機関を含む。
  - a) 捜査機関
  - b) 検察院
  - c) 裁判所
2. 訴訟執行人は、次の人を含む。
  - a) 捜査機関の長官及び副長官、捜査官
  - b) 検察院の長官及び副長官、検察官
  - c) 裁判所の長官及び副長官、裁判官、参審員、書記官

### 第34条 捜査機関の長官及び副長官の任務、権限及び責任

1. 捜査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 捜査機関の捜査活動を直接に組織し、指導する。
  - b) 刑事事件の捜査において、捜査機関の副長官及び捜査官の割り当てを決定する。
  - c) 副長官及び捜査官の捜査活動を検査する。
  - d) 捜査機関の副長官及び捜査官の根拠のない及び違法な決定の変更又は取消しを決定する。
  - dd) 捜査官の更迭を決定する。
  - e) 管轄捜査機関に属する不服申立て及び告発を解決する。

捜査機関の長官が不在の場合は、長官が委任した副長官が長官の任務を遂行し、権限を行使する。

副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。
2. 刑事事件の捜査を敢行するときに、捜査機関の長官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 事件立件、被疑者立件の決定、事件を立件し

ない決定、事件の併合又は分離決定

- b) 予防措置の適用、変更又は取消しの決定
  - c) 被疑者の指名手配、財産の搜索、回収、差押え、留置目録、証拠物の処理の決定
  - d) 鑑定意見の要求及び遺体の発掘の決定
  - dd) 事件捜査の結論
  - e) 捜査停止の決定、捜査中止の決定、捜査再開の決定
  - g) 捜査措置を直接実行すること、弁護人の認可証を授与し又は撤回すること、他の捜査機関管轄権の訴訟活動を敢行すること。
3. 捜査機関の副長官は、刑事事件の捜査を割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 捜査機関の長官及び副長官は、自己の行為及び決定について法律上の責任を負う。

### 第35条 捜査官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の捜査を割り当てられた捜査官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 刑事事件記録を作成すること。
  - b) 被疑者を召喚し、取り調べること。証人、被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人を召喚し、供述を聴取すること。
  - c) 被疑者の勾引を決定すること、証人の勾引を決定すること。
  - d) 逮捕、暫定留置、勾留、財産の搜索、没収、差押え、留置について命令を実施すること。
  - dd) 現場検証、死体解剖、対質、人定尋問、捜査実験を行うこと。
  - e) 捜査機関の長官の割当てに従い、捜査機関の管轄に属するその他の捜査活動を行うこと。
2. 捜査官は、その行為及び決定について法律上の責任を負い、捜査機関の長官に対し責任を負う。

### 第36条 検察院長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を組織して指揮すること。
  - b) 副長官及び検察官を刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び遵守の検察に割り当てることを決定すること。
  - c) 副長官及び検察官の刑事訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察活動を検査すること。
  - d) 法律に基づいて、法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審又は再審手続に従い異

議申立てをすること。

- dd) 副長官及び検察官の根拠がなく違法な決定を変更し又は取り消すこと。
- e) 下級検察院の根拠がなく違法な決定を撤回し、停止し又は取り消すこと。
- g) 検察官の更迭を決定すること。
- h) 検察院が管轄する不服申立て及び告発を解決すること。

検察院長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務及び権限を遂行する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負う。

2. 刑事事件に関する訴訟活動において公訴権を行使し、法遵守を検察するときに、検察院長官は、次の任務及び権限を有する。
- a) 事件を立件することを決定し、事件を立件しないことを決定し、被疑者を立件することを決定し、捜査機関に対して立件を要求し、又はこの法律に従って刑事事件の立件、被疑者立件の決定の変更を要求すること。
  - b) 捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。
  - c) 予防措置の適用、変更又は取消し、捜査期間の延長、勾留期間の延長を決定すること、捜査機関に被疑者の搜索、指名手配を要求すること。
  - d) 捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。
  - dd) 捜査機関の根拠がなく違法な決定の取消しを決定すること。
  - e) 事件の移送を決定すること。
  - g) 起訴の決定、補充捜査のための記録返却の決定鑑定意見の要求の決定をすること。
  - h) 事件の停止又は中止の決定、捜査再開の決定、証拠物の処理を決定すること。
  - i) 控訴手続に従って判決、決定に対し異議申立てをすること。
  - k) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。検察院が管轄する他の訴訟活動を決定し実施すること。
3. 検察院副長官は、刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使活動及び法遵守の検察に割り当てられたときは、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
4. 検察院長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

### 第37条 検察官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件に関する訴訟活動における公訴権の行使及び法遵守の検察に割り当てられた検察官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 立件を検査し、捜査機関による訴訟活動及び事件記録の作成を検査すること。
  - b) 捜査要求をすること。
  - c) 被疑者を召喚し取り調べること、事件に関係する証人、被害者、民事原告、民事被告、利害関係者を召喚し、供述を聴取すること。
  - d) 逮捕、暫定留置及び勾留を検査すること。
  - dd) 公判に参加すること。検察院の起訴状及び事件の解決に関する決定を読み上げること。尋問をし、証拠を提出し、論告を行うこと、事件の解決に関する自らの観点を発表し、公判における訴訟参加人と弁論すること。
  - e) 裁判所、訴訟参加人の公判活動における法遵守を検査し、判決及び決定を検査すること。
  - g) 判決及び決定の執行を検査すること。
  - h) 検察庁長官の割当てに従い、検察院の管轄に属するその他の任務を遂行し、その他の権限を行使すること。
2. 検察官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負い、検察院長官に対し責任を負う。

### 第38条 裁判所長官、副長官の任務、権限及び責任

1. 裁判所長官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 裁判所の審理業務を組織すること。
  - b) 刑事事件の解決及び審理を副長官、裁判官及び参審員に割り当て、刑事事件について訴訟の遂行を書記官に割り当てる決定をすること。
  - c) 公判開始前に裁判官、参審員及び書記官の更迭を決定すること。
  - d) この法律の定めに従い、法的効力を発生した判決及び決定に対し監督審の手續に基づいて異議申立てをすること。
  - dd) 刑事判決の執行の決定を発すること。
  - e) 懲役の執行延期を決定すること。
  - g) 懲役の執行停止を決定すること。
  - h) 前科の抹消を決定すること。
  - i) 裁判所が管轄する不服申立て及び異議申立てを解決すること。

裁判所長官が不在の場合は、長官が委任した副長官がその任務を遂行し、権限を行使する。副長官は、任された任務について長官に対し責任を負わなければならない。
2. 刑事事件を解決するとき、裁判所長官は、以下の任務及び権限を有する。

- a) 勾留措置の適用、変更及び取消しを決定すること。証拠物の処分を決定すること。
  - b) 刑事事件の移送を決定すること。
  - c) 弁護人の認可証を授与し又は撤回すること。決定を發し、裁判所が管轄するその他の手続を行うこと。
3. 刑事事件の解決、審理を割り当てられたときは、裁判所副長官は、本条第2項に定める任務及び権限を有する。
  4. 裁判所長官及び副長官は、自らの行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

### 第39条 裁判官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の解決、審理を割り当てられた裁判官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 公判開始前に事件記録を検討すること。
  - b) 刑事事件の公判に参加すること。
  - c) 訴訟活動を遂行し、審理合議体が管轄する争点につき評決すること。
  - d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄に属するその他の訴訟活動を行うこと。
2. 公判の裁判長に割り当てられた裁判官は、本条第1項に定める任務及び権限に加え、次の任務及び権限を有する。
  - a) この法律の規定に従い、予防措置の適用、変更又は取消しを決定すること。
  - b) 補充捜査のために記録の返却を決定すること。
  - c) 事件の公判開始の決定をすること、事件の停止若しくは中止を決定すること。
  - d) 尋問の必要がある者を公判に召喚することを決定すること。
  - dd) 裁判所長官の割当てに従って、裁判所の管轄に属するその他の訴訟活動を行うこと。
3. 最高人民裁判所の控訴裁判部長、副部長の地位にある裁判官は、弁護人の認可証を授与し又は撤回する権利を有する。
4. 裁判官は、自らの行為及び決定について、法律上の責任を負わなければならない。

### 第40条 参審員の任務、権限及び責任

1. 刑事事件の審理を割り当てられた参審員は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 公判前に事件記録を検討すること。
  - b) 第一審手續、控訴審手續に従って刑事事件の審理に参加すること。
  - c) 訴訟を行い、審理合議体が管轄する問題につき評決すること。
2. 参審員は、自らの行為及び決定について、法律

上の責任を負わなければならない。

#### 第41条 裁判所書記官の任務、権限及び責任

1. 刑事事件について訴訟の遂行を割り当てられた書記官は、次の任務及び権限を有する。
  - a) 公判規則を伝えること。
  - b) 審理合議体に公判で召喚された者のリストを報告すること。
  - c) 公判の調書を作成すること。
  - d) 裁判所長官の割当てに従い、裁判所の管轄にするその他の訴訟活動を行うこと。
2. 書記官は、法律と裁判所長官に対して、自らの行為について責任を負わなければならない。

#### 第42条 訴訟執行人の回避又は更迭をしなければならない場合

訴訟執行人は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。

1. 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人であるとき、それらの者、被疑者、被告人の合法的代理人又は親族であるとき。
2. 当該事件に参加した弁護士、証人、鑑定人、通訳人であるとき。
3. 職務遂行において公正でないと思ふに足る明らかな理由があるとき。

#### 第43条 訴訟執行人の更迭を提案する権利

次の者は、訴訟執行人の更迭を提案する権利を有する。

1. 検察官
2. 被疑者、被告人、被害者、民事原告、民事被告及びその合法的代理人
3. 弁護士、被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人

#### 第44条 捜査官の更迭

1. 捜査官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
  - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
  - b) 検察官、裁判官、参審員又は書記官としてその事件の訴訟を執行した場合。
2. 捜査官の更迭は、捜査機関の長官が決定する。捜査機関の長官である捜査官が本条第1項に定める場合の一に該当する場合は、事件の捜査は、直近の上級捜査機関が行わなければならない。

#### 第45条 検察官の更迭

1. 検察官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
  - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
  - b) 捜査官、裁判官、参審員又は書記官として事件の訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の検察官の更迭は、同級の検察院長官が決定する。

更迭される検察官が検察院長官である場合、更迭は、直近の上級検察院長官が直接決定する。

検察官を公判において更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。

他の検察官の任命は、同級の検察院長官又は直近の上級検察院長官が直接決定する。

#### 第46条 裁判官、参審員の更迭

1. 裁判官、参審員は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
  - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
  - b) 審理合議体を構成する裁判官、参審員が親族同士である場合。
  - c) 捜査官、検察官又は法廷書記官として、当該事件の第一審、若しくは控訴審で審理を行ない、又は訴訟を執行した場合。
2. 公判開始前の裁判官、参審員の更迭は、裁判所長官が決定する。更迭される裁判官が裁判所長官である場合には、更迭は、直近の上級裁判所長官が決定する。

公判における裁判官、参審員の更迭は、尋問開始前に審理合議体が評議室で評決により決定する。

審理合議体の構成員の更迭が検討される場合は、当該構成員は、自分の意見を陳述することができる。合議体は、多数決で決定する。

公判において裁判官、参審員を更迭する場合は、審理合議体は、公判を延期する決定を発する。

審理合議体の新しい構成員の任命は、裁判所長官が決定する。

#### 第47条 書記官の更迭

1. 書記官は、次の場合には訴訟執行を回避し又は更迭されなければならない。
  - a) この法律第42条に定める場合の一に該当する場合。
  - b) 検察官、捜査官、裁判官又は参審員として事件の訴訟を遂行した場合。
2. 公判開始前の書記官の更迭は、裁判所長官が決



定する。

公判期における書記官の更迭は、審理合議体が決定する。

公判期日において書記官を更迭しなければならない場合は、審理合議体は、公判期日を延期する決定を発する。

他の書記官の任命は、裁判所長官が決定する。

## 第4章 訴訟参加人

### 第48条 被暫定留置人

1. 被暫定留置人とは、緊急速捕された者、現行犯逮捕された者、指名手配決定で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人及び暫定留置決定が発せられた者である。
2. 被暫定留置人は、次の権利を有する。
  - a) 暫定留置の理由の報告を受けること。
  - b) 権利及び義務の説明を受けること。
  - c) 供述を陳述すること。
  - d) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
  - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - e) 訴訟執行権限を有する人、機関の訴訟上の決定、行為に対して不服申立てを行うこと。
3. 被暫定留置人は、暫定留置に関する法律の規定に従う義務を有する。

### 第49条 被疑者

1. 被疑者とは、刑事事件に関して立件された者である。
2. 被疑者は、次の権利を有する。
  - a) 嫌疑のある犯罪について通知されること。
  - b) その権利及び義務について説明を受けること。
  - c) 供述を陳述すること。
  - d) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - dd) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
  - g) 立件の決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、書面による捜査の結論、捜査を停止し又は中止する決定、事件を停止し、又は中止する決定、起訴状、起訴の決定、この法律に定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
  - h) 訴訟執行権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対して不服申立てをすること。
3. 被疑者は、捜査機関、検察院の召喚状に応じて

出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しない場合は、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

### 第50条 被告人

1. 被告人とは、裁判所が公判を行う決定をした対象となる者である。
2. 被告人は、次の権利を有する。
  - a) 公判を行う決定、予防措置の適用、変更又は取消しの決定、事件の中止決定、判決、裁判所決定、この法律が定めるその他の訴訟決定を受け取ること。
  - b) 公判に参加すること。
  - c) その権利及び義務について説明を受けること。
  - d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - e) 自らを防御し、又は他の者に弁護を依頼すること。
  - g) 公判で意見を陳述し、弁論すること。
  - h) 判決の評議前に最終発言を行うこと。
  - i) 裁判所判決及び決定に対し控訴すること。
  - k) 手続を行う権限を有する機関及び人の訴訟決定並びに行為に対し不服申立てをすること。
3. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく出頭しないときは、勾引することができる。逃亡した場合には、指名手配される。

### 第51条 被害者

1. 被害者とは、犯罪により身体上、精神上、財産上の損害を被った者である。
2. 被害者又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
  - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - b) 捜査結果の通知を受けること。
  - c) この法律の定めに従い、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する措置を提案すること。
  - dd) 自らの合法的な権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
  - e) 訴訟行為の権限を有する機関及び人の訴訟決定及び行為に対し不服申立てをすること、賠償金及び被告人の処罰に関する判決及び決定に対し異議申立てをすること。
3. この法律第105条に規定に従って被害者の要求により事件を立件する場合は、被害者又は

その合法的代理人は、公判において有罪の理由を陳述する。

4. 被害者は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚に応じて出頭しなければならない。正当な理由なく供述することを拒む場合は、この法律第308条に従って、刑事責任を負わせることができる。
5. 被害者が死亡した場合は、その合法的代理人が本条に定める権利を有する。

## 第52条 民事原告

1. 民事原告とは、犯罪によって損害を被り、損害賠償を要求する個人、機関、組織である。
2. 民事原告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
  - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - b) 捜査結果の報告を受けること。
  - c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - d) 損害賠償の水準及び損害賠償を保障する対策を提案すること。
  - dd) 原告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
  - e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟執行決定並びに行為に対し不服申立てをすること。
  - g) 損害賠償に関する裁判所の判決及び決定に対し控訴すること。
3. 民事原告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

## 第53条 民事被告

1. 民事被告とは、犯罪行為によって引き起こされた損害に対して、賠償責任を負わなければならないと法律で規定されている個人、機関、組織のことである。
2. 民事被告又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
  - a) 民事原告の損害賠償に対して不服申立てをすること。
  - b) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - c) 損害賠償請求に関する捜査結果の報告を受けること。
  - d) この法律に従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - dd) 被告の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を陳述し、弁論すること。
  - e) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟上の決定及び行為に対し不服申立てをすること。

g) 損害賠償に関する判決及び決定に対し控訴をすること。

3. 民事被告は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、損害賠償請求に関する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

## 第54条 事件に関係する利害関係人

1. 事件の利害関係人又はその合法的代理人は、次の権利を有する。
  - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - b) 自己の合法的権利及び利益を擁護するため、公判に参加し、意見を発表し、弁論すること。
  - c) 自己の権利、利益に直接関わる問題に関する判決及び決定に対し控訴すること。
  - d) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対して不服申立てをすること。
2. 事件に関係する利害関係人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭し、自己の権利、義務に直接関係する事実関係を誠実に陳述しなければならない。

## 第55条 証人

1. 事件に関する事実関係を知っている者であれば誰でも、証人として召喚することができる。
2. 次の者は、証人になることができない。
  - a) 被疑者、被告人の弁護人である者
  - b) 事件の事実関係を認識し又は正確に供述することが不可能である身体障害者又は精神障害者
3. 証人は、次の権利を有する。
  - a) 訴訟に参加するとき、自己の生命、健康、名誉、威厳、財産並びにその他の合法的権利、利益を保護することを召喚した機関に要求すること。
  - b) 訴訟を行う権限を有する機関、人の訴訟決定及び行為に対し不服申立てをすること。
  - c) 法律が定める旅費及びその他の経費を召喚した機関が支払うこと。
4. 証人は、次の義務を負う。
  - a) 捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭すること。正当な理由なく故意に欠席し、その不在が取調べ、起訴又は裁判を妨害する場合は、勾引されることがある。
  - b) 事件について知っている事実関係をすべて誠実に供述すること。

正当な理由なく供述することを拒否し又は回避した証人は、刑法第308条に従って刑事責任を負わなければならない。偽りの供述をした

場合は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。

#### 第56条 弁護人

1. 次の者は、弁護人となることができる。
  - a) 弁護士
  - b) 被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人
  - c) 人民弁護士
2. 次の者は、弁護人になることができない。
  - a) 当該事件で訴訟を行った者、当該事件で訴訟を行った者又は手続を行っている者の親族
  - b) 証人、鑑定人又は通訳人として当該事件に参加する者
3. 同一の事件の複数の被暫定留置人、被疑者又は被告人の権利及び利益が対立しない場合には、一人の弁護人がそれらの者を弁護することができる。

一人の被暫定留置人、被疑者、被告人を複数の弁護人が弁護することができる。
4. 弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った日から3日以内に、捜査機関、検察院又は裁判所は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。

認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

暫定留置の場合には、弁護に関する書類とともに弁護人の提案を受け取った時から24時間以内に、捜査機関は、検討し、弁護人が弁護を遂行できるよう弁護人に認可証を授与しなければならない。認可証の授与を拒否する場合は、その理由を明確にしなければならない。

#### 第57条 弁護人の選任、更迭

1. 弁護人は、被暫定留置人、被疑者、被告人又はその合法的代理人が選任する。
2. 次の場合において、被疑者、被告人又はその合法的代理人が弁護人を依頼しないときは、捜査機関、検察院又は裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねよう弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線中央委員会又はその構成機関に、機関の構成員のための弁護人の指名を提案しなければならない。
  - a) 刑法が最高刑として死刑を定める犯罪の嫌疑がある被疑者又は被告人
  - b) 未成年者、身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人

本条第2項a号及びb号に定める場合は、被

疑者又は被告人及びその合法的代理人は、弁護人の更迭を要求し又は弁護人を拒否する権利を有する。

3. ベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関は、暫定留置された構成員、被疑者又は被告人となった構成員を弁護するために人民弁護士を指名する権利を有する。

#### 第58条 弁護人の権利及び義務

1. 弁護人は、被疑者の立件時から手続に参加する。この法律第81条及び82条の定めに従って逮捕する場合は、弁護人は、暫定留置の決定が出された時から手続に参加する。国家機密を侵害する犯罪の捜査を秘密にする必要がある場合には、検察院長官は、捜査終了時から手続に参加することを弁護人に許可する決定をする。
2. 弁護人は、次の権利を有する。
  - a) 被暫定留置人が供述を聴取されるとき、被疑者が取調べを受けるときに立会い、捜査官に許可を得て、被暫定留置人又は被疑者に質問をし、その他の捜査活動に立ち会うこと。弁護人自身が参加した訴訟活動の調書及び弁護を受ける者に関連する訴訟決定を閲覧すること。
  - b) 被疑者の取調べ時に立会うため、被疑者の尋問時刻及び場所を事前に連絡することを捜査機関に提案すること。
  - c) この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案すること。
  - d) 被暫定留置人、被疑者、被告人、その親族から、又はそれらの者の要求により機関、組織及び個人から、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集すること。ただし、当該書類、証拠物及び情報が国家機密又は職業上の秘密に関わる場合を除く。
  - dd) 書類、証拠物、要求を提出すること。
  - e) 被暫定留置人、勾留された被疑者又は被告人と面会すること。
  - g) 法令の規定に従い、捜査終了後に弁護に関する事件記録を閲覧し、メモを取り、複写すること。
  - h) 公判期日において尋問、弁論に参加すること。
  - i) 手続を行う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすること。
  - k) この法律第57条第2項b号に規定する被告人が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合に、判決又は決定に異議申立てをすること。

3. 弁護人は、次の義務を負う。
- a) 被暫定留置人、被疑者又は被告人の無罪を証明する事実関係及び被疑者又は被告人の刑事処分を軽減する情状を明確にするため、法律に定めるすべての手段を採ること。  
各訴訟段階に応じて、事件に関する資料、物を収集した場合は、弁護人は、それを捜査機関、検察院又は裁判所に提出しなければならない。  
弁護人と訴訟執行機関の間のこの資料、物の提出及び受理は、この法律第95条に従って調書に記録しなければならない。
  - b) 被暫定留置人、被疑者及び被告人の合法的権利及び利益を擁護するため、法的援助を提供すること。
  - c) 正当な理由がない限り、弁護することを引き受けた被暫定留置人、被疑者又は被告人の弁護を拒否しないこと。
  - d) 真実と法律を尊重し、買収、他人に対する虚偽の供述の強要若しくは教唆又は虚偽の書類の提出をしないこと。
  - dd) 裁判所の召喚状に応じて出頭すること。
  - e) 弁護中に知り得た捜査上の秘密を公開しないこと。国家の利益、機関、組織及び個人の合法的権利及び利益を侵害する目的で事件記録のメモ又は写しを使用しないこと。
4. 法律に違反した弁護人は、その違反の性質及び程度に応じて、弁護人の認可証を取り消し、行政処分を課し、又は刑事責任を追及される。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害賠償をしなければならない。

### 第59条 当事者の権利の保護人

1. 被害者、民事原告、民事被告、刑事事件の利害関係人は、弁護士、人民弁護士、又は捜査機関、検察院、裁判所が許可したその他の人に依頼して、その権利を保護する権利を有する。
  2. 当事者の権利の保護人は、被疑者が立件された時から訴訟に参加することができる。
  3. 当事者の権利の保護人は、次の権利を有する。
    - a) 書類、証拠物、要求を提出すること。
    - b) 捜査が終了した後に、法律の定めに従って、当事者の権利の保護に関する事件記録の書類を閲覧し、メモを取り、複写すること。
    - c) 公判期日にて尋問、口頭弁論に参加すること、公判の調書を閲覧すること。
    - d) 訴訟を執行する権限を有する機関、人の訴訟の決定、訴訟行為に不服申立てをすること。  
被害者、民事原告、民事被告の権利の保護人は、
- この法律の定めに従って、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の更迭を提案する権利を有する。
- 未成年者、精神障害者又は身体障害者である当事者の権利の保護人は、訴訟執行機関が自己の保護する者の供述を聴取するときに立合い、判決又は決定の中で自己の保護する者の権利、義務に関する部分について異議を申し立てる権利を有する。
4. 当事者の権利の保護人は、次の義務を負う。
    - a) 事件の真実を明らかにすることに寄与するため、法律に定めるすべての手段を採ること。
    - b) 当事者の合法的権利及び利益を擁護するため、当事者に法的援助を提供すること。

### 第60条 鑑定人

1. 鑑定人とは、鑑定すべき領域に関する必要な知識を有する者で、法令に従って訴訟執行機関が召還する者をいう。
2. 鑑定人は、次の権利を有する。
  - a) 鑑定すべき対象に関連する事件の書類を検討すること。
  - b) 結論を出すのに必要な書類の提出を鑑定意見要求機関に要求すること。
  - c) 取調べ、供述の聴取に参加し、鑑定すべき対象に関する質問をすること。
  - d) 鑑定のために十分な時間がない場合、鑑定をするのに不適切又は使用不可能な書類を提供された場合又は鑑定すべき内容が自己の専門知識の範囲内を超えている場合は、鑑定を拒否すること。
  - dd) 複数の鑑定人が鑑定を行った場合において総合結論に同意しないときは、総合結論書に自らの結論を記載すること。
3. 鑑定人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて、出頭しなければならない。鑑定人として訴訟に参加したときに知った捜査上の秘密を公表してはならない。  
正当な理由なく鑑定を拒否した鑑定人は、刑法第308条に従って刑事責任を負わなければならない。  
虚偽の鑑定を行った鑑定人は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。
4. 鑑定人は、次の場合に刑事訴訟活動に参加することを拒否しなければならない。又は更迭されることがある。
  - a) この法律第42条第1項、3項の規定に該当する場合。
  - b) 鑑定人が、捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長

官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は当該事件に弁護人、証人、通訳人として訴訟に参加した場合。

鑑定人の更迭は、鑑定意見要求機関が決定する。

#### 第61条 通訳人

1. 通訳人は、訴訟参加人がベトナム語を使用できない場合に捜査機関、検察院又は裁判所が要求する。
2. 通訳人は、捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭しなければならない、誠実に通訳しなければならない、捜査上の秘密を公表してはならず、虚偽の通訳をした場合は、刑法第307条に従って刑事責任を負わなければならない。
3. 通訳人は、次の場合は手続に参加することを拒否しなければならない、又は更迭されることがある。
  - a) この法律の第42条第1項、又は3項の規定に該当する場合。
  - b) 捜査機関の長官、副長官、捜査官、検察長官、副長官、検察官、裁判所長官、副長官、裁判官、参審員、裁判所書記官として訴訟を行った場合、又は弁護人、証人、鑑定人として当該事件に参加した場合。  
通訳人の更迭は、要求機関が決定する。
4. 本条の規定は、聾啞者の手話を解する者にも適用する。

#### 第62条 訴訟参加人の権利及び義務を履行できるように説明し保障する責任

訴訟執行機関及び人は、この法律に従って訴訟参加人の権利の行使及び義務の履行を説明し保障する。説明は、調書に記載しなければならない。

### 第5章 証拠

#### 第63条 刑事事件で証明しなければならない問題

刑事事件の捜査、起訴及び裁判を行うときに、捜査機関、検察院及び裁判所は、次のことを証明しなければならない。

1. 犯罪行為が発生したか否か、犯罪行為の時間、場所及びその他の事実関係。
2. 誰が犯罪行為を実行したのか、罪があるか否か、故意か過失か、刑事責任能力を有するか否か、犯行の目的及び動機
3. 被疑者、被告人の刑事責任を加重、軽減する事実関係、及び被疑者、被告人の身上特徴
4. 犯罪行為によって引き起こされた被害の性質及

び程度

#### 第64条 証拠

1. 証拠とは、この法律に定める手続及び手続で収集された事実であって、捜査機関、検察院及び裁判所が、犯罪行為が行われたか否か、犯罪行為を行った者及び事件の適切な解決のために必要なその他の事実関係を判断するための根拠として使用するものをいう。
2. 証拠は、次のものによって確定する。
  - a) 証拠物。
  - b) 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人の供述。
  - c) 鑑定結論。
  - d) 捜査活動の調書、公判調書並びにその他の書類及び物。

#### 第65条 証拠の収集

1. 証拠を収集するために、捜査機関、検察院及び裁判所は、この法律の定めに従って、事件について知っている者を召喚し、事件に関連する問題について尋問してその陳述を聴取し、鑑定意見を要求し、捜索、見分を行い、その他の捜査を行い、機関、組織及び個人に対して事件を明らかにするため書類、物、事実関係の陳述を要求することができる。
2. すべての訴訟参加人、機関、組織又は個人は、事件に関する書類及び情報を提供することができる。

#### 第66条 証拠の評価

1. 各証拠は、その適法性、確実性及び事件との関連性を評価しなければならない。収集した証拠は、刑事事件の解決に十分でなければならない。
2. 捜査官、検察官、裁判官及び参審員は、事件の事実の全体を十分総合的、客観的に検討した後に、最大限の責任を意識した上で、すべての証拠を認定し、評価する。

#### 第67条 証人の供述

1. 証人は、事件について知っていること、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人、被害者の身上経歴、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人、被害者及び他の証人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。
2. 証人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証

拠として使用してはならない。

#### 第68条 被害者の供述

1. 被害者は、事件の事実関係、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被告人と自らの関係を陳述し、提起された質問に答える。
2. 被害者が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

#### 第69条 民事原告、民事被告の供述

1. 民事原告、民事被告は、犯罪行為による損害の賠償に関する事実関係を陳述する。
2. 民事原告、民事被告が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

#### 第70条 刑事事件の利害関係人の供述

1. 刑事事件の利害関係人は、自らの利害に直接関係する事実関係を陳述する。
2. 刑事事件の利害関係人が陳述した事実関係は、その者が当該事実関係を知った理由を言うことができなければ、証拠として使用してはならない。

#### 第71条 被逮捕人、被暫定留置人の供述

被逮捕人、被暫定留置人は、犯罪行為の嫌疑に関する事実関係を陳述する。

#### 第72条 被疑者、被告人の供述

1. 被疑者、被告人は、事件の事実関係について陳述する。
2. 被疑者又は被告の自白は、事件の他の証拠と適合する場合にのみ証拠として扱う。  
被疑者又は被告の自白は、有罪判決の唯一の証拠として使用してはならない。

#### 第73条 鑑定人の結論

1. 鑑定人は、鑑定を要求された問題について結論を出し、その結論に対して個人的責任を負わなければならない。  
鑑定の結論は、書面にしなければならない。  
鑑定人グループが鑑定を行った場合は、グループの構成員全員が総合結論書に署名しなければならない。互いに異なる意見がある場合は、各鑑定人がそれぞれの結論を総合結論書に明記する。
2. 訴訟執行機関が鑑定の結論に同意しない場合は、その理由を明確に示さなければならない。鑑定の結論が不明確な場合又は不完全な場合は、訴

訟執行機関は、一般手続に従って補充鑑定又は再鑑定を決定する。

#### 第74条 証拠物

証拠物とは、犯行の道具又は手段として使用された物、犯罪の痕跡を有する物、犯罪の目的物及び犯罪及び犯人を証明することができる金銭その他の物のことである。

#### 第75条 証拠物の収集及び保存

1. 証拠物は、適時にかつ完全に収集し、現状に基づいて正しく調書に記載され、又は事件記録に編綴される。  
証拠物を事件記録に編綴できない場合は、編綴できるようその写真を撮らなければならない、ビデオ撮影をしてもよい。証拠物は、封印し、保存しなければならない。
2. 証拠物は、現状のまま保存しなければならない。紛失し、混合し、毀損してはならない。証拠物の封印及び保存は、次のように行う。
  - a) 封印が必要な証拠物は、収集した直後に、直ちに封印しなければならない。封印及び開封は、法律の規定に従って行わなければならない。事件記録に編綴する調書に記録しなければならない。
  - b) 金銭、金、銀、貴金属、宝石、骨董品、爆発物、可燃物、毒物又は放射性物質である証拠物は、収集した直後に、直ちに鑑定しなければならない。保存のため銀行又はその他の特別機関に引き渡さなければならない。
  - c) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬できない証拠物は、その保存のため、訴訟執行機関が当該証拠物を財産の所有者、物、財産を合法に管理する人、又はその人の親族又は証拠物が存在する地の地方政権機関、機関、組織に引き渡す。
  - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物については、この法律第76条第3項に定める場合の一に該当しなければ、この法律第76条第1項に定める管轄機関は、その権限の範囲内において、法律に従って証拠物を売却することを決定し、売得金をその管理のため国庫の保管口座に預託する。
  - dd) 保存のために訴訟執行機関の事務所に運搬された証拠物について、公安機関は、それを捜査段階及び起訴段階で保存する責任を有する。判決執行機関は、裁判の段階及び判決執行の段階でそれを保存する責任を有する。
3. 刑事事件の証拠物保存の責任者がそれを紛失

し、毀損し、封印を開封し、消費し、運搬し、摺り替え、隠匿し又は破壊した場合は、その違反の性質及び重大性に依りて、刑法第310条に従って懲戒され又は刑事責任を追及される。責任者が事件記録を歪曲するために刑事事件の証拠物を補充し、領得し、改ざんし、摺り替え、破壊し又は損害を与えた場合は、刑法第300条に従って刑事責任を負わなければならない。損害を与えた場合は、法律の規定に従って損害を賠償しなければならない。

#### 第76条 証拠物の取扱い

1. 証拠物の取扱いは、刑事事件が捜査段階で中止する場合は捜査機関が決定し、起訴段階で中止する場合は検察院が決定し、裁判段階では裁判所又は合議体が決定する。証拠物の取扱いに関する決定の執行は、調書に記録しなければならない。
2. 証拠物は、次のように取り扱う。
  - a) 犯罪の道具、手段であり、流通が禁止された物品である証拠物は、没収し、国庫に組み入れ又は破壊する。
  - b) 国家、組織又は個人が所有していたが、犯人が領得し又は犯行のための道具及び手段として使用した物品、金品である証拠物は、その所有者又は法定管理人に還付する。所有者又は法定管理人が不明の場合は、国庫に組み入れる。
  - c) 犯行により取得した金銭又は財産である証拠物は、没収し、国庫に組み入れる。
  - d) 壊れやすい物品又は保存が難しい物品である証拠物は、法律に従って売却することができる。
  - dd) 無価値の又は使用できない証拠物は、没収して破壊する。
3. 捜査、起訴、裁判の過程において、本条第1項に定める管轄機関は、本条第2項b号に定める証拠物をその所有者又は法定管理人に還付しても事件の処理に影響を与えないと認められるときは、還付を決定する権利を有する。
4. 証拠物の所有権に関する紛争は、民事訴訟手続に従って解決する。

#### 第77条 捜査、裁判の調書

逮捕、搜索、現場検証、死体解剖、対質、人定及び捜査実験の調書、公判調書及びこの法律に従って行ったその他の訴訟活動の調書に記録された事実関係は、証拠と見なすことができる。

#### 第78条 刑事事件におけるその他の書類及び物品

書類並びに機関、組織及び個人が提供した物品に記録された刑事事件に関する事実関係は、証拠と見なすことができる。

書類及び物品にこの法律第74条に定める徴候がある場合は、それらは証拠物と見なす。

### 第6章 諸予防措置

#### 第79条 予防措置適用の措置及び根拠

被疑者又は被告人が捜査、起訴若しくは裁判を困難にし又は犯行を継続することを証明する根拠があるときに適時に犯罪を阻止するため、及び判決の執行を保証することが必要である場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、その訴訟上の管轄範囲内において、又はこの法律が定める訴訟執行人は、次の予防措置の一を適用することができる。：逮捕、暫定留置、勾留、居住地外出の禁止、立保証、保釈金としての金銭又は高価な財産の預託。

#### 第80条 勾留のための被疑者又は被告人の逮捕

1. 次の者は、勾留のため被疑者又は被告人の逮捕を命令する権利を有する。
  - a) 全審級の人民検察院及び軍事検察院の長官及び副長官
  - b) 全審級の人民裁判所及び軍事裁判所の長官及び副長官
  - c) 最高人民裁判所の控訴裁判部長又は副部長の地位にある裁判官、審理合議体
  - d) 全審級の捜査機関の長官及び副長官。この場合、逮捕状は執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 逮捕状は、日付、発行者の氏名、役職、逮捕される者の氏名、住所、逮捕理由を明記しなければならない。逮捕状は発付者が署名し、押印しなければならない。

逮捕状の執行人は、逮捕状を読み上げ、逮捕状の内容、逮捕される者の権利及び義務を説明し、逮捕の調書を作成しなければならない。

居宅で逮捕する場合は、逮捕される者の社、区又は町の代表者及び隣人が証人として立ち合わなければならない。その者の勤務場所で逮捕する場合は、逮捕される者が勤務する機関又は組織の代表者が証人として立ち合わなければならない。その他の場所で逮捕する場合は、逮捕場所の社、区又は町の行政機関の代表者が証人として立ち合わなければならない。
3. この法律第81条、82条の定める緊急逮捕、現行犯逮捕、指名手配人逮捕の場合を除き、夜

間の逮捕は禁じる。

### 第81条 緊急時の逮捕

1. 次の場合には、緊急逮捕をすることができる。
  - a) その者が極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行う準備をしていると信ずる根拠が存在する場合。
  - b) 被害者又は犯罪現場に居合わせた者が自分自身の目で犯人を目撃し、その者が犯罪を行った犯人であることを確認し、その者の逃亡を防ぐことが直ちに必要と認められる場合。
  - c) 犯罪の嫌疑がある者の身体又は住居で犯行の痕跡が発見され、その者の逃亡または証拠隠滅を直ちに防ぐことが必要と認められる場合。
2. 次の者は、緊急時の逮捕を命令する権限を有する。
  - a) 全審級の捜査機関の長官、副長官
  - b) 連隊級又は同級の独立部隊の司令官、島嶼部又は国境地帯の部隊の司令官
  - c) 空港、海港を出港した航空機、船舶の司令官
3. 緊急時の逮捕状の内容及びその執行は、この法律第80条第2項の規定に従わなければならない。
4. いかなる場合においても、緊急逮捕は、その検討及び承認のため緊急逮捕に関連した書類を添付して同級の検察院に書面で直ちに通知しなければならない。

検察院は、本条に定める緊急逮捕の根拠を厳密に検察しなければならない。必要な場合は、検察院は、逮捕を検討してその承認、不承認を決定する前に、被逮捕人に直接面会し、尋問しなければならない。

緊急逮捕の承認提案及び関連書類を受け取ってから12時間以内に、検察院は、逮捕の承認、不承認の決定を発しなければならない。検察院が逮捕を承認しない決定をした場合は、逮捕状の発付者は、被逮捕人を直ちに釈放しなければならない。

### 第82条 現行犯人又は指名手配犯人の逮捕

1. 犯罪を行っている者、犯罪を行った直後に発見され又は追跡されている者、及び指名手配されている者については、いかなる者でも逮捕し、最寄りの公安機関、検察院又は人民委員会に連行する権利を有する。これらの機関は、その調書を作成し、被逮捕人を直ちに管轄捜査機関に引致しなければならない。
2. 現行犯人又は指名手配犯人を逮捕する場合は、いかなる者も被逮捕人からその武器、凶器を奪う権利を有する。

### 第83条 逮捕後又は被逮捕人を受領した後直ちにとるべき措置

1. 緊急時に若しくは現行犯人を逮捕し又は被逮捕人を受領した後、直ちに捜査機関は、24時間以内に被逮捕人の供述を聴取し、被逮捕人を暫定留置し又は釈放する決定を発しなければならない。
2. 指名手配されていた被逮捕人については、その者を受領した捜査機関は、その供述の聴取後、直ちに指名手配決定を発付した機関に被逮捕人を受け取りに来よう通知しなければならない。

被逮捕人を受領した後、指名手配状を発した機関は、指名手配を中止する決定を直ちに発しなければならない。指名手配決定を発した機関が被逮捕人を直ちに受け取りに来ることができないと認める場合は、被逮捕人を受領した捜査機関は、その供述の聴取後、直ちに暫定留置決定を発し、同時に指名手配決定を発した機関に直ちにその旨を通知する。

通知を受領した後、指名手配決定を発した機関で勾留のために逮捕する権限を有する機関は、直ちに勾留状を発し、同級の検察院の承認を得た後、被逮捕人を受領した捜査機関に勾留状を送付しなければならない。被逮捕人を受領した捜査機関は、勾留状を受け取った後、被逮捕人を最寄りの拘留所に引致しなければならない。

### 第84条 逮捕調書

1. 逮捕状の執行人は、すべての場合において調書を作成しなければならない。

調書には、逮捕の日付、時間及び場所、調書作成場所、既に採られた措置、逮捕状執行の経緯、差し押さえた物及び書類並びに被逮捕人の不服を明記しなければならない。

調書は、被逮捕人及び証人に読み聞かせなければならない。被逮捕人、逮捕状の執行人及び証人は、全員調書に署名しなければならない。調書の内容と異なる意見を持つ者又は同意しない者がいる場合は、その者はその旨を調書に記載し署名する権利を有する。

被逮捕人の所持品及び書類の保全は、この法律の定めに従わなければならない。

2. 被逮捕人を送致し受領した場合には、送致し受領した双方は、その調書を作成しなければならない。

本条第1項の記載内容に加え、送致及び受領の調書は、被逮捕人の供述、収集した物及び書類の調書の交付、被逮捕人の健康状態並びに送致及び受領時に発生した出来事すべてを明記しなければ



ならない。

暫定留置1日は、勾留1日として計算される。

### 第85条 逮捕通知

逮捕状の発付者及び被逮捕人を受領した捜査機関は、被逮捕人の家族、被逮捕人が居住する社、区若しくは町の行政機関又は被逮捕人が勤務する機関若しくは組織に対して、逮捕について直ちに通知しなければならない。当該通知が捜査を妨害する可能性がある場合は、逮捕状の発付者又は被逮捕人を受領した捜査機関は、妨害が消滅した後に直ちに通知しなければならない。

### 第86条 暫定留置

1. 暫定留置は、緊急時に逮捕された者、現行犯で逮捕された者、自首した犯人、降伏した犯人又は指名手配決定により逮捕された者に適用する。
2. この法律第81条第2項に定める緊急逮捕状を発する権限を有する者及び地区沿岸警備隊指揮官は、暫定留置決定を発する権限を有する。

暫定留置決定の執行人は、被暫定留置人に対し、この法律第48条に定める権利及び義務を説明しなければならない。

3. 暫定留置決定後12時間以内に、当該決定は、同級の検察院に送付しなければならない。暫定留置に根拠がなく又は不必要であると認められる場合は、検察院は、暫定留置決定を取り消す決定を発し、暫定留置決定の発付者は、被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。

暫定留置決定は、暫定留置の理由と暫定留置満了日を明記し、被暫定留置人にその写しを一部交付しなければならない。

### 第87条 暫定留置期間

1. 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕人を受領した時から起算して3日を超えてはならない。
2. 必要な場合には、暫定留置の決定発付者は、暫定留置期間を延長できるが3日を超えてはならない。特別な場合は、暫定留置の決定発付者は暫定留置期間をさらに延長できるが、3日を超えてはならない。暫定留置期間の延長は、すべて同級の検察院が承認しなければならない。検察院は、暫定留置期間延長の提案と関連書類を受理した後、12時間以内に承認又は不承認を決定しなければならない。
3. 暫定留置期間中に、被疑者を立件する根拠が不十分である場合は、被暫定留置人を直ちに釈放しなければならない。
4. 暫定留置期間は、勾留期間から差し引かれる。

### 第88条 勾留

1. 勾留は、次の場合に被疑者又は被告人に適用することができる。
  - a) 極めて重大な罪又は特に極めて重大な罪を犯した被疑者又は被告人
  - b) 被疑者又は被告人が重大な罪又は刑法に従って長期2年以上の懲役を受ける重大でない罪を犯し、逃亡し、捜査、起訴若しくは裁判を妨害し又は犯行を継続する可能性があると思ふ根拠がある場合
2. 妊娠中であり若しくは36か月未満の幼児を養育する女性、老人であり虚弱な者、又は重病人で居所がはっきりしている被疑者又は被告人は、勾留せずにその他の予防措置を採る。ただし、次の場合を除く。
  - a) 逃亡し、指名手配状に従って逮捕された被疑者又は被告人
  - b) 他の予防措置を受けたにもかかわらず犯行を継続し、又は故意に捜査、起訴若しくは裁判を著しく妨げた被疑者又は被告人
  - c) 国家治安を侵害した被疑者又は被告人で、勾留しなければ国家治安にとって有害であると信ずる十分な根拠がある場合
3. この法律第80条に定める逮捕状発付権者は、勾留状発付権を有する。この法律第80条第1項d号に定める者が発付した勾留状は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。勾留状、その検討及び承認の提案並びに勾留に関連した記録及び書類の受理後3日以内に、検察院は、承認又は不承認の決定を発しなければならない。検察院は、検討及び承認後、直ちに捜査機関に記録を還付しなければならない。
4. 勾留状を発付した機関は、被勾留者の身分証明書を取り調べ、その家族及び被勾留人の居住する社、区若しくは町の行政機関又は勤務する機関若しくは組織に対し勾留について早急に通知しなければならない。

### 第89条 暫定留置及び勾留の制度

暫定留置及び勾留の制度は、服役している者に適用される制度とは異なる。

暫定留置場、拘置所、日常生活、差し入れ品の受理、家族との連絡に関する制度及びその他の制度は、政府の規則に従う。

### 第90条 被暫定留置人又は被勾留人の親族の世

## 話及び財産の保管

1. 被暫定留置人又は被勾留人に14歳未満の子供又は障害者、高齢者及び虚弱者の親族があり、その世話をする者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、その者を親族の監護に委ねる。被暫定留置人又は被勾留人に親族がない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人が居住する地の行政機関にその者の監護を委ねる。
2. 被暫定留置人又は被勾留人が家屋又は他の財産を所有し、それを警備し又は保管する者がいない場合は、暫定留置状又は勾留状を発した機関は、適切な警備又は保全措置を適用しなければならない。
3. 暫定留置状又は勾留状を発した機関は、被暫定留置人又は被勾留人に対し、適用した措置を通知する。

## 第91条 居住地外出の禁止

1. 居住地外出の禁止は、捜査機関、検察院の召喚又は裁判所の召喚状に応じて出頭することを確保するため、居所がはっきりしている被疑者又は被告人に適用する措置である。
2. この法律第80条第1項に定める者、公判期日の裁判長を任命された裁判官は、居住地外出の禁止を命令する権限を有する。

被疑者又は被告人は、居住地から外出しないこと、召喚に記載されている時間、場所に出頭することを書面で誓約しなければならない。

居住地外出の禁止を命令した者は、被疑者、被告人が居住する社、区又は町の行政機関にこの措置の適用を通知しなければならず、社、区又は町の行政機関に被疑者、被告人の管理及び監視を委ねる。被疑者、被告人は、居住地から一時的に外出する正当な理由がある場合は、居住する社、区又は町の行政機関の同意及び当該予防措置を適用した機関の許可を取得しなければならない。
3. 居住地外出の禁止命令に違反した被疑者又は被告人には、他の予防措置を適用する。

## 第92条 立保証

1. 立保証とは、勾留措置に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会に対する危険度、被疑者、被告人の身上状況に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、被疑者、被告人を立保証の対象にすることを決定することができる。
2. 被疑者、被告人を保証する資格がある個人は、その親族である。この場合は、少なくとも2名必

要である。被疑者、被告人が属する組織は、その保証人になる資格を有する。保証人になるときは、個人又は組織は、被疑者又は被告人が犯行を繰り返さないこと、及び捜査機関、検察院、裁判所の召喚状に応じて出頭することを保証する旨、書面で誓約しなければならない。この誓約をするときに、保証人である個人又は組織は、保証に関する事件の事実関係を知らされる。

3. この法律第80条第1項に定める者、公判における裁判長を任命された裁判官は、立保証に関する決定を発する権限を有する。
4. 被疑者、被告人の保証人になる個人は、品行方正で法を厳守する者でなければならない。立保証は、保証人が居住する地の地方行政機関又は保証人が勤務する機関若しくは組織が認証しなければならない。保証人になる組織は、その長の認証が必要である。
5. 保証する個人又は組織が誓約した義務に違反した場合は、誓約した義務に対する責任を負わなければならない。この場合において、保証を受けた被疑者、被告人は、他の予防措置の適用を受ける。

## 第93条 保釈金としての金銭又は財産の預託

1. 保釈金としての金銭又は価値な財産の預託は、勾留に代わる予防措置である。犯罪行為の性質、社会への危険度、被疑者、被告人の身上状況及び財産状況に応じて、捜査機関、検察院、裁判所は、召喚に応じた出頭の保証として金銭又は高価な財産の預託を許可することができる。
2. この法律第80条第1項に定める者、公判の裁判長を任命された裁判官は、保証金としての金銭及び高価な財産の預託に関する決定を発する権限を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の決定は、執行前に同級の検察院が承認しなければならない。
3. 保釈金としての金銭及び高価品の預託に関する決定を発した機関は、預託金額、財産名とその状態を明記した調書を作成し、被疑者、被告人にその調書の写し1部を交付しなければならない。
4. 被疑者、被告人が捜査機関、検察院、裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭しなかった場合は、預託された金銭、高価な財産は国庫に没収し、この場合には、他の予防措置を被疑者、被告人に適用する。

被疑者、被告人が誓約した義務をすべて履行した場合は、訴訟執行機関は、預託金品を還付する。
5. 手順、手続、保釈金としての預託すべき金銭、高価な財産の価格の保管、預託金品の還付、不還付

は、法令の規定に従う。

#### 第94条 予防措置の取消し又は変更

1. 事件を中止した場合は、適用された予防措置はすべて取り消さなければならない。
2. 捜査機関、検察院、裁判所は、予防措置がもはや必要でないとする場合には、予防措置を取り消し、又は他の措置に変更することができる。  
検察院が承認した予防措置について、その取消し、変更は、当該検察院が決定しなければならない。

### 第7章 調書、期限、訴訟費用

#### 第95条 調書

1. 訴訟活動を行うときは、必ず統一された規定の書式に従って調書の作成をしなければならない。  
調書には、訴訟の場所、日時、開始時間及び終了時間、訴訟活動内容、訴訟執行人、参加人、関係人、その不服、要求又は提案を明記しなければならない。
2. 公判の調書は、裁判長及び裁判所書記官が署名しなければならない。他の訴訟の調書は、それぞれの場合についてこの法律に定める者が署名しなければならない。調書のいかなる修正も、法律に定める者が確認して署名しなければならない。

#### 第96条 期限の計算

1. この法律に定める期限は、時間、日及び月で計算する。夜間の時間は、22時から翌日の6時までで計算するものとする。  
期限を日で計算する場合は、最終日の24時に期限が徒過する。期限を月で計算する場合は、翌月の同日に徒過する。翌月に同日がない場合は、期限は翌月の最終日に徒過する。期限が休日に徒過する場合は、次の平日を期限の最終日として計算する。  
暫定留置期限又は勾留期限を計算するときは、期限の徒過日を命令に記載する。期限を月で計算する場合は、1か月は30日で構成するものとする。
2. 書状又は文書を郵送した場合は、期限は、送付場所の消印日に従って起算する。書状又は文書を拘置所又は刑務所の監視委員会を経由して送付した場合は、期限は、監視委員会が書状又は文書を受領した日から起算する。

#### 第97条 期限の更新

期限の徒過について正当な理由がある場合は、訴

訟執行機関は、その期限を更新しなければならない。

#### 第98条 訴訟費用

訴訟費用とは、証人、被害者、鑑定人、通訳人、訴訟執行機関が弁護人を任命した場合の弁護人への報酬を含め、刑事訴訟活動を行うすべての費用及び法律に定めるその他の費用、刑事事件における民事訴訟費用をいう。

#### 第99条 訴訟費用の負担責任

1. 訴訟費用は、法令の規定に従い、有罪判決を受けた者又は国家が負担する。
2. 有罪判決を受けた者は、裁判所の決定に従い訴訟費用を支払わなければならない。
3. 被害者の要求により事件を立件した場合において、裁判所が被告人を無罪と宣告し又はこの法律第105条第2項の規定に従って事件が中止されたときは、被害者は訴訟費用を支払わなければならない。

### 第2編 刑事事件の立件、捜査及び起訴決定

#### 第8章 刑事事件の立件

#### 第100条 刑事事件の立件の根拠

刑事事件は、犯罪を示す事象を確認した時にのみ立件する。犯罪を示す事象の確認は、次の根拠に基づく。

1. 公民の告発
2. 機関、組織からの情報
3. 報道機関で報道された情報
4. 捜査機関、検察院、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、海岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安、人民軍のその他の機関が直接発見した犯罪の示す事象
5. 犯人の自首

#### 第101条 告発及び犯罪に関する情報

公民は、捜査機関、検察院、裁判所又は他の機関、組織に犯罪を告発することができる。告発が口頭で行われた場合は、告発を受けた機関又は組織は、告発人の署名のある調書を作成しなければならない。  
公民の告発を探知し又は受領した機関、組織は、当該情報を捜査機関に書面で直ちに報告しなければならない。

#### 第102条 犯人の自首

犯人が自首するために出頭したときは、受け付け

た機関、組織は、自首した者の氏名、年齢、職業、居所及び供述を明確に記載した調書を作成しなければならない。自首を受け付けた機関、組織は、捜査機関又は検察院に直ちに報告する責任を負う。

### 第103条 犯罪の告発、通報及び立件の建議の解決

1. 捜査機関、検察院は、個人、機関、組織からの犯罪の告発及び通報並びに国家機関からの立件の建議をすべて受領する責任を負う。検察院は、犯罪の告発、通報及び刑事事件立件の建議を受領した添付関連書類とともに管轄捜査機関に直ちに送付する責任を負う。

2. 犯罪の告発、通報、立件の建議を受領してから20日以内に、捜査機関は、その責任の範囲内で通報源を検討し、確認し、刑事事件を立件するか否かを決定しなければならない。

告発された事件、犯罪の通報若しくは立件の建議に複雑な状況が多く関わっている場合、又は検討及び確認を様々な場所で行わなければならない場合は、告発及び通報を解決する期限を延長できるが、2か月を超えてはならない。

3. 犯罪の告発、通報又は国家機関による立件の建議の解決結果は、同級の検察院に送付し、報告をした機関、組織又は犯罪の告発人に通知しなければならない。

捜査機関は、犯罪の告発人を保護するために必要な措置を採らなければならない。

4. 検察院は、犯罪の告発及び通報又は立件の建議について捜査機関による解決を検察する責任を負う。

### 第104条 刑事事件立件の決定

1. 犯罪の示す事象を確定した場合は、捜査機関は、刑事事件を立件する決定を発しなければならない。国境警備隊、税関、森林警備隊の長官、沿岸警備隊及びその他の各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関の長官は、この法律第111条に定める場合に事件を立件する決定を発する。

検察院は、本項に定める機関が発した事件を立件しない決定を取り消す場合及び審理合議体が事件の立件を要求した場合は、刑事事件の立件を決定する。

審理合議体は、公判期日の審理において、捜査が必要な新たな犯罪又は犯人を発見した場合は、立件を決定し又は検察院に刑事事件の立件を要求する。

2. 刑事事件を立件する決定は、立件の時間及び根拠、刑法の適用条項、決定発付者の氏名及び役職

を明記しなければならない。

3. 刑事事件を立件する決定を発付後24時間以内に、検察院は、捜査のため捜査機関にその決定を送付しなければならない。捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関が発した立件の決定は、刑事事件立件に関連した書類を添付し、立件の検察のため検察院に送付しなければならない。審理合議体の立件決定は、その検討と捜査の決定のために検察院に送付しなければならない。審理合議体による立件の要求は、その検討と立件の決定のために検察院に送付する。

### 第105条 被害者の要求による刑事事件の立件

1. 刑法第104条、105条、106条、108条、109条、111条、113条、121条、122条、131条及び171条の各第1項に定める犯罪に関する事件は、被害者又は被害者が未成年者、身体障害者又は精神障害者である場合は、その合法的代理人の要求によってのみ立件する。

2. 立件の要求人が第一審公判期日開始前にその要求を取り下げた場合は、事件は中止しなければならない。

立件の要求人が強要又は強制により自らの意思に反して要求を取り下げたと確定する根拠が存在する場合は、捜査機関、検察院又は裁判所は、立件の要求人が自らの要請を取り下げたにもかかわらず、事件の訴訟を継続することができる。

立件の要求を取り下げた被害者は、その取り下げが強要又は強制によるものでない限り、再度要求をする権利を有さない。

### 第106条 刑事事件立件決定の変更又は補充

1. 立件した犯罪が、犯行について真実ではなく又は他に犯罪があると確定する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、刑事事件の立件を変更あるいは補充する決定を発する。

2. 捜査機関が刑事事件の立件を変更又は補充する決定をした場合は、決定を発付してから24時間以内に、立件の検察のため検察院に決定を送付しなければならない。

検察院が刑事事件立件の決定を変更し又は補充する決定をした場合は、決定後24時間以内に、検察院は、捜査のために捜査機関に決定を送付しなければならない。

### 第107条 刑事事件を立件しない諸根拠

以下の根拠の一が存在するときは、刑事事件を立

件することができない。

1. 犯罪の事実がない。
2. 犯罪を構成する行為がない。
3. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑事責任を負う年齢に達していない。
4. 犯罪行為を行った者について事件を中止する法的効力を有する判決又は決定がある。
5. 刑事責任の追及の時効が完成した。
6. 犯罪に恩赦が与えられた。
7. 社会にとって危険な行為を犯した者が死亡した。ただし、他の者のために事件の再審理が必要な場合を除く。

#### 第108条 刑事事件を立件しない決定

1. この法律第107条に定める根拠の一が存在する場合には、事件を立件する権限を有する者は、刑事事件を立件しない決定を発する。すでに立件した場合は、当該立件決定を取り消す決定を発しなければならない。犯罪を告発又は報告した機関、組織又は個人にその理由を通知し、他の措置で処理することが必要であると認められる場合は、解決のためにその記録を関連機関、組織に送付する。  
決定の発付から24時間以内に、刑事事件を立件しない決定、刑事事件を立件する決定を取り消す決定及び関係書類を同級の検察院に送付しなければならない。
2. 犯罪について告発又は報告をした機関、組織、個人は、事件を立件しない決定に対する不服申立てをする権利を有する。不服申立てを解決する権限及び手続は、この法律第35章の規定に従う。

#### 第109条 刑事事件を立件する検察院の権限及び責任

1. 検察院は、公訴権、刑事事件の立件における適法性の検察権を行使し、発見されたすべての犯罪が立件され、事件の立件に根拠があり適法であることを保障する。
2. 捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動に任じられた人民公安、人民軍の他の機関が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、当該決定を取り消す決定を発し、当該機関が発した刑事事件を立件しない決定に根拠がない場合は、検察院は、その決定を取り消し、事件を立件する決定を発する。
3. 審理合議体が発した刑事事件立件の決定に根拠がない場合は、検察院は、上級裁判所にその決定に対する異議を申し立てる。

## 第9章 捜査通則

### 第110条 捜査権

1. 人民公安の捜査機関は、人民軍の捜査機関又は最高人民検察院の捜査機関が捜査権を有する犯罪以外のすべての種類の犯罪を捜査する。
2. 人民軍の捜査機関は、軍事裁判所が裁判権を有する犯罪を捜査する。
3. 最高人民検察院の捜査機関は、司法機関の幹部が犯した司法活動を侵害する犯罪を捜査する。
4. 捜査機関は、それぞれの管轄内で発生した犯罪の刑事事件の捜査権を有する。犯罪の発生場所が不明である場合は、その捜査は、犯罪の発見場所、被疑者の居住地又は逮捕場所の捜査機関の権限に属す。  
県級捜査機関、区域軍事捜査機関は、県級人民裁判所又は区域軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件を捜査し、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関は、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所が裁判権を有する犯罪の刑事事件又は下級捜査機関が捜査権を有する事件で直接捜査することが必要であると認める事件を捜査する。中央捜査機関は、省級捜査機関、軍区級軍事捜査機関が捜査権を有する事件で、直接捜査することが必要であると認める特に極めて重大かつ複雑な犯罪の刑事事件を捜査する。
5. 捜査機関の構成組織及び特別管轄は、国会常任委員会が定める。

### 第111条 国境警備隊、税関、森林警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍のその他の機関の捜査権限

1. それぞれの所管内でその刑事責任を追及しなければならない犯行を発見したときは、国境警備隊、税関、森林警備隊及び沿岸警備隊は、次の権限を有する。
  - a) 犯行が目撃され、犯人の身元が明白な重大でない犯罪の場合は、事件を立件する決定を発し、被疑者を立件し、捜査を行い、事件立件の決定を発付してから20日以内に事件記録を管轄検察院に送付すること。
  - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は重大でない犯罪であるが複雑な事件については、事件を立件する決定を発し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付すること。
2. 人民公安、人民軍内において、この法律第11

0条に定める捜査機関以外に各種捜査活動に任じられた他の機関が任務遂行中に犯罪を示す事象を発見した場合は、事件を立件し、初期捜査活動を行い、事件立件の決定発付後7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付する権限を有する。

3. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関は、それぞれの訴訟上の権限の範囲内で、この法律に定める捜査活動の訴訟上の原則、手順及び手続に従わなければならない。検察院は、これらの機関の捜査活動における法遵守を検査する責任を負う。
4. 国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動における特別任務及び権限は、国会常任委員会が定める。

#### **第112条 捜査段階で公訴権を行使する検察院の任務及び権限**

捜査段階で公訴権を行使する場合は、検察院は、次の任務及び権限を有する。

1. 刑事事件を立件し、被疑者を立件すること。捜査機関に対してこの法律に従って刑事事件の立件、刑事事件立件の決定変更又は被疑者の立件を要求すること。
2. 捜査要求をし、捜査機関に捜査を要求すること。必要と認める場合にこの法律の定めに従い各種捜査活動を直接行うこと。
3. この法律の定めに従い、捜査機関の長官に捜査官の更迭を要求すること。捜査官の行為が犯罪の兆候を示す場合は、当該捜査官に対し刑事に関して立件すること。
4. 逮捕、暫定留置、勾留及びその他の予防措置の適用を決定すること。この法律の定めに従い捜査機関の決定の承認又は不承認を決定すること。不承認の場合は、その理由を明らかにしなければならない。
5. 捜査機関の根拠がなくかつ違法な決定を取り消すこと、捜査機関に被疑者の指名手配を要求すること。
6. 被疑者の起訴を決定すること。刑事事件の停止又は中止を決定すること。

#### **第113条 捜査の検察における検察院の任務及び権限**

検察院は、捜査を検査するに当たり次の任務及び権限を有する。

1. 立件を検査し、捜査機関の捜査活動及び事件記

録の編纂を検査すること。

2. 訴訟参加人の法遵守を検査すること。
3. 捜査権に関する紛争を解決すること。
4. 捜査機関に捜査活動における法律違反の改善を要求すること。捜査機関に捜査官の法律違反に関する必要な書類の提出を要求すること。捜査中に法律に違反した捜査官を厳正に処分することを捜査機関の長官に要求すること。
5. 関係機関及び組織に犯罪及び法律違反を排除する手段の適用を建議すること。

#### **第114条 検察院の要求及び決定に従う捜査機関の責任**

捜査機関は、検察院の要求及び決定に従わなければならない。この法律第112条第4項、5項、6項に定める要求及び決定について、捜査機関は、同意しない場合でもそれを執行しなければならないが、直近上級検察院に建議をする権利を有する。捜査機関の建議を受け取った後20日以内に、直近上級検察院は、それを検討し、解決し、建議をした機関に解決の結果を通知しなければならない。

#### **第115条 捜査機関及び検察院の決定及び要求に従う責任**

機関、組織及び公民は、刑事事件の捜査段階の捜査機関及び検察院の決定及び要求を厳守しなければならない。

#### **第116条 管轄に応じた捜査のための事件の移送**

捜査機関は、事件の捜査権を有さない場合は、捜査のために事件を管轄捜査機関に移送する決定を同級の検察院に提案しなければならない。捜査機関の提案を受け取った後3日以内に、同級の検察院は、事件を移送する決定を発しなければならない。

省、中央直轄市又は軍区の領域外への事件の移送は、省級検察院又は軍区級軍事検察院が決定する。

#### **第117条 捜査のための刑事事件の併合、分離**

1. 捜査機関は、被疑者が複数の罪を犯した場合、複数人の被疑者が1つの犯罪に参加した場合、又は被疑者のほか刑法第313条及び第314条に規定する犯罪隠匿者若しくは犯罪不告発者がいる場合に捜査のために1つの事件に併合することができる。
2. 捜査機関は、すべての犯罪の捜査が早期に完了しない場合において、極めて必要性の高いときのみ事件を分離することができる。ただし、事件

の分離が、事件の客観的及び全体的な真実の確定に影響を与えない場合に限る。

3. 刑事事件を併合し又は分離する決定は、その決定発付後24時間以内に同級の検察院に送付しなければならない。

#### 第118条 捜査の委託

必要な場合には、捜査機関は、他の捜査機関に各種捜査活動を委託することができる。捜査委託の決定は、具体的要求を明記しなければならない。受託捜査機関は、委託捜査機関が設定した期間内に委託された活動を完全に遂行しなければならない。

#### 第119条 捜査期間

1. 刑事事件を捜査する期間は、事件を立件したときから捜査が終了するまで、重大でない犯罪は2か月、重大な犯罪は3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪は4か月を超えてはならない。
2. 事件が複雑なために捜査期間を延長する必要がある場合は、期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で提案しなければならない。

捜査機関の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大でない犯罪については、捜査期間の延長は1回のみで、延長期間は2か月を超えてはならない。
  - b) 重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、1回目の延長期間は3か月、2回目の延長期間は2か月を超えてはならない。
  - c) 極めて重大な犯罪については、捜査期間は2回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
  - d) 特に極めて重大な犯罪については、捜査期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
3. 捜査期間を延長する検察院の権限は、次のとおり定める。
    - a) 重大でない犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、捜査期間を延長する。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が捜査期間を延長する。
    - b) 重大な犯罪については、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期

間延長をする。

- c) 極めて重大な犯罪については、県級検察院又は区域軍事検察院は、1回目の捜査期間延長をする。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、2回目の捜査期間延長をする。省級又は軍区級で捜査のために事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が1回目及び2回目の捜査期間延長をする。
  - d) 特に極めて重大な犯罪については、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、1回目及び2回目の捜査期間延長をする。最高人民検察院又は中央軍事検察院は、3回目の捜査期間延長をする。
4. 捜査のために中央レベルで事件を受理した場合は、最高人民検察院又は中央軍事検察院が捜査期間延長の権限を有する。
  5. 特に極めて重大な犯罪について延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、事件の極めて複雑な性質のために捜査が終了しない場合は、最高人民検察院の長官は、捜査期間を1回延長できるが、延長期間は4か月を超えてはならない。

国家機密を侵害する犯罪については、最高人民検察院の長官は、捜査期間を更に1回延長する権利を有するが、延長期間は4か月を超えてはならない。
  6. 延長した捜査期間が満了したにもかかわらず、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合は、捜査機関は、捜査を中止する決定を発しなければならない。

#### 第120条 捜査のための勾留期間

1. 捜査のための被疑者の勾留期間は、重大でない犯罪については2か月、重大な犯罪については3か月、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については4か月を超えてはならない。
2. 事件に多くの複雑な事情が関わっており、捜査に更に時間がかかると認められ勾留の措置を変更し又は取り消す根拠がない場合は、勾留期間が満了する遅くとも10日前に、捜査機関は、検察院に勾留期間を延長する提案を書面で送付しなければならない。

勾留期間の延長は、次のとおり定める。

  - a) 重大でない犯罪については、勾留期間は1回延長できるが、延長期間は1か月を超えてはならない。
  - b) 重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は2か月、2回目は1か月を超えてはならない。

- c) 極めて重大な犯罪については、勾留期間は2回延長できるが、延長期間は1回目は3か月、2回目は2か月を超えてはならない。
  - d) 特に極めて重大な犯罪については、勾留期間は3回延長できるが、延長期間はそれぞれ4か月を超えてはならない。
3. 検察院の勾留期間を延長する権限は、次のとおり定める。
- a) 県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大でない犯罪について勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。省級又は軍区で捜査のため事件を受理した場合は、省級人民検察院又は軍区級軍事検察院が重大でない犯罪については勾留期間を延長する権利を有し、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については1回目の勾留期間延長をする権利を有する。
  - b) 本項 a 号に定める1回目の勾留延長期間が満了したにもかかわらず捜査が完了せず、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、県級人民検察院又は区域軍事検察院は、重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。省級人民検察院又は軍区級軍事検察院は、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪について2回目の勾留期間延長をすることができる。
4. 中央レベルで捜査のため事件を受理した場合は、勾留延長期間は最高人民検察院又は中央軍事検察院の管轄に属する。
5. 特に極めて重大な犯罪について、本条第3項 b 号に定める勾留の2回目の延長期間が満了したにもかかわらず事件に多くの極めて複雑な事情が関わっており、勾留措置の変更又は取消しの根拠がない場合は、最高人民検察院の長官が3回目の勾留期間延長をすることができる。
- 国家治安を侵害する犯罪について必要がある場合は、最高人民検察院の長官は更に1回勾留期間を延長する権利があるが、延長期間は4か月を超えてはならない。
6. 勾留中、その勾留を継続することが不必要であると認める場合は、捜査機関は、被勾留人を釈放するため、又は必要と認める場合は他の予防措置を採るために、勾留の取消しを検察院に適時に提案しなければならない。
- 勾留期間が満了したときは、勾留命令を発付した者は、被勾留人を釈放し、又は、必要と認める場合は、他の予防措置を採らなければならない。

## 第121条 捜査の再開、補充捜査、再捜査の期限

1. この法律第165条に定める捜査の再開の場合は、再開される捜査の期限は、捜査再開決定発付のときから起算し捜査終了時まで、重大でない犯罪、重大な犯罪又は極めて重大な犯罪については2か月を超えてはならず、特に極めて重大な犯罪についても3か月を超えてはならない。

事件の複雑な性質のために捜査期間を延長することが必要な場合は、捜査期間が満了する遅くとも10日前までに、捜査機関は、捜査期間の延長を検察院に書面で請求しなければならない。捜査期間の延長は、次のとおり定める。

- a) 重大な犯罪及び極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、2か月を超えてはならない。
- b) 特に極めて重大な犯罪については、1回延長できるが、3か月を超えてはならない。

各類型の犯罪の捜査期間を延長する権限は、この法律第119条第3項の定めに従う。

2. 補充捜査のために検察院が差し戻した場合は、補充捜査の期限は、2か月を超えてはならず、補充捜査のために裁判所が差し戻した場合は、補充捜査期限は1か月を超えてはならない。検察院又は裁判所が補充捜査のために事件記録を差し戻すことは、2回を超えてはならない。補充捜査期限は、捜査機関が事件記録及び捜査の要求を受理した日から起算する。

3. 再捜査のために事件を差し戻した場合は、捜査期限及び捜査延長は、この法律第119条に定める一般手続に従う。

捜査期限は、捜査機関が事件記録を受理し、又は再捜査を要求したときから起算される。

4. 捜査を再開し、補充捜査をし又は再捜査をするときは、捜査機関は、この法律の定めに従い、予防措置を適用し、変更し又は取り消す権利を有する。

この法律に定める勾留の根拠がある場合は、捜査再開又は補充捜査のための勾留期間は、本条第1、2項に定める捜査再開又は補充捜査の期間を超えてはならない。

再捜査の場合の勾留期限及びその延長は、この法律第120条に定める一般手続に従う。

## 第122条 訴訟参加人の要求の解決

訴訟参加人から事件に関する問題について要求があった場合は、捜査機関又は検察院は、それぞれの責任の範囲内において、その要求を解決し、その結果を訴訟参加人に報告する。要求に同意しない場合は、捜査機関又は検察院は、返答し、理由を明確に



示さなければならない。

捜査機関又は検察院の解決結果に同意しない場合は、訴訟参加人は、不服を申し立てる権利を有する。不服申立て及びその解決は、この法律第35章の定めに従う。

### 第123条 目撃者の参加

目撃者は、この法律に定める場合に、捜査活動に参加するために召喚される。

目撃者は、捜査官が遂行する活動に自ら立ち会ってその内容及び結果を確認する義務を負い、自己の個人的意見を提起することができる。この意見は、調書に記載される。

### 第124条 捜査上の秘密の非公開

捜査上の秘密を守る必要がある場合は、捜査官及び検察官は、訴訟参加人及び目撃者に捜査上の秘密を公表しないように事前に通知しなければならない。

この通知は、調書に記載しなければならない。

捜査上の秘密を公表した捜査官、検察官、訴訟参加人、目撃者は、場合によって、刑法第263条、264条、286条、287条、327条及び328条により刑事責任を負わなければならない。

### 第125条 捜査の調書

1. 捜査を行ったときは、この法律第95条に従ってその調書を作成しなければならない。

調書を作成した捜査官は、それを訴訟参加人に読み聞かせ、調書に対して補充し、見解を述べる権利があることを説明しなければならない。見解は調書に記載され、訴訟参加人及び捜査官は、共に調書に署名する。

2. 訴訟参加人が調書の署名を拒否した場合は、拒否とその理由を調書に明記しなければならない。

3. 訴訟参加人がその身体的、精神的障害又はその他の理由で調書に署名できない場合は、その理由を調書に明確に記載しなければならない。捜査官と目撃者が共に確認する。

文盲の者は、調書に指印してもよい。

## 第10章 被疑者の立件及び被疑者の取調べ

### 第126条 被疑者の立件

1. 犯罪行為を行ったと確定する十分な根拠がある場合は、捜査機関は、被疑者を立件する決定を発する。

2. 被疑者を立件する決定は、決定発付の時間、場所、発付者の氏名及び地位、被疑者の氏名、生年

月日、職業及び家族状況、被疑者が立件された犯罪、刑法の適用条項、犯行の時間、場所並びに犯行のその他の状況を含む。

被疑者が複数の相異なる犯罪で立件された場合は、被疑者を立件する決定は、各犯罪名及び刑法の適用される罰条を明記しなければならない。

3. 被疑者を立件した後に、捜査機関は、被疑者の写真を撮り、個人記録ファイルを作成し、それらを事件記録に添付する。

4. 被疑者の立件の決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、決定の検討及び承認のために同級の検察院にその決定を送付しなければならない。当該決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、決定を承認し又は取り消す決定を発し、捜査機関にその決定を直ちに送付しなければならない。

5. まだ立件されていない犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定の発付を捜査機関に要求する。

事件記録及び捜査結論を受け取った後、検察院がまだ立件されていないその事件の他の犯罪者を発見した場合は、検察院は、被疑者を立件する決定を発付する。決定の発付から24時間以内に、検察院は、捜査を遂行するために捜査機関にその決定を送付しなければならない。

6. 捜査機関は、被疑者を立件する自らの決定又は検察院の決定を直ちに被疑者に交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について説明しなければならない。被疑者を立件する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、立件された者に直ちに交付しなければならない。決定の交付と受領は、この法律第95条に定める規定に従い調書に記録しなければならない。

### 第127条 被疑者の立件決定の変更又は補充

1. 捜査の遂行中、被疑者が行った犯罪行為が立件された犯罪ではないと判断し又は他の犯罪行為が残っていると判断する根拠がある場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発する。

2. 被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発付してから24時間以内に、捜査機関は、検討と承認のために変更又は補充に関連した書類を添付してその決定を同級の検察院に送付しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を受け取ってから3日以内に、検察院は、当該決定を承認し又は取り消し、補充決

定をしなければならない。

被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を発してから24時間以内に、検察院は、捜査のためにその決定を捜査機関に送付しなければならない。

3. 捜査機関は、被疑者を立件する決定を変更し又は補充する自らの決定、又は被疑者を立件する決定を変更し又は補充する検察院の決定を被疑者に直ちに交付し、この法律第49条に定める被疑者の権利、義務について被疑者に説明しなければならない。被疑者を立件する決定を変更し又は補充する決定を承認し又は取り消す検察院の決定を受け取った後に、捜査機関は、被疑者にその決定を直ちに交付しなければならない。上記の決定の交付と受領は、この法律第95条に定める調書に記録しなければならない。

### 第128条 被疑者の職務の一時停止

被疑者がその職務を保持することが捜査の妨害になると認める場合は、捜査機関、検察院は、被疑者を管理する権限を有する機関、組織に、被疑者の職務を一時停止することを建議する権利を有する。建議を受け取ってから7日以内に、当該機関、組織は、建議をした捜査機関、検察院に書面で回答しなければならない。

### 第129条 被疑者の召喚

1. 被疑者を召喚するとき、捜査官は召喚状を送付しなければならない。この召喚状には、被疑者の氏名、住所、出頭日時、場所、面会する者及び正当な理由を欠く不出頭の場合の責任を記載しなければならない。
2. 被疑者に対する召喚状は、被疑者が居住する社、区、町の行政機関、又は勤務する機関、組織に送付する。召喚状を受け取った機関、組織は、召喚状を被疑者に直ちに送達する責任を負う。

召喚状を受け取ったときは、被疑者は、その受領証明書に署名し、受領の日時を明記しなければならない。召喚状の送達人は、被疑者の署名をした召喚状の部分の召喚機関に届けなければならない。被疑者が署名を拒否した場合は、その記録を作成し、召喚機関に送付しなければならない。被疑者が不在の場合は、召喚状は、受領証明書の署名及び被疑者への召喚状の送達のために、被疑者の成人の家族に手渡すことができる。勾留されている被疑者については、拘留所の監視委員会を通じて召喚する。

3. 被疑者は、召喚状に応じて出頭しなければならない。

ない。正当な理由がなく出頭しなかった場合、逃亡の兆候がある場合は、捜査官は勾引する決定を発することができる。

4. 必要な場合は、検察官は被疑者を召喚することができる。被疑者の召喚は、本条の規定に従って遂行される。

### 第130条 被疑者の勾引

1. 被疑者を勾引する決定は、その発付の時間、場所、発付者の氏名及び職務、被疑者の氏名、生年月日及び住居、被疑者に立件された罪名、被疑者が出頭すべき時間、場所を記載する。
2. 勾引決定の執行人は、勾引の決定を読み聞かせ、説明し、この法律第95条の規定に従って勾引調書を作成しなければならない。
3. 夜間に被疑者を勾引してはならない。

### 第131条 被疑者の取調べ

1. 被疑者の取調べは、被疑者を立件する決定があった直後、捜査官により行わなければならない。被疑者に対する取り調べは、捜査を実施する場所又は被疑者の居宅で行うことができる。

取調べをする前に、捜査官は、この法律第49条に定める被疑者を立件する決定を読み聞かせ、被疑者の権利、義務について明確に説明しなければならない。これは調書に記録しなければならない。

複数の被疑者が事件に関わっている場合は、一人ずつ取り調べ、互いに接触させない。被疑者に自ら供述書を書かせることができる。

2. 取調べを遅延できない場合を除いて、夜間の取調べは行わない。やむを得ず夜間に取調べを行う場合は、理由を調書に明記しなければならない。
3. 必要な場合は、検察官が被疑者の取調べをすることができる。被疑者の取調べは、本条の規定に従う。
4. 被疑者に供述を強制し又は肉体的虐待を加えた捜査官又は検察官は、刑法第299条又は第298条に定める刑事責任を負わなければならない。

### 第132条 被疑者の取調べ調書

1. 被疑者の取調べ調書は、この法律第95条及び125条に従って作成しなければならない。

取調べを行う度に調書が作成されなければならない。調書には、被疑者の陳述、質問及び回答を残さず記載しなければならない。捜査官が被疑者の供述を補充し、削除し又は修正することは厳禁する。

2. 取り調べた後、捜査官は、被疑者に取調べ調書を読み聞かせ又は被疑者に読ませる。調書を補充し又は修正する場合は、被疑者及び捜査官は、その認証のために署名する。調書が複数ページにわたる場合は、被疑者は各ページに署名する。被疑者が自ら供述書を書いた場合は、捜査官と被疑者は、共に認証のためにその供述書に署名する。

取調べを録音したとき、その記録は、被疑者と捜査官が聞けるよう取調べの終了時に再生しなければならない。調書は、取調べの内容を記載し、被疑者と捜査官が認証のために署名しなければならない。

通訳人を介して被疑者の取調べを行う場合は、捜査官は、通訳人の権利及び義務を説明し、同時に被疑者に通訳人の更迭を要求する権利を知らせなければならない。通訳人及び被疑者は、取調べ調書の各ページに署名する。

3. 被疑者の弁護人、合法的代理人の立会いの下で取調べを行うとき、捜査官は、被疑者の取調べに当たって、その者の権利及び義務を説明しなければならない。被疑者、弁護人、合法的代理人は、共に取調べ調書に署名する。

弁護人に被疑者に質問することを許可した場合は、調書に弁護人の質問及び被疑者の回答を完全に記録しなければならない。

4. 検察官が被疑者を取り調べる場合は、本条の規定に従って行わなければならない。

## 第11章 証人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の供述聴取。対質及び人定

### 第133条 証人の召喚

1. 証人を召喚するとき、捜査官は、召喚状を証人に送付しなければならない。召喚状には、証人の氏名、住所、出頭日時、出頭場所、面会する者、正当な理由なく出頭しなかった場合の責任などを記載しなければならない。

2. 召喚状は、証人に対して直接に、又は証人が居住する社、区、町の行政機関若しくは証人が勤務する機関、組織を通じて交付する。その機関、組織は、証人が義務を遂行するように条件を整える責任がある。

いかなる場合も、召喚状の配達及び受領の署名が必要である。

3. 16歳未満の証人の召喚状は、その両親又は合法的代理人に交付される。

4. 必要な場合は、検察官は、証人を召喚することができる。証人の召喚は、本条の規定に従って行

う。

### 第134条 証人の勾引

1. 証人が捜査機関、検察院によって召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく故意に出頭を拒否し、その不在が、捜査、起訴を妨害する場合には、証人を召喚した機関は、その勾引決定を発することができる。

2. 証人を勾引する決定には、その発付時間、場所、発付者の氏名、職業、証人の氏名、生年月日、居住地、出頭の時間、場所を明記しなければならない。

3. 勾引決定の執行人は、証人に決定を読み聞かせ、証人の権利及び義務を説明し、この法律第95条に従って勾引の調書を作成しなければならない。

4. 証人を夜間に勾引してはならない。

### 第135条 供述の聴取

1. 証人の供述は、取調べ場所、又は証人の住居、勤務場所で聴取する。

2. 多くの証人がいる事件では、各証人の供述は別々に聴取し、証人を聴取の過程で互いに接触させてはならない。

3. 供述を聴取する前に、捜査官は、証人に対してその権利及び義務を説明しなければならない。これは、調書に記録しなければならない。

4. 事件の内容について質問する前に、捜査官は、証人と被疑者、被害者との関係及び証人の身上関係に関する他の事実関係を確認する必要がある。

質問をする前に、捜査官は、証人に対して、事件について知っていることを語るか又は筆記するように要求する必要がある。誘導尋問をしてはならない。

5. 16歳未満の証人の供述を聴取するときは、その両親、他の合法的代理人又はその教師を付き添い人として召喚しなければならない。

6. 必要な場合は、検察官は、証人の供述を聴取することができる。証人の供述を聴取するときは、本条の規定に従う。

### 第136条 証人の供述調書

証人の供述調書は、この法律第95条、125条及び135条に従って作成しなければならない。

### 第137条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人の召喚、供述聴取

被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人の召喚、供述聴取は、この法律第133条、13

5条及び136条の規定に従って行う。

### 第138条 対質

1. 2人又は複数の者の供述に矛盾がある場合は、捜査官は対質を行う。
2. 証人又は被害者が対質に参加するときは、捜査官は、前もって、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任について説明しなければならない。これは調書に記入しなければならない。

3. 対質を開始するに当たり、捜査官は、先ず対質の参加人との関係を探ね、次に明らかにする必要がある事実関係について質問する。対質中の供述を聴取した後に、捜査官は、さらに1人ずつ質問することができる。

捜査官は、対質の参加人に互いに質問をさせることもできる。その質問と回答は、調書に記入しなければならない。

対質の参加者が供述を終えた後でなければ、その者の従前の供述に再び言及することができない。

4. 対質調書はこの法律第95条、125条及び132条の規定に従って作成する。
5. 必要な場合は、検察官は、対質を行うことができる。その対質は、本条の規定に従う。

### 第139条 人定

1. 必要なとき、捜査官は、人定のために人を招集し、又は証人、被害者又は被疑者に物又は写真を見せることができる。

捜査官は、人定を行う者に対し、人定を行うことを可能とする事実関係、痕跡及び特徴について事前に質問をしなければならない。

2. 人定のために招集された者の人数、提供された物又は写真の数は、少なくとも3つ以上でなければならない。その外見は似ていなければならない。死体の人定については、この原則は適用しない。特別な場合には、人定は、声で行うことができる。

3. 証人又は被害者が人定を行う者であれば、人定を行う前に、捜査官は、供述拒否、回避又は故意の虚偽供述に伴う責任についてその者に説明しなければならない。この説明は、調書に記入しなければならない。

4. 人定において、捜査官は、誘導尋問をしてはならない。人定を行う者が、人定のために提供されたものの中から人、物又は写真を特定した後に、捜査官は、その者、物又は写真を特定する手掛かりになった痕跡又は特徴について説明するよう要求する。

人定を行うときは、証人が立ち会わなければならない。

5. 人定の調書は、この法律第95条、125条及び132条に従って作成しなければならない。調書は、人定を行った者及び人定のために示した者の身上、人定のために提供した物又は写真の特徴、人定を行った者の報告供述、陳述を記録しなければならない。

## 第12章 財産の搜索、没収、差押え、留置

### 第140条 身体搜索、住居、勤務地、土地、物、通信、電報、郵便小包、郵便物の搜索の根拠

1. 身体搜索、住居、勤務地、場所の搜索は、ある者の身体、住居、勤務地、土地に犯行の道具、手段、犯行で得た物、財産又は事件に関係するその他の物及び書類が存在すると判断する根拠がある場合にのみ行う。

住居、勤務地、土地の搜索は、指名手配された者を発見するために必要な場合にも行う。

2. 事件に関係する書類、物を収集する必要があるときは、通信、電報、郵便小包、郵便物を搜索することができる。

### 第141条 搜索令状発付の権限

1. この法律第80条第1項に定める者は、すべての場合において搜索令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の搜索令状は、それを執行する前に同級の検察院が承認しなければならない。
2. 遅延が許されない場合には、この法律第81条第2項に定める者は搜索令状を発する権利を有する。搜索完了後24時間以内に、搜索令状の発付者は、同級の検察院に書面でその旨を通知しなければならない。

### 第142条 身体の搜索

1. 身体の搜索を開始する前に、搜索令状を読み聞かせ、又その令状を当事者に手渡さなければならない。また、当事者及び立会うその他の者に、その権利及び義務を告知しなければならない。

搜索を行う者は、当事者に対し事件に関する物、書類を提出するよう要求しなければならない。当事者がこれに従わない場合は、搜索を行う。

2. 身体の捜査をするときは、男性は男性が搜索し、女性は女性が搜索し、同性のものが立ち会わなければならない。

3. 身体の搜索は、逮捕時又は搜索場所にいる者が差押えを要する物、書類を身体に隠匿していることを確認する根拠がある場合には、搜索令状なくして行うことができる。

#### 第143条 住居、勤務地、場所の搜索

1. 住居、勤務地、場所の搜索は、この法律第140条、141条及び142条の規定に従って行う。
2. 住居、場所の搜索は、家主又はその家族の成人、社、区、町の行政機関の代表者及び近隣住人が立ち会わなければならない。当事者及び家族の成員が故意に出頭せず、逃亡し、又は長期的に出張しており、搜索を遅らせることができない場合は、搜索には、地域の行政機関の代表者及び近隣住人2名が立会わなければならない。
3. 遅らせることができない場合を除いて、住居の搜索は、夜間に行ってはならない。やむなく夜間に搜索を行う場合は、調書にその理由を明記しなければならない。
4. 遅らせることができない場合を除いて、勤務地の搜索を行うときは、搜索の対象者がいなければならない。やむなく対象者のいないまま搜索を行う場合は、その理由を調書に明記しなければならない。

勤務地の搜索は、当該者が勤務する機関、組織の代表者が立ち会わなければならない。

5. 住居、勤務地、場所の搜索を行うときに、立会人は、搜索が完了するまで許可なく搜索場所を離れてはならず、他の者に又は互いに連絡し、討論してはならない。

#### 第144条 信書、電報、郵便小包及び郵便物の郵便局における没収

信書、電報、郵便小包、郵便物を郵便局で没収する必要があるときは、捜査機関は、没収命令を発する。この命令は、執行前に、同級の検察院によって承認されなければならない。ただし、執行を遅らせることができない場合はこの限りでないが、その理由を調書に明記しなければならない。没収は、終了後直ちに同級の検察院に通知しなければならない。

没収を執行する前に、没収令状の執行人は、関係する郵便局を所管する者にその旨を通知しなければならない。関係する郵便局を所管する者は、没収令状の執行人が任務を執行するに当たり執行人を支援しなければならない。

信書、電報、郵便小包、郵便物の没収は、郵便局の代表者が立ち会わなければならない。その者は、認証のために没収の調書に署名する。

没収の令状発付機関は、没収すべき信書、電報、郵便小包、郵便物を有する者に、没収の令状について通知しなければならない。この通知が捜査を妨害する場合は、妨害が消滅した後、直ちに、没収の令状発付機関は通知をしなければならない。

#### 第145条 搜索中の物、書類の差押え

搜索中に、捜査官は、証拠品である物及び事件に直接関係する書類を差し押さえることができる。保存又は流通が禁じられている部類に該当する物は没収し、管轄権を持っている機関に直ちに引き渡さなければならない。当該物を密封する必要がある場合は、密封は、当該物の所有者又はその家族の代表者、行政機関の代表者及び証人の立会いの下で行わなければならない。

搜索中の物及び書類の差押えは、調書に作成しなければならない。差押えの調書は4部作成し、1部は当該物、書類の所有者に交付し、1部は事件記録に編綴し、1部は同級の検察院に送付し、もう1部は差し押えた物、書類の管理機関に送付する。

#### 第146条 財産の留置

1. 財産の留置は、刑法の規定に従い財産の没収又は罰金を受ける犯罪の嫌疑ある被疑者、被告人、及び法律の規定に従い損害賠償をする責任を負う者にのみ適用する。

この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、財産留置令状を発する権利を有する。この法律第80条第1項d号に定める者の留置令状は、その執行前に同級の検察院に直ちに通知しなければならない。

2. 留置は、没収される可能性のある分量、罰金額又は損害賠償額に相当する財産の部分にのみ実施する。

留置財産は、所有者又はその親族に保管させる。

当該財産の保管に任じられた者が留置財産を消費し、譲渡し、すり替え、隠匿し又は破壊する行為を犯した場合は、刑法第310条の規定に基づいて刑事責任を負わなければならない。

3. 財産の留置は、関係者又は成人である家族、社、区、町の行政機関の代表者、近隣住人が立ち会わなければならない。留置を行う者は、留置された財産の名称及び状態を明記した調書を作成しなければならない。この調書は、この法律第95条及び125条に従って作成し、関係人及びその他の立会人に読み聞かせ、その者らが署名しなければならない。関係人のいかなる不服をも調書に記入し、関係人及び留置を行った者が認証のため

の署名をする。

留置の調書は3部作成される。留置終了後、直ちに1部を当事者に交付し、もう1部を同級の検察院に送付し、もう1部は事件記録に編綴する。

4. 留置が必要でないとする場合に、この法律第80条第1項に定める権限を有する者は、留置令状を取り消す決定を適時に発しなければならない。

#### **第147条 没収、差押え又は密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物を保管する責任**

この法律第75条、144条、145条の規定に従って没収し、差し押さえ、密封された物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物は、現状のまま保管しなければならない。

財産の保管を課された者が当該財産を開封し、消費し、譲渡し、すり替え、破壊した場合は、刑法第310条に従って刑事責任を負わなければならない。

#### **第148条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、没収、差押えの調書**

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、没収、差押えを行うときは、この法律第95条及び125条に従って、調書を作成しなければならない。

#### **第149条 物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、留置、没収、差押えの令状発付者及び執行人の責任**

物、書類、信書、電報、郵便小包、郵便物の捜索、留置、没収、差押えの令状を違法に発付した者、執行した者は、その違反の重大性に応じて、懲戒され、又は刑事責任を追及される。

### **第13章 現場検証、死体解剖、身体上の痕跡検証、捜査実験、鑑定**

#### **第150条 現場検証**

1. 捜査官は、犯罪の痕跡、証拠物を発見し、事件の重要な状況を明らかにするため、犯罪が行われ、又は発見された現場を検証する。
2. 現場検証は、刑事事件を立件する前に行うことができる。いかなる場合においても、検証を行う前に、捜査官は同級の検察院にそれを通知しなければならない。検察官は、現場検証を検察するため立ち会わなければならない。現場検証においては、立会人を立ち会わせなければならない。被疑者、被害者、証人は現場検証に立ち会うことが許可され、専門家を招へいし、検証に立ち会わせる

ことができる。

3. 現場検証を行うに当たり、捜査官は、現場の写真を取り、現場を描写する図面を描き、測量し、実物模型を作り、犯行の痕跡、事件に関連する物、書類を収集して現場で検査し、現場検証調書に検証結果を明記する。

収集した物及び書類を直ちに検査できない場合は、保管し、現状のまま保存し又は密封し、取り調べを行う場所に運ばなければならない。

#### **第151条 死体解剖**

死体解剖を捜査官が行う場合は、法医学者が参加し、立会人がいなければならない。

死体を発掘する必要がある場合には、捜査機関の決定が必要であり、被埋葬者の家族にその旨を通知しなければならない。死体発掘には、法医学者が参加しなければならない。

必要ときは、鑑定人を召喚することができ、証人を立ち会わせなければならない。

いかなる場合においても、死体解剖は、同級の検察院に事前に通知しなければならない。検察官は、死体解剖を検察するために立ち会わなければならない。

#### **第152条 身体上の痕跡の検証**

1. 捜査官は、身体上に犯罪の痕跡又は事件に対して意味を持つその他の痕跡を発見するために、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人の身体を検証する。必要があるときは、捜査機関は、法医学者を呼んで鑑定意見を要求する。

2. 身体を検証は、同性の者の立会いの下で、同性の者が行わなければならない。必要ときは、医師が参加することができる。

身体を検証される者の名誉、尊厳、健康を侵害してはならない。

#### **第153条 捜査実験**

1. 事件に対して有意な書類又は事実関係を調査し、確認するために、捜査機関は、一定の事実の現場を再現し、行為、状況又はその他すべての事実関係を再生することにより捜査実験を行い、必要な実験を行う権利を有する。必要と認める場合は、捜査機関は、測量を行い、写真を撮り、ビデオ撮影を行い、図面を作成することができる。

2. 捜査実験のときは、立会人がいなければならない。必要である場合は、被暫定留置人、被疑者、被害者、証人も参加することができる。

捜査実験に参加する者の名誉、尊厳を侵害し、

又は健康に被害を与えることは禁じる。

3. 必要である場合は、検察院は捜査実験を行うことができる。捜査実験は、本条の規定に従って行う。

#### 第154条 現場検証，死体解剖，身体上の痕跡の検証及び捜査実験の調書

現場検証，死体解剖，身体上の痕跡の検証，捜査実験を行うときは、この法律第95条及び125条に定める調書を作成しなければならない。

#### 第155条 鑑定意見の要求

1. 本条第3項に従って確認する必要がある問題が生じた場合又は必要と認める場合は、訴訟執行機関は、鑑定意見を要求する決定を発する。
2. 鑑定意見を要求する決定には、鑑定を要求する問題、鑑定意見を要求する鑑定人の氏名又は鑑定機関の名称並びにこの法律第60条に定める鑑定人の権利及び義務を明記しなければならない。
3. 次のことを確定する必要がある場合は、必ず鑑定を行わなければならない。
  - a) 死亡原因、傷害の性質、健康又は稼働力への被害の程度。
  - b) 被疑者、被告人の刑事責任能力について疑いがある場合は、その者の精神状態。
  - c) 証人又は被害者の知覚能力及び事件の事実関係に関する真実の供述について疑いがある場合は、その者の精神状態。
  - d) 被疑者、被告人、被害者の年齢が事件にとって有意であるが、その者の年齢を証明する書類がなく、又は書類の信憑性に疑いがある場合は、その者の年齢。
  - dd) 毒物、薬物、放射性物質、偽造通貨。

#### 第156条 鑑定の実施

1. 鑑定は、鑑定意見を要求する決定の直後に、鑑定機関又は事件の捜査場所で行うことができる。捜査官及び検察官は、鑑定に参加する権利を有する。但し、その参加について鑑定人に事前に通知しなければならない。
2. 鑑定意見要求機関が要求した期限内に鑑定を行うことができない場合は、鑑定機関又は鑑定人は、鑑定意見要求機関に対しその旨を書面で直ちに通知し、その理由を明記しなければならない。

#### 第157条 鑑定の結論の内容

1. 鑑定の結論には、鑑定を行った時間、場所、鑑定人の氏名、学歴、専門の資格、鑑定の参加人、

鑑定された痕跡、物、書類及びその他全ての物、適用した方法及び提起された問題に対する回答を、根拠を付して明記しなければならない。

2. 鑑定の結論を明らかにし、又は補充するために、鑑定意見要求機関は、必要な事実関係に関して鑑定人に補充の質問をすることができ、補充鑑定又は再鑑定を決定することができる。

#### 第158条 鑑定の結論に関する被疑者及び訴訟参加人の権利

1. 鑑定を行った後に、鑑定意見を要求した機関は、被疑者及び訴訟参加人が要求した場合には、鑑定の結論の内容をそれらの者に通知しなければならない。

被疑者、他の訴訟参加人は、鑑定の結論に関する意見を陳述し、補充鑑定又は再鑑定を要求することができる。このことは、調書に記入される。
2. 捜査機関、検察院が被疑者、他の訴訟参加人の要求を認めない場合は、その理由を明らかにし、それらの者にその旨を通知しなければならない。

#### 第159条 補充鑑定又は再鑑定

1. 補充鑑定は、鑑定内容が不明確、不完全であり、又は既に鑑定を終了した事件の状況に関する新しい問題が生じた場合に行われる。
2. 再鑑定は、鑑定の結果について疑いがあり、又は同じ鑑定問題に関する鑑定の結論に矛盾がある場合に行われる。再鑑定は、他の鑑定人により行わなければならない。
3. 補充鑑定又は再鑑定は、この法律第155条、156条、157条及び158条に定める一般手続に従って行う。

#### 第14章 捜査の停止と捜査の終了

##### 第160条 捜査の停止

1. 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを法医学検証委員会が確認する場合は、捜査は捜査期限前に停止することができる。被疑者が不詳の場合又は所在不明の場合は、捜査は、捜査期限を徒過したときにのみ停止する。

鑑定意見を要求したにもかかわらず、鑑定の結論が捜査期限の満了時にまだ出ていない場合は、捜査は停止し、鑑定はその結果が入手できるまで継続する。

事件に複数の被疑者がおり、捜査の停止の理由が被疑者全員には関係していない場合は、捜査は各被疑者に対して停止することができる。

被疑者が所在不明である場合は、捜査機関は、捜査を停止する前に指名手配令状を発しななければならない。

2. 捜査を停止する決定を發した捜査機関は、当該決定を同級の検察院、被疑者、被害者に送付しななければならない。

### 第161条 被疑者の指名手配

被疑者が逃亡し又は所在不明である場合は、捜査機関は、被疑者を指名手配する令状を發しななければならない。

指名手配令状は、指名手配された日時、發付場所、發付者の氏名、職務、被疑者の氏名、年齢、居住地、被疑者の人定のための特徴、被疑者の写真があればそれを添付し、かつ、被疑者に立件された犯罪を明記しななければならない。

指名手配令状は、指名手配者を發見し、逮捕し、勾留するために、マス・メディアを通じて一般に公表される。

### 第162条 捜査の終了

1. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しななければならない。
2. 捜査は、捜査機関が起訴を提案する捜査結論書を發したとき又は捜査結論書及び捜査を中止する決定を發したときに終了する。
3. 捜査結論書には、日付、作成者の氏名、職務を明記し、作成者が署名しななければならない。
4. 捜査結論書を發行してから2日以内に、捜査機関は、起訴を提案する捜査結論書又は捜査を中止する決定を添付した捜査結論書を、事件記録とともに同級の検察院に送付しななければならない。起訴を提案する捜査結論書又は捜査を中止する決定を被疑者、弁護人に送付しななければならない。

### 第163条 起訴の提案

1. 犯罪及び被疑者を確定する十分な証拠がある場合は、捜査機関は、起訴を提案する捜査結論書を作成する。捜査結論書には、起訴の提案理由及び根拠を含め、犯罪行為の経緯、犯罪を立証する証拠、事件の解決案を明記する。
2. 捜査結論書は、暫定留置又は勾留の期間、証拠物、民事訴訟、罰金、損害賠償の支払いを保証する手段及び押収する財産があればその財産を明記して、捜査期間及び既に適用した予防措置に関する報告書を添付する。

### 第164条 捜査の中止

1. 捜査を中止する場合は、捜査結論書には、捜査の過程、捜査中止の理由及び根拠を明記する。
2. 捜査機関は、次の場合に捜査中止決定を發する。
  - a) この法律第105条第2項及び第107条、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合。
  - b) 捜査期間が満了したが、被疑者が犯罪を行ったことを証明できない場合。
3. 捜査中止決定には、その發付の日付、場所、捜査中止の理由及び根拠、予防措置の取消し、差し押えた物、書類がある場合はその還付及びその他の関連する問題を記載する。

1つの事件に複数の被疑者がおり、捜査中止が被疑者全員には関係していない根拠がある場合は、捜査は、各被疑者に対して中止することができる。

4. 捜査機関の捜査中止決定に根拠があると認める場合は、当該決定を受領してから15日以内に、検察院は、捜査機関が権限に従って解決するために、事件記録を捜査機関に差し戻さなければならない。捜査中止決定に根拠がないと認める場合は、当該決定を取り消し、捜査機関に捜査の再開を要求する。起訴の根拠が十分であると認める場合は、検察院は、当該決定を取り消し、起訴決定を發する。起訴決定を發する期限は、この法律第166条の規定に従う。

### 第165条 捜査再開

1. 捜査の中止又は停止の決定を取り消す根拠がある場合は、捜査機関は、刑事責任追及の効果が到来していなければ捜査を再開する決定を發する。捜査を再開する決定を發付してから2日以内に、捜査機関は、その決定を同級の検察院に送付しななければならない。
2. 捜査がこの法律第107条第5項、6項に基づいて中止した場合において、被疑者がそれに同意せず、再捜査を要求したときは、捜査機関又は同級の検察院は、捜査を再開する決定を發する。

## 第15章 起訴決定

### 第166条 起訴決定の期限

1. 事件記録及び捜査結論書を受け取った後、重大でない犯罪及び重大な犯罪については20日以内に、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日以内に、検察院は、次の決定の一を發しななければならない。
  - a) 起訴状により被疑者を裁判所に起訴すること。
  - b) 補充捜査のために記録を差し戻すこと。



c) 事件を中止し又は停止すること。

必要ときは、検察院の長官は、期限を延長できるが、延長期間は重大でない犯罪及び重大な犯罪については10日間、極めて重大な犯罪については15日間、特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。

上記の決定の内一つを発した後3日以内に、検察院は、被疑者、弁護人にその旨を通知し、起訴状、事件を中止する決定又は事件を停止する決定を被疑者に交付しなければならない。弁護人は、起訴状を閲覧し、法律の規定に従って弁護に関連する事件記録内の書類のメモをとり、複写し、要求を提出することができる。

2. 事件記録を受領した後に、検察院は、予防措置の適用、変更、取消しを決定し、又は捜査機関に被疑者の指名手配を要求する権利を有する。勾留期間は、本条第1項に定める期限を超えてはならない。
3. 起訴の場合は、起訴状の形で起訴決定を発してから3日以内に、検察院は事件記録と起訴状を裁判所に送付しなければならない。
4. 起訴の権限を有しない事件については、検察院は、直ちに権限を有する検察院に当該事件を移送する決定を発する。

#### 第167条 起訴状

1. 起訴状には、犯罪発生の日時、場所、犯行の手段、目的、動機、犯行の結果、その他の重要な事実関係、被疑者の有罪を確定する証拠、刑事責任を加重し又は軽減する情状、被疑者の身上、及び事件のその他の有意な事実関係を記載しなければならない。

起訴状の結論部分には、罪名及び適用する刑法の条項を明記する。

2. 起訴状には、その作成日、作成者の氏名、職務を記載し、作成者が署名しなければならない。

#### 第168条 補充捜査のための記録差し戻し

検察院は、事件記録を検討し、次の一を発見した場合に、補充捜査のために記録を捜査機関に差し戻す決定をする。

1. 事件の重要な証拠が不十分で、検察院がそれを自ら補充できない場合。
2. 他の犯罪について被疑者を立件する根拠がある場合又は他の共犯者がいる場合。
3. 刑事訴訟手続に重大な違反がある場合。  
補充捜査が必要な問題は、補充捜査を要求する決定に明記しなければならない。

#### 第169条 事件の中止又は停止

1. 検察院は、この法律第105条第2項及び第107条又は刑法第19条、第25条、第69条第2項に定める根拠の一が存在する場合に事件を中止する決定を発する。
2. 検察院は、次の場合に事件を停止する決定を発する。
  - a) 被疑者が精神病又は他の危険な病気に罹患していることを法医学検証委員会が確認した場合。
  - b) 被疑者が逃亡し、その所在が不明の場合。この場合に、検察院は、被疑者の指名手配を捜査機関に要求しなければならない。
3. 事件に複数の被疑者が関わっており、事件を中止し又は停止する根拠が被疑者全員には関係しない場合は、検察院は、各被疑者に対して事件を停止し又は中止することができる。
4. 下級検察院が事件を中止する根拠のない違法な決定を発した場合は、上級検察院の長官は、当該決定を取り消し、起訴決定の発付を下級検察院に要求する権限を有する。

### 第3編 第一審公判

#### 第16章 全審級裁判所の管轄権

##### 第170条 全審級裁判所の裁判管轄権

1. 県級人民裁判所及び区域軍事裁判所は、次の犯罪を除き、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪を含む刑事事件の第一審公判を行う。
  - a) 国家の安全を侵害する犯罪
  - b) 平和、人類を侵害する犯罪及び戦争犯罪
  - c) 刑法第93条、95条、96条、172条、216条、217条、218条、219条、221条、222条、223条、224条、225条、226条、263条、293条、294条、295条、296条、322条、323条に定める犯罪
2. 省級人民裁判所及び軍区級軍事裁判所は、県級人民裁判所、区域軍事裁判所が管轄しない犯罪を含む刑事事件又は下級裁判所が管轄する事件で自ら公判のため引き取った刑事事件の第一審公判を行う。

##### 第171条 土地管轄

1. 刑事事件の裁判権を有する裁判所は、犯罪が行われた場所の裁判所である。犯罪が複数の場所で敢行され、又は犯罪が敢行された場所が不明である場合は、事件の裁判権を有する裁判所は、捜査

が完了した場所の裁判所である。

2. 国外で犯罪を行った被告人について、その裁判をベトナムで行う場合は、その者の国内における最後の居所の省級人民裁判所がその者の裁判を行う。被告人の国内における最後の居所が確定できない場合は、最高人民裁判所の長官が、事件に応じて、当該事件の裁判をハノイ市人民裁判所又はホーチミン市人民裁判所に任じる決定を発する。

国外で犯罪を行った被告人について、軍事裁判所が裁判権を有する場合は、中央軍事裁判所の長官の決定に従い、軍区級軍事裁判所又は上級軍事裁判所がその者の裁判をする。

### **第172条 ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で行われた犯罪を裁判する管轄権**

ベトナムの領空又は領海外を航行中のベトナム社会主義共和国の航空機又は船舶で敢行された犯罪は、当該航空機若しくは船舶が最初に帰航する空港、港の場所、又は当該航空機若しくは船舶が登録されている場所のベトナム裁判所が管轄する。

### **第173条 異なる審級の裁判所が管轄する複数の犯罪を行った被告人の裁判**

被告人が複数の犯罪を行い、その犯罪の一つが上級裁判所の裁判管轄下にある場合は、上級裁判所が事件全体を裁判する。

### **第174条 事件の移送**

裁判所は、事件がその管轄に属しないと判明したときは、裁判権を有する裁判所に当該事件を移送する。省、中央直轄市又は軍区の領域外の裁判所への事件の移送は、省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所が決定する。

別の裁判所への事件の移送は、事件の裁判の開始前においてのみ有効である。この場合に、事件の移送は、裁判所の長官が決定する。軍事裁判所又は上級裁判所が管轄する事件の裁判が開始された場合には、なお管轄裁判所に当該事件を移送しなければならない。この場合には、事件の移送は、審理合議体が決定する。

事件移送の決定発付から2日以内に、裁判所は、同級の検察院、被疑者及び事件の関係人にその旨を通知しなければならない。

### **第175条 裁判管轄に関する紛争の解決**

1. 裁判管轄に関する紛争の解決は、直近の上級裁

判所の長官が決定する。

2. 複数の省又は中央直轄市の県級人民裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、捜査が終了した場所の省級人民裁判所の長官が決定する。
3. 人民裁判所及び軍事裁判所間の裁判管轄に関する紛争の解決は、最高人民裁判所の長官が決定する。

## **第17章 公判準備**

### **第176条 公判準備期限**

1. 事件記録を受理した後、公判期日の裁判長を任じられた裁判官は、事件記録を検討し、訴訟参加人の不服申立て、要求を解決し、公判期日に必要な他の任務を遂行する。
2. 事件記録を受理した日から起算して、重大でない犯罪については30日以内、重大な犯罪については45日以内、極めて重大な犯罪については2か月以内、特に極めて重大な犯罪については3か月以内に、公判期日の裁判長を任じられた裁判官は、次の決定の一を発しなければならない。
  - a) 事件の審理を始めること。
  - b) 補充捜査のために記録を差し戻すこと。
  - c) 事件を中止し又は停止すること。

複雑な事件については、裁判所の長官が公判準備期限の延長を決定できるが、延長期間は、重大でない犯罪及び重大な犯罪については15日間、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪については30日間を超えてはならない。公判準備期限の延長は、同級の検察院に直ちに通知しなければならない。

公判を開く決定の発付から15日以内に、裁判所は、公判期日を開始しなければならない。正当な理由がある場合は、裁判所は公判期日を30日以内に開始することができる。

補充捜査のために差し戻された事件については、記録を受理してから15日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、事件の審理開始を決定しなければならない。

### **第177条 予防措置の適用、変更、取消し**

事件記録を受理した後に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権利を有する。ただし、勾留の適用、変更又は取消しは、裁判所の長官又は副長官が決定する。

公判準備のための勾留期限は、この法律第176条に定める公判準備期間を超えない。

勾留期限が公判期日の開始日に徒過する勾留されている被告人について、その勾留の継続が公判を終了するために必要であると認める場合は、裁判所は、公判期日の終了まで勾留を継続する命令を発する。

#### 第178条 公判を行う決定の内容

公判を行う決定には、次の内容を含まなければならない。

1. 被告人の氏名、生年月日、出生地、職業、住所
2. 検察院が被告人の犯した行為に適用した罪名及び刑法の条項
3. 公判期日の開始日時、場所
4. 公判の公開又は非公開
5. 裁判官、参審員、書記官の氏名、補充裁判官、参審員がいる場合はその氏名
6. 公判期日に参加する検察官の氏名、補充検察官がいる場合はその氏名。
7. 弁護人がある場合は、その氏名
8. 通訳人がある場合は、その氏名
9. 公判期日の尋問のために召喚した者の氏名
10. 公判期日の審理のために提出された証拠物

#### 第179条 補充捜査のために記録を差し戻す決定

1. 裁判官は、次の場合に補充捜査のために検察院に記録を差し戻す決定を発する。
  - a) 事件の重要な証拠を更に検証する必要がある、それを公判で補充できないとき。
  - b) 被告人が別の犯罪を行い、又は別に共犯者がいると信ずる根拠があるとき。
  - c) 訴訟手続に重大な違反を発見したとき。

補充捜査が必要な問題は、補充捜査の要求決定の中に明示しなければならない。
2. 補充捜査の結果により事件を中止することになった場合、検察院は、事件を中止する決定を発し、その旨を裁判所に通知する。

検察院が裁判所の要求した問題を補充できず、起訴決定を保持する場合は、裁判所はまた事件の審理を進める。

#### 第180条 事件を停止又は中止する決定

裁判官は、この法律第160条に定める根拠がある場合、この法律第105条第2項及び第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合又は検察院が公判期日開始前に起訴決定全体を撤回した場合に、事件を中止する決定を発する。

事件に複数の被疑者、被告人が関わっており、事

件の停止又は中止の根拠が被疑者、被告人全員には関係しない場合は、事件は、各被疑者、各被告人に対して停止又は中止することができる。

事件を中止する決定は、この法律第164条第3項に定める内容を明記しなければならない。

#### 第181条 検察院による起訴決定の撤回

この法律第107条に定める根拠の一が存在し、又は刑法第19条、第25条及び第69条第2項の規定に基づいて被疑者、被告人を刑事責任から免訴する根拠が存在すると認める場合は、検察院は、公判期日開始前に起訴決定を撤回し、裁判所に事件の中止を提案する。

#### 第182条 裁判所の各決定の交付

1. 事件を公判で行う決定は、公判期日開始前の遅くとも10日前までに被告人、その合法的代理人及び弁護人に交付しなければならない。

被告人欠席のまま裁判を行う場合は、公判を行う決定及び起訴状は、被告人の弁護人又は合法的代理人に交付する。当該決定は、被告人が居住する社、区、町の行政機関の本部又は被告人の最後の勤務場所に掲示しなければならない。
2. 事件を停止し、又は中止する裁判所の決定は、被疑者、被告人、弁護人、被害者、被疑者、被告人の合法的代理人に交付しなければならない。他の訴訟参加人については、通知書で通知する。
3. 事件を公判で行う決定、事件を中止する決定、事件を停止する決定は、同級の検察院に直ちに送付しなければならない。
4. 予防措置を適用し、変更し又は取り消す決定は、直ちに被疑者、被告人、同級の検察院、被疑者又は被告人を勾留する拘置所に送付しなければならない。

#### 第183条 公判期日において尋問する必要のある者の召喚

事件を公判で審理する決定に基づいて、裁判官は、公判期日に尋問する必要がある者を召喚する。

#### 第18章 公判期日における訴訟手続の通則

##### 第184条 直接、口頭又は連続審理

1. 裁判所は、被告人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、又それらの合法的代理人、証人、鑑定人を尋問してその意見を聴取することにより事件の事実関係を直接確定し、証拠物を取り調べ、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人

の意見を聴取しなければならない。判決は、公判期日にて取り調べた証拠のみに基づく。

2. 公判は、休憩時間を除き、連続して行わなければならない。

#### 第185条 第一審審理合議体の構成

第一審の審理合議体は、裁判官1名及び参審員2名からなる。重大、複雑な事件については、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成することができる。

被告人が最高刑として死刑に処せられる罪で裁判を受ける場合は、審理合議体は、裁判官2名及び参審員3名で構成する。

公判期日の裁判長となる裁判官は、公判を指揮し、裁判所の規律を維持する。

#### 第186条 特別な場合の審理合議体構成員の変更

1. 審理合議体の構成員は、最初から終了まで事件を審理しなければならない。

2. 裁判の過程において、裁判官、参審員が事件の審理を継続できない場合は、裁判所は、補欠裁判官、参審員がいれば事件を審理することができる。

最初から公判期日に出席している補欠裁判官及び参審員のみが事件の裁判に参加することができる。

審理合議体が2名の裁判官で構成されており、公判期日を裁判長とする裁判官が事件の審理を継続できない場合は、審理合議体の構成員である裁判官が公判期日を裁判長として、補欠裁判官を審理合議体の構成員として補充する。

3. 変更のための補欠裁判官又は参審員がない場合又は公判期日の裁判長が変更しなければならない、本条第2項に定める補欠裁判官がない場合は、事件は最初から再審理しなければならない。

#### 第187条 公判期日への被告人の出頭

1. 被告人は、裁判所の召喚状に応じて公判期日に出頭しなければならない。正当な理由なく欠席した場合は、この法律第130条に定める手続に従って勾引され、被告人が正当な理由があり欠席した場合は、公判期日は延期しなければならない。

被告人が精神病又はその他の危難病にかかっている場合は、審理合議体は、被告人の病気が回復するまで事件を停止する。

被告人が逃亡したときは、審理合議体は、事件を停止し、捜査機関に被告人の指名手配を要求する。

2. 裁判所は、次の場合のみ被告人の不在で審理することができる。

a) 被告人が逃亡し、その指名手配が成功しなかった。

b) 被告人が国外にとどまり、公判期日に召喚できない。

c) 被告人の不在が公判の障害とならず、適切に召喚状を交付した。

#### 第188条 公判期日における被告人の監察

1. 勾留されている被告人が公判期日に出頭する場合は、その弁護人にしか接触が許可されない。他の者との接触は、公判期日の裁判長が許可しなければならない。

2. 勾留されていない被告人は、裁判の時間中公判期日に出席しなければならない。

#### 第189条 検察官の出廷

1. 同級の検察院の検察官は、公判期日に参加しなければならない。重大、複雑な事件に関しては、2名の検察官が公判期日に参加することができる。必要ときは、補欠検察官が参加することができる。

2. 検察官の不在、更迭の場合に交代のための補欠検察官がないときは、審理合議体は公判期日を延期し、その旨を同級検察院に直ちに通知しなければならない。

#### 第190条 弁護人の出廷

弁護人は、公判期日に参加する義務を負う。弁護人は、事前に弁論を裁判所に送付することができる。弁護人が不在の場合でも、裁判所は公判期日を開く。

弁護人がこの法律第57条第2項の規定に基づいて出廷が義務付けられているにもかかわらず不在の場合は、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

#### 第191条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人の出頭

1. 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人が欠席の場合は、審理合議体は、場合によって公判期日を延期し、又は公判を引き続き進める決定をする。

2. 被害者、民事原告、民事被告の欠席が損害賠償の問題の解決にのみ障害となると認める場合は、審理合議体は、民事手続に従って損害賠償を別の

公判に持ち越すことができる。

#### 第192条 証人の出頭

証人は、事件の事実関係を明らかにするために公判期日に参加する。証人が欠席し、事前に捜査機関に供述していた場合は、公判期日に裁判長は、当該供述を公表する。重要な問題の証人が欠席した場合は、審理合議体は、事件に応じて公判期日を延期し、又は公判を進める決定をする。

証人が裁判所に召喚されたにもかかわらず、正当な理由なく出頭を故意に拒否し、その不在が公判を妨害するときは、審理合議体は勾引決定を発する。

証人の勾引手続はこの法律第134条の規定に従う。

#### 第193条 鑑定人の出頭

1. 鑑定人は、裁判所に召喚されたときは、公判期日に参加する。
2. 鑑定人が欠席したときは、場合によって、審理合議体は、公判期日を延期するか引き続き公判を行うかを決定する。

#### 第194条 公判期日延期の期限

この法律第45条、46条、47条、187条、189条、190条、191条、192条、193条に基づいて公判期日を延期しなければならない場合は、第一審公判期日の延期期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起算して30日を超えてはならない。

#### 第195条 公判期日における検察官の起訴決定撤回又はより軽い犯罪の結論

公判期日において、尋問後、検察官は、起訴決定の一部若しくは全体を撤回し、又はより軽い犯罪として結論することができるが、審理合議体は、事件全体を審理しなければならない。

#### 第196条 公判の制限

裁判所は、検察院が起訴し、裁判所が公判を行うことを決定した被告人及び犯罪行為のみ裁判する。

裁判所は、検察院が起訴のために適用した同じ条文中の他の項に従って、又は検察院が起訴した犯罪と同等の犯罪又はより軽い犯罪について被告人を裁判することができる。

#### 第197条 公判期日の規則

1. 公判期日の開始前に、書記官は、公判期日の規則を読み上げなければならない。

2. 法廷にいる者は全員、審理合議体に尊重し、秩序を守り、裁判長の指示に従わなければならない。
3. 法廷にいる者は全員、審理合議体の構成員が入廷する時に起立しなければならない。尋問のために召喚された者は、意見を陳述することができ、陳述したい者は、裁判長の許可を得なければならない。意見を陳述する者は、健康上の理由から座ったまま陳述することを裁判長が許可する場合を除き、尋問中起立しなければならない。
4. 16歳未満の者は、尋問のために裁判所から召喚された場合を除き、法廷に入室してはいけない。

#### 第198条 公判期日の秩序を乱した者に対する措置

公判期日の秩序を乱した者は、場合に応じて、裁判長が警告を発し、罰金を課し、退廷を命じ、又は逮捕されることがある。

公判期日の警備員は、公判期日の秩序を維持し、公判期日の秩序を乱す者に退廷を強制し、又は逮捕する旨の裁判長の命令を執行する義務がある。

#### 第199条 裁判所の判決及び各決定の作成

1. 裁判所の判決は、被告人が犯罪を行ったか否か、刑罰及び他の司法措置を決定する。判決は、評議室で討議し採択しなければならない。
2. 審理合議体の構成員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭、事件の移送、補充捜査の要求、事件の停止又は中止、及び被告人の逮捕又は釈放に関する決定は、評議室で討議し、採択しなければならない。書面にしなければならない。
3. その他の問題に関する決定は、法廷で審理合議体が討議し、採択され、書面にすることは要しないが、公判期日の調書に記録しなければならない。

#### 第200条 公判期日の調書

1. 公判期日の調書には、公判期日の日、時、月、年、場所及び公判開始から判決宣告までの進行のすべてを記載しなければならない。調書に記録すると共に、公判期日の経緯を録音、ビデオ録画することができる。
2. 質問及び回答はすべて調書に記録しなければならない。
3. 公判期日の終了時に、裁判長は調書を検査し、書記官とともに署名しなければならない。
4. 検察官、被告人、弁護人、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、当事者の保護人又はそれらの者の合法的代理人は、公判期日の調書を開覧ことができ、調書の修正、補充を要求

し、確認署名する権利がある。

## 第19章 公判期日開始手続

### 第201条 公判期日開始手続

公判期日を開始するとき、裁判長は、事件を公判に付す決定を読み上げる。

裁判長は、書記官から出頭した召喚者名簿の報告を聴取した後、出頭者の身分証を検査し、公判期日における出頭者の権利及び義務を説明する。

被告人にこの法律第49条第2項の規定に基づいて起訴状をまだ交付せず、第182条第1項に定める期限までに事件を公判に付す決定を交付していない場合において、被告人が要求したときは、審理合議体は、公判期日を延期しなければならない。

### 第202条 裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭提案の解決

検察官及び訴訟参加人に対して、裁判長は、裁判官、参審員、検察官、書記官、鑑定人、通訳人の更迭を提案するか否かを尋ねなければならない。要求をする者があれば、審理合議体は、検討し、決定をする。

### 第203条 通訳人、鑑定人の権利及び義務の説明

公判期日に参加する通訳人、鑑定人がいるときは、裁判長は、その者の氏名、職業又は職務を紹介し、その者の権利及び義務を明確に説明する。その者は、任務を十分に遂行することを誓約しなければならない。

### 第204条 証人の権利、義務の説明及び証人との隔離

1. それぞれの証人の氏名、年齢、職業、住所を尋ねた後に、裁判長は、証人の訴訟手続上の権利及び義務を明確に説明する。証人は、虚偽の証言をしない誓約をしなければならない。特に、未成年者の証人の場合は、この誓約をしなくてもよい。
2. 証人に事件について質問される前に、裁判長は、証人同士が互いの証言を聞き、又は他の関係者と接触することを防ぐために様々な措置を適用することを決定することができる。被告人及び証人の証言が互いに影響を与える可能性がある場合は、裁判長は、証人に質問をする前に、被告人を証人から隔離することを決定することができる。

### 第205条 証拠調べ要求の解決及び関係人欠席時の公判期日延期の要求解決

裁判長は、検察官及び訴訟参加人に対し、審理のために補充の証人の召喚又は補充の証拠物及び書類の提出を要求するか否かを尋ねなければならない。

訴訟参加人のいずれかが欠席した場合にも、裁判長は、前記の者のいずれかが公判期日の延期を要求するか否かを尋ねなければならない。要求をする者がいれば、審理合議体はそれを検討し、決定する。

## 第20章 公判期日における尋問手続

### 第206条 起訴状朗読

尋問前に、検察官は、起訴状を朗読し、補充意見があればそれを陳述する。

### 第207条 尋問手順

1. 審理合議体は、合理的な尋問手順で事件の各事実及び各犯罪の事実関係すべてを完全に確定しなければならない。
2. 1人ずつの尋問を行うに当たり、裁判長が最初に質問をし、次に各参審員が、その後に、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人が質問する。公判期日の参加人も、明らかにする必要がある事実関係について更に質問をすることを裁判長に提案する権利を有する。鑑定人は、鑑定に関する問題について質問をすることができる。
3. 尋問をするとき、審理合議体は、事件に関係がある証拠物を取り調べる。

### 第208条 捜査機関での供述の告知

1. 尋問を受けた者が公判期日に出席している場合は、審理合議体及び検察官は、その者が公判期日において事件の事実関係について供述する前に、その者が捜査機関で供述した内容を繰り返し、又は告知してはならない。
2. 捜査機関で聴取された供述は、次の場合にのみ告知する。
  - a) 公判期日で尋問された者の供述が、捜査機関で行ったその供述と矛盾している場合。
  - b) 尋問される者が公判期日で供述しない場合。
  - c) 尋問される者が欠席し、又は死亡した場合。

### 第209条 被告人質問

1. 審理合議体は、各被告人を別々に質問しなければならない。ある被告人の供述が他の被告人の供述に影響を与える可能性がある場合は、裁判長は他の被告人を隔離しなければならない。この場合には、前に質問された被告人の供述を隔離された被告人に告知し、隔離された被告人は前に質問された被

告人に質問をする権利を有し、その被告人に質問をすることができる。

2. 被告人は、起訴状及び事件の事実関係について意見を陳述する。審理合議体は、被告人の陳述の中で不十分な点又は矛盾している点を更に尋問する。
3. 検察官は、被告人を有罪とするか、無罪とするかということに関連する事件の事実関係について質問する。弁護人は、防御に関する事実関係について質問し、当事者の権利の保護人は、当事者の権利の保護に関連する事実関係について質問する。  
公判期日参加人は、自己に関連する事実関係についてさらに質問することを裁判長に提案する権利を有する。
4. 被告人が質問に回答しなければ、審理合議体、検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、他の者に事件に関する質問をし、証拠物、書類の検討を継続する。

#### **第210条 被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人の質問**

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はこれらの者の合法的代理人は、自己に関連する事件の事実関係について陳述する。その後、審理合議体、検察官、弁護人及び当事者の権利の保護人は、その陳述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。

#### **第211条 証人質問**

1. 審理合議体は、各証人を別々に尋問しなければならない。各証人に他の証人に対する尋問内容を知らせてはならない。
2. 証人質問に当たり、審理合議体は、被告人及び事件の当事者と証人との関係を明らかにするために質問をしなければならない。裁判長は、証人に知っている事件の事実関係を明確に陳述することを要求し、その供述の不十分な点又は矛盾している点について更に質問する。検察官、弁護人、当事者の権利の保護人は、証人に更に質問することができる。
3. 証人が未成年者であるときは、裁判長は、質問するため、その両親、保佐人、又は教員の助力を要求することができる。
4. 証人は、陳述の終了後、追加質問を受けることができるよう、法廷にとどまる。
5. 証人及びその親族の安全を保証する必要がある場合は、審理合議体は、法律に従ってその者を保

護する措置を採る決定をしなければならない。

#### **第212条 証拠物の検討**

1. 証拠物、写真又は証拠物を認証する調書は、公判期日における検討のために提出する。  
必要である場合は、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、公判期日に持ってくるのでできない証拠物の現場検証に赴くことができる。現場検証は、この法律第95条の規定に従って調書に記録しなければならない。
2. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、証拠物に関して見解を陳述する権利を有する。審理合議体は、証拠物に関する問題について更に質問することができる。

#### **第213条 現場検証**

必要であると認めるときは、審理合議体は、検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人とともに、犯行現場又は事件に関連する他の場所の検証に赴くことができる。検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、犯行現場又は事件に関連する他の場所に関して見解を陳述する権利を有する。

審理合議体は、当該場所に関する問題について公判期日の他の参加人を更に質問することができる。

現場検証は、この法律第95条に定める一般手続に従って調書に記録しなければならない。

#### **第214条 機関又は組織による事件書類、見解、報告の陳述、公開**

事件の事実関係に関する機関又は組織の見解及び報告は、当該機関又は組織の代表者が陳述する。当該機関又は組織の代表者が欠席している場合は、審理合議体が公判期日にその見解、報告を公開する。

事件記録に含まれ又は尋問中に新しく提出された書類は、すべて公判期日に公開しなければならない。

検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人は、当該書類に関する自らの見解を述べ、関連する問題について更に質問する権利を有する。

#### **第215条 鑑定人質問**

1. 鑑定人は、鑑定を任された問題に関する結論を陳述する。
2. 公判期日にて、鑑定人は、鑑定結論の根拠について補充説明を行う権利を有する。
3. 鑑定人が欠席する場合は、裁判長が鑑定結論を公表する。
4. 検察官、弁護人及び公判期日の他の参加人は、

鑑定結論に関する見解を述べ、鑑定結論のうち不明確な問題又は矛盾している問題について質問する権利を有する。

5. 必要と認めるときは、審理合議体は、補充鑑定又は再鑑定を決定する。

### 第216条 尋問の終了

事件の事実関係すべてを完全に検討したと認めるときは、裁判長は、検察官、被告人、弁護人及び公判期日の他の参加人にいずれかの問題に関する尋問を要求するか否かを尋ねる。いずれかの者が要求し、その要求が正当であると認める場合は、裁判長は、尋問を継続する決定をする。

## 第21章 公判期日における弁論

### 第217条 弁論時の発表の順番

1. 公判期日における尋問の終了時に、検察官は、論告を行い、起訴状の全体若しくは一部又はより軽い犯罪である旨の結論に基づいて被告人に対する罪状を提案し、有罪とする根拠がないと認める場合は、検察官は、起訴決定全体を取り下げ、審理合議体に、被告人の無罪を宣告することを提案する。

検察官の論告は、公判期日において既に検査した書類、証拠並びに被告人、弁護人、当事者の権利の保護人及び公判期日における他の訴訟参加人の意見に基づいていなければならない。

2. 被告人は、弁護を陳述する。被告人に弁護人がいるときは、弁護人が被告人を弁護する。被告人は、弁護を補充する権利を有する。
3. 被害者、民事原告、民事被告及び事件の利害関係人又はその合法的代理人は、自らの権利及び利益を擁護するために意見を陳述することができる。

その者の権利の保護人がいるときは、保護人は、意見を陳述し補充する権利を有する。

### 第218条 反論

被告人、弁護人及び他の訴訟参加人は、検察官が行った論告に関する意見を陳述し、提案を提示する権利を有する。検察官は、個々の意見に対して自己の立論を提示しなければならない。

弁論参加人は、他の者の意見に反論する権利を有する。裁判長は、弁論時間を制限してはならず、弁論参加人が自らの意見を陳述し尽くす条件を整えなければならないが、事件に関連のない意見を排除する権利を有する。

裁判長は、弁護人及び他の訴訟参加人が提示した

事件に関する意見であって検察官が弁論していないものに対し反論することを検察官に提案する権利を有する。

### 第219条 再尋問

弁論で証拠をさらに検討する必要があると認めるときは、審理合議体は、再尋問を決定することができる。弁論は、尋問が終了したときに継続しなければならない。

### 第220条 被告人の最終発言

弁論参加人が陳述を尽くしたときは、裁判長は、弁論の終了を宣言する。

被告人は、最終発言を許可される。被告人の最終発言中は、質問をしてはならない。審理合議体は、事件に関連しない点について冗漫に陳述しないことを被告人に要求する権利を有するが、時間を制限してはならない。

最終発言の中で、被告人が事件の重要な新しい事実関係を更に陳述したとき、審理合議体は、再尋問を決定しなければならない。

### 第221条 起訴決定の取下げ、又はより軽い罪を結論とすることの検討

1. 検察官が起訴決定の一部を取り下げ、又はより軽い罪である旨を結論としたときは、審理合議体は、事件の裁判を継続する。
2. 検察官が起訴決定全体を取り下げたときは、審理合議体は、判決を評議する前に、公判期日の訴訟参加人にその取下げに関する意見を陳述することを要求する。

## 第22章 判決の評議、宣告

### 第222条 判決の評議

1. 裁判官及び参審員のみが判決を評議する権利を有する。審理合議体の構成員は、各問題に関して多数決を行い、事件の全問題について解決しなければならない。裁判官は、最後に投票する。少数意見を有する者は、書面でその意見を陳述し、事件記録に編綴する権利を有する。
2. 検察官が起訴決定全体を取り下げる場合においても、審理合議体は、本条第1項に定める手順で事件の問題を解決する。被告人が有罪でないことを確認する根拠がある場合は、審理合議体は、被告人を有罪でないと宣言し、起訴決定の取下げに根拠がないと認める場合は、審理合議体は、事件の中止を決定し、直近の上級検察院に建議する。



3. 判決の評議は、完全、総括的に各証拠を検討し、検察官、被告人、弁護人、公判期日における他の訴訟参加人の意見を検討したことを根拠として、公判期日において既に審査された証拠及び書類にのみ基づく。
4. 判決の評議過程における審理合議体の各意見及び決定を調書に記録しなければならない。判決評議の調書は、判決の宣告前に評議室で審理合議体の構成員全員が署名しなければならない。

### 第223条 尋問と弁論の再開

判決の評議を通じて、尋問していない、又は尋問が十分でない事件の事実関係を発見した場合は、審理合議体は、尋問及び弁論を再開する決定をする。

### 第224条 判決

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決する。
2. 判決には、公判期日の日時、年月日、場所、審理合議体の構成員及び書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、被告人の合法的代理人の氏名、年齢、職業、出生地及び住所、弁護人の氏名、並びに被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人、その合法的代理人の氏名、年齢、職業及び住所を記載しなければならない。
3. 判決には、被告人の犯行を説明し、被告人の有罪及び無罪を確定する証拠を分析し、被告人が有罪か否か、有罪である場合は、罪名、刑法の適用条項、被告人の刑事責任を加重する事実関係又は軽減する事実関係を確定し、それをどのように処理するか確定しなければならない。被告人が有罪でない場合は、判決には、被告人が有罪でないことを確認する根拠を明記し、その名誉、合法的権利及び利益の回復について記載しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の各決定を記載し判決に対し控訴する権利について記載する。

### 第225条 管理業務の過誤是正に対する建議

1. 判決するとともに、裁判所は、関連機関及び組織に対し、当該機関及び組織における犯罪の原因及びその条件を克服するに必要な措置を採ることを建議する。裁判所の建議を受け取った日から30日以内に、当該機関及び組織は、既に採った措置を裁判所に書面で通知しなければならない。
2. 裁判所の建議は、判決とともに公判期日にて読み上げ、又は関連機関又は組織にのみ送付するこ

とができる。

### 第226条 判決の宣告

判決の宣言のときに、法廷にいる者は全員、起立しなければならない。裁判長又は審理合議体の他の構成員の1人が、判決を読み上げ、読み上げた後に判決の執行及び控訴権について更に説明することができる。

被告人がベトナム語を解さない場合は、判決が宣告された後に、通訳人は、被告人が解する言語で判決全体を被告人に対し読み上げなければならない。

### 第227条 被告人の釈放

次の場合において、被告人が他の犯罪により勾留されていないときは、審理合議体は、勾留されている被告人に公判期日において釈放することを宣言しなければならない。

1. 被告人が有罪でない。
2. 被告人が刑事責任を免責され又は刑の執行を免除される。
3. 被告人を懲役刑以外の刑に処する。
4. 被告人を懲役刑に処するが執行を猶予する。
5. 懲役刑の期間が、被告人の勾留期間と等しく又は勾留期間よりも短い。

### 第228条 判決宣告後の勾留のための被告人の逮捕

1. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期限が公判期日の終了日に徒過する被告人に対して、審理合議体は、判決の執行を保証するために、被告人を勾留する決定を発する。ただし、この法律第227条第4項、5項に定める場合を除く。
2. 勾留されていない被告人を懲役刑に処した場合は、判決が確定したときに刑を執行する目的で勾留のため被告人を逮捕する。被告人が逃亡し、又は他の犯行を継続する可能性があると思ふ根拠があれば、審理合議体は、勾留のために被告人を直ちに逮捕する決定を発することができる。
3. 本条第1項、2項に定める被告人の勾留期間は、判決の宣告日から45日間である。
4. 死刑に処せられた被告人について、審理合議体は、判決の執行を確保するために被告人の勾留継続を判決の中で決定する。

### 第229条 判決の交付

判決の宣告日から10日以内に、第一審裁判所は、判決の写しを被告人、同級の検察院、弁護人に交付し、欠席裁判を受けた者、同級の公安機関に送付し、

被告人が居住する社、区、町の行政機関又は被告人が勤務する機関、組織に書面でその旨を通知しなければならない。

この法律第187条第2項a号及びb号の規定に基づいて欠席した被告人を裁判した場合は、前記の期限内に、被告人が最後に居住した社、区、町の行政機関の事務所又は被告人が最後に勤務した機関、組織の事務所に、判決を掲示しなければならない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

## 第4編 控訴審

### 第23章 控訴審の性質、控訴権及び異議申立て権

#### 第230条 控訴審の性質

控訴審とは、まだ法的効力を有さない事件の第一審判決又は決定が控訴され又は異議が申し立てられたときの、上級裁判所による事件の再審理又は第一審決定の見直しをいう。

#### 第231条 控訴権を有する者

被告人、被害者及びその合法的代理人は、第一審判決又は決定に対し控訴する権利を有する。

弁護人は、未成年者、身体障害者又は精神障害者の権利を擁護するために控訴する権利を有する。

民事原告、民事被告及びその合法的代理人は、損害賠償に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

事件の利害関係人及びその合法的代理人は、自らの権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

未成年者、又は身体障害者又は精神障害者の権利の保護人は、保護する者の権利及び義務に関する判決又は決定の部分に対して控訴する権利を有する。

裁判所から無罪を宣告された者は、無罪を宣告する第一審の判決で当該宣告の理由に関する部分に対して控訴する権利を有する。

#### 第232条 検察院による異議申立て

同級の検察院及び直近の上級検察院は、第一審判決又は決定に対し異議を申し立てる権利を有する。

#### 第233条 控訴及び異議申立ての手續

1. 控訴人は、第一審を行った裁判所又は控訴審裁判所に控訴状を送付しなければならない。被告人が勾留されている場合は、拘置所の監視委員会は、

被告人に対しその控訴権の行使を保障しなければならない。

控訴人は、第一審を行った裁判所に直接控訴を陳述することもできる。裁判所は、この法律第95条に定める控訴の調書を作成しなければならない。

2. 同級の検察院又は直近の上級検察院は、理由を明記して書面で異議を申し立てる。異議申立ては、第一審を行った裁判所に宛てる。

### 第234条 控訴、異議申立ての期限

1. 異議申立ての期限は、判決の宣告日から15日である。公判期日に欠席した被告人又は当事者に対しては、控訴期限は、判決がその者に交付され又は掲示された日から起算する。

同級の検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して15日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、判決の宣告日から起算して30日である。

2. 控訴状を郵送したときは、控訴の日は、封筒に押印された郵便局の消印の日に基づいて起算する。

控訴状を拘置所の監視委員会を通じて送付した場合は、控訴の日は、拘置所の監視委員会が当該控訴状を受領した日に基づいて起算する。

### 第235条 期限後の控訴

1. 期限後の控訴は、正当な理由があれば、受理することができる。

2. 控訴審裁判所は、期限後の控訴理由を検討するために3名の裁判官で構成する審理合議体を結成する。審理合議体は、期限後の控訴の受理又は拒否の決定をする権限を有する。

### 第236条 控訴、異議申立ての通知

1. 控訴及び異議申立ては、その受領後7日以内に第一審裁判所から同級検察院及び訴訟参加人に書面で通知しなければならない。

2. 控訴、異議申立ての通知を受けた者は、当該控訴又は異議申立ての内容に関する自らの意見を書面で控訴審裁判所に送付する権利を有する。その意見は、事件記録に編綴される。

### 第237条 控訴、異議申立ての結果

1. 控訴され、又は異議を申し立てられた判決の部分は、この法律第255条第2項に定める場合を除き、執行しない。判決全体が控訴され、又は異議を申し立てられた場合は、判決全体を執行しない。

2. 第一審裁判所は、控訴、異議申立てをする期限が徒過した後7日以内に事件記録、控訴状、異議申立書を控訴審裁判所に送付しなければならない。

#### 第238条 控訴、異議申し立ての補充、変更、取下げ

1. 控訴審公判期日の開始前又は公判期中に、控訴人又は検察院は、自らの控訴又は異議申立てを補充し、又は変更する権利を有するが、被告人の状況を不利益にしてはならない。控訴又は異議申立ての一部又は全部を取り下げる権利を有する。
2. 控訴、異議申立て全体が公判期日で取り下げられた場合は、控訴審は中止しなければならない。  
第一審判決は、控訴審裁判所が控訴審を中止する決定を発した日から法的効力を有する。

#### 第239条 第一審裁判所の決定に対する控訴、異議申立て

1. 第一審裁判所の決定に対し同級の検察院が異議を申し立てる期限は、当該決定の発付日から起算して7日であり、直近の上級検察院が異議を申し立てる期限は、15日である。
2. 事件を停止し又は中止する第一審裁判所の決定は、控訴権を有する者が当該決定を受け取った日から起算して7日以内に控訴することができる。

#### 第240条 控訴、異議申立てのない第一審判決、決定の効力

控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審の判決、決定及びその一部は、控訴又は異議申立ての期限が徒過した日から法的効力を有する。

### 第24章 控訴審手続

#### 第241条 控訴審裁判の範囲

控訴審裁判所は、控訴、異議申立ての内容を検討する。必要であると認めるときは、控訴審裁判所は控訴されず、異議を申し立てられなかった判決の他の部分も検討することができる。

#### 第242条 控訴審裁判の期限

省級人民裁判所、軍区級軍事裁判所は、60日以内に控訴審公判期日を開始しなければならない。最高人民裁判所控訴裁判部、中央軍事裁判所は、事件記録を受領した後90日以内に控訴審公判期日を開始しなければならない。

公判期日開始の遅くとも15日前までに、控訴審裁判所は、同級検察院及び訴訟参加人に事件の控訴

審公判の日時及び場所を書面で通知しなければならない。

#### 第243条 控訴審裁判所による予防措置の適用、変更、取消し

1. 事件記録を受領した後に、控訴審裁判所は、予防措置の適用、変更又は取消しを決定する権限を有する。勾留措置の適用、変更又は取消しは、省級人民裁判所若しくは軍区級軍事裁判所の長官若しくは副長官、又は最高人民裁判所の控訴裁判部長若しくは副部長職にある裁判官が決定する。  
勾留期間は、この法律第242条に定める控訴審の期間を超えてはならない。

2. 勾留期間が控訴審公判期日の開始日に満了する被告人について、公判を完了するために勾留を継続することが必要であると認めるときは、裁判所は、公判期日の終了まで被告人を勾留する命令を発する。

3. 勾留され、懲役刑に処せられ、勾留期間が公判期日の終了日に満了する被告人について、この法律第227条第4項、5項に定める場合を除いて、審理合議体は、被告人の判決の執行を確保するために被告人の勾留を継続する決定を発することができる。

勾留されていないが懲役刑に処せられた被告人について、この法律第261条に定める場合を除いて、審理合議体は、判決宣告後直ちに勾留のために被告人を逮捕する決定を発することができる。  
勾留期間は、判決宣告日から45日間である。

#### 第244条 控訴審合議体の構成

控訴審合議体は、裁判官3名で構成し、必要である場合は、参審員2名を追加することができる。

#### 第245条 控訴審公判期日の参加人

1. 控訴審公判期日において、同級検察院の検察官の参加は必要不可欠であり、検察官が出頭しないときは、公判期日は延期しなければならない。
2. 弁護士、当事者の権利の保護人、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人は、公判期日に召喚される。いずれかの者が正当な理由で欠席した場合は、審理合議体は、引き続き公判を進めることができるが、欠席した被告人又は当事者に不利な判決又は決定を発してはならない。他の場合は、公判期日を延期しなければならない。

本条第1項又は第2項又はこの法律第45条、46条、47条の規定により公判期日を延期する期限は、公判期日を延期する決定の発付日から起

算して30日を超えてはならない。

3. 他の者の公判期日への参加は、その出頭が必要であると認めるときに控訴審裁判所が決定する。

#### 第246条 控訴審裁判所における証拠の補充、検討

1. 公判前又は公判期日の尋問中に、検察院は、自ら又は裁判所の要求により新しい証拠を補充することができる。控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人、弁護士、当事者の権利の保護人も書類、物を補充する権利を有する。
2. すでにあった証拠、追加された証拠、新しく補充した資料、物は、すべて公判期日で検討しなければならない。控訴審裁判所の判決は、既にあった証拠及び追加された証拠に基づかなければならない。

#### 第247条 控訴審公判期日の手続

控訴審公判期日も、第一審公判期日と同様に行うが、尋問を行う前に、審理合議体の構成員1名が事件の内容、第一審判決の決定部分、控訴又は異議申立ての内容を要約して陳述しなければならない。弁論のとき、検察官は、事件の解決に関する検察院の観点を発表する。

#### 第248条 控訴審判決及び控訴審裁判所の管轄権

1. 裁判所は、ベトナム社会主義人民共和国の名において判決を言い渡す。判決には、公判期日の日、時、年月日、場所、審理合議体の構成員、書記官の氏名、検察官の氏名、被告人の氏名、生年月日、出生地、住所、職業、学歴、社会的身分、被告人の前科前歴、被告人の暫定留置日、勾留日、弁護人の氏名、被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人及びその合法的代理人の氏名、年齢、職業、住所を明確に記載しなければならない。  
判決には、事件の概略、解決過程、第一審判決の決定、控訴、異議申立ての内容及び本条第2項に定める決定の一をなす根拠を記述しなければならない。判決の最終部分には、裁判所の決定を記載する。
2. 控訴審裁判所は、次の決定をする権限を有する。
  - a) 控訴、異議申立てを認めず、第一審判決を維持すること。
  - b) 第一審判決を修正すること。
  - c) 第一審判決を取り消し、再捜査又は再審理のために事件記録を移送すること。
  - d) 第一審判決を取り消し、事件を中止すること。

3. 控訴審判決は、その宣告日から法的効力を有する。

#### 第249条 第一審判決の修正

1. 控訴審裁判所は、次のとおり第一審判決を修正する権限を有する。
  - a) 被告人の刑事責任又は刑罰を免責する。
  - b) より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用する。
  - c) 被告人に対し刑を減輕する。
  - d) 損害賠償の水準を下げ、証拠物処理に関する決定を修正する。
  - dd) より軽い刑に変更する。懲役刑の期間を維持し、執行を猶予する。
2. 根拠があるとき、控訴審裁判所は、控訴しなかった被告人、控訴されず又は異議を申し立てられなかった被告人に対し、刑を減輕し、より軽い犯罪に対する刑法の条項を適用し、より軽い刑に変更し、懲役刑の期間を維持し執行を猶予することができる。
3. 異議を申し立てた検察院又は控訴した被害者が要求する場合は、控訴審裁判所は、刑を加重し、より重大な犯罪に対する刑法の条項を適用し、損害賠償の水準を高くすることができる。検察院が異議を申し立て、又は被害者、民事原告、民事被告が控訴した場合において根拠があるとき、裁判所は、刑の減輕、より軽い犯罪に対する刑法の条項の適用、より軽い刑への変更、懲役刑の期間を維持したままの執行猶予、損害賠償の水準の引下げができる。

#### 第250条 再捜査又は再審理のための第一審判決の破棄

1. 控訴審裁判所は、第一審級の捜査が不十分であることが判明し控訴審級で捜査を補充できない場合は、第一審判決を破棄する。
2. 控訴審裁判所は、次の場合には、第一審級で審理合議体を新しく構成し再審理を行うために、第一審判決を破棄する。
  - a) 第一審合議体の構成が法律の規定に従わず、又は刑事訴訟活動のその他の重大な違反を犯した。
  - b) 第一審裁判所が無罪を宣告した者が犯罪を行ったと信ずる根拠がある。
3. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄する場合は、控訴審裁判所は、第一審の判決を破棄した理由を明記しなければならない。
4. 再審理のために第一審判決を破棄するときは、控訴審裁判所は、第一審裁判所が受領し又は却下

しなければならない証拠について事前に決定せず、第一審裁判所が適用しなければならない刑法の条項及び刑罰をも事前に決定しない。

5. 再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄し、被告人の勾留期間が満了したにもかかわらず、被告人の勾留を継続することが必要であると認める場合は、控訴審合議体は、第一審の検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで、被告人の勾留を継続する決定を発する。

第一審判決の破棄後15日以内に、事件記録は、一般手続に従って解決するために第一審の裁判所又は検察院に移送しなければならない。

#### 第251条 第一審判決の破棄及び事件の中止

この法律第207条第1号、2号に定める根拠の一が存在するときは、控訴審裁判所は、第一審判決を破棄し、被告人の無罪を宣告し、事件を中止し、この法律第107条第3号、4号、5号、6号、7号に定める根拠の一が存在する場合は、第一審判決を破棄し、事件を中止する。

#### 第252条 刑事事件の再捜査又は再審理

控訴審裁判所が再捜査又は再審理のために第一審判決を破棄した後に、一般手続に従って、捜査機関は事件を再捜査し、検察院は事件を再起訴し、第一審裁判所は事件を再審理する。

#### 第253条 第一審裁判所の決定の控訴審

1. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定について、控訴審裁判所は、公判期日を開始せずに、必要と認めるときは、決定を発する前に必要な訴訟参加人を召喚しその意見を聴取することができる。
2. 控訴審裁判所は、事件記録を受領した日から10日以内に、控訴又は異議申立てを解決する決定を発しなければならない。
3. 控訴され又は異議を申し立てられた第一審裁判所の決定を検討するときに、控訴裁判所は、この法律第248条に定める権限を有する。
4. 控訴審決定は、その発付日から法的効力を有する。

#### 第254条 控訴審判決、決定の交付

判決の宣告日又は決定を発付した日から起算して10日以内に、控訴審裁判所は、控訴審判決又は決定を異議申立人、第一審の地の裁判所、検察院、公安機関、控訴人、控訴、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人に交付し、控訴審判決が罰金刑、

財産の没収及び民事決定を宣告する場合は、権限を有する民事執行機関に交付しなければならないが、被告人が居住する社、区、町の行政機関又は被告人が勤務する機関又は組織に書面で通知しなければならない。控訴審を最高人民裁判所控訴部が行った場合は、その期限は延長することができるが、25日間を超えない。

被害者、民事原告、民事被告、事件の利害関係人又はその合法的代理人は、判決の抜粋又は写しの提供を裁判所に要求する権利を有する。

### 第5編 裁判所の判決及び決定の執行

#### 第25章 裁判所の判決及び決定の執行に関する通則

#### 第255条 執行される判決及び決定

1. 執行される判決及び決定は、次のものを含め、法的効力を発生したものである。
  - a) 控訴手続に従って控訴され又は異議を申し立てられなかった第一審裁判所の判決及び決定
  - b) 控訴審裁判所の判決及び決定
  - c) 監督審裁判所又は再審裁判所の決定
2. 被告人が勾留されており、第一審裁判所が事件の中止、被告人に有罪を宣告しないこと、被告人の刑事責任、刑罰の免除、非拘束刑若しくは判決の執行猶予を決定し、又は懲役刑の刑期が勾留期間と同期間若しくは勾留期間よりも短い場合は、裁判所の判決又は決定は、控訴され又は異議を申し立てられる可能性があっても直ちに執行される。

#### 第256条 裁判所の判決及び決定の執行手続

1. 第一審判決若しくは決定が法的効力を発生した後又は控訴審判決若しくは決定、監督審若しくは再審の決定を受領した後7日以内に、第一審裁判を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を発しなければならないが、又は同審級の他の裁判所に判決の執行決定発付を委託しなければならない。
2. 判決を執行する決定には、発付者の氏名、判決又は決定の執行を任じられた機関の名称、有罪判決を受けた者の氏名、生年月日、住所及び有罪判決を受けた者、判決又は決定に服さなければならない者を記載しなければならない。

有罪判決を受けた者が保釈中である場合は、懲役刑の執行決定には、決定を受領した日から7日以内に、有罪判決を受けた者が服役のために公安機関に出頭しなければならないことを明記しなければならない。

3. 判決を執行する決定及び判決又は決定の抜粋は、判決が執行される地にある同級の検察院、判決執行機関及び有罪判決を受けた者に送付しなければならない。
4. 保釈中の者が懲役刑に処せられた後に逃亡した場合は、判決の執行決定を發した裁判所の長官は、同級の捜査機関に指名手配令状の發付を要求する。

## 第257条 裁判所の判決及び決定の執行を任じられた機関、組織

1. 公安機関は、退去強制、有期懲役刑、無期懲役刑を執行し、この法律第259条に定める死刑執行評議会に加わる。
2. 有罪判決を受けた者が居住する地の社、区、町の行政機関又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織は、刑の執行猶予又は非拘束刑に服す者を観察し、教育し、その更正を監視する任務を有する。
3. 保護観察、居住禁止、複数の公民権の剥奪、社会的職務保持の禁止、一定の職業又は業務の禁止の執行は、判決を執行する地の社、区、町の行政機関又は機関、組織が実施する。
4. 特別医療機関は、強制治療に関する決定を執行する。
5. 民事判決執行機関は、罰金、財産の没収及び刑事事件の民事決定を執行する。社、区、町の行政機関又は機関、組織は、判決を執行するに当たり執行官を援助することに任じる。判決を執行するために強制措置を採ることが必要であるときは、公安及び他の関係機関は、その調整をしなければならない。
6. 軍事裁判所の判決及び決定の執行は、退去強制を除き、軍の組織が実施する。
7. 判決執行機関は、判決執行の決定を發した裁判所の長官に判決又は決定の執行について報告しなければならない。執行できない場合は、その理由を明示しなければならない。

## 第26章 死刑の執行

### 第258条 執行前の死刑検討手続

1. 死刑の判決が法的効力を發生した後に、事件記録は、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官に直ちに送付しなければならない。

判決及び事件記録を受領した日から2か月以内に、最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、監督審又は再審手続に従って判決に異議を申し立てるか否かを決定しなければならない。

判決が法的効力を發生した日から7日以内に、死刑有罪判決を受けた者は、国家主席に減軽の請願書を送付することができる。

2. 死刑の判決は、監督審又は再審の手続に従って最高人民裁判所の長官又は最高人民検察院の長官が異議を申し立てなければ執行される。

死刑の判決が監督審又は再審の手続に従って異議を申し立てられ、最高人民裁判所の監督審合議体又は再審合議体が当該異議申立ての却下を決定し、死刑の判決を維持した場合は、最高人民裁判所は、有罪判決を受けた者が死刑の減軽を請願することができるよう、有罪判決を受けた者にその旨を直ちに通知しなければならない。

有罪を受けた者が死刑の減軽を請願した場合は、死刑は、国家主席が当該請願を却下した後に執行する。

### 第259条 死刑の執行

1. 第一審を行った裁判所の長官は、執行決定を發し、裁判所、検察院及び公安の代表者で構成する死刑執行のための評議会を設立する。判決執行評議会は、判決の執行前に有罪判決を受けた者の身分証明書を検査しなければならない。

有罪判決を受けた者が女性である場合は、判決を執行する決定を發する前に、第一審を行った裁判所の長官は、刑法第35条に定める死刑不適用の条件を検査しなければならない。有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たす根拠があれば、第一審を行った裁判所の長官は、判決を執行する決定を發せず、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減軽の検討及び減軽のために、その旨を最高人民裁判所の長官に報告する。

女性で有罪判決を受けた者の死刑を執行する前に、判決執行評議会は、その身分証明書の検査に加え、刑法第35条に定める死刑不適用の条件に関連した書類を検査しなければならない。

- 有罪判決を受けた者が刑法第35条に定める条件を満たすことを判決執行評議会が発見した場合は、執行を延期し、有罪判決を受けた者の死刑から無期懲役への減軽の検討及び減軽のために、最高人民裁判所の長官に報告するよう、第一審を行った裁判所の長官に死刑執行延期の旨を報告する。
2. 死刑執行前に、有罪判決を受けた者に対し、判決を執行する決定、最高人民裁判所の長官による判決に対し異議申立てをしない決定及び最高人民検察院の長官による判決に対し異議申立てをしない決定を交付し、読み聞かせなければならない。

有罪判決を受けた者が死刑の減軽を請願した場

合は、その者に対し減軽の請願を却下する国家主席の決定を交付し、読み聞かせなければならない。

3. 死刑は、射殺により執行する。
4. 死刑の執行は、調書に記録し、調書には有罪判決を受けた者が閲覧するための決定の交付、有罪判決を受けた者の言葉及びその親族に残した通信物を明記しなければならない。
5. 特別な場合は、判決執行評議会は、死刑執行を延期し、最高人民裁判所の長官に更に報告させるために、死刑執行決定を発した裁判所の長官に執行延期を報告する。

## 第27章 懲役刑及びその他の刑罰の執行

### 第260条 懲役刑の執行

1. 有罪判決を受けた者が勾留されている場合は、公安機関は、有罪判決を受けた者の親族の要求により、刑の執行前に有罪判決を受けた者が親族に面会する許可を与えなければならない。  
刑務所の監視委員会は、有罪判決を受けた者が刑に服する場所をその親族に通知しなければならない。
2. 有罪判決を受けた者が保釈中で、期限が過ぎても刑に服するために公安機関に出頭しない場合は、その有罪判決の者を勾引する。
3. 判決執行決定を発した裁判所の長官は、判決の執行を監視しなければならない。公安機関は、判決執行のための有罪判決を受けた者の逮捕、又は逮捕できなかった理由及び判決執行を保証するために採るべき措置を当該裁判所に通知しなければならない。
4. 懲役刑に服役中の者が刑務所から逃亡した場合は、公安機関は、指名手配令状を発する。

### 第261条 懲役刑執行の延期

1. 懲役刑を宣告され保釈中である者に対し、判決執行の決定を発した裁判所の長官は、刑法第61条第1項に定める場合には、職権で、又は同級の検察院、公安機関、有罪判決を受けた者の提案により、懲役刑の執行の延期を許可することができる。
2. 懲役刑執行延期期間の満了の遅くとも7日前までに、延期を許可した裁判所の長官は、判決執行決定を発し、当該決定を、法的効力を発生した懲役刑判決、決定の写しとともに、懲役刑執行延期期間の満了前に同級の公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。  
懲役刑執行の延期期間の満了後7日経過しても、

有罪判決を受けた者が懲役刑の執行のために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。

### 第262条 懲役刑執行の停止

1. 検察院又は有罪判決を受けた者が懲役刑に服している刑務所の監視委員会の提案により、
  - a) 有罪判決を受けた者が懲役刑に服している地の省級裁判所の長官は、刑法第61条第1項 a号及び第62条に定める場合には、有罪判決を受けた者の懲役刑執行を停止することを許可することができる。
  - b) 判決執行決定を発した裁判所の長官は、刑法第61条第1項 b号、c号、d号及び第62条に定める場合には、懲役刑に服している者に対し、懲役刑執行の停止を許可することができる。  
懲役刑停止期間満了の遅くとも7日前までに、懲役刑執行の停止を許可した裁判所の長官は、刑の残りの部分に関して判決執行決定を発しなければならない。当該決定を、懲役刑執行停止の決定を発した裁判所と同じ地の同級公安機関及び有罪判決を受けた者に直ちに送付しなければならない。  
懲役刑執行停止期間の満了後7日経過しても有罪判決を受けた者が懲役刑に服するために正当な理由なく公安機関に出頭しない場合は、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を勾引しなければならない。
2. 監督審又は再審手続による公判のための懲役刑執行の停止は、異議申立人又は監督審若しくは再審裁判所が決定しなければならない。

### 第263条 懲役刑執行を延期又は停止された者の管理

1. 懲役刑執行を延期又は停止された者は、その者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に管理させる。その者は、管理する社、区、町の行政機関又は機関、組織の許可なく外出してはならない。
2. 懲役刑執行の延期又は停止期間中に、有罪判決を受けた者が重大な法律違反を犯し、又はその者が逃亡する可能性があると思ふ根拠が生じた場合は、懲役刑執行の延期又は停止を許可した裁判所の長官は、当該決定を取り消し、その者に懲役刑を執行するために判決執行決定を発する。その判決執行決定は、決定発付裁判所と同じ地の同級公安機関に送付する。判決執行決定を受理した後

直ちに、公安機関は、懲役刑執行のために有罪判決を受けた者を逮捕し、勾引しなければならない。

#### 第264条 執行猶予付懲役刑、非拘束矯正刑の執行

執行猶予付懲役刑を受けた者及び非拘束矯正刑を受けた者は、その者が居住又は勤務する地の社、区、町の行政機関に引き渡され、監督と教育を受ける。

#### 第265条 退去強制処分の執行

退去強制処分を受けた者は、執行決定を発付した日から遅くとも15日以内にベトナム社会主義共和国の領土から退去しなければならない。退去強制処分を受けた者が他の刑又は他の義務を遂行しなければならない場合は、ベトナム社会主義共和国の領土から退去する期限は、法律が定める。

#### 第266条 保護観察処分又は居住禁止処分の執行

保護観察処分を受ける者は、懲役刑の執行が終わった後、自らが居住する地の社、区、町の行政機関に引き渡されて保護観察を受ける。居住禁止を宣告された者は、居住を禁止された場所には、一時的に又は恒久的に居住することを許可されない。

#### 第267条 罰金又は財産没収の執行

罰金又は財産没収の判決を執行する決定は、同級の検察院、執行官、有罪判決を受けた者及びその者が居住する社、区、町の行政機関に送付しなければならない。

財産の没収は、刑法第40条の規定に従い執行する。

### 第28章 刑期の短縮又は刑執行の免除

#### 第268条 刑期の短縮又は刑執行免除の条件

1. 懲役刑、非拘束矯正刑、居住禁止処分又は保護観察処分に服している者は、刑法第57、58条、59条、76条の規定に従って、刑罰の執行期間を短縮されることがある。まだ刑罰を執行していなければ、刑法第57条第1項、2項、3項、5項の規定に基づいて刑全体の執行を免除されることがある。

懲役刑の執行を停止することを許可された者は、刑法第57条第4項の規定に従って刑の残りの執行の免除を受けることができる。

罰金刑の一部執行を受けた者は、刑法第58

条第2項及び第76条第3項の規定に従って罰金の残金の支払いを免除されることがある。

2. 執行猶予付懲役刑を受けた者は、刑法第60条の規定に従って、猶予期間を短縮されることがある。

#### 第269条 刑期の短縮又は刑執行免除の手續

1. 懲役刑の刑期短縮を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が懲役刑に服する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

懲役刑執行免除を決定する権限を有する裁判所は、有罪判決を受けた者が居住し又は勤務する地の省級人民裁判所又は軍区級軍事裁判所である。

他の刑罰の刑期短縮、執行免除、又は執行猶予期間の短縮は、有罪判決を受けた者が刑に服し又は猶予を受ける地の県級人民裁判所又は区域軍事裁判所の権限に属する。

2. 非拘束刑の執行免除、懲役刑の全体又は残余の一部執行免除、罰金の残金支払い免除提案の一件書類には、同級検察院の長官の提案を含まなければならない。

懲役刑の刑期短縮減免提案の一件書類は、懲役刑の執行機関の提案を含まなければならない。

非拘束刑の刑期短縮提案の一件書類は、直接監察し教育することを任じられた機関、組織又は地方行政機関の提案を含まなければならない。

他の刑罰の刑期短縮、又は刑の執行免除又は執行猶予期間短縮提案の一件種類は、この法律第257条に定める判決執行を任じられた機関、組織の提案又は見解を含まなければならない。

3. 裁判所が刑期短縮又は刑罰執行の免除を検討するときは、裁判所の一構成員が検討すべき問題を陳述し、検察院の代表者が意見を発表し、裁判所は、刑期短縮、刑執行免除又は執行猶予期間の短縮提案を受理し又は拒否する決定を発する。

### 第29章 前科の抹消

#### 第270条 前科の自動的抹消

刑法第64条に定める前科の抹消を当然の権利として受ける者の要求により、その者の事件の第一審を行った裁判所の長官は、前科抹消の証明書を付与する。

#### 第271条 裁判所の決定による前科の抹消

1. 刑法第65条、66条の規定に従い、前科の抹消は、裁判所により決定する。有罪判決を受けた



者は、自らが居住する地の社、区、町の行政機関又は勤務する機関、組織の見解とともに前科抹消請願書を事件の第一審を行った裁判所に提出しなければならない。

2. 第一審を行った裁判所の長官は、同級の検察院が前科抹消の請願に関して意見を書面で発表するように、事件記録を同級の検察院に移送する。条件が十分に満たされていると認める場合は、長官は、前科を抹消する決定を発する。条件のすべてが満たされていない場合は、裁判所の長官は、請願書の却下を決定する。

## 第6編 法的効力を発生した判決及び決定の再検討

### 第30章 監督審手続

#### 第272条 監督審手続の性質

監督審とは、事件の処理において発見された重大な法律違反のために異議を申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定の再検討を意味する。

#### 第273条 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠

法的効力を発生した判決、又は決定は、次の根拠の1が存在する場合に監督審手続に従って異議を申し立てられる。

1. 公判期日における尋問が一方的で、又は不十分である。
2. 判決又は決定の結論が、事件の客観的事実関係に適合していない。
3. 捜査、起訴又は裁判において重大な刑事訴訟違反がある。
4. 刑法の適用において重大な過誤がある。

#### 第274条 監督審手続に従って再検討が必要な法的効力を発生した判決又は決定の発見

有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、法的効力を発生した判決、及び決定における法律違反を発見する権利を有し、この法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知する権利を有する。

法的効力を発生した判決、又は決定における法律違反を発見した場合は、検察院又は裁判所は、その旨をこの法律第275条の規定に従って異議を申し立てる権限を有する者に通知しなければならない。

#### 第275条 監督審手続に従って異議申立てを有する者

1. 最高人民裁判所の長官及び最高人民検察院の長官は、最高人民裁判所の裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
2. 中央軍事裁判所の長官及び中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決、決定に対し、監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。
3. 省級人民裁判所の長官、省級人民検察院の長官、軍区級軍事裁判所の長官及び軍区級軍事検察院の長官は、各々の下級裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し監督審手続に従って異議を申し立てる権限を有する。

#### 第276条 監督審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

法的効力を発生した判決又は決定に対し異議を申し立てた者は、当該判決、決定の執行停止を決定する権限を有する。

判決執行を停止する決定は、第一審を担当した裁判所、検察院及び権限を有する判決執行機関に送付しなければならない。

#### 第277条 監督審手続による異議申立て

1. 監督審手続による異議申立ては、理由を明記し、次のところに送付しなければならない。
  - a) 異議を申し立てられた判決、決定を発した裁判所
  - b) 監督審を行う裁判所
  - c) 有罪判決を受けた者及び異議申立てに関連する権利及び利益を有する者
2. 監督審手続に従って異議を申し立てる根拠がないときは、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過する前に、異議を申し立てる権限を有する者は、発見した者、機関又は組織に回答し、異議申立てをしない理由を明らかにしなければならない。
3. 監督審の公判期日の開始前に、異議を申し立てた者は、この法律第278条に定める異議申立ての期限が徒過していないときに自らの異議申立てを補充し、又は異議申立てを撤回する権限を有する。

#### 第278条 監督審手続による異議申立ての期限

1. 有罪判決を受けた者にとって不利な異議申立て

は、判決又は決定が法的効力を発生した日から起算して1年以内に限り行うことができる。

2. 有罪判決を受けた者にとって有利な異議申立ては、何時でも申し立てることができ、有罪判決を受けた者が死亡していても、その無実を証明することが必要である場合は申し立てることができる。
3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事事件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従って申し立てる。

### 第279条 監督審の管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
2. 最高人民法院刑事裁判部は、省級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
3. 最高人民法院裁判官評議会は、異議を申し立てられた中央軍事裁判所、最高人民法院刑事裁判部、控訴裁判部の法的効力を発生した判決又は決定の監督審を行う。
4. 本条第1、2、3項に定める各審級の監督審管轄に属する同一の刑事事件の法的効力を発生した判決又は決定については、権限を有する上級裁判所が全事件を監督する。

### 第280条 監督審公判期日の参加人

監督審の公判期日には、同級の検察院の参加がなければならない。

必要と認めるときは、裁判所は、有罪判決を受けた者、弁護人及び異議申立ての利害関係人が存在すればその者を、監督審の公判期日に参加するよう召喚しなければならない。

### 第281条 監督審合議体の構成

1. 最高人民法院刑事部又は中央軍事裁判所の監督審合議体は、裁判官3名で構成する。省級人民裁判所の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会又は最高人民法院裁判官評議会が監督審をするときは、裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の少なくとも3分の2が公判に参加する。

裁判官委員会又は裁判官評議会の監督審決定は、裁判官委員会、又裁判官評議会の全構成員の過半数が賛成しなければならない。

2. 省級人民裁判所の裁判官委員会、軍区級軍事裁判所の裁判官委員会、最高人民法院裁判官評議会が行った監督審公判期日において、異議申立ての内容に関する評決は、異議申立て賛成意見、異議申立て反対意見の順に行わなければならない。

いずれの意見も裁判官委員会又は裁判官評議会の全構成員の過半数を占めない場合は、公判期日は、延期しなければならない。公判期日を延期する決定を発付した日から30日以内に、裁判官委員会又は裁判官評議会は、全構成員が参加して事件を再審理するために公判期日を開始しなければならない。

### 第282条 監督審公判期日の準備及び手続

1. 裁判所の長官は、一人の裁判官に、公判における事件についての説明書を作成させる。その説明書は、事件の内容、異なる審級の裁判所の判決、決定、異議申立ての内容を要約する。その説明書は、監督審公判期日の開始日の遅くとも7日前までに合議体構成員に送付しなければならない。
2. 公判期日において、監督審合議体の一構成員は、事件の説明書を陳述する。監督審合議体の構成員は、自らの意見を発表し、検察院の代表者は、事件の解決に関する自らの観点を発表する。

有罪判決を受けた者、弁護人、異議申立ての利害関係者を召喚した場合、これらの者は、検察院の代表者が発表する前に自らの意見を陳述することができる。これらの者が欠席の場合でも、監督審合議体は、引き続き公判を行うことができる。

### 第283条 監督審の期限

監督審の公判期日は、異議申立てを受領した日から起算して4か月以内に行われなければならない。

### 第284条 監督審の範囲

監督審合議体は、異議申立ての内容に制限されることなく、事件全体を検討しなければならない。

### 第285条 監督審合議体の管轄

監督審合議体は、次の決定を発する権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
2. 法的効力を発生した判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。
3. 再捜査又は再審のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄すること。

### 第286条 法的効力を発生した判決又は決定の

### 破棄及び事件の中止

監督審合議体は、この法律第107条に定める根拠の一がある場合に、法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。

### 第287条 再捜査又は再審のための法的効力を発生した判決又は決定の破棄

監督審合議体は、この法律第273条に定める根拠の一があれば再捜査又は再審のために異議申立てをされた法的効力を発生した判決又は決定を破棄する。再審する必要があると認めるとき、監督審合議体は、事件に応じて、第一審又は控訴審の再審を決定することができる。

再捜査又は再審のために異議を申し立てられた判決又は決定を破棄する場合において、被告人の勾留継続が必要であると認めるときは、監督審合議体は、検察院又は裁判所が事件を再度受理するまで当該被告人を勾留する命令を発する。

### 第288条 監督審決定の効力及び監督審決定の交付

1. 監督審合議体の決定は、その発付日から法的効力を有する。
2. 決定を発付した日から10日以内に、監督審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立人、第一審に関与した裁判所、検察院及び公安機関、異議申立ての利害関係人又は合法的代理人、管轄権を持つ民事判決執行機関に監督審決定を送付しなければならない。有罪判決を受けた者が居住する社、区、町の行政機関、又は有罪判決を受けた者が勤務する機関、組織に書面で通知を送付しなければならない。

### 第289条 監督審合議体が判決又は決定を破棄した後の事件の再捜査、再審

監督審合議体が再捜査のために法的効力を発生した判決又は決定を破棄することを決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再捜査のために事件記録を同級の検察院に移送しなければならない。

監督審合議体が第一審又は控訴審における事件をもう一度審理するために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、一般手続に従って再審を行うために事件記録を管轄の裁判所に移送しなければならない。

## 第31章 再審手続

### 第290条 再審の性質

再審手続は、法的効力を発生した判決又は決定の内容を実質的に変更する可能性があり裁判所がその判決又は決定を発したときには知らなかった新しい事実関係が発見されたために異議が申し立てられた法的効力を発生した判決又は決定に適用する。

### 第291条 再審手続による異議申立ての根拠

再審による異議申立ての根拠となる事実関係には次のものがある。

1. 証人の供述、鑑定結論、通訳人の通訳の重要な点が真実に反していたことが発見されたとき。
2. 捜査官、検察官、裁判官、参審員が正しくない結論を出したため、事件に対して誤った裁判をしたとき。
3. 証拠物、捜査記録、他の訴訟記録又は事件の他の書類が偽造され、又は真実に反するとき。
4. 事件の解決を真実に反するものにしたその他の事実関係

### 第292条 新たに発見された事実関係の通知と確認

1. 有罪判決を受けた者、機関、組織及び全公民は、事件の新たな事実関係を発見し、その旨を検察院又は裁判所に報告する権利を有する。再審の異議申立てをする権限を有する検察院の長官は、当該事実関係を確認する決定を発する。
2. この法律第291条に定める根拠の一があるときは、検察院の長官は、再審の異議申立てをする決定を発し、管轄裁判所に事件記録を移送する。  
いずれの根拠もなければ、検察院の長官は、事実関係が発見した機関、組織又は発見した者に異議申立てをしない理由を明確に回答する。

### 第293条 再審手続に従って異議申立てをする権限を有する者

1. 最高人民検察院の長官は、最高人民裁判所裁判官評議会の決定を除き、各審級の裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
2. 中央軍事検察院の長官は、下級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し、再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。
3. 省級人民検察院の長官は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異議申立てをする権限を有する。軍区級軍事検察院の長官は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定に対し再審手続に従って異

議申立てをする権利を有する。

4. 本条に定める者の異議申立書は、有罪判決を受けた者及び異議申立ての利害関係人に送付しなければならない。

#### 第294条 再審手続に従って異議を申し立てられた判決又は決定の執行停止

再審手続に従って異議申立てをした者は、異議を申し立てられた判決又は決定の執行を停止する権限を有する。

#### 第295条 再審手続に従って異議申立てをする期限

1. 有罪判決を受けた者に不利な再審は、刑法第23条に定める刑事責任追及の時効期間内に行わなければならない。異議申立ての期限は、検察院が新たに発見された事実関係に関する情報を受け取った日から1年を越えてはならない。
2. 有罪判決を受けた者に有利な再審は、時間制限をせず、死亡した有罪判決を受けた者の冤罪を証明することが必要である場合においても行う。
3. 民事原告、民事被告、事件の利害関係人に対する刑事事件の民事異議申立ては、民事訴訟法の規定に従う。

#### 第296条 再審の管轄権

1. 省級人民裁判所の裁判官委員会は、県級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。軍区級軍事裁判所の裁判官委員会は、区域軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
2. 最高人民裁判所刑事裁判は、省級人民裁判所の法的効力を発生した判決又は決定を再審手続に従って再審する。中央軍事裁判所は、軍区級軍事裁判所の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。
3. 最高人民裁判所の裁判官評議会は、中央軍事裁判所、最高人民裁判所刑事部、控訴裁判の法的効力を発生した判決又は決定の再審を行う。

#### 第297条 再審手続の実施

この法律第280条、281条、282条、283条の規定は、再審に対しても適用する。

#### 第298条 再審合議体の管轄権

再審合議体は、次の決定を発する権限を有する。

1. 異議申立てを却下し、法的効力を発生した判決又は決定を維持すること。
2. 再捜査又は再審理のために異議を申し立てられ

た判決又は決定を破棄すること。

3. 異議を申し立てられた判決又は決定を破棄し、事件を中止すること。

#### 第299条 再審決定の効力及び再審決定の交付

1. 再審合議体の決定は、その発付をした日から法的効力を有する。
2. 再審手続決定の発付した日から10日以内に、再審合議体は、有罪判決を受けた者、異議申立人、第一審裁判を行った地の裁判所、検察長、公安機関、異議申立ての利害関係人又はその合法的代理人、及び管轄民事執行機関に再審決定を送付しなければならない。有罪判決を受けた者が居住する社、区、町の行政機関又はその者が勤務する機関、組織に書面で通知しなければならない。

#### 第300条 事件の再捜査又は事件の再審理

1. 再審合議体が再捜査のために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定したときは、決定を発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審理のために管轄検察院に移送しなければならない。
2. 再審合議体が事件の第一審の審理のやり直しをするために法的効力を発生した判決又は決定の破棄を決定した場合は、当該決定の発付した日から15日以内に、事件記録は、一般手続による再審のために管轄裁判所に移送しなければならない。

### 第7編 特別手続

#### 第32章 未成年者に適用する手続

##### 第301条 適用範囲

未成年者である被逮捕人、被暫定留置人、被疑者及び被告人に適用する刑事訴訟活動は、本章の規定及び本章の規定に反しないこの法律の他の規定に従う。

##### 第302条 捜査、起訴及び裁判

1. 罪を犯した未成年に対して訴訟執行を行う捜査官、検察官、裁判官は、心理学、教育科学、及び未成年者による犯罪の防止のための闘争に関する必要な知識を有していなければならない。
2. 捜査、公訴及び裁判を遂行したとき、次の情報を明らかにしなければならない。
  - a) 未成年者の年齢、身体的及び精神的発達度、犯罪行為の認識度。
  - b) 生活状況及び教育状況。

- c) 教唆した成年者がいるか否か。
- d) 犯行の原因及び状況。

### 第303条 逮捕, 暫定留置, 勾留

1. 満14歳以上16歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、及び120条に定める根拠がそろえば、故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
2. 満16歳以上18歳未満の者は、この法律第80条、81条、82条、86条、88条、120条に定める根拠がそろえば、故意に重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合にのみ逮捕し、暫定留置し、勾留することができる。
3. 未成年者の逮捕、暫定留置、勾留の令状を発する機関は、逮捕、暫定留置、勾留を行った直後に、未成年者の家族、その者の合法的代理人に通知しなければならない。

### 第304条 未成年犯罪者の監察

1. 捜査機関、検察院又は裁判所は、訴訟執行機関の召喚に応じて未成年犯罪者が出頭することを保証するために、未成年犯罪者をその両親、又は後見人の監察に委ねる決定を発することができる。
2. 監察を委ねられた者は、未成年者を厳密に監察し、その品格、道徳を観察し、その者を教育しなければならない。

### 第305条 弁護

1. 未成年者である被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人は、被暫定留置人、被疑者、被告人を弁護する弁護人を選任し、又は自らその者を弁護することができる。
2. 被疑者、被告人が未成年者であり、その者の合法的代理人が弁護人を選任することができないときは、捜査機関、検察院、裁判所は、当該者のための弁護人の指名を法律事務所に委ねるよう弁護士会に要求し、又はベトナム祖国戦線委員会に対して、その構成機関が機関の構成員のための弁護人を指名するように提案しなければならない。

### 第306条 家族, 学校, 組織の訴訟参加

1. 被暫定留置人、被疑者、被告人の家族の代表者、教師、学校、ホーチミン共産青年団、被暫定留置人、被疑者、被告人が就学し、就労し又は居住する他の組織の代表者は、捜査機関、検察院、

裁判所の決定に従って訴訟に参加する権利及び義務を有する。

2. 被暫定留置人、被疑者が満14歳以上16歳未満の者で、精神的障害、身体的障害を有する未成年者である場合又は他必要な場合には、その供述聴取、取調べは、当該者の家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、当該者の家族の代表者が出席しなければならない。家族の代表者は、捜査官の許可を得て被暫定留置人又は被疑者に質問すること、書類、証拠物を提出することができる、要求、不服申立てをし、捜査の終了時に事件記録を閲覧することができる。
3. 未成年者の被告人を審理する公判期日においては、家族の代表者が正当な理由なく故意に欠席した場合を除いて、被告人の家族の代表者、学校、組織の代表者が出席しなければならない。  
公判期日に出席する被告人の家族の代表者、学校の代表者、裁判に参加する組織の代表者は、書類、証拠物、要求を提出し、訴訟執行人の更迭を提案し、弁論に参加し、訴訟執行権限を有する者の訴訟行為及び裁判所の決定について不服を申し立てる権利を有する。

### 第307条 裁判

1. 審理合議体の構成員には、一名の教員又はホーチミン共産青年団の幹部を参審員に含んでいなければならない。  
必要な場合は、裁判所は、公判を非公開で行うことを決定することができる。
2. 公判において被告人に刑罰を決定することが不必要であると認めるとき、裁判所は、刑法第70条に定める司法措置の一を採ることができる。

### 第308条 懲役刑の執行

1. 未成年の犯罪者は、法律に定める独自の拘置制度に従って懲役刑に服す。  
未成年の犯罪者を成人の犯罪者とともに拘束してはならない。
2. 有罪判決を受けた未成年者には、懲役刑に服している間、職業訓練又は学問教育を受けさせなければならない。
3. 未成年者が懲役刑の服役中に18歳に達したときは、成人に適用する懲役制度に服させるために移監する。
4. 懲役刑を受け終わった未成年者に対し、当該者の刑務所の監視委員会は、当該者が社会で通常の生活を送れるよう支援するに当たり、社、区、町の行政機関及び社会組織と協調しなければならない

い。

### 第309条 司法措置の執行終了、刑の減輕又は刑の執行の免除

刑法第70条、又は76条の規定に従って、定められた条件を完全に満たすときは、有罪判決を受けた未成年に対し司法措置執行を停止し、刑を減輕し、又は刑の執行を免除することができる。

### 第310条 前科の抹消

刑法第77条に定める条件を完全に満たす未成年の犯罪者に対する前科の抹消は、一般手続に従って行う。

## 第33章 強制医療措置適用の手続

### 第311条 強制医療措置の適用条件及び適用の権限

1. 社会にとって危険な行為を犯した者が刑法第13条に定める刑事責任能力を有しないと信じる根拠がある場合は、各特定の訴訟段階に応じて、捜査機関、検察院又は裁判所は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。
2. 法医学鑑定評議会の結論に基づき、検察院は、捜査段階及び起訴段階において強制医療措置の適用を決定する。裁判所は、裁判段階及び判決執行段階において強制医療措置の適用を決定する。

### 第312条 捜査

1. この法律第311条第1項に定める根拠のある事件について、捜査機関は、次の事項を明らかにしなければならない。
  - a) 敢行された社会に危険な行為
  - b) 社会に危険な行為がある者の精神状態及び精神病
  - c) 社会に危険な行為がある者が自らの行為を認識し又は制御する能力を喪失したか否か
2. 訴訟を行うときに、捜査機関は、社会に危険な行為を犯した者が精神病を患っていると確定した時点から弁護人の訴訟参加を保障しなければならない。必要な場合は、当該者の合法的代理人は、訴訟に参加することができる。

### 第313条 捜査終了時の検察院の決定

事件記録及び捜査結論書を受領した後に、検察院は、次の決定の一を発することができる。

1. 事件を停止し又は中止すること。
2. 事件を中止し、強制医療措置を適用すること。

3. 裁判所に被疑者を起訴すること。

### 第314条 裁判

1. 裁判所は、次の決定の一を発することができる。
  - a) 刑事責任又は刑罰を免除し、強制医療措置を適用すること。
  - b) 事件を中止し、強制医療措置の適用を決定すること。
  - c) 事件を停止し、強制医療措置の適用を決定すること。
  - d) 再捜査又は補充捜査のために記録を差し戻すこと。
2. 強制医療措置の適用の決定のほか、裁判所は、損害賠償の問題又は事件に関する他の問題を解決することができる。

### 第315条 懲役刑に服す者に対する強制医療措置の適用

懲役刑に服している者が精神病又は自らの行為を認識し、制御する能力を奪う他の病気にかかっていると信じる根拠が存在する場合は、懲役刑執行機関の提案により、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、法医学鑑定意見を要求しなければならない。

法医学鑑定評議会の結論に基づき、有罪判決を受けた者が刑に服している地の省級人民裁判所の長官又は軍区級軍事裁判所の長官は、強制医療措置のために有罪判決を受けた者を特別医療施設に送致する決定をすることができる。病気の回復後に、刑の執行免除の理由がない場合は、当該者は刑の服役を継続しなければならない。

### 第316条 不服申立て、異議申立て、控訴

1. 強制医療措置を適用する検察院の決定に対し不服が申し立てられたとき、事件を同級裁判所で第一審を行われなければならない。
2. 強制医療措置を適用する裁判所の決定に対する異議申立て又は控訴は、第一審判決に対する異議申立て又は控訴と同様に行う。
3. 不服申立て、異議申立て又は控訴にかかわらず、強制医療措置を適用する裁判所の決定は、依然執行力を有する。

### 第317条 強制医療措置の執行、執行の停止

1. 強制医療措置は、検察院又は裁判所が指定した特別医療施設で執行する。
2. 医療施設の報告書及び法医学鑑定評議会の結論

に基づき強制医療を受けている者の親族の書面による要求又は検察院の要求があるときは、強制医療措置を適用する決定を發した検察院又は裁判所は、強制医療措置の執行を中止する決定を發することができ、同時に停止された訴訟の再開を決定することができる。

### 第34章 簡易手続

#### 第318条 簡易手続適用の範囲

捜査、起訴及び第一審裁判の簡易手続は、本章の規定及び本章の規定に従って適用され、同時に本章の規定に反しないこの法律の他の規定に基づいて適用する。

#### 第319条 簡易手続の適用条件

簡易手続は、次の条件が完全に満たされたのみ適用する。

1. 犯罪行為を行った者が現行犯で逮捕された。
2. 犯罪が単純で明らかな証拠がある。
3. 敢行された犯罪が重大でない犯罪である。
4. 犯罪者の身元、身上が明らかである。

#### 第320条 簡易手続適用の決定

1. 事件を立件した後に、捜査機関の提案により又は事件がこの法律第319条に定める条件を十分に満たすと認める場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を發することができる。
2. 簡易手続を適用する決定は、その發付したときから24時間以内に捜査機関及び被疑者又はその合法的代理人に送付しなければならない。
3. 簡易手続を適用する決定は、不服を申し立てられることがある。被疑者又はその合法的代理人は、簡易手続を適用する決定に対し不服を申し立てる権利を有する。当該不服申立てをする期限は、決定の受領後3日である。不服申立ては、簡易手続を適用する決定を發した検察院に送付し、その受領した日から3日以内に解決しなければならない。

#### 第321条 捜査

1. 簡易手続による捜査の期間は、事件立件の決定發付した日から12日間である。
2. 捜査の終了時に、捜査機関は、捜査結論書を作成しなくてもよいが、起訴を提案する決定を發して、事件記録を検察院に送付しなければならない。

#### 第322条 捜査、起訴のための暫定留置、勾留

1. 暫定留置及び勾留の根拠、権限及び手続は、こ

の法律の規定に従わう。

2. 暫定留置期間は、捜査機関が被逮捕人を受領した日から3日間を超えてはならない。
3. 捜査、起訴のための勾留期間は、16日間を超えてはならない。

#### 第323条 起訴決定

1. 事件記録を受領した日から4日以内に、検察院は、次の決定の一を發しなければならない。
  - a) 起訴決定により、被疑者を裁判所に起訴すること。
  - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
  - c) 事件を停止すること。
  - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項b号又はc号の規定に従って補充捜査のために事件記録を差し戻す場合又は事件を停止する場合は、検察院は、簡易手続を適用する決定を取り消す決定を發しなければならない。事件は、一般手続に従って解決する。

#### 第324条 裁判

1. 事件記録を受領した日から7日以内に、公判期日の裁判長を担当する裁判官は、次の決定の一を發しなければならない。
  - a) 事件の裁判を行うこと。
  - b) 補充捜査のために事件記録を差し戻すこと。
  - c) 事件を停止すること。
  - d) 事件を中止すること。
2. 本条第1項a号の規定に従い、事件の裁判を行う決定を發した場合は、当該決定を發付した日から7日以内に、裁判所は、事件を審理するために公判期日を開始しなければならない。第一審の裁判は、一般手続に従って行われる。
3. 本条第1項b号又はc号の規定に従い、補充捜査のために事件記録を差し戻し又は事件を停止する場合は、裁判所は、検察院に事件記録を移送し、事件は、一般手続に従って解決される。
4. 必要な場合は、第一審裁判所は、公判を確保するため被告人の勾留の継続を決定する。勾留期間は、14日間を超えてはならない。
5. 簡易手続に従って第一審を行った事件の、控訴審、監督審、再審は一般手続に従って行う。

### 第35章 刑事訴訟における不服申立て、告發

#### 第325条 不服申立てをする権利を有する者

機関、組織、個人は、訴訟執行権限を有する機関及び人の決定、行為が法律に違反し、自らの合法的

な権利及び権利を侵害すると信じる根拠がある場合に、当該決定、行為に対し不服を申し立てる権利を有する。

法的効力を発生していない第一審判決、決定に対する控訴、法的効力を発生した判決、決定に対する不服申立ては、本章の規定ではなく、この法律第23章、24章、30章及び31章の規定に従って解決される。

### 第326条 不服申立人の権利及び義務

1. 不服申立人は、次の権利を有する。
  - a) 自ら又は合法的代理人を通じて不服申立てをすること。
  - b) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てをすること。
  - c) 刑事事件の解決過程のいずれの段階においても不服申立てを撤回すること。
  - d) 自らの不服申立ての解決に関する回答書を受領すること。
  - dd) 自らの侵害された合法的な権利、利益を回復され、法律に従って損害賠償を受けること。
2. 不服申立人は、次の義務を負う。
  - a) 不服申立ての解決者に対し、誠実に事実を陳述し、情報、書類を提供し、供述内容、情報、書類の提供に関し法律上の責任を負うこと。
  - b) 不服申立ての解決結果に従うこと。

### 第327条 不服を申し立てられた者の権利及び義務

1. 不服を申し立てられた者は、次の権利を有する。
  - a) 不服を申し立てられている自らの訴訟行為、決定の適法性に関する証拠を提出すること。
  - b) 自らの手続上の決定又は行為についての不服申立ての解決に関する書類を受領すること。
2. 不服を申し立てられた者は、次の義務を負う。
  - a) 権限を有する機関、組織又は個人が要求するとき、不服を申し立てられた訴訟上の決定、行為について説明をし、関連情報及び書類を提供すること。
  - b) 不服申立て解決結果に従うこと。
  - c) 違法な訴訟上の決定、行為によって引き起こされた損害、被害を、法律の規定に従って賠償又は補償すること。

### 第328条 不服申立ての時効

不服申立ての時効は、不服申立者が違法であると思料する手続上の決定を受領し、又は行為を知

ってから15日である。

疾病、自然災害、敵国による災禍、遠隔地における就労、就学又はその他客観的な障害により、不服申立人が定められた期限までに不服申立てをする権利を行使できない場合は、当該障害が存在する期間は、不服申立ての期限に算入しない。

### 第329条 捜査官、捜査機関の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

捜査官、捜査機関の副長官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に捜査機関の長官が検討し、解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、同級の検察院にさらに不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から7日以内に、同級の検察院は、それを検討し、解決しなければならない。同級の検察院は、最終解決をする権限を有する。

捜査機関の長官の訴訟上の決定、行為、及び同級の検察院が承認した捜査機関の訴訟上の決定に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に同級検察院が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

### 第330条 検察官、検察院の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

検察院の副長官、検察官の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領してから7日以内に検察院の長官が解決する。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。

不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立てを受領後15日以内に直近の上級検察院が解決する。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

### 第331条 裁判官、裁判所の長官及び副長官に対する不服申立て解決の権限及び期限

公判期日開始前の裁判官、裁判所の副長官の訴訟



上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に裁判所の長官が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級裁判所に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級裁判所は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

公判期日開始前の裁判所の長官の訴訟上の決定、行為に関する不服申立ては、不服申立てを受領した日から15日以内に直近の上級裁判所が解決する。直近の上級裁判所は、最終解決をする権限を有する。

### 第332条 各種捜査活動を行う権限を有する者に対する不服申立て解決の権限及び期限

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の決定、行為に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に起訴権を有する検察院が検討し、解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

検察院が承認した訴訟上決定に対する不服申立ては、不服申立てを受領した日から7日以内に当該検察院が解決する。解決の結果に同意しないときは、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から15日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

### 第333条 逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立て解決の期限

逮捕、暫定留置、勾留措置の適用に関する不服申立ては、検察院が直ちに検討し解決しなければならない。更に確認に時間を要する場合は、不服申立てを受領した日から3日間を超えてはならない。解決の結果に同意しない場合は、不服申立人は、直近の上級検察院に更に不服申立てをする権利を有する。不服申立てを受領した日から7日以内に、直近の上級検察院は、それを検討し、解決しなければならない。直近の上級検察院は、最終解決をする権限を有する。

### 第334条 告発権を有する者

公民は、訴訟執行権限を有する者の法律違反行為で、国家の利益、公民、機関、組織の合法的な権利、利益に被害を及ぼし又は被害を及ぼす虞のある行為を、権限を有する機関、個人に告発する権利を有する。

### 第335条 告発人の権利及び義務

1. 告発人は、次の権利を有する。
  - a) 権限を有する機関、個人に告発状を送付し、又は直接告発すること。
  - b) 自らの氏名、住所及び署名の守秘を要求すること。
  - c) 告発の解決結果について通知を受けることを要求すること。
  - d) 脅迫を受け、嫌がらせを受け、又は復讐された場合には保護することを、手続執行権限を有する機関に要求すること。
2. 告発人は、次の義務を負う。
  - a) 告発の内容を誠実に陳述すること。
  - b) 氏名、住所を明確にすること。
  - c) 虚偽の告発に対し法律上の責任を負うこと。

### 第336条 被告発人の権利及び義務

1. 被告発人は、次の権利を有する。
  - a) 告発内容について通知を受けること。
  - b) 告発内容が虚偽であることを証明する証拠を提出すること。
  - c) 自らの侵害された合法的な権利、利益、名誉を回復し、虚偽の告発によって生じた損害の賠償を受けること。
  - d) 権限を有する機関、組織、個人に対し、真実に反して告発をした誹謗者の処分を要求すること。
2. 被告発人は、次の義務を負う。
  - a) 告発された行為について説明すること。権限を有する機関、個人が要求したときに関連情報、書類を提供すること。
  - b) 権限を有する機関、個人の告発処理結果に従うこと。
  - c) 損害を賠償し、自己の違法行為による始末を克服すること。

### 第337条 告発解決の権限及び期限

1. 訴訟執行権限を有する機関に属する訴訟執行権限を有する者の法律違反行為に関する告発については、当該機関の長官が、解決する責任を負う。被告発人が捜査機関の長官、検察院の長官又

は裁判所の長官である場合は、直近の上級捜査機関、検察院、裁判所が、解決する責任を負う。

各種捜査活動を行う権限を有する者の訴訟上の行為に関する告発は、起訴権を有する検察院が検討し解決する。

告発解決の期限は、告発を受領した日から起算して60日間を超えてはならない。複雑な事件の場合は、解決期限を延長することができるが、90日間を超えてはならない。

2. 犯罪を示唆する法律違反行為に関する告発は、この法律第103条の規定に従って解決する。
3. 逮捕、暫定留置、勾留に関する告発は、検察院が直ちに検討し、解決しなければならない。更に確認が必要である場合は、期限は3日を超えてはならない。

### **第338条 不服申立て、告発を解決する権限を有する者の責任**

権限を有する機関、個人は、各々の任務及び権限の範囲内において、法律に従って不服申立て及び告発を受領し、直ちに解決しなければならない。不服申立て者及び告発者に対し解決の結果に関する通知を送付し、違反者を厳正に処分し、起こり得る損害を防止するために必要な措置を採り、解決結果が厳正に執行されることを確保し、自らの解決に関し法律上の責任を負わなければならない。

不服申立て又は告発の解決をする権限を有する者が、不服申立て又は告発を解決せず、解決の責任を負わず、又は違法に解決したときは、その違反の性質と程度に応じて、懲戒処分を受け又は刑事責任を追及される。損害を発生させた場合は、法律に従って損害賠償をしなければならぬ。

### **第339条 刑事訴訟における不服申立て、告発の解決の検察における検察院の任務、権限**

1. 検察院は、同級及び下級の捜査機関、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関に、次のことを要求する。
  - a) 本章の規定に従って不服申立て、告発の解決の書面を発行すること。
  - b) 同級及び下級による不服申立て、告発の解決を検討し、検討結果を検察院に通知すること。
  - c) 不服申立て、告発の解決の関連記録、書類を検察院に提供すること。
2. 検察院は、捜査機関、裁判所、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、その他各種捜査活

動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関における不服申立て、告発の解決を直接検察する。

## **第8編 国際協力**

### **第36章 刑事訴訟活動における国際協力の通則**

#### **第340条 刑事訴訟活動における国際協力の原則**

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関及び相当する権限を有する外国当局間の刑事訴訟活動における国際協力は、相互の国家独立、主権、国家領土の完全性、相互の内政不干渉、平等かつ相互利益の尊重の原則、ベトナム社会主義共和国憲法の遵守及び国際法の基本原則に基づいて実施する。

刑事訴訟活動における国際協力は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びベトナム社会主義共和国の法律に従って実施する。

ベトナム社会主義共和国が関連国際協定にまだ締結又は加盟していない場合、刑事訴訟活動における国際協力は、互惠原則に基づき実施するが、ベトナム社会主義共和国の法律、国際法及び国際慣習に反してはならない。

#### **第341条 司法共助の実行**

司法共助を実行するときは、ベトナム社会主義共和国の手續執行権限を有する機関及び人は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した関連する国際協定の規定及びこの法律の規定を適用する。

#### **第342条 司法共助要求の拒否**

ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において刑事訴訟活動における司法共助要求の執行を拒否することができる。

1. 司法共助の要求が、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定、及びベトナム社会主義共和国の法律に符合しないとき。
2. 司法共助要求の執行が、ベトナム社会主義共和国の国家主権、国家安全保障又は他の重要な利益にとって有害となる場合。

### **第37章 事件の関連記録、書類及び証拠物の引渡し及び移送**

#### **第343条 刑事責任の追及又は判決執行のための引渡し**

ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際

条約、あるいは互惠原則に基づいて、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次のことをすることができる。

1. 犯罪行為を行った者又は有罪判決の法的効力が発生した者に対し刑事責任を追及し又はその刑罰を執行するため、相当する権限を有する外国当局に当該者のベトナム社会主義共和国への引渡しを要求すること。
2. ベトナム社会主義共和国の領土内に所在し、犯罪行為を行い又は有罪判決が確定した外国人を、刑事責任の追及と刑罰の執行のために要求国に引き渡すこと。

### 第344条 国外引渡しの拒否

1. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において人の国外引渡しを拒否することができる。
  - a) 国外引渡しを要求された者がベトナム社会主義共和国の公民である。
  - b) 国外引渡しを要求された者に対し、ベトナム社会主義共和国の法律の規定によれば、時効の完成又は他の合法的な理由で、刑事責任を追及できないし、又は刑を執行できないとき。
  - c) 刑事責任追及のために国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示されている犯罪行為についてベトナム社会主義共和国の裁判所から有罪判決を受けて法的効力が発生した場合、又は事件がこの法律の規定に基づいて中止された場合。
  - d) 国外引渡しを要求された者が、人種差別、宗教、国籍、民族、社会的身分又は政治的思想により国外引渡し要求国において迫害を受ける可能性があるためにベトナムで居住している場合。
2. ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、次の場合の一において国外引渡しを拒否することができる。
  - a) 国外引渡しを要求された者が行った行為が、ベトナム社会主義共和国の刑法によれば、犯罪でないとき。
  - b) 国外引渡しを要求された者が、国外引渡し要求に示された行為によりベトナムで刑事責任の追及を受けているとき。
3. 本条第1項、2項の規定に従って、国外引渡しを拒否するベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、その旨を、国外引渡し要求を送付した相当する権限を有する外国当局に通知する責任がある。

### 第345条 刑事事件の記録、証拠物の移送

1. ベトナム社会主義共和国の領土内で犯罪を行った外国人が関わる事件について、当該者が出国したために訴訟を行うことができない場合は、事件を受理する訴訟執行権限を有する機関は、相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する手続を執行するために、事件記録を最高人民検察院に移送することができる。
2. 相当する権限を有する外国当局に事件記録を移送する場合は、ベトナム社会主義共和国の訴訟執行権限を有する機関は、事件の証拠物も移送することができる。

### 第346条 刑事事件に関連する書類、物、現金の授受、移送

1. 事件に関連する書類の授受は、ベトナム社会主義共和国が締結又は加盟した国際協定及びこの法律の規定に従う。
2. 事件に関連する物、現金のベトナム社会主義共和国領土外への移送は、ベトナム社会主義共和国の法律に従う。

この法律は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年1月26日に可決した。

国会議長  
ゲン・ヴァン・アン

国会決議の発布に関する2003年12月10日  
No. 30/2003/L-CTN 命令

ベトナム社会主義共和国国家主席は、第10期国会第10会期が2001年12月25日 No. 51/2001/QH10 決議により改正、補足したベトナム社会主義共和国1992年憲法第103条及び106条に従い、国会組織法第91条に従い、法律文書発布に関する法律第50条に従い、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年1月26日に可決した刑事訴訟法の施行に関する決議を發布する。

ベトナム社会主義共和国国家主席  
チャン・ドゥック・ルオン

刑事訴訟法の施行に関する2003年11月26日  
No.24/2003/QH11 決議

ベトナム社会主義共和国国会は、第10期国会第10会期2001年12月25日 No.51/2001/QH10決議により改正、補充されたベトナム社会主義共和国1992年憲法に従い、次に掲げる事項を決議する。

1. 刑事訴訟法は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期において2003年11月26日に可決し、2004年7月1日から施行する。

この刑事訴訟法は、1988年6月29日に国会が可決した刑事訴訟法、並びに1990年6月30日、1992年12月22日及び2000年6月9日に国会が可決した刑事訴訟法の複数の条項を改正、補足する法律に取って代わる。

2. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、刑事訴訟法の施行指導現行文書を取り消し、補足し、又は新しい文書を発布するために、それぞれの職務及び任務の範囲内において、刑事訴訟法の施行指導文書を自ら編纂し、又はその編纂、選別において関係機関と調整し、刑事訴訟法に従って指導文書を取り消し、改正し、補足し、又は新しい文書を発布することを国会及び国会の常任委員会に提案し、2004年7月1日からのこの法律の施行を保障する。

3. 刑事訴訟法の施行日から、その施行の能力がある県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所には、この法律第170条第1項に定める新しい裁判権を付与する。まだ能力のない県、区、市又は特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所は、重大でない犯罪及び重大な犯罪を含む刑事事件の第一審裁判権を行使する。ただし、この法律第170条第1項a号、b号、c号に定める犯罪を除く。しかし、遅くとも2009年7月1日までに、県、区、市又は特別市の全人民裁判所及び区域軍事裁判所は、この法律第170条第1項に定める新しい裁判権を一律に行使する。

最高人民裁判所は、県、区、市又は特別市のどの人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第170条第1項に定める新しい裁判権を行使できるか決定することを国会常任委員会に提案するに当たり、その任務及び権限の範囲内において、最高人民検察院、政府と調整する。

最高人民裁判所、最高人民検察院及び政府は、県、区、市若しくは特別市の人民裁判所及び区域軍事裁判所が刑事訴訟法第170条第1項に定める新しい裁判権を一律に行使することを確保するため、まだ施行の能力がない県、区、市若しくは特別市の捜査機関、検察院、裁判所及び軍区級よ

り下級の軍事捜査機関、区域軍事検察院及び区域軍事裁判所の物的基盤並びに職員配置を、それぞれの職務及び任務の範囲内で早急に強化しなければならない。

4. 刑事訴訟法が発布された日から施行される日まで

a) 刑事訴訟法の発布日前に監督審手続に従って異議を申し立てられ、その審理が行われていない法的効力を発生した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988年刑事訴訟法第254条の規定に従って決定をする権限を有する。

b) 刑事訴訟法の発布日以降に監督審手続に従って異議を申し立てられた法的効力を発生した刑事判決、決定について、監督審合議体は、1988年刑事訴訟法第254条第1号、2号、3号の規定に従って決定をする権限を有する。

5. 政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、国家の管理領域及び社会生活すべてにおいて犯罪を防止し犯罪と戦うに際して刑事訴訟法の適用を促進するため、公務員及び人民の間にこの刑事訴訟法を広め、広範囲にわたって普及させるに当たり、それぞれの職務及び任務の範囲内でベトナム祖国戦線中央委員会及びその構成機関と調整しなければならない。

6. 国会常任委員会、政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院は、この決議を実施し、施行を指導する責任を負う。

この決議は、ベトナム社会主義共和国第11期国会第4会期が2003年11月26日に可決した。

国会議長

グエン・ヴァン・アン

# ベトナム刑事捜査組織令（仮訳）

(No. 23/2004/PL-UBTVQH11)

## 第1章 総則

- 第1条 捜査機関
- 第2条 各種捜査活動の遂行に任じられた機関
- 第3条 捜査機関の任務
- 第4条 各種捜査活動の遂行に任じられた機関の捜査任務
- 第5条 捜査活動の原則
- 第6条 捜査活動における検察院の責任
- 第7条 捜査活動における機関、組織及び公民の責任
- 第8条 機関、組織、人民代表による捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動の監督

## 第2章 捜査機関の組織及び捜査権

### 第A節 人民公安捜査機関の組織及び捜査権

- 第9条 人民公安捜査警察機関の組織
- 第10条 人民公安捜査治安機関の組織
- 第11条 人民公安捜査警察機関の捜査権
- 第12条 人民公安捜査治安機関の捜査権

### 第B節 人民軍捜査機関の組織及び捜査権

- 第13条 人民軍刑事捜査機関の組織
- 第14条 人民軍捜査治安機関の組織
- 第15条 人民軍刑事捜査機関の捜査権
- 第16条 人民軍捜査治安機関の捜査権

### 第C節 最高人民検察院捜査機関の組織及び捜査権

- 第17条 最高人民検察院捜査機関の組織
- 第18条 最高人民検察院捜査機関の捜査権

## 第3章 各種捜査活動の遂行に任じられた機関の捜査権

- 第19条 国境警備隊の捜査権
- 第20条 税関の捜査権
- 第21条 森林警備隊の捜査権
- 第22条 沿岸警備隊の捜査権
- 第23条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安警察部隊の他の機関の捜査権
- 第24条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民公

安治安部隊の他の機関の捜査権

- 第25条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民軍の他の機関の捜査権

## 第4章 捜査活動における分担及び協力関係

- 第26条 捜査機関及び各種捜査活動に任じられた機関の関係
- 第27条 捜査委託
- 第28条 捜査権に関する紛争の解決

## 第5章 捜査官の任命、解任の基準、手続

- 第29条 捜査官
- 第30条 捜査官の基準
- 第31条 捜査官選抜審議会
- 第32条 捜査官選抜審議会の任務及び権限
- 第33条 捜査官の禁止行為
- 第34条 捜査官の任命、解任及び解雇
- 第35条 捜査機関長官及び副長官の任命、解任及び解雇

## 第6章 捜査機関の活動の保障

- 第36条 捜査官に対する制度
- 第37条 捜査活動を保障するための経費

## 第7章 施行規定

- 第38条 施行規定

## 刑事捜査組織令

(No. 23/2004/PL-UBTVQH11)

第10会期第10期国会の第.51/2001/QH10号決議（2004年12月25日決議）により、修正補足したベトナム社会主義共和国1992年憲法及び刑事訴訟法に基づき、この国会令は、捜査機関の組織及び特別捜査権、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び様々な捜査活動の遂行を任命された人民公安及び人民軍のその他の機関の捜査活動における具体的な任務及び権限について定める。

### 第1章 総則

#### 第1条 捜査機関

1. 人民公安は、次の捜査機関を有する。
  - a) 公安省捜査警察機関、省及び中央直轄市の公安捜査警察機関（以下まとめて「省級公安捜査警察機関」という。）、県、区、市及び特別市の公安捜査警察機関（以下まとめて「県級公安捜査警察機関」という。）
  - b) 公安省捜査治安機関、省及び中央直轄市の公安捜査治安機関（以下まとめて「省級公安捜査治安機関」という。）
2. 人民軍は、次の捜査機関を有する。
  - a) 国防省刑事捜査機関、軍区及びそれに相当する単位の刑事捜査機関、区域刑事捜査機関
  - b) 国防省捜査治安機関、軍区及びそれに相当する単位の捜査治安機関
3. 最高人民検察院は、次の捜査機関を有する。
  - a) 最高人民検察院捜査機関
  - b) 中央軍事検察院捜査機関
4. 捜査機関は、長官、副長官及び捜査官で構成する。

#### 第2条 各種捜査活動の遂行に任じられた機関

各種捜査活動の遂行に任じられた機関は、この国会令第19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条に定める国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、人民公安又は人民軍のその他の機関を含む。

#### 第3条 捜査機関の任務

捜査機関は、すべての犯罪の捜査を遂行し、犯罪及び犯罪行為を行った者を特定するために刑事訴訟法に定めるあらゆる手段を採り、事件記録を編綴し、起訴を提案し、犯行の原因及び条件を発見し、関係機関及び組織に撲滅策及び防止策を採ることを要求

する。

#### 第4条 各種捜査活動の遂行に任じられた機関の捜査任務

1. 国境警備隊、税関、森林警備隊及び沿岸警備隊は、それぞれの管轄領域内で任務の遂行中に刑事責任を追及すべき重大な犯罪行為を発見した場合は、この国会令第19条、20条、21条、22条に定める捜査活動を遂行する。
2. 各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安及び人民軍の他の機関は、その任務の遂行中に犯罪を示す事象を発見した場合は、この国会令第23条、24条、25条の規定に従い、事件を立件し、初期捜査活動を遂行し、事件記録を管轄捜査機関に送付する権限を有する。

#### 第5条 捜査活動の原則

1. この国会令に定める捜査機関及び各種捜査活動の遂行に任じられた機関のみが、刑事事件を捜査することができる。すべての捜査活動は、刑事訴訟法及びこの国会令の規定に従わなければならない。
2. 捜査活動では、犯罪者を放置し又は無実の者に不正義を働くことなく、真実を尊重し、客観的、包括的かつ十全な方法で捜査を実施し、正確かつ迅速にすべての犯罪行為を発見し、有罪を証明する証拠及び無罪を証明する証拠、犯罪者の刑事責任を加重し、軽減する事実関係を明らかにしなければならない。
3. 下級捜査機関は、上級捜査機関から実務上の指導、指揮に従う。

#### 第6条 捜査活動における検察院の責任

検察院は、捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関が行う捜査活動が、刑事訴訟法及びこの国会令の規定に従うことを保障するため、捜査活動における法遵守を檢察する。

検察院は、捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動における法律違反を適時に発見し、それを是正することを当該機関に要求し、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊又は各種捜査活動の遂行に任じられた人民軍の他の機関による捜査が受理された事件について、弁護人の認可証を授与し又は撤回しなければならない。

捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸

警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関は、刑事訴訟法の規定に従って、検察院の要求及び決定を実施しなければならない。

## 第7条 捜査活動における機関、組織及び公民の責任

1. 組織及び公民は、犯罪行為を発見し、告発する権利及び義務を有し、捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊、各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関、捜査機関の長官及び副長官、捜査官並びに各種捜査活動の遂行に任じられた機関の長官及び副長官が捜査任務を遂行できるように、その要求を遂行し、捜査のための条件を調える責任を負う。
2. 国家機関は、それぞれの責任の範囲内で、その機関及び管轄領域で発生した犯罪行為のすべてを捜査機関に通知しなければならない。犯罪者に対する事件の立件を捜査機関に建議し、その検討のために関連書類を送付する権限を有し、捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関、捜査機関の長官及び副長官、捜査官並びに各種捜査活動の遂行に任じられた機関の長官及び副長官が捜査任務を遂行できるよう、その要求を遂行し、捜査のための条件を整える責任を負う。
3. 捜査機関は、それぞれの責任の範囲内で、犯罪者に関して通報された情報及び告発を検討して処理し、立件を建議し、処理の結果について情報を提供し又は申立てを行った機関又は組織及び犯罪者を告発した者に通知しなければならない。告発者を保護するために必要な措置を採らなければならない。

## 第8条 機関、組織、人民代表による捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関の捜査活動の監督

国家機関、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織並びに人民代表は、捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関、捜査機関の長官及び副長官、捜査官並びに各種捜査活動の遂行に任じられた機関の長官及び副長官の捜査活動を監督する権利を有する。

捜査活動における違法行為を発見した場合は、国

家機関及び人民代表は、管轄機関に対し、刑事訴訟法の規定に従って当該違法行為を検討して処理することを要求することができ、ベトナム祖国戦線委員会及びその構成組織は、管轄機関に対し、当該違法行為の検討及び処理を建議することができる。捜査機関、国境警備隊、税関、森林警備隊、沿岸警備隊及び各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安又は人民軍の他の機関は、それぞれの責任範囲内で、検討し、処理し、当該要求又は建議を行った機関及び者に処理結果を通知しなければならない。

## 第2章 捜査機関の組織及び捜査権

### 第A節 人民公安捜査機関の組織及び捜査権

#### 第9条 人民公安捜査警察機関の組織

1. 公安省捜査警察機関は、社会秩序関連犯罪捜査警察局、経済管理秩序及び職業関連犯罪捜査警察局、薬物関連犯罪捜査警察局及び捜査警察機関事務局で構成する。
2. 省級公安捜査警察機関は、社会秩序関連犯罪捜査警察部、経済管理秩序及び職業関連犯罪捜査警察部、薬物関連犯罪捜査警察部及び捜査警察機関事務局で構成する。
3. 県級公安捜査警察機関は、社会秩序関連犯罪捜査警察隊、経済管理秩序及び職業関連犯罪捜査警察隊、薬物関連犯罪捜査警察隊及び捜査警察機関補助機構で構成する。

#### 第10条 人民公安捜査治安機関の組織

1. 公安省捜査治安機関は、捜査部、作業部及び捜査治安機関事務局で構成する。
2. 省級公安捜査治安機関は、捜査隊、作業隊及び捜査治安機関補助機構で構成する。

#### 第11条 人民公安捜査警察機関の捜査権

1. 県級公安捜査警察機関は、刑法第12章から22章に定める犯罪で県級人民裁判所が裁判権を有するものに関連した刑事事件を捜査する。ただし、最高人民検察院捜査機関及び人民公安捜査治安機関が捜査権を有する犯罪を除く。
2. 省級公安捜査警察機関は、本条第1項に定める犯罪で省級人民裁判所が裁判権を有するものに関連する刑事事件又は県級公安捜査警察機関が捜査権を有する犯罪でそれを直接捜査することが必要であると認める場合に、その犯罪に関連した刑事事件を捜査する。
3. 公安省捜査警察機関は、省級公安捜査警察機関

が捜査権を有する特に極めて重大かつ複雑な犯罪でそれを直接捜査することが必要であると認める場合に、当該犯罪を捜査する。

#### 第12条 人民公安捜査治安機関の捜査権

1. 省級公安捜査治安機関は、刑法第11章、24章及び第180条、181条、221条、222条、223条、230条、231条、232条、236条、263条、264条、274条、275条に定める犯罪で省級人民裁判所が当該犯罪の裁判権を有するものの刑事捜査を遂行する。
2. 公安省捜査治安機関は、本条第1項の規定に従い省級公安捜査治安機関が捜査権を有する特に極めて重大かつ複雑な犯罪でそれを直接捜査することが必要であると認める場合に、その犯罪に関連した刑事事件を捜査する。

#### 第B節 人民軍捜査機関の組織及び捜査権

##### 第13条 人民軍刑事捜査機関の組織

1. 国防省刑事捜査機関の組織は、捜査部、作業部及び刑事捜査機関補助機構で構成する。
2. 軍区及びそれに相当する単位の刑事捜査機関の組織は、捜査班及び刑事捜査機関補助機構で構成する。
3. 区域刑事捜査機関の組織は、捜査係及び刑事捜査機関補助機構で構成する。
4. 政府は、軍の任務及び組織に基づき、任期ごとに、軍区又はそれに相当する単位の刑事捜査機関、区域刑事捜査機関の設置又は解散の決定を国会常任委員会に提起する。

##### 第14条 人民軍捜査治安機関の組織

1. 国防省捜査治安機関の組織は、捜査部、作業部及び捜査治安機関補助機構で構成する。
2. 軍区又はそれに相当する単位の捜査治安機関の組織は、捜査班及び捜査治安機関補助機構で構成する。
3. 政府は、軍の任務及び組織に基づき、任期ごとに、軍区又はそれに相当する単位の捜査治安機関の設立又は解散の決定を国会常任委員会に提起する。

##### 第15条 人民軍刑事捜査機関の捜査権

1. 区域刑事捜査機関は、刑法第12章から23章に定める犯罪で区域軍事裁判所が裁判権を有するものに関連した刑事事件を捜査する。ただし、中央軍事検察院捜査機関が捜査権を有するものを除

く。

2. 軍区又はそれに相当する単位の刑事捜査機関は、本条第1項に定める犯罪で軍区又はそれに相当する単位の軍事裁判所が裁判権を有するものに関連した刑事事件又は区域刑事捜査機関が捜査権を有する犯罪を直接捜査することが必要であると認める場合に、当該犯罪に関連した刑事事件を捜査する。
3. 国防省刑事捜査機関は、軍区又はそれに相当する単位の刑事捜査機関が捜査権を有する特に極めて重大又は複雑な犯罪を直接捜査することが必要であると認める場合に、当該犯罪に関連した刑事事件を捜査する。

##### 第16条 人民軍捜査治安機関の捜査権

1. 軍区又はそれに相当する単位の捜査治安機関は、刑法第11章から24章に定める犯罪で軍区又はそれに相当する単位の軍事裁判所が裁判権を有するものに関連した刑事事件を捜査する。
2. 国防省捜査治安機関は、軍区又はそれに相当する単位の捜査治安機関が捜査権を有する特に極めて重大又は複雑な犯罪を直接捜査することが必要であると認める場合に、当該犯罪に関連した刑事事件を捜査する。

#### 第C節 最高人民検察院捜査機関の組織及び捜査権

##### 第17条 最高人民検察院捜査機関の組織

1. 最高人民検察院捜査機関の組織は、捜査部及び捜査機関補助機構で構成する。
2. 中央軍事検察院捜査機関の組織は、捜査係及び捜査機関補助機構で構成する。

##### 第18条 最高人民検察院捜査機関の捜査権

1. 最高人民検察院捜査機関は、司法活動を侵害する犯罪で犯罪者が司法機関の職員であり、人民裁判所が裁判権を有するものに関連した刑事事件を捜査する。
2. 中央軍事検察院捜査機関は、本条第1項に定める刑事事件で軍事裁判所が裁判権を有するものを捜査する。

#### 第3章 各種捜査活動の遂行に任じられた機関の捜査権

##### 第19条 国境警備隊の捜査権

1. 国境警備隊が、その管轄領域の任務を遂行中に、



刑法第11章及び第119条、120条、153条、154条、172条、180条、181条、188条、192条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、236条、264条、273条、274条、275条に定める犯罪が、国境警備隊の管理する陸上の国境地帯、海岸、島嶼部及び領海部で敢行されたのを発見したときは、国境警備隊偵察部部長、省及び中央直轄市の国境警備隊司令官並びに国境警備署長は、次の権限を有する。

- a) 犯行を目撃され、証拠及び犯人の身上が明らかである重大でない犯罪については、事件を立件する決定を発すること、現場を検証すること、捜索を行うこと、証言を聴取すること、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存すること、必要な場合に鑑定意見を要求すること、被疑者を立件すること、刑事訴訟法に定めるその他の捜査手段を採ること、捜査を完了すること、及び事件立件の決定を発してから20日以内に管轄検察院に事件記録を送付すること。
  - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は複雑な重大でない犯罪については、事件を立件する決定を発すること、現場を検証すること、捜索を行うこと、証言を聴取すること、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存すること、犯人の逃亡、証拠物の破壊又はさらなる犯行を直ちに防ぐことが必要であると認める場合は、警察署に当該者を引致して、管轄機関の緊急逮捕状を請願すること、事件立件の決定を発してから7日以内に管轄捜査機関へ事件記録を送付すること。
  - c) 刑事訴訟法の規定に従い防止策を採ること。
2. 国境警備隊偵察部部長、省及び中央直轄市の国境警備隊司令官並びに国境警備署長は、捜査活動を直接組織して指揮し、刑事事件の捜査を担当する副官を任命又は交代し、捜査活動を検査し、副官の根拠のない、かつ違法な決定の変更又は取消しを決定し、刑事訴訟法の規定に従い告発を処理すること。
- 国境警備隊偵察部部長、省及び中央直轄市の国境警備隊司令官並びに国境警備署長が不在の場合は、副官の一人が本項に定める権限を行使することを授権され、課された任務について長に対し責任を負わなければならない。
3. 国境警備隊偵察部副部長、省及び中央直轄市の国境警備隊副司令官並びに国境警備署副署長は、刑事事件の捜査に任じられたときは、本条第1項

に定める捜査手段を採ることができる。

4. 国境警備隊偵察部部長及び副部長、省及び中央直轄市の国境警備隊司令官及び副司令官並びに国境警備署長及び副署長は、その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

## 第20条 税関の捜査権

1. 税関事務所が、その管理領域内で任務を遂行中に刑法第153条及び154条に定める犯罪を発見した場合は、密輸捜査部長、通関後検査部長、省及び中央直轄市の税関部長並びに国境ゲート税関支部長は、次の権限を有する。
  - a) 犯行を目撃され、証拠及び犯人の身上が明らかである重大でない犯罪については、事件を立件する決定を発すること、証言を聴取すること、事件に直接関連する物、書類を没収し、仮に差し押さえ、保存すること、身体検査を行うこと、税関管理地域の貯蔵場所を捜索すること、必要な場合は鑑定意見を要求すること、被疑者を立件すること、刑事訴訟法に定めるその他の捜査手段を採ること、捜査を完了すること、及び事件立件の決定を発してから20日以内に管轄検察院に事件記録を送付すること。
  - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は複雑な重大でない犯罪については、事件を立件する決定を発すること、証言を聴取すること、事件に直接関連する物、書類を没収し、仮に差し押さえ、保存すること、身体検査を行うこと、税関の管理地域の貯蔵場所を捜索すること、事件立件の決定を発してから7日以内に管轄捜査機関へ事件記録を送付すること。
2. 密輸捜査部長、通関後検査部長、省及び中央直轄市の税関部長並びに国境ゲート税関支部長は、捜査活動を直接組織して指揮し、刑事事件の捜査を担当する副官を任命又は交代し、捜査活動を検査し、副官の根拠のない、かつ違法な決定の変更又は取消しを決定し、刑事訴訟法の規定に従い告発を処理すること。

密輸捜査部長、通関後検査部長、省及び中央直轄市の税関部長並びに国境ゲート税関支部長が不在の場合は、副官の一人が本項に定める権限を行使することを授権され、課された任務について長に対し責任を負わなければならない。
3. 密輸捜査部副部長、通関後検査部副部長、省及び中央直轄市の税関部副部長並びに国境ゲート税関支部副部長は、刑事事件の捜査を任命されたときは、本条第1項に定める捜査手段を採ることが

できる。

4. 密輸捜査部長及び副部長，通関後検査部長及び副部長，省及び中央直轄市の税関部長及び副部長並びに国境ゲート税関支部長及び副部長は，その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

## 第21条 森林警備隊の捜査権

1. 森林警備隊事務所が，その管理領域内で任務を遂行中に刑法第175条，189条，190条，191条，240条及び272条に定める犯罪を発見した場合は，森林警備部長，森林警備支部長，森林警備課長及び林産物検査課長は，次の権限を有する。
  - a) 犯行を目撃され，証拠及び犯人の身上が明らかである重大でない犯罪については，事件を立件する決定を発すること，現場を検証すること，捜索を行うこと，証言を聴取すること，事件に直接関連する物証，資料を没収し，仮に差し押さえ，保存すること，必要な場合に鑑定意見を要求すること，被疑者を立件すること，刑事訴訟法に定めるその他の捜査手段を採ること，捜査を完了すること，及び事件立件の決定を発してから20日以内に管轄検察院に事件記録を送付すること。
  - b) 重大な犯罪，極めて重大な犯罪，特に極めて重大な犯罪又は複雑な重大でない犯罪については，事件を立件する決定を発すること，現場を検証すること，捜索を行うこと，証言を聴取すること，事件に直接関連する物証，資料を没収し，仮に差し押さえ，保存すること，及び事件立件の決定を発してから7日以内に管轄捜査機関に事件記録を送付すること。
2. 森林警備部長，森林警備支部長，森林警備課長及び林産物検査課長は，捜査活動を直接組織して指揮し，刑事事件の捜査を担当する副官の任命又は交代を決定し，捜査活動を検査し，副官の根拠のない又は違法な決定の変更又は取消しを決定し，刑事訴訟法の規定に従い告発を処理する。

森林警備部長，森林警備支部長，森林警備課長及び林産物検査課長が不在の場合は，副官の1人が本項に定める権限を行使することを授権され，課された任務について長に対し責任を負わなければならない。
3. 森林警備部副部長，森林警備支部副部長，森林警備課副課長及び林産物検査課副課長は，刑事事件の捜査に任じられたときは，本条第1項に定める捜査手段を採ることができる。

4. 森林警備部長及び副部長，森林警備支部長及び副支部長，森林警備課長及び副課長並びに林産物検査課長及び副課長は，その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

## 第22条 沿岸警備隊の捜査権

1. 沿岸警備隊部隊が，その管理領域内で任務を遂行中に，刑法第11章並びに第153条，154条，172条，183条，188条，194条，195条，196条，212条，213条，221条，223条，230条，231条，232条，236条，238条，273条及び274条に定める犯罪が沿岸警備隊の管理するベトナム社会主義共和国の沿岸地域，大陸棚で取行されたのを発見した場合は，沿岸警備隊部長，地域司令官，艦隊司令官，小艦隊司令官及び沿岸警備班長は，次の権限を有する。
  - a) 犯行を目撃され，証拠及び犯人の身上が明らかである重大でない犯罪については，事件を立件する決定を発すること，現場を検証すること，捜索を行うこと，証言を聴取すること，事件に直接関連する物証，資料を没収し，仮に差し押さえ，保存すること，必要な場合に鑑定意見を要求すること，被疑者を立件すること，刑事訴訟法に定めるその他の捜査手段を採ること，捜査を完了すること，及び事件立件の決定を発してから20日以内に管轄検察院に事件記録を送付すること。
  - b) 重大な犯罪，極めて重大な犯罪，特に極めて重大な犯罪又は複雑な重大でない犯罪については，事件を立件する決定を発すること，現場を検証すること，捜索を行うこと，証言を聴取すること，事件に直接関連する物証，資料を没収し，仮に差し押さえ，保存すること，及び事件立件の決定を発してから7日以内に事件記録を管轄捜査機関に送付すること。
  - c) 刑事訴訟法に定める防止策を採ること。
2. 沿岸警備隊部長，地域司令官，艦隊司令官，小艦隊司令官及び沿岸警備班長は，捜査活動を直接組織して指揮し，刑事事件の捜査を担当する副官の任命又は交代を決定し，捜査活動を検査し，副官の根拠のない，かつ違法な決定の変更又は取消しを決定し，刑事訴訟法の規定に従い告発を処理する。

沿岸警備隊部長，地域司令官，艦隊司令官，小艦隊司令官及び沿岸警備班長が不在の場合は，副官の1人に本項に定める権限を行使することを授権し，その副官は，課された任務について長に

対し責任を負わなければならない。

3. 沿岸警備隊副部長、地域副司令官、艦隊副司令官、小艦隊副司令官及び沿岸警備班副班長は、刑事事件の捜査に任じられたときは、本条第1項に定める捜査手段を採ることができる。
4. 沿岸警備隊部長及び副部長、地域司令官及び副司令官、艦隊司令官及び副司令官、小艦隊司令官及び副司令官並びに沿岸警備班長及び副班長は、その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

### 第23条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安警察部隊の他の機関の捜査権

1. 道路鉄道交通警察局、水上交通警察局、消防警察局、社会秩序行政管理警察局、警備司法支援警察局、道路鉄道交通警察課、水上交通警察課、消防警察課、社会秩序行政管理警察課、警備司法支援警察課、拘留所、刑務所が、それぞれの任務を遂行中にこの国会令第11条に定める捜査警察機関が捜査権を有する犯罪を示す事象を発見した場合は、道路鉄道交通警察局長、水上交通警察局長、消防警察局長、社会秩序行政管理警察局長、警備司法支援警察局長、道路鉄道交通警察課長、水上交通警察課長、消防警察課長、社会秩序行政管理警察課長、警備司法支援警察課長、拘留所長及び刑務所長は、事件を立件する決定を發し、証言を聴取し、現場を検証し、捜索を行い、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存し、事件立件の決定を發してから7日以内に管轄捜査警察機関に事件記録を送付する。
2. 本条第1項に定める局長及び課長、拘留所長及び刑務所長は、捜査活動を直接組織して指揮し、刑事事件の捜査を担当する副官の任命又は交代を決定し、捜査活動を検査し、副官の根拠のない、かつ違法な決定の変更又は取消しを決定し、刑事訴訟法の規定に従い告発を処理する。  
局長、課長、拘留所長及び刑務所長が不在の場合は、副官の1人が本項に定める長の権限を行使することを授權され、課された任務について長に対し責任を負わなければならない。
3. 副局長、副課長、拘留所副所長及び刑務所副所長は、刑事事件の捜査に任じられたときは、本条第1項に定める捜査手段を採ることができる。
4. 局長及び副局長、課長及び副課長、拘留所長及び副所長並びに刑務所長及び副所長は、その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

### 第24条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民公安治安部隊の他の機関の捜査権

1. この国会令第12条に定める犯罪の防止及び撲滅に直接関与する公安治安局又は省級治安部が、任務の遂行中に犯罪を示す事象を発見した場合は、当該局長又は部長は、事件を立件する決定を發し、証言を聴取し、現場を検証し、捜索を行い、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存する。犯人の逃亡、証拠物の破壊又はさらなる犯行を直ちに防止することが必要であると認める場合は、当該局長及び部長は、当該者を直ちに警察署に引致し、管轄機関の緊急逮捕状を請願しなければならない。当該局長及び部長は、事件立件を決定した日から7日以内に管轄捜査治安機関に事件記録を送付しなければならない。  
県級公安治安隊が、その任務の遂行中に省級公安捜査治安機関が捜査権を有する犯罪を示す事象を発見した場合は、直ちに逃亡者を追跡し、証言を聴取し、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存し、その旨を直ちに省級捜査治安機関に報告する。
2. 本条第1項に定める局長及び部長は、捜査活動を直接組織して指揮し、刑事事件の捜査を担当する副官の任命又は交代を決定し、捜査活動を検査し、副官の根拠のない、かつ違法な決定の変更又は取消しを決定し、刑事訴訟法の規定に従い告発を処理する。  
省級公安治安局長、治安部長が不在の場合は、副官の1人が本項に定める長の権限を行使することを授權され、課された任務について長に対し責任を負わなければならない。
3. 省級公安の治安局副局長、治安部副部長は、刑事事件の捜査に任じられたときは、本条第1項に定める捜査手段を採ることができる。
4. 省級公安の治安局長及び副局長、部長及び副部長は、その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

### 第25条 各種捜査活動の遂行に任じられた人民軍の他の機関の捜査権

1. 拘留所長及び刑務所長が、任務を遂行中に刑事捜査機関が捜査権を有し刑事責任を追及しなければならない重大な犯罪を示す事象を発見した場合は、事件を立件する決定を發し、現場を検証し、証言を聴取し、捜索を行い、事件に直接関連する物、書類を没収し、仮に差し押さえ、保存し、事件立件の決定を發してから7日以内に管轄刑事捜査機関に事件記録を送付する。

拘留所長又は刑務所長が不在の場合は、副官の一人が本項に定める長の権限を行使することを授權され、課された任務について長に対し責任を負わなければならない。

2. 独立連隊又は同級の部隊の司令官は、人民軍捜査機関が捜査権を有する犯罪行為がそれぞれの部隊が配置する地域内で発生したのを発見した場合は、現行犯で逮捕された犯罪に関する報告書を作成し、証言を聴取し、捜索を行い、事件に直接関連する物証、資料を没収し、仮に差し押さえ、保存し、刑事訴訟法に定める防止策を採り、管轄捜査機関に事件記録を直ちに送付する権利を有する。
3. 拘留所長、刑務所長、独立連隊又は同級の部隊の司令官は、その行為及び決定について法律上の責任を負わなければならない。

#### 第4章 捜査活動における分担及び協力関係

##### 第26条 捜査機関及び各種捜査活動に任じられた機関の関係

1. 捜査機関相互の関係、捜査機関と各種捜査活動に任じられた機関の関係、並びに各種捜査活動に任じられた機関相互の関係は、捜査活動における分担及び協力関係である。

捜査機関の文書による要求は、各種捜査活動に任じられた機関が厳正に遂行しなければならない。

2. 犯罪を示す事象について、当該事件の捜査権が確定しない場合は、その事件を最初に発見した捜査機関が、刑事訴訟法の規定に従い直ちに捜査手段を採らなければならない。捜査権が確定した場合は、事件は、刑事訴訟法に定める管轄捜査機関に送付する。
3. 各種捜査活動に任じられた機関は、事件を立件し、権限に従って防止策を採った後に、直ちに当該決定を検察院に送付し、その旨を管轄捜査機関に通知しなければならない。
4. 人民警察部隊、人民治安部隊又は軍事警察部隊は、捜査機関の長官若しくは副長官、捜査官又は各種捜査活動に任じられた機関の長官若しくは副長官の要求に応じて支援を提供し、実行する責任がある。

##### 第27条 捜査委託

必要な場合に、捜査機関は、別の捜査機関に各種捜査活動の遂行を委託することができる。委託決定には、具体的な要求を明記しなければならない。受託捜査機関は、委託捜査機関が要求する期限までに委託任務を完全に遂行する責任を負う。

受託捜査機関が、委託された任務の一部又はすべてを遂行できない場合は、直ちにその旨を文書で委託捜査機関に通知し、理由を明記しなければならない。

##### 第28条 捜査権に関する紛争の解決

1. 捜査機関の間で捜査権に関する紛争が発生した場合は、犯罪が敢行された地域又は犯罪が発見された地域の同級検察院の長官が決定する。
2. 国境警備隊、税関、森林警備隊及び沿岸警備隊の間で捜査権に関する紛争が発生した場合は、事件が発生した地域の管轄検察院の長官が決定する。  
必要な場合に、管轄捜査機関は、直接捜査のために直ちに事件記録の送付を各種捜査活動に任じられた機関に要求する権限を有する。捜査機関の要求は、各種捜査活動に任じられた機関を拘束する。

#### 第5章 捜査官の任命、解任の基準、手続

##### 第29条 捜査官

捜査官とは、刑事事件の捜査を遂行するために法の規定に従って任命された者である。

##### 第30条 捜査官の基準

1. 祖国及びベトナム社会主義共和国憲法に忠誠を尽くし、美德を有し、清廉潔白かつ誠実で、治安大学、警察大学又は法科大学卒業の学歴を有し、捜査業務の認可証を有し、この国会令に定める期間の実務経験を有し、課された任務の遂行を保障する良好な健康状態を有するベトナム市民は、捜査官に任命することができる。  
幹部の需要がある場合には、他の分野の学士号を有し、上記基準を満たし、捜査業務の認可証を所有している者を、捜査官に任命することができる。
2. 捜査官には、初級捜査官、中級捜査官及び上級捜査官の3つの階層がある。
  - a) 本条第1項に定める基準を満たし、法律関係の職業に4年以上従事し、在職の警察士官、現役の軍士官、人民検察院の職員であり、軽罪又は重罪に関わる事件を捜査する能力のある者は、初級捜査官に任命することができる。
  - b) 本条第1項に定める基準を満たし、初級捜査官として少なくとも5年以上勤務し、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に関わる事件を捜査する能力があり、初級捜査官の捜査活動を指導する能力がある者は、中級捜査官に任

命することができる。

幹部の需要がある場合には、本条第1項に定める基準を満たし、法律関係の職業に9年以上従事し、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に関わる事件を捜査する能力があり、初級捜査官の捜査活動を指導する能力がある者は、中級捜査官に任命することができる。

- c) 本条第1項に定める基準を満たし、中級捜査官として少なくとも5年以上勤務し、防犯措置を研究して総合的に提出する能力があり、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪及び複雑な犯罪に関わる事件を捜査する能力があり、初級捜査官及び中級捜査官の捜査活動を指導する能力がある者は、上級捜査官に任命することができる。

幹部の需要がある場合には、本条第1項に定める基準を満たし、法律関係の職業に14年以上従事し、防犯措置を研究して総合的に提出する能力があり、極めて重大な犯罪、特に極めて重大な犯罪又は複雑な犯罪に関わる事件を捜査する能力があり、初級捜査官及び中級捜査官の捜査活動を指導する能力がある者は、上級捜査官に任命することができる。

3. 特別な場合には、所轄の機関又は組織から捜査機関に派遣された者で、まだ捜査業務の認可証を有さず、本条第2項b号及びc号に定める期間に達していないが、本条第1項及び第2項b号又はc号に定めるその他のすべての基準を満たす者は、中級捜査官又は上級捜査官に任命することができる。
4. 捜査官の任期は、任命日から起算して5年である。

### 第31条 捜査官選抜審議会

1. 人民公安の上級捜査官、中級捜査官及び初級捜査官の選抜審議会
- a) 人民公安の上級捜査官並びに公安省捜査機関の中級捜査官及び初級捜査官の選抜審議会は、人民公安隊組成司令部総司令官を議長とし、公安省捜査警察機関、捜査治安機関、組織人事部及び法務局の幹部を委員として構成する。
- b) 省級公安捜査機関及び県級公安捜査警察機関の中級捜査官及び初級捜査官の選抜審議会は、省級公安長を議長とし、省級公安捜査警察機関、捜査治安機関、組織人事部及び事務局の指導者代表を委員として構成する。
- c) 人民公安捜査官の選抜審議会の委員名簿は、審議会議長の提案を受け公安大臣が決定する。

2. 人民軍における捜査官選抜審議会は、国防省政治総局主任を議長とし、国防省の刑事捜査機関、捜査治安機関、人事部及び法制部の管理職代表を委員として構成する。

人民軍捜査官の選抜審議会の委員名簿は、審議会議長の提案を受けて国防大臣が決定する。

3. 最高人民検察院の捜査官の選抜審議会は、最高人民検察院の副長官を議長とし、最高人民検察院及び中央軍事検察院の検察官委員会、最高人民検察院捜査機関及び組織人事部の指導部の代表を委員として構成する。

最高人民検察院の長官は、副長官の1人を選抜審議会の議長に指名する。最高人民検察院捜査官の選抜審議会の委員名簿は、選抜審議会議長の提案を受けて最高人民検察院長官が決定する。

### 第32条 捜査官選抜審議会の任務及び権限

捜査官選抜審議会は、次の任務及び権限を有する。

1. 審議会議長が公安大臣、国防大臣又は最高人民検察院長官に捜査官の任命を提案できるよう、組織人事事案についての機関の提案に従って、捜査官として十分な資格を有する者を選抜すること。
2. 審議会議長が公安大臣、国防大臣又は最高人民検察院長官に捜査官の解任又は解雇を提案できるよう、この国会令第34条の規定に従い、捜査官を解任又は解雇できるかどうか検討すること。

### 第33条 捜査官の禁止行為

捜査官は、次のことを行ってはならない。

1. 国家の幹部及び公務員、人民武装勢力の幹部及び戦闘員が法律により行うことを禁止されている行為。
2. 被疑者、被告人、当事者又は他の訴訟参加者の相談に応じ、法の規定に反して事件を処理すること。
3. 事件の処理に違法に介入すること、又は事件の処理の担当者に圧力をかけるために自らの影響力を乱用すること。
4. 課された任務の目的以外で、又は権限ある者の同意なしに、事件記録又は事件記録内の書類を事務所から持ち出すこと。
5. 自らが処理権を有する事件の被告人、被疑者、当事者又は他の訴訟参加者と定められた場所以外で接触すること。

### 第34条 捜査官の任命、解任及び解雇

1. 捜査官の任命、解任及び解雇並びに捜査官認可証の授与及び回収は、人民警察の場合は公安大臣

が決定し、人民軍の場合は国防大臣が決定し、最高人民検察院の場合はその長官が決定する。

2. 捜査官は、退職したとき又は他の職に転職したときは、自動的に捜査官の資格から解任される。  
捜査官は、健康上の理由、家庭の事情又は課された任務を遂行できないと認めるその他の理由により捜査官の資格を解任されることがある。
3. 捜査官は、裁判所の確定判決で有罪になった場合、又は人民公安の資格剥奪又は人民軍の階級剥奪という形で懲戒を受けた場合に、自動的に捜査官の資格を失う。
4. 違反の性質及び重大性に応じて、捜査官は、次の場合の一に捜査官の職を解任されることがある。
  - a) 刑事事件の捜査における違反。
  - b) この国会令第33条の規定に対する違反。
  - c) 国家の幹部及び公務員に関する法律に従って、現在の管理職から解任という形で受けた懲戒。
  - d) 倫理規定違反。
  - dd) その他の法律に対する違反行為。

### 第35条 捜査機関長官及び副長官の任命、解任及び解雇

1. 捜査活動を組織し、指揮する能力がある上級捜査官又は中級捜査官は、捜査機関の長官又は副長官に任命することができる。
2. 捜査機関の長官又は副長官の任命、解任及び解雇、並びに認可証の授与及び回収は、人民公安の場合は公安大臣が決定し、人民軍の場合は国防大臣が決定し、最高人民検察院の場合はその長官が決定する。

## 第6章 捜査機関の活動の保障

### 第36条 捜査官に対する制度

1. 捜査官は、法律に定める給与、手当その他の制度、利益を享受する。
2. 捜査の遂行中に、捜査官は、公的交通手段の乗車券購入に優先権を持ち、橋の通行料、連絡船乗船代、道路通行料、特別市、市の交通代金を免除される。

犯罪行為を防止し、犯人を追跡し、被害者を救済するための緊急なときは、捜査官は、機関、組織及び個人の交通通信手段を使用する権限を有する。当該交通通信手段には、操縦士を含み、外交代表団、外国領事館、国際機関代表事務局及び外交又は領事特権及び免責が与えられている者の手段を除く。捜査官は、緊急事態が存在しなくなり次第直ちに当該手段を返却しなければならない。

損害を与えたときは、捜査機関は、法律に従って損害賠償する責任がある。

### 第37条 捜査活動を保障するための経費

1. 捜査活動を保障するための経費は、国家予算内の一定額である。  
捜査活動を保障するための経費の予算の概算、管理、割当て、使用及び経費の精算は、国家予算についての法に従う。
2. 国家は、捜査機関がその役割及び任務を十分に遂行することを保障するために、情報通信技術及びその他の手段の開発投資を優先する。

## 第7章 施行規定

### 第38条 施行規定

この国会令は、1989年4月4日制定の刑事捜査組織国会令に取って代わる。

政府及び最高人民検察院は、その任務及び権限の範囲内で、この国会令の施行細則を定め、施行を指導する責任がある。

国会常任委員会委員長  
グエン・ヴァン・アン

# ベトナム刑法（仮訳）

(No.15/1999/QH10)

## 前文

## 総則

### 第1章 基本条項

- 第1条 刑法の役割
- 第2条 刑事責任の基礎
- 第3条 運用原則
- 第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

### 第2章 刑法の効力

- 第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力
- 第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力
- 第7条 刑法の時間的効力

### 第3章 犯罪

- 第8条 犯罪の概念
- 第9条 故意による犯罪
- 第10条 故意によらない犯罪
- 第11条 不測の事件
- 第12条 刑事責任年齢
- 第13条 刑事責任能力のない状態
- 第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪
- 第15条 正当防衛
- 第16条 緊急事態
- 第17条 犯罪の準備
- 第18条 犯罪未遂
- 第19条 犯罪の自発的中止
- 第20条 共犯
- 第21条 犯罪の隠匿
- 第22条 犯罪の非告発

### 第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

- 第23条 刑事責任の時効
- 第24条 刑事責任追及時効の不適用
- 第25条 刑事責任の免除

### 第5章 刑罰

- 第26条 刑罰の定義
- 第27条 刑罰の目的
- 第28条 刑罰
- 第29条 戒告
- 第30条 罰金
- 第31条 非拘束矯正
- 第32条 退去強制
- 第33条 有期懲役

- 第34条 無期懲役
- 第35条 死刑
- 第36条 一定の職務の保持，一定の職務又は一定の仕事に対する禁止
- 第37条 居住禁止
- 第38条 保護観察
- 第39条 一定の公民権剥奪
- 第40条 財産の没収

### 第6章 司法措置

- 第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収
- 第42条 財産の返却，被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制
- 第43条 強制治療
- 第44条 強制的治療期間

### 第7章 刑罰の決定

- 第45条 刑罰決定の根拠
- 第46条 刑事責任を酌量すべき情状
- 第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定
- 第48条 刑事責任を加重すべき情状
- 第49条 再犯及び危険な再犯
- 第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定
- 第51条 複数の判決による刑の併合
- 第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定
- 第53条 共犯における刑の決定
- 第54条 刑罰の免除

### 第8章 判決執行の時効，刑罰の執行，刑罰の免除及び減輕

- 第55条 判決執行の時効
- 第56条 判決執行の時効の不適用
- 第57条 刑執行の免除
- 第58条 宣告した刑の減輕
- 第59条 特別な場合における刑の減輕
- 第60条 執行猶予
- 第61条 懲役刑の執行延期
- 第62条 懲役刑の一時停止

### 第9章 前科の抹消

- 第63条 前科の抹消
- 第64条 前科の当然の抹消
- 第65条 裁判所の決定による前科の抹消
- 第66条 特別な場合の前科抹消
- 第67条 前科抹消のための期限計算の方法

### 第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

- 第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用
- 第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則
- 第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措

## 置

- 第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰
- 第72条 罰金
- 第73条 非拘束矯正
- 第74条 有期懲役
- 第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合
- 第76条 既決刑の減輕
- 第77条 前科の抹消

## 犯 罪

### 第11章 国家の安全を侵害する罪

- 第78条 国家反逆罪
- 第79条 人民政権倒壊罪
- 第80条 スパイ罪
- 第81条 領土治安の侵害
- 第82条 反乱罪
- 第83条 匪賊活動罪
- 第84条 テロ罪
- 第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊する行為
- 第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪
- 第87条 協和政策を破壊した罪
- 第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪
- 第89条 治安壊乱罪
- 第90条 拘束施設破壊罪
- 第91条 人民政権に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留した罪
- 第92条 補充刑罰

### 第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪

- 第93条 殺人
- 第94条 新生児殺害の罪
- 第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪
- 第96条 正当防衛の範囲を超える殺人
- 第97条 公務執行中による致死罪
- 第98条 過失致死罪
- 第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪
- 第100条 自殺の強要
- 第101条 自殺の教唆又は幫助罪
- 第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪
- 第103条 殺害の脅迫罪
- 第104条 故意による傷害又は他人の健康に対す

## る被害

- 第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪
- 第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
- 第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪
- 第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪
- 第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪

- 第110条 他人に対する虐待罪
- 第111条 強姦
- 第112条 児童の強姦罪
- 第113条 性交渉の強要
- 第114条 児童に対する性交渉の強要罪
- 第115条 児童との性交渉罪
- 第116条 児童に対する猥褻行為罪
- 第117条 他人へHIVを感染させた罪
- 第118条 故意によるHIVの他人への感染罪
- 第119条 女性の売買罪
- 第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐
- 第121条 他人の侮辱罪
- 第122条 誹謗罪

### 第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪

- 第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪
- 第124条 公民の住居侵入罪
- 第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪
- 第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪
- 第127条 選挙の結果を誤らせる罪
- 第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪
- 第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪
- 第130条 女性の平等権の侵害罪
- 第131条 著作権の侵害罪
- 第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪

### 第14章 各所有侵害罪

- 第133条 暴力による財産の奪取罪
- 第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪
- 第135条 脅迫による財産の奪取罪
- 第136条 財産の強奪罪
- 第137条 財産を公然奪取する罪
- 第138条 財産の窃盗罪
- 第139条 詐欺による財産の奪取罪



- 第140条 信賴の濫用による財産の奪取罪
- 第141条 財産の不法所持罪
- 第142条 財産の違法奪取使用罪
- 第143条 故意に財産を破壊・破損する罪
- 第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪
- 第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪

**第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪**

- 第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪
- 第147条 一夫一婦制度の違反
- 第148条 早婚組織罪，早婚の罪
- 第149条 違法婚姻の登録罪
- 第150条 近親相姦
- 第151条 祖父母，父母，配偶者，子，孫，又は養父母に対する虐待又は迫害
- 第152条 扶養義務の拒否又は怠慢

**第16章 経済管理秩序に対する侵害罪**

- 第153条 密輸
- 第154条 物品，通貨の違法越境運送罪
- 第155条 禁制品を生産，貯蔵，輸送，販売した罪
- 第156条 偽造品の製造，売買
- 第157条 食品，食品材料，医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪
- 第158条 動物飼料，肥料，獣医薬品，植物防護薬，植物種，動物種の偽造品の製造及び取引罪
- 第159条 違法経営罪
- 第160条 投機罪
- 第161条 脱税罪
- 第162条 顧客に対する詐欺罪
- 第163条 高利金融罪
- 第164条 切手の偽造，切符の偽造，偽造切手の売買，偽造切符の売買罪
- 第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し，重大な被害を引き起こした罪
- 第166条 不法な基金の設立罪
- 第167条 経済管理についての虚偽報告罪
- 第168条 虚偽の広告罪
- 第169条 救助資金，救助物品の分配規定に対する故意の違反罪
- 第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪
- 第171条 工業所有権の侵害罪
- 第172条 資源研究，探査，開発に関する規定違反罪

- 第173条 土地使用規定違反罪
- 第174条 土地管理規定違反罪
- 第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪
- 第176条 森林管理規定違反罪
- 第177条 電力供給規定違反罪
- 第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪
- 第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪
- 第180条 偽造通貨，偽造為替手形，偽造公債債券の製造，保管，輸送，流通罪
- 第181条 偽造小切手，その他の偽造有価文書の製造，保管，輸送，流通罪

**第17章 環境関連犯罪**

- 第182条 大気汚染を引き起こした罪
- 第183条 水源汚染を引き起こした罪
- 第184条 土壌汚染を引き起こした罪
- 第185条 環境保護基準に合致しない技術，機械類，設備，スクラップ，又は他の物質の輸入罪
- 第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪
- 第187条 危険な疫病を動物，植物へ拡散する罪
- 第188条 水産資源の破壊罪
- 第189条 森林破壊罪
- 第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪
- 第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪

**第18章 麻薬関連犯罪**

- 第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪
- 第193条 不法な麻薬物質の生成罪
- 第194条 麻薬物質の不法な保管，運搬，売買又は奪取罪
- 第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄，運搬，売買又は略奪罪
- 第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造，保管，運搬及び売買の罪
- 第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪
- 第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪
- 第199条 麻薬物質の不正使用罪
- 第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制，誘惑する罪
- 第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理，使用に関する規則違反の罪

**第19章 公衆の治安，公衆の秩序侵害罪**

- 第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪
- 第203条 道路交通妨害罪
- 第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪
- 第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪
- 第206条 不法な暴走族の組織
- 第207条 不法暴走罪
- 第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪
- 第209条 鉄道交通妨害罪
- 第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪
- 第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手段車両の運転委任若しくは手配の罪
- 第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪
- 第213条 水上交通妨害罪
- 第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪
- 第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪
- 第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪
- 第217条 航空交通路妨害罪
- 第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪
- 第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪
- 第220条 各交通建造物の修復、修理、管理に関する規定違反の罪
- 第221条 航空機、船舶強取罪
- 第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪
- 第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪
- 第224条 情報学的ウィルスプログラムを作成、流布、配布する罪
- 第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪
- 第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪
- 第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する規定違反の罪
- 第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪
- 第229条 建設に関する規定違反により重大な被害を引き起こした罪
- 第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
- 第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪
- 第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪
- 第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪
- 第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪
- 第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪
- 第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪の罪
- 第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪
- 第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪
- 第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪
- 第240条 防火、消火に関する規定違反の罪
- 第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪
- 第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調合、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪
- 第243条 不法墮胎罪
- 第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪
- 第245条 公衆騒乱を引き起こす罪
- 第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪
- 第247条 迷信異端に関する行為を行う罪
- 第248条 賭博罪
- 第249条 賭博罪
- 第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財産の隠匿と消費の罪
- 第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪
- 第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪
- 第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪
- 第254条 売春の隠匿罪
- 第255条 売春の斡旋
- 第256条 未成年者に対する買春罪
- 第20章 行政管理の秩序侵害罪**
- 第257条 公務執行者に対する反抗罪
- 第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、

公民の合法的権利を侵害する罪

- 第259条 軍事義務の回避罪
- 第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪
- 第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪
- 第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪
- 第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪
- 第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪
- 第265条 職務、地位の仮装罪
- 第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪
- 第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪
- 第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪
- 第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪
- 第270条 住居管理について諸規定違反の罪
- 第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪
- 第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪
- 第273条 国境地域に関する規定違反の罪
- 第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪
- 第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪
- 第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

## **第21章 職務に関する犯罪**

第277条 職務に関する犯罪の概念

### **A節 汚職に関する諸犯罪**

- 第278条 財産横領罪
- 第279条 収賄罪
- 第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪
- 第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪
- 第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪
- 第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使する罪
- 第284条 勤務上の偽造罪

### **B節 その他の職務に関する罪**

- 第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪
- 第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破損

罪

- 第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪
- 第288条 職務の放棄罪
- 第289条 贈賄罪
- 第290条 賄賂の斡旋の罪
- 第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

## **第22章 司法活動侵害罪**

- 第292条 司法活動侵害罪の概念
  - 第293条 無実の者に対する刑事責任の追及
  - 第294条 有罪者に対し刑事責任を追及しない罪
  - 第295条 違法判決を言い渡す罪
  - 第296条 違法決定を言い渡す罪
  - 第297条 司法関係職員への違法行為の強要罪
  - 第298条 体罰使用の罪
  - 第299条 供述強要の罪
  - 第300条 事件記録の偽造罪
  - 第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪
  - 第302条 被暫定留置中、被勾留中の者を違法に釈放した罪
  - 第303条 職務、権限を利用して違法に人を暫定留置、勾留した罪
  - 第304条 判決執行拒否罪
  - 第305条 判決実行拒否罪
  - 第306条 判決実行の妨害罪
  - 第307条 虚偽の供述又は事実と反する虚偽の資料の提出罪
  - 第308条 供述拒否、鑑定の結果拒否、又は資料提出の拒否罪
  - 第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実と反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪
  - 第310条 財産の封緘、封印における違反の罪
  - 第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪
  - 第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪
  - 第313条 犯罪の隠匿
  - 第314条 犯罪告発の不履行罪
- ## **第23章 軍人の義務、責任侵害罪**
- 第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者
  - 第316条 命令不服従の罪
  - 第317条 命令執行を厳正に行なわなかった罪
  - 第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪
  - 第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行

- の罪
- 第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪
- 第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪
- 第322条 敵への降伏の罪
- 第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪
- 第324条 戦闘配置の放棄罪
- 第325条 軍務放棄罪
- 第326条 義務回避の罪
- 第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪
- 第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪
- 第329条 虚偽の報告罪
- 第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪
- 第331条 警備の諸規定について違反する罪
- 第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪
- 第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪
- 第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪
- 第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪
- 第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪
- 第337条 戦利品の略奪又は破壊罪
- 第338条 人民に迷惑をかける罪
- 第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪
- 第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪
- 第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪**
- 第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪
- 第342条 人類に対するテロ犯罪
- 第343条 戦争犯罪
- 第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪

## ベトナム社会主義共和国刑法

刑法を公布する国家主席令

No. 01/L-CTN, 2000年1月4日

ベトナム社会主義共和国国家主席は、1992年ベトナム社会主義共和国憲法第103条及び第106条、国会構成法第78条並びに法規範文書公布法第50条に基づき、下記のとおり公布する。

1999年12月21日、ベトナム社会主義共和国第10期国会において成立した刑法

ベトナム社会主義共和国国家主席

チャン・ドゥック・ルオン

### 刑法

(No. 15/1999/QH10)

### 前文

刑法は、犯罪を防止し犯罪と闘うための厳正かつ効果的な手段であり、社会主義ベトナム祖国の独立、主権、統一、全領土、国家の利益、公民及び組織の正当な権利及び利益を擁護することに積極的に貢献するものである。また、刑法は、社会の秩序、安全及び経済管理秩序の維持に貢献するものであり、すべての人々が安全で健康的かつ高度に人間的な、しかも環境に配慮した社会生活を営むことを保障するものである。同時に、刑法は、繁栄した公民、強大な国家、平等かつ文明的な社会を目指すため、ドイモイ政策、国家の工業化及び近代化を妨げる要因の除去に積極的に貢献するものである。

本刑法は、国家の建設及び防衛における数十年にわたる過程で、犯罪を防止し犯罪と闘ってきた現実の経験のみならず、特に1985年刑法を始めとするベトナム刑法体系の原則及び制度の継承とその発展を基礎として制定されている。

本刑法は、罪を犯した者の抑止、教育、改心、矯正によって誠実な人間となるよう、刑罰を通じて犯罪を積極的に防止し、犯罪と断固として闘う精神を実証するものであり、これによって公民各自に対して、社会の主人公としての精神と感覚、遵法精神、そして犯罪の防止と犯罪との闘いに積極的に参加する精神を浸透させるものである。

刑法を厳正に執行することは、あらゆる機関、組織及び全人民に共通する責務である。

## 総則

### 第1章 基本条項

#### 第1条 刑法の役割

刑法は、社会主義法秩序を守り、あらゆる犯罪行為に対抗することにより、社会主義体制、人民の主権、各民族間の平等、国家の利益並びに公民、組織の正当な権利及び利益を擁護することを、その役割としている。

この役割を遂行するため、刑法は、犯罪及び罪を犯した者に対する刑を規定する。

#### 第2条 刑事責任の基礎

本刑法に定める罪を犯した者だけが、その刑事責任を負わなければならない。

#### 第3条 運用原則

1. すべての犯罪行為は、遅滞なく発見され、法律に従って迅速、公正かつ公明な方法で処理されなければならない。
2. すべての罪を犯した者は、性別、国籍、信仰、宗教、社会階級又は社会的地位に関わりなく、法の前に平等である。

陰謀者、首謀者、指揮者、頑なに不服従である者、違法行為者、暴行、危険な犯罪の常習者、職務・権力を濫用して罪を犯す者、背信的な策略に基づき重大な被害を引き起こす意図をもって、組織的かつ職業的に罪を犯す者を重罰に処すこと。

自白、真摯な告白、共犯者の非難、実績による汚名返上、改悛の情の披れき、自力更生又は自己が惹起した被害につき賠償した者に対しては、寛刑に処する。

3. 重大でない犯罪の初犯者で、改悛の情を示した者には、懲役刑より軽い刑罰を科し、機関、組織又は家族の監督及び教育の下に置くことができる。
4. 懲役刑に処せられた者は、社会に有用な人間となるため、その刑期中は、刑務所において、労働及び学習をしなければならない。行状が極めて良好な者には、減軽が考慮される。
5. 刑期を満了した者には、共同社会において、労働し、誠実に生活し、そこに復帰するための遵守事項が与えられる。法律に定める当該遵守事項を完全に満たした場合には、その前科が消滅する。

#### 第4条 犯罪防止及び犯罪摘発のために闘う責任

1. 公安機関、検察院、裁判所、司法、査察及びその他の関係機関は、各権限及び責務を遂行するとともに、共同社会において罪を犯した者を監督・教育するほか、犯罪防止及び犯罪摘発において、他の国家機関、組織及び公民を指導し、かつ、援助すること。
2. これらの機関及び組織は、それぞれの管轄下にある人々を教育し、人々に対し、警戒心と遵法精神、社会主義生活の規則を尊重することを高める責務を有し、また、それぞれの機関及び組織の中で犯罪原因及び犯罪を惹起する原因を除去するために適切な措置を講ずる責務を有する。
3. すべての公民は、犯罪防止及び犯罪摘発の闘いに積極的に参加する義務を有する。

### 第2章 刑法の効力

#### 第5条 ベトナム社会主義共和国領土内における犯罪行為に対する刑法の効力

1. 本刑法は、ベトナム社会主義共和国領土内で発生したすべての犯罪行為に適用する。
2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した者で、ベトナム法、ベトナム社会主義共和国が調印若しくは加盟した国際条約又は国際慣行によって外交特権又は領事特権が認められる外国人については、その刑事責任は外交経路を通じて解決する。

#### 第6条 ベトナム社会主義共和国外における犯罪行為に対する刑法の効力

1. ベトナム社会主義共和国領土外で罪を犯したベトナム公民は、本刑法に基づいてベトナム国内で刑事責任を問われることがある。  
本条項は、ベトナム社会主義共和国内に永住する無国籍者に対しても適用される。
2. ベトナム社会主義共和国領土内で罪を犯した外国人は、ベトナム社会主義共和国が調印又は加盟した国際条約に規定されている場合、ベトナム刑法に基づいて刑事責任を問われることがある。

#### 第7条 刑法の時間的効力

1. 犯罪行為に適用される条項は、かかる犯罪行為がなされた時点において効力を有する条項である。
2. 犯罪の新設、刑罰の重罰化への変更、刑の加重事由の新設又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の減免、前科の抹消、その他罪を犯した者に不利

益となる条項は、かかる条項が施行される前になされた犯罪行為については適用してはならない。

3. 犯罪、刑罰、加重事由の廃止、より軽い刑罰、新しい減輕事由の規定、又は執行猶予、刑事責任の免除、刑罰の軽減、前科の抹消、及び罪を犯したのものにとって利益となるその他の規定の適用範囲の拡大は、その条項が執行効力を持つ前に行なわれた犯罪行為に対しても適用される。

### 第3章 犯罪

#### 第8条 犯罪の概念

1. 犯罪とは、本刑法に規定された社会に対する危険行為で、刑事責任能力のある個人によって故意又は故意なくして犯され、祖国の独立、主権、統一及び領土保全を侵害し、政治体制、経済体制、文化、防衛、安全保障、社会秩序及び安全、組織の正当な権利と利益を侵害し、公民の生命、健康、名誉、尊厳、自由、財産、その他の正当な権利及び利益を侵害し、又は社会主義法秩序のその他の分野に対して加えられた行為をいう。
2. 本刑法に定める社会に対する危険性の性質と程度に基づいて、犯罪は、重大でない犯罪、重大な犯罪、極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪に分類される。
3. 重大でない犯罪とは、社会に対して大きな危害をもたらさない犯罪で、刑の上限は懲役3年までである。重大な犯罪とは、社会に対して重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役7年である。極めて重大な犯罪とは、社会に対して非常に重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役15年である。特に極めて重大な犯罪とは、社会に対して極めて甚大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は15年からの懲役刑、無期懲役又は死刑である。
4. 犯罪の兆候を示してはいるが、社会に対する危険は微々たるものである行為は、犯罪とはみなされず、その他の手段で対処すべきものとする。

#### 第9条 故意による犯罪

故意による犯罪とは、下記の場合における犯罪である。

1. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲してかかる結果を引き起こした場合。
2. 行為者が自己の行為が社会に対して危険であることを自覚し、かかる行為の結果を予見し、かつ、意欲はしないが認識してかかる結果を引き起こし

た場合。

#### 第10条 故意によらない犯罪

故意によらない犯罪とは、下記のいずれかの場合における犯罪である。

1. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見しながらも、かかる結果は生じない、又は結果を回避できると考えた場合。
2. 行為者が、自己の行為が社会に危害をもたらす結果を予見していたに違いないのに、又は過去に予見していたのに、行為時にはそれを予見していない場合。

#### 第11条 不測の事件

不測の事件、すなわち、行為の結果を予測できず、又は予測する義務がない状況下で、社会に危害をもたらす結果を引き起こす行為を犯した者は、これに対する刑事責任を負わなくてもよい。

#### 第12条 刑事責任年齢

1. 満16歳以上の者は、自己が犯したすべての犯罪に刑事責任を負わなければならない。
2. 満14歳以上満16歳未満の者は、自己が故意に犯した極めて重大な犯罪及び特に極めて重大な犯罪につき、刑事責任を負わなければならない。

#### 第13条 刑事責任能力のない状態

1. 精神病又は自己の行為を認識する能力若しくは制御する能力が失われる疾病に罹患中に、社会に対して危険な行為を犯した者は、その行為に対する刑事責任を負わなければならないが、かかる者に対しては、強制治療措置が適用される。
2. 刑事責任能力がある状態で罪を犯したが、判決宣告前に本条第1項に定める状態に陥った者は、強制治療措置を受ける。その者は、病気から回復した後に、刑事責任を負わなければならないことがある。

#### 第14条 酒又はその他の強力な向精神性物質による麻痺状態での犯罪

酒又はその他の向精神性物質による麻痺状態で罪を犯した者であっても、刑事責任を負う。

#### 第15条 正当防衛

1. 正当防衛とは、自己又は他人の利益又は権利のみならず、国家、団体の利益を守る目的で、必要な限度で、上記の利益を侵害する行為を犯し

ている他の者と闘う行為をいう。

正当防衛は犯罪とはならない。

2. 上記の正当防衛の範囲を越える行為となるのは、侵害行為によって社会にもたらされる危険の性質と程度に相応しない方法による反撃行為である。

正当防衛の範囲を越えた行為に及んだ者は、その行為に対する刑事責任を負う。

## 第16条 緊急事態

1. 緊急事態とは、国家、団体の利益、自己又は他人の正当な権利及び利益を現実には脅かしている危険を避けるため、他に方法がないことから、防ぐべき被害よりも小さな被害を引き引き起こさざるを得ないという事態をいう。

緊急事態において被害を引き起こす行為は、犯罪とはみなされない。

2. 引き起こされた被害が、緊急避難の必要性と比較して明らかに越えている場合には、被害を引き起こした者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

## 第17条 犯罪の準備

犯罪の準備とは、犯罪の実行に及ぶための道具を探し、準備し、その他の条件を作り出すことをいう。

極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪の準備を行った者は、その計画した犯罪に関する刑事責任を負わなければならない。

## 第18条 犯罪未遂

犯罪未遂とは、行為者の意図しない原因によって完遂できなかった故意による犯罪をいう。

犯罪の未遂者は、それに対する刑事責任を負わなければならない。

## 第19条 犯罪の自発的中止

犯罪の自発的中止とは、これを妨げる事由がないにもかかわらず、自己の意思で犯罪の遂行を最後まで実行しないことをいう。

犯罪を自発的に中止した者は、その犯罪に対する刑事責任を免れる。実際に犯された行為が、別の犯罪構成要件に該当するときは、行為者は、当該犯罪について刑事責任を負わなければならない。

## 第20条 共犯

1. 共犯とは、多くの人が故意により罪を犯す場合をいう。

2. 首謀犯、実行犯、教唆犯及び幫助犯はすべて共犯者である。

実行犯とは、実際に犯罪を遂行した者をいう。

首謀犯とは、犯罪の遂行を立案、指導又は指示した者をいう。

教唆犯とは、他人を教唆、誘導、激励して罪を犯させた者をいう。

幫助犯とは、犯罪の実行のための精神的・物質的条件を作り出した者をいう。

3. 組織犯罪は、共同で罪を犯す者の間で密接な共謀のある共犯形態をいう。

## 第21条 犯罪の隠匿

事前の約束がなくとも、犯罪がなされたことを知りながら、罪を犯した者、犯罪の痕跡、証拠を隠匿し、又は罪を犯した者の発見、捜査、処理を妨害した者は、本刑法に規定する犯罪隠匿の罪の刑事責任を負わなければならない。

## 第22条 犯罪の非告発

1. 犯罪の予備中、実行中、又は遂行されていたこと明白に知りつつ、その告発を怠った者は、本刑法第313条に定める告発義務を怠った罪の刑事責任を負わなければならない。
2. 罪を犯した者の祖父母、父母、子供、孫、兄弟姉妹又は配偶者が罪を犯した者の犯罪を告発することを怠った場合においては、国家安全侵害に対する犯罪又は本刑法に定める特に極めて重大な犯罪の告発を怠った場合にのみ、刑事責任を負わなければならない。

## 第4章 刑事責任追及・刑事責任の免除

### 第23条 刑事責任の時効

1. 刑事責任追及の時効とは、本刑法において、時の経過により罪を犯した者が刑事責任に関する審理を免れる期限をいう。
2. 刑事責任追及の時効は、次のように定められる。
  - a) 重大でない犯罪については5年
  - b) 重大な犯罪については10年
  - c) 極めて重大な犯罪については15年
  - d) 特に極めて重大な犯罪については20年
3. 時効は、犯罪が実行された日から起算される。本条第2項に定める期限内に、罪を犯した者が懲役1年から当たる罪を新たに犯した場合には、既に経過した期間は計算から除外され、以前の犯罪の時効は新しい犯罪の日より再計算される。

上記期限内に、罪を犯した者がことさらに逃亡し、令状によって追跡されている場合には、逃亡期間は計算されず、時効は罪を犯した者の出頭又は逮捕の時から再計算される。

#### 第24条 刑事責任追及時効の不適用

本刑法第23条に定める刑事責任の時効は、本刑法第11章及び24章に定める犯罪には適用されない。

#### 第25条 刑事責任の免除

1. 捜査、起訴又は裁判中において、状況の変化により、罪を犯した者の犯罪行為又は罪を犯した者がもはや社会にとって危険でなくなった場合には、罪を犯した者は刑事責任を免れる。
2. 犯罪行為が発覚する前に、罪を犯した者が自首し、その犯罪事実を明確に宣言、報告し、その被害、犯罪の発覚と捜査に効果的に貢献し、犯罪被害の重大性を減少するよう努めた場合、その罪を犯した者は刑事責任を免除されることがある。
3. 大赦の決定があった場合、罪を犯した者は刑事責任を免除されるものとする。

### 第5章 刑罰

#### 第26条 刑罰の定義

刑罰は、罪を犯した者の権利、利益を剥奪又は制限する国家による最も厳しい強制措置である。

刑罰は刑法で定められ、裁判所がこれを決定する。

#### 第27条 刑罰の目的

刑罰は、罪を犯した者を罰するのみでなく、社会に役立つよう教育し、法律遵守と社会主義的な生活の規則の意識をもたせ、新たな犯罪を防止することを目的とする。刑罰は、また罪を犯した者以外の者が法律を尊重し、犯罪を防止し犯罪と闘うよう教育することも目的とする。

#### 第28条 刑罰

刑罰には主刑と補充刑がある。

1. 主刑には次のものがある。
  - a) 戒告
  - b) 罰金
  - c) 非拘束矯正
  - d) 退去強制
  - dd) 有期懲役

- e) 無期懲役
- g) 死刑

2. 補充刑には次のものがある。

- a) 一定の職務、職業又は仕事に就くことの禁止
- b) 居住の禁止
- c) 保護観察
- d) 公民権の一定剥奪
- dd) 財産没収
- e) 主刑として適用されない場合の罰金
- g) 主刑として適用されない場合の退去強制

3. 各犯罪につき、罪を犯した者は、いずれか一つの主刑のみ科せられ、かつ、複数の補充刑を科せられることがある。

#### 第29条 戒告

戒告は、刑罰免除を正当化するほどではないが、情状酌量するひとつのある重大でない犯罪の行為者に適用される。

#### 第30条 罰金

1. 主刑としての罰金は、経済管理秩序、公的秩序及び行政管理秩序を侵害する重大でない犯罪の行為者並びに本刑法に規定する他の犯罪に対して適用される。
2. 補充刑としての罰金は、汚職、薬物関連犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯した者に対して適用される。
3. 罰金額は、犯罪の性質及び重大性に基づき、罪を犯した者の資産状況及び物価変動を考慮して決定されるが、100万ドンを下回ってはならない。
4. 罰金の支払は、裁判所が判決で決定した期限内で一括又は分割でなすことができる。

#### 第31条 非拘束矯正

1. 6か月から3年以下の非拘束矯正は、本刑法に規定する重大でない犯罪又は重大な犯罪を実行した者で、定職を有し、又は住所が明確であり、かつ、罪を犯した者を社会から隔離する必要がないとみなされた場合に適用する。

判決を受けた罪を犯した者が、既に暫定留置、勾留されていた場合には、暫定留置、勾留期間は、非拘束矯正の期間から差し引くが、この場合、暫定留置、勾留1日は、非拘束矯正の3日に相当するものとする。
2. 裁判所は、非拘束矯正を処せられた者につき、



同人が勤務する機関又は組織又は同人が居住する地元機関に対し、監督及び教育を委託する。この判決を受けた者の家族は、監督及び教育において、機関、組織及び地元機関に協力しなければならない。

3. この判決を受けた者は、非拘束矯正に関する条項に従い、多くの義務を果たさなければならず、収入の5パーセントから20パーセントの範囲を控除し、これを国庫に納付しなければならない。特別の場合には、裁判所はその収入控除の免除を命じることができるが、この場合判決に免除理由を明記しなければならない。

### 第32条 退去強制

退去強制とは、判決を受けた外国人をベトナム社会主義共和国の領土から出て行かなければならないよう命じることを行う。退去強制は、裁判所が、それぞれの事件の特性を考慮して、主刑又は補充刑として適用する。

### 第33条 有期懲役

有期懲役は、判決を受けた者に一定期間、刑務所で服役させることをいう。一の罪を犯した者に対する有期懲役は、下限3か月、上限20年の範囲とする。

判決以前の暫定留置、勾留期間は、懲役期間から差し引かれるものとする。暫定留置、勾留1日は、懲役の1日に相当するものとする。

### 第34条 無期懲役

無期懲役は、特に極めて重大な犯罪を実行した者で、死刑判決を正当化するほどではない者に適用される刑罰である。

無期懲役は、未成年罪を犯した者には適用されない。

### 第35条 死刑

死刑は、特に極めて重大な犯罪を実行した者に対してのみ適用される特別の刑罰である。

死刑は、罪を犯した時点又は裁判の時点で、未成年であった者、妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されない。

死刑は妊婦及び36か月以下の子供を育てている女性には適用されないが、このような場合、死刑は無期懲役に変更される。死刑判決を受けた者が減輕を受ける場合、死刑は無期懲役に変更されるものとする。

### 第36条 一定の職務の保持、一定の職務又は一定の仕事に対する禁止

一定の職務、職務又は仕事に就くことに対する禁止は、判決を受けた者に一定の職務、事業の営業又は仕事を容認することにより社会に被害をもたらすとみなされる場合に適用される。

この禁止期間は、懲役刑の場合は服役完了日、主刑が戒告、罰金又は非拘束矯正の場合又は執行猶予の判決が下された場合には、判決が法的効力を有するに至った日から起算して1年から5年までを範囲とする。

### 第37条 居住禁止

居住の禁止は、懲役刑に処せられた者を一定の場所に一時又は永久に居住させないよう強制することをいう。

居住禁止期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

### 第38条 保護観察

保護観察は、判決を受けた者が、地域の行政機関及び住民の監督と教育の下で、一定地区において、居住し、生計を立てるとともに矯正改善する強制措置をいう。保護観察の期間中は、居住地区を離れてはならない。また、本刑法第39条に従い、一定の公民権が剥奪され、一定の事業の営業又は仕事を行うことが禁じられることがある。

保護観察は、国家の安全を侵害する罪を犯した者、危険な累犯又は本刑法に規定する他の犯罪を行った者に適用される。

保護観察期間は、懲役刑の服役完了日から起算して1年から5年までを範囲とする。

### 第39条 一定の公民権剥奪

1. 国家の安全を侵害した犯罪又は本刑法に規定する他の罪を犯したことにより懲役刑に処せられたベトナム公民は、以下の公民権を剥奪される。
  - a) 選挙に立候補する権利及び国家機関の代表者を選任する権利
  - b) 国家機関に勤務する権利及び人民軍の兵役につく権利
2. 公民権剥奪は1年から5年までを期限とする。その起算点は、懲役刑の服役完了後又は執行猶予の判決を受けた場合にはその判決が法的効力を有するに至った時点とする。

### 第40条 財産の没収

財産の没収は、判決を受けた者から財産の所有

の一部又は全部を、国庫に納付するために没収することをいう。財産の没収は、本刑法に規定する重大な犯罪、極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決された者のみに適用される。

すべての財産を没収された場合でも、判決を受けた者及びその家族に生活するに必要な条件は残される。

## 第6章 司法措置

### 第41条 犯罪に直接関連した物品と金銭の没収

1. 国庫への財産没収は次の物に適用される。
  - a) 犯罪行為に使用された道具及び手段として使用された物
  - b) 犯罪行為によって取得した物若しくは金銭、又は犯罪取引若しくは交換によって取得した物若しくは金銭
  - c) 国家が流通を禁止している物品
2. 罪を犯した者が不法に奪取し又は使用した物、金銭は、没収されず、法律上の権利を有する所有者又は管理者に返還される。
3. 罪を犯した者以外の者に属する物、金銭であっても、罪を犯した者がそれを使用して罪を犯した際、その持ち主に責任がある場合には、国庫へ没収することができる。

### 第42条 財産の返却、被害の修復又は損害賠償；公的謝罪の強制

1. 罪を犯した者は、横領した財産を法律上の権利を有する所有者又は管理者に返却し、犯罪によって生じたことが明らかな物質的損害を修復し、又は損害賠償しなければならない。
2. 犯罪によって生じた道義的被害の場合、裁判所は、罪を犯した者に対し、被害者に物質的損害賠償及び公的な謝罪をさせなければならない。

### 第43条 強制治療

1. 本刑法第13条第1項に規定する病気を患いながら、一方で社会にとって危険な行為を犯した者に対し、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的に治療させるために専門の治療機関に送ることを決定できる。専門の医療機関に送る必要がないとみなした場合には、権限のある国家機関の監督下で、家族又は保護者にその看護を任せることができる。
2. 刑事責任能力を有して罪を犯した者が、刑の判決以前に認識能力を喪失し又は自身の行為を制

御する能力を喪失する程度の病気を患った場合は、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の医療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、罪を犯した者は刑事責任を負わなければならないことがある。

3. 服役者が、認識能力を喪失し又は自身の行為を制御する能力を喪失する程度の病気を患った場合、裁判所は、法医学鑑定評議会の結論に基づき、強制的治療のために専門の治療機関に送ることを決定できる。病気が回復した後、刑罰の免除の他の理由がなければ服役者は刑罰を引き続き実行しなければならない。

### 第44条 強制的治療期間

治療機関の結論に基づき、本刑法第43条に定めるように、医療処置を強制的に受けた者が病氣回復した場合、訴訟段階によっては、検察院又は裁判所は、この措置の適用を考慮し、中止の決定をするものとする。

この強制的医療処置期間は、服役期間から差し引かなければならない。

## 第7章 刑罰の決定

### 第45条 刑罰決定の根拠

裁判所は、刑罰を決定する際、犯罪行為が社会に与える危険性の性質及び程度、罪を犯した者の経歴、刑事責任を酌量又は加重すべき情状を考慮して、刑法の規定に基づいて決定する。

### 第46条 刑事責任を酌量すべき情状

1. 次の情状は刑事責任を酌量すべきものと考えられる。
  - a) 罪を犯した者が犯罪によって生じた損害を防止し、犯罪の被害を減じた場合
  - b) 罪を犯した者がすすんで損害を修復、賠償し、又は被害を回復する場合
  - c) 正当防衛の限度を越えて、犯罪が行われた場合
  - d) 緊急事態の必要性の限度を越えて犯罪が行われた場合
  - dd) 被害者又は他人の違法行為によって、罪を犯した者が精神的に誘発されて犯罪が行われた場合
  - e) 罪を犯した者自身に原因のない極めて厳しい苦境によって犯罪が行われた場合
  - g) 犯罪は行われたが、被害が皆無又は軽微な場

合

- h) 犯罪が行われたが、初犯であり、かつ、重大でない犯罪である場合
  - i) 他人による脅迫、強要によって犯罪が行われた場合
  - k) 時代遅れであることによる犯罪
  - l) 罪を犯した者が妊婦である場合
  - m) 罪を犯した者が老人である場合
  - n) 自身の認識能力又は自身の行為を制御する能力が限定されるほどの病気を患っている罪を犯した者の場合
  - o) 罪を犯した者が自首した場合
  - p) 罪を犯した者が正直に報告し、改悛の情を示している場合
  - q) 罪を犯した者が責任機関に対し犯罪の調査と捜査に積極的に協力する場合
  - r) 罪を犯した者が業績によってその過失を償った場合
  - s) 罪を犯した者が、生産、戦闘、研究又は仕事において優秀な成績を有している場合
2. 裁判所は、刑罰を決定する際、それ以外の減輕事由を酌量することができるが、その理由を判決に明記しなければならない。
3. 犯罪の認定及び刑罰の類型・区分を決定する事由として刑法に規定されている酌量すべき事由は、量刑を決定する目的のための酌量事由とみなしてはならない。

#### 第47条 刑法で規定されている刑罰をより減輕する決定

本刑法の第46条第1項に定める情状酌量が二つ以上あるときは、裁判所は、法律に規定する最下限の刑罰区分を適用して刑罰を決定できるが、この場合、その刑罰区分のなかで比較上軽い刑罰でなければならず、法律上、同犯罪に関し唯一の刑罰区分しかなく、又はこの刑罰区分が法律上最高区分の刑罰の場合には、裁判所は最下限の刑罰区分よりさらに低い刑罰を決定し、さらに軽い刑罰の範疇に移行して刑罰を決定できる。ただし、この刑罰の減輕の理由を判決に明記しなければならない。

#### 第48条 刑事責任を加重すべき情状

1. 以下に掲げるものは、刑事責任を加重すべき情状とみなされる。
- a) 組織的な犯罪
  - b) 累犯
  - c) 職務、権限を濫用した犯罪
  - d) 暴力的に行われた犯罪

- dd) 卑劣な動機で行われた犯罪
- e) 故意に最後まで犯罪を完遂した
- g) 累犯、再犯及び危険な再犯
- h) 子供、妊婦、老人、自衛できない人に対する犯罪、又は物質的、道義的条件、仕事若しくは他の方法において罪を犯した者に依存している人々に対する犯罪
- i) 国家財産を侵害した場合
- k) 重大な被害、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を招来する罪を犯した場合
- l) 罪を犯すために、戦争、緊急事態、自然災害、流行病又は特別な社会的苦境を利用した場合
- m) 背信又は残酷な策略を用いて犯罪を行った場合、多数の人々に被害をもたらす方法を用いた場合
- n) 未成年を扇動して罪を犯させた場合
- o) 犯罪を回避又は隠匿するために、背信的、暴力的な行為に及んだ場合

2. 犯罪の構成要件であり、又は刑罰の区分を決定する事由は、加重すべき情状とみなされてはならない。

#### 第49条 再犯及び危険な再犯

1. 再犯とは、判決を受けた罪を犯した者が、その前科抹消前に再度故意に罪を犯し、又は故意ではなくとも極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだものという。
2. 次のような場合は、危険な再犯とみなされる。
- a) 故意に極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪により判決を受けた者が、その犯罪の前科抹消前に、故意ではなくとも再度極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだとき。
  - b) 再度罪を犯した者が、前科抹消前に再度故意に罪を犯したとき。

#### 第50条 複数の罪を犯した場合の刑の決定

複数の罪を犯した者を審理する際、裁判所は、各犯罪につき刑罰を決定した後、次の規定に従ってそれぞれの刑罰を併合するものとする。

1. 主刑に関する場合
- a) 既に確定した刑罰がすべて非拘束矯正又はすべて有期懲役であるときは、いずれも合算して一つの共通刑となる。この共通刑は非拘束矯正のときは3年、有期懲役のときは30年を超えてはならない。
  - b) 既に確定した刑罰が非拘束矯正と有期懲役

であるときは、本条第1項 a) に規定するように、一つの共通刑にするために、非拘束矯正の3日分を懲役の1日分の比率に換算して非拘束矯正を有期懲役に変更する。

- c) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が無期懲役であるときは、共通刑は無期懲役とする。
- d) 既に確定した刑罰のうち、一番重い刑が死刑の場合、共通刑は死刑とする。
- dd) 財産刑は、他の種類の刑罰と併合しない。罰金は合算額を共通の罰金とする。
- e) 退去強制は、他の種類の刑罰と併合しない。

## 2. 補充刑の場合

- a) 既に確定した刑罰が同種類であるときは、その種類の刑罰に関し、本刑法で規定されている期限内に共通刑が決定される。財産刑は、罰金を合算して共通の罰金とする。
- b) 既に確定した刑罰が異なる種類であるときは、判決を受けた者は、すべての確定刑に服さなければならない。

## 第51条 複数の判決による刑の併合

1. 現在の判決で服役中の者が、この判決以前に犯した罪によって審理される場合、裁判所は、同犯罪について刑罰を決定し、本刑法第50条の規定に従い、刑罰を併合して共通刑を決定する。前の判決で服役した期間は、共通刑の期間から差し引かれる。
2. 服役中の者が新たに罪を犯して審理される場合、本刑法第50条に定める共通刑を決定する前に、裁判所は、新たな犯罪の刑罰を決定し、前の判決の服役残余期間に合算するものとする。
3. 複数の刑罰が併合されないまま、既に法的効力を有するに至った複数の判決に服役中の場合、本条第1項及び第2項の定めに従い、決定した裁判所の長官は各判決の併合を決定するものとする。

## 第52条 犯罪の準備及び未遂の場合における刑の決定

1. 犯罪の準備及び未遂に対する刑罰は、刑法に規定する企図された犯罪に対応する刑罰に従って決定されるが、その決定に当たっては、当該行為の性質、社会に及ぼす危険性の程度、意図した犯罪の実現性の程度及び既遂に至らなかったことなどの情状等を考慮する。
2. 犯罪の予備については、企図された犯罪に適用

すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、予備行為に適用すべき刑の上限は懲役20年を超えてはならない。企図された犯罪の刑が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の2分の1を超えてはならない。

3. 未遂については、企図された犯罪に適用すべき刑の上限が無期懲役又は死刑のときは、これらの刑罰は特に極めて重大な犯罪にのみ適用することができる。企図された犯罪が有期懲役であるときは、法律に規定する企図された犯罪に対する刑期の4分の3を超えてはならない。

## 第53条 共犯における刑の決定

共犯者の刑を決定するに当たって、裁判所は、共謀の性質、各共犯者の性格及び関与の程度を考慮しなければならない。

酌量、加重又は刑事責任免除に関する情状は、このようなひとつが認められる共犯者にのみ適用される。

## 第54条 刑罰の免除

犯罪行為そのものが、本刑法第46条に規定する刑事責任免除には至らないが、特別に寛大な処置にすべき酌量情状があるときは、当該行為者は刑の免除を受けることができる。

## 第8章 判決執行の時効、刑罰の執行、刑罰の免除及び減輕

### 第55条 判決執行の時効

1. 刑事判決の執行の時効は、判決を受けた者が、その期間満了時において、確定判決に従う必要がなくなる期限であり、本刑法に規定するものである。
2. 刑事判決執行の時効は、次のとおり規定する。
  - a) 財産刑、非拘束矯正又は3年以下の懲役の場合は5年
  - b) 3年を超え15年以下の懲役の場合は10年
  - c) 15年を超え30年以下の懲役の場合は15年
3. 刑事判決執行の時効は、判決が法的効力を有するに至った日から計算する。本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が再度新たな罪を犯したときは、過去の継続期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は新たな罪を犯した日から再度計算する。

本条第2項に規定する期限内に、刑の判決を受けた者が故意に逃亡し、かつ、捜査令状が出ている場合は、逃亡の期間は算入されず、刑事判決の執行の時効は出頭又は逮捕された日から再度計算する。

4. 無期懲役又は死刑の執行の時効は、15年を経過した後に、最高人民検察院長官の請求に基づき最高人民裁判所長官によって決定される。刑事判決執行の時効が認められないときは、死刑は無期懲役に、無期懲役は30年までの懲役にそれぞれ変更される。

#### 第56条 判決執行の時効の不適用

判決執行の時効は、本刑法第11章及び第24章に規定する犯罪には適用しない。

#### 第57条 刑執行の免除

1. 非拘束矯正、有期懲役の判決を受けたが判決執行がなされていない者で、偉大な業績をあげた経歴があり、又は危険な病気を患ったことがあるものの、同人が社会にとってもはや危険ではないときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき刑を免除することができる。
2. 刑を受けた者が、特別の仮釈放又は恩赦が認められたときは、刑の執行が免除される。
3. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第61条に定める執行延期の権利が与えられており、かつ、執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑執行の免除を決定することができる。
4. 重大でない犯罪により懲役刑を受けた者で、本刑法第62条に定める一時的な執行停止の権利が与えられており、かつ、一時的な執行延期中に偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、刑の残余部分の執行免除を決定することができる。
5. 居住の禁止又は保護観察の刑に服している者で、既にその刑期の半分を終了して社会復帰しているときは、当該地区の行政機関の提案に基づき、裁判所は、刑期の残り半分の執行免除を決定することができる。

#### 第58条 宣告した刑の減輕

1. 非拘束矯正の刑に処せられた者で、一定期間刑に服し、改善更正につき進歩があるときは、直接監督及び教育の責任を委託されている機関、組織又は地方行政機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減輕を決定することができる。

懲役刑に処せられた者で、一定期間服役し、改善更正につき進歩があるときは、懲役刑の執行機関の提案に基づき、裁判所は刑期の減輕を決定することができる。

最初の減輕は、刑に服役した期間が非拘束矯正及び30年までの懲役については刑期の3分の1、無期懲役については12年を経過した後に考慮される。

2. 財産刑を処せられた者が、一部を支払ったものの、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥ったことにより残額の支払いを継続できなくなったとき、又は偉大な業績をあげたときは、裁判所は、検察院長官の提案に基づき、財産刑の残額支払いの執行免除の決定をなすことができる。
3. 受刑者は、幾多の減輕を受ける権利を有するが、宣告刑の半分は服役しなければならない。無期懲役に処せられた者は、まず30年までの懲役に減輕され、その後幾多の減輕事由が存しても現実に最低20年までは服役しなければならない。
4. 刑の一部を減輕された者が、新たに重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を行った場合には、共通刑の3分の2を服役するか、無期懲役については20年服役した後に初めて、裁判所は減輕を考慮するものとする。

#### 第59条 特別な場合における刑の減輕

偉大な業績をあげたこと、極めて老齢かつ虚弱であること、又は危険な病気を患っていることを理由として更に寛大処置をなすに値する受刑者に対しては、裁判所は、本刑法第58条に規定する内容に比して、減輕の時期又は内容において、より有利な方向で減輕を考慮することができる。

#### 第60条 執行猶予

1. 3年までの懲役刑を宣告する際、裁判所は、罪を犯した者の個人的性格及び酌量すべき情状に基づき、懲役刑を科す必要がないと認められるときは、刑の執行猶予の判決をなすとともに、1年から5年以内の試練期間を設ける。
2. 試練期間中においては、裁判所は、罪を犯した者が勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関に対し、罪を犯した者の監督及び教育を委託する。有罪判決を受けた者の家族は、監督及び教育につき、機関、組織又は地区の行政機関に協力する義務を有する。
3. 執行猶予に付された者に対しても、本刑法第3

0条及び36条の規定に従い、罰金、一定の職務、事業の営業又は仕事に就くことの禁止を含む補充刑を科することができる。

4. 執行猶予に付され、かつ、保護観察期間の半分を終えて改善更正につき進歩があった者に対し、裁判所は、監督及び教育の責任を有する機関又は組織の請求に基づき、その保護観察期間の短縮を決定できる。
5. 執行猶予に付された者が、保護観察期間中に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑を強制的に執行する決定をなし、本刑法第51条に定めに従い、新たな犯罪による刑と合算する。

### 第61条 懲役刑の執行延期

1. 懲役刑に処せられた者は、次の場合においては、刑の執行延期の権利が与えられる。
  - a) 重大な病気を患った場合には、病気が回復するまで刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
  - b) 妊娠中の女性、又は36か月以下の子供を養育している女性は、子供が36か月の年齢に達するまで、刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
  - c) 罪を犯した者が家族の中で唯一の働き手であり、懲役刑に服役することにより家族が極めて生活困難に陥る場合には、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。ただし、国家安全を侵害した犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪に処せられた場合を除く。
  - d) 重大でない犯罪に処せられた場合は、公務の必要性によっては、1年を上限として刑の執行延期を受ける権利が与えられる。
2. 懲役執行延期中に、執行延期されたものが更に新たな罪を犯したときは、裁判所は、前刑罰の執行を強制しなければならず、本刑法第51条の規定に従い、新たな判決の刑罰に合算する。

### 第62条 懲役刑の一時停止

1. 懲役刑に服役中の者が、本刑法第61条第1項に規定する場合のいずれかに該当するときは、懲役刑の一時停止を受ける権利が与えられる。
2. 刑の一時停止期間は、刑期に算入してはならない。

## 第9章 前科の抹消

### 第63条 前科の抹消

有罪判決を受けた者は、本刑法第64条から第67条の規定に基づき、その前科が抹消される。

前科が抹消された者は、受刑しなかったものとみなされ、裁判所から証明書が与えられる。

### 第64条 前科の当然の抹消

次の者は当然的に前科が抹消される。

1. 刑罰を免除された者
2. 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪以外の罪に問われた者で、その刑の服役を完了した後又は刑事判決の執行の時効が完成した後、次に定める期限内に新たな罪を犯さなかった者。
  - a) 戒告、罰金、非拘束矯正又は執行猶予に処せられた場合は1年
  - b) 3年までの懲役の場合は3年
  - c) 3年を超え15年までの懲役の場合は5年
  - d) 15年を超える懲役の場合は7年

### 第65条 裁判所の決定による前科の抹消

1. 本刑法第11章及び第24章に定義されている犯罪に問われた者に対する前科の抹消は、犯罪の性質、人格、有罪判決を受けた者の遵法態度及び労務態度によって、裁判所が以下に掲げる場合に限り、これを決定する。
  - a) 3年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、3年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
  - b) 3年を超え15年までの懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、7年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
  - c) 15年を超える懲役に処せられた者で、服役完了後又は判決の執行の時効が完成した後、10年以内に新たな罪を犯さなかった場合。
2. 前科抹消の1回目の請願が裁判所に拒否されたときは、次の請願をするには1年待たなければならない。2回目の請願を拒否された場合、次の前科抹消の請願まで2年待たなければならない。

### 第66条 特別な場合の前科抹消

有罪の判決を受けた者が改善更正につき著しい進歩を示し、功績をあげ、その者の勤務する機関若しくは組織又は居住する地区の行政機関によって前科の抹消を推薦された場合は、刑期の最低3分の1を保証すれば、裁判所はその者の前科を抹消することができる。

## 第67条 前科抹消のための期限計算の方法

1. 本刑法第64条及び第65条に規定する前科抹消の期限は、宣告された主刑に基づくものである。
2. 前科がいまだに抹消されていない者が新たな罪を犯した場合、前の犯罪による前科を抹消するための期限は、新たな犯罪による刑判決の服役を完了した日から計算する。
3. 服役の完了とは、主刑、補充刑及びその他の判決の決定につき、完全に服役することをいう。
4. 残刑の服役を免除された者は、刑の執行を完了したものとみなされる。

## 第10章 罪を犯した未成年者に対し新たに適用される規定

### 第68条 罪を犯した未成年者に対する刑法の適用

罪を犯した未成年者とは、満14才以上18才未満の罪を犯した者のことである。罪を犯した未成年者は、本章の規定に基づき刑事責任を負わなければならないとともに、本章の規定に反しない限り、本刑法の総則規定に基づく刑事責任を負わなければならない。

### 第69条 罪を犯した未成年者の処理の原則

1. 罪を犯した未成年者の処理に当たっては、教育、正すこと、健全な成長及び社会に有益な公民になることを助けることを主たる目的とする。  
未成年者による犯罪行為の捜査、訴追及び判決のあらゆる段階において、管轄権のある国家机关は、その犯罪行為が社会にもたらす危険性を認識する能力の有無、当該犯罪行為に関連する原因及び条件を決定しなければならない。
2. 罪を犯した未成年者は、重大でない犯罪又は大きな被害をもたらさない重大な犯罪に及んだときにおいては、多くの酌量すべき情状があり、その家族、機関又は組織による監督及び教育を受けるならば、その刑事責任を免除されることがある。
3. 罪を犯した未成年者に対する刑事責任の審理及び科刑は、これが必要な場合に限り、かつ、犯罪行為の性質、人格的な特質及び犯罪防止の必要性に基づいてなされなければならない。
4. 罪を犯した未成年者に刑罰を科す必要がないと認められるときは、裁判所は、本刑法第70条に規定する司法措置の一つを適用する。
5. 無期懲役又は死刑は、罪を犯した未成年者には

科されない。罪を犯した未成年者に有期懲役を宣告する場合は、裁判所は、相当する罪を犯した成人に科すべき刑罰より軽い刑を科すものとする。

財産刑は、満14才以上16才未満の罪を犯した未成年者には適用されない。

補充刑は、罪を犯した未成年者には適用しない。

6. 16才未満の罪を犯した未成年者に対する判決は、累犯又は危険な累犯の決定に当たって考慮されることはない。

## 第70条 罪を犯した未成年者に適用すべき司法措置

1. 罪を犯した未成年者の場合は、裁判所は、教育、防止の性質を有する以下に掲げる司法措置のいずれか一つの適用を決定することができる。
  - a) 社、区、管轄区における教育
  - b) 養育学校に入れる
2. 重大でない犯罪又は重大な犯罪に及んだ罪を犯した未成年者に対し、裁判所は、1年から2年までの期間、社、区、管轄区における教育措置を適用できる。  
社、区又は管轄区で教育に置かれた者は、裁判所によってその責任を委託された地域の社、区、管轄区等の行政機関若しくは社会組織の監督及び教育の下で、勉学、労働、法律の遵守等の義務を果たさなければならない。
3. 犯罪の重大性、個人の性格及び生活環境によって、厳格な規律をもって再教育組織に送致する必要があると認められるときは、裁判所は、1年から2年の期間、罪を犯した未成年者を少年院に送る措置を適用できる。
4. 社、区、管轄区等で教育を受けている者又は少年院に送致された者が、裁判所が決定した期間の半分を終了し、改善更正につき相当の進歩があるときは、監督及び教育の責任を委託された機関、組織又は少年院の提案に基づき、裁判所は、社、区若しくは管轄区等の教育又は少年院における教育期間の終了を決定できる。

## 第71条 罪を犯した未成年者に対する適用すべき刑罰

罪を犯した未成年者はそれぞれの犯罪につき、以下に掲げる刑罰のうち一つ刑罰を受けるものとする。

1. 戒告
2. 罰金

3. 非拘束矯正
4. 有期懲役

#### 第72条 罰金

罰金は、満16才以上18才未満の罪を犯した未成年者で、収入又は私有財産を有する場合に、主刑として適用する。

罪を犯した未成年者に適用する罰金の基準は、条項の規定により相当する成人の罰金水準の2分の1を超えてはならない。

#### 第73条 非拘束矯正

罪を犯した未成年者に非拘束矯正を適用するに当たっては、その収入を減じてはならない。

罪を犯した未成年者に適用する非拘束矯正期間は、法律の規定により相当する成人に対する期間を超えてはならない。

#### 第74条 有期懲役

罪を犯した未成年者は、以下に掲げる規定に従って有期懲役のみを科す。

1. 罪を犯した時、満16才以上18才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は18年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の4分の3を超えてはならない。
2. 罪を犯した時、満14才以上16才未満の者で、適用すべき法規定が成人の場合に無期懲役又は死刑と明記されているときは、適用される刑の上限は12年を超える懲役であってはならない。有期懲役の場合は、適用される刑の上限は、法律に明記されている成人の懲役期間の2分の1を超えてはならない。

#### 第75条 複数の罪を犯した場合の刑罰の併合

複数の罪を犯した者で、そのうち満18才に達する以前に犯した犯罪がある場合は、刑罰の併合は次のように適用される。

1. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が満18才に達する以前に行われたときは、共通刑は、本刑法第74条に規定する最高刑を越えてはならない。
2. 複数の犯罪のうち、最も重大な犯罪が行われた時既に満18才に達していた場合は、共通刑は、成人に適用すべきものと同等とする。

#### 第76条 既決刑の減輕

1. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、多くの進歩があり、かつ既に刑期の4分の1を服役しているときは、裁判所により刑罰の減輕が考慮される。懲役刑に対してのみ、刑罰は各回4年まで減輕されるが、これを適用するに当たっては、刑期の5分の2の服役を終了しているときに限られる。
2. 非拘束矯正又は懲役刑に処せられた罪を犯した未成年者で、功績をあげた場合又は危険な病気を患った場合には、裁判所は、直ちに刑の減輕を考慮し、刑罰の残余の服役を免除することができる。
3. 財産刑を処せられた罪を犯した未成年者が、自然災害、火災、事故又は病気によって長期にわたり極めて困難な経済状況に陥った場合又は偉大な業績をあげた場合には、裁判所は、検察院長官の提案に基づいて、財産刑の残余支払いの執行の減輕又は免除を決定することができる。

#### 第77条 前科の抹消

1. 罪を犯した未成年者に対する前科の抹消の期限は、本刑法第64条に規定する期限の二分の一とする。
2. 本刑法第70条第1項に規定する司法措置に処せられた罪を犯した未成年者は、前科がなかったものとみなされる。

### 犯罪

#### 第11章 国家の安全を侵害する罪

#### 第78条 国家反逆罪

1. ベトナム公民が、祖国の独立、主権、統一、領土及びベトナム社会主義共和国の国防軍、社会主義体制又は国家に危害を加える目的で、外国と通謀して行動したときは、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 行為者に多くの酌量すべき情状があるときは、7年以上15年以下の懲役に処す。

#### 第79条 人民政権倒壊罪

人民政権を倒壊させる意図で、活動し、組織を設け又は組織に参画したときは、以下に掲げる刑に処す。

1. 首謀者、教唆者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
2. 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に



処す。

#### 第80条 スパイ罪

- 以下に掲げる行為をした者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
  - ベトナム社会主義共和国に敵対して、スパイ、破壊活動を指揮する行為又はスパイ、破壊活動の拠点を設定する行為。
  - 外国の指導により、スパイ、破壊活動の拠点を設ける行為で、密通、告げ口、隠匿、先導、又は他の行為をして外国人のスパイ、破壊活動を幫助する行為。
  - ベトナム社会主義共和国に敵対して国家の秘密を外国に提供する目的で、情報、他の資料を提供又は収集し、外国が使用するための情報、他の資料を収集又は提供する行為。
- 重大でない犯罪のときは、行為者は5年以上15年以下の懲役に処す。
- スパイとしての行動に同意したものの、与えられた任務を実行せず、権限ある国家機関に自白し、正直に報告した者は、刑事責任を免除する。

#### 第81条 領土治安の侵害

ベトナム社会主義共和国の領土に被害を及ぼすため、領土への侵入、国境線の不正な変更その他の行為を犯したときは、以下に掲げる刑罰に処す。

- 首謀者、精力的に活動する者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
- 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

#### 第82条 反乱罪

人民政権に抵抗する目的で、武装活動を指揮し又は組織的な暴力を用いたときは、以下に掲げる刑罰に処す。

- 首謀者、精力的に活動した者又は重大な被害を惹起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

#### 第83条 匪賊活動罪

山岳地帯、海上その他接触困難な地域において、武装活動を指揮し、人々を殺害し、財産を略奪又は破壊して、公民の統治を妨害しようと企図した者は、以下に掲げる刑罰に処す。

- 首謀者、精力的活動する者又は重大な被害を惹

起した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

- 他の共犯者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

#### 第84条 テロ罪

- 人民の政権に抵抗し、公務員、公共職員又は公民の生命の侵害を意図する者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- 身体的自由又は健康を侵害する罪を犯した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
- 生命を侵害する旨脅し、その他の精神威圧行為をした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- ベトナム社会主義共和国の国際関係を困難にさせるため、外国人をテロ行為で威嚇した者も、本条に従って刑を科す。

#### 第85条 ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊する行為

- 政治、安全保障、国防、科学技術、文化、社会的な分野において、ベトナム社会主義共和国の物質的・技術的な基盤を破壊して人民政権に抵抗しようとする者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は5年以上15年以下の懲役に処す。

#### 第86条 社会経済政策の実施を破壊した罪

- 社会経済政策の実施を揺るがして公民の統治を妨害する者は、7年以上20年以下の懲役に処す。
- 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は3年以上7年以下の懲役に処す。

#### 第87条 協和政策を破壊した罪

- 人民政権に反対する目的で、以下に掲げる行為を犯した者は、5年以上15年以下の刑に科する。
  - 異なる人民の階層間又は人民と武装戦力、人民政権、社会組織の間を離間させる。
  - 民族間の憎悪、差別、離間を引き起こし、ベトナム諸民族共同体の平等な権利を侵害する。
  - 宗教を持つ者と無宗教の者の間、又は信仰を持つ信徒と人民政権、社会組織の間を、離間させる。
  - 国際的な協和政策の遂行を破壊する。
- 重大でない犯罪のときは、その罪を犯した者は

2年以上7年以下の刑を科する。

#### 第88条 ベトナム社会主義共和国に敵対する宣伝の罪

- ベトナム社会主義共和国に敵対して、次に掲げる行為の一をした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
  - 人民政権を逆宣伝し、侮辱する行為。
  - 人民の間に混乱を誘発するために、心理戦争を広げ捏造した情報を流布させる行為。
  - ベトナム社会主義共和国に反対な内容を盛り込んだ文書、文化的作品を作成、蓄積、流行する行為。
- 特に極めて重大な犯罪のときは、その罪を犯した者は10年以上20年以下の懲役に処す。

#### 第89条 治安壊乱罪

- 治安を乱し、公務中の公務員を妨害し、機関、組織の活動を妨害するために、多数の公民を扇動し、関与させ、集合させて国民公民の統治を妨害する意図を有する者で、本刑法第82条に該当しないときは、5年以上15年以下の懲役に処す。
- 他の共犯者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

#### 第90条 拘束施設破壊罪

- 人民政権に反対し、拘束施設を破壊し、同施設からの脱走を組織し、被拘束者、被勾引者をすり替え又は拘束施設から脱走した者は、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
- 重大でない犯罪のときは、3年以上10年以下の懲役に処す。

#### 第91条 人民政権に反対する目的で国外逃亡した罪又は国外に滞留した罪

- 人民政権を反対する目的で、国外に逃亡し又は国外に滞留した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
- 首謀者、強要者、教唆者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
- 特に極めて重大な犯罪のときは、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

#### 第92条 補充刑罰

本章に定める罪を犯した者は、1年から5年の間、一連の公民権を剥奪され、1年以上5年以下の間、保護観察下に置かれ、居住を禁じられ、財産の

一部又は全部を没収される。

#### 第12章 人の生命、健康、尊厳及び名誉に対する罪

##### 第93条 殺人

- 以下に掲げる殺人を犯した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
  - 多くの人を殺害した
  - 妊婦と知った上で女性の殺害
  - 幼児の殺害
  - 公務中の人間、又は被害者の公務を理由とした殺害
  - 祖父母、父、母、扶養者、教師の殺害
  - 極めて重大な犯罪又は特に極めて重大な犯罪に及んだ直前又は直後における殺人
  - 他の罪を実行又は犯罪隠匿するため
  - 被害者の身体から臓器を摘出するため
  - 残虐に実行したこと
  - 職業で利用した
  - 多数人に死なせることができる方法
  - 殺し屋の雇用又は雇った殺し屋の殺害
  - 暴力的
  - 組織的
  - 危険な再犯
  - 卑劣な動機のため
- 本条第1項に規定されている場合に当たらない罪を犯した場合は、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 罪を犯した者は、さらに、職務分担、就職を禁じられ、又は1年以上5年以下の間保護観察の措置を受け、1年以上5年以下の間居住管理若しくは禁止の措置を受けることがある。

##### 第94条 新生児殺害の罪

時代遅れの考え方の影響を強く受け又は客観的に見て特別な境遇において、新生児を殺害し又は遺棄してその新生児を死に至らしめた母親は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

##### 第95条 精神を強く刺激された状態における殺人の罪

- 被害者が自己又は近親者に対して行った重大な違法行為に強く刺激されて殺人を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 強く精神を刺激された状態で多くの人を殺害し

た者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

#### 第96条 正当防衛の範囲を超える殺人

1. 正当防衛の範囲を超えて殺人を犯した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 正当防衛の範囲を超えて多くの人を殺した者は、2年以上5年以下の懲役に処す。

#### 第97条 公務執行中による致死罪

1. 公務執行中に法によって認められる場合以外に暴力の使用によって死に至らしめた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 犯罪で多くの人を死に至らしめた場合又はその他の非常に重大な場合には、7年以上15年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、職業に就くこと又は他の仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第98条 過失致死罪

1. 過失で人を死に至らしめた者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 過失で多くの人を死に至らしめた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

#### 第99条 職業又は行政上の規則違反による過失致死罪

1. 職業又は行政上の規則違反により過失で他人を死に至らしめた者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 犯罪で多くの人を死に至らしめた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第100条 自殺の強要

1. 自己が扶養する者を、残酷に扱い、常に脅迫し、虐待し、又は侮辱して、その者に自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 多くの人を自殺させた者は、5年以上12年以下の懲役に処す。

#### 第101条 自殺の教唆又は幫助罪

1. 他人に自殺を教唆又は幫助した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 多くの人を自殺させた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

#### 第102条 生命が危険な状況にいる人に対する救助拒否罪

1. 他人に生命の危険がある状態を知りつつ、その機会があるにもかかわらず助けなかったことによりその人を死に至らしめた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処せられる。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 救助しなかった者が、その危険な状況を過失により作り出した者である。
  - b) 救助しなかった者が、法又は職務によって助けるべき義務を有している者である。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くこと、又は職業や仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第103条 殺害の脅迫罪

1. 殺害すると脅迫した者は、脅迫を受けた者がその脅迫が実現されると按ずる根拠があるときは、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 多くの人に対する
  - b) 公務執行中の者に対し又は公務に関連する理由のために被害者となった。
  - c) 子供に対する
  - d) 他の犯罪に関与していることを隠蔽し、又はその責任を回避するため。

#### 第104条 故意による傷害又は他人の健康に対する被害

1. 故意に他人の健康に傷害又は被害を加え、その傷害率が11パーセント以上30パーセント以下の傷害を引き起こした者、又は11パーセント未満の傷害であっても下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 凶器又は手段を使って多くの人に被害を負わせたこと
  - b) 被害者に軽い障害を引き起こしたこと
  - c) 同一人又は多くの人に対して何度も犯罪を犯した。
  - d) 児童、妊娠している女性、老人、病弱者、又

は自己防衛できない者に対する

dd) 祖父母、父母、扶養者及び教師に対する

e) 組織的である

g) 暫定留置中、勾留中又は教育施設に入所中である

h) 傷害実行犯を雇用し、又は雇った傷害実行犯を傷害

i) 暴力な性質又は危険な犯罪

k) 業務上妨害の目的又は被害者の業務を理由として妨害する目的である

2. 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に害を与え、又は11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害であっても本条第1項 a から k までに定める場合に当たるときは、2年以上7年以下の懲役に処す。

3. 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康に対する害を与え若しくは死に至らしめ、又は31パーセント以上60パーセント以下の傷害であっても本条第1項の a から k までに定める場合に当たる罪を犯したときは、5年以上15年以下の懲役に処す。

4. 罪を犯し、そのため多くの人を死に至らし、又はその他の非常に重大な場合には、10年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

#### **第105条 精神を激しく刺激されたせいで他人に故意に傷害を加え、又はその者の健康に対する被害を加える罪**

1. 被害者が自己又は近親者に対する重大な法違反行為をなしたことに刺激されて、故意に他人を傷害し又はその者の健康に被害を加え、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正又は6か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した場合は、1年以上5年以下の懲役に処す。

a) 多くの人に対する

b) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害、健康への害を加え若しくは死に至らしめた、又はその他の非常に重大な場合

#### **第106条 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪**

1. 正当防衛の限界を超えて故意に他人に対し傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を与えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は

3か月以上1年以下の懲役に処す。

2. 多くの被害者に対して罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

#### **第107条 公務執行中に他人に対し傷害又は健康への害を加えた罪**

1. 公務執行中に、法によって認められる限界を超えて暴力を使用し、他人に対して傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 多くの者に対して罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### **第108条 過失による他人に傷害又はその者の健康に対する被害を加える罪**

1. 過失によって、他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### **第109条 職業又は行政上の規定に違反したため過失によって他人に傷害又は健康への害を加えた罪**

1. 職業又は行政上の規定違反によって過失により他人に傷害率31パーセント以上の傷害又は健康への害を加えた者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務、又は職業に就くこと若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### **第110条 他人に対する虐待罪**

1. 自己に隷属する者を残酷に扱ったものは、戒告、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 下記のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

a) 老人、児童、妊娠している女性又は障害者に対する

b) 多くの人に対する

### 第111条 強姦

1. 性交渉を目的として、暴力の使用、暴力の使用をもってする脅迫、被害者が自己防衛できない状態の利用、又はその他の手段を用いた者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 以下のいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 罪を犯した者が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している者が被害者である
  - c) 多く者が一人を輪姦した
  - d) 累犯
  - dd) 多くの人に対する
  - e) 近親相姦の性質
  - g) 被害者を妊娠させた
  - h) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
  - i) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる場合は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
  - a) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
  - b) 自己が HIV 感染者であることを知りつつ罪を犯した。
  - c) 被害者を死に至らしめた又は自殺させた。
4. 満16歳以上18歳未満の未成年に対して罪を犯した場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。

本条第2項と第3項の規定に当たる場合は、その条項の規定に従い、処罰されなければならない。
5. 罪を犯した者は1年以上5年以下の間、一定の職務、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第112条 児童の強姦罪

1. 満13歳以上16歳未満の児童を強姦した者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 近親相姦の性質
  - b) 被害者を妊娠させた。
  - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
  - d) 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している相手が被害者である。
  - dd) 危険な再犯

3. 以下に掲げるいずれかの場合に当たる罪を犯した者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多くの人を一人を輪姦した。
  - c) 累犯
  - d) 多くの人に対する
  - dd) 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
  - e) 自己が HIV 感染者であることを知りつつ罪を犯した。
  - g) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 13歳以下の児童と性交渉に及んだときは、児童の強姦犯罪とみなし、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第113条 性交渉の強要

1. 自己が扶養する者又は著しい苦境にある者に対し、策略を弄してその意思に反して性交渉した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 多数人で被害者に性交渉を強要した。
  - b) 何度も性交渉を強要した。
  - c) 多数人を相手に性交渉を強要した。
  - d) 近親相姦な性質
  - dd) 被害者を妊娠させた。
  - e) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
  - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上18年以下の懲役に処す。
  - a) 傷害率60パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
  - b) 自己が HIV 感染者であることを知りつつ罪を犯した。
  - c) 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
4. 満16歳以上18歳以下の未成年者に性交渉を強要した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、職業又は仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第114条 児童に対する性交渉の強要罪

- 満13歳以上16歳以下の児童に対して性交渉を強要した者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - 近親相姦の性質
  - 被害者を妊娠させた。
  - 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた。
  - 危険な犯罪
- 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - 多数人で被害者に性交渉を強要した
  - 累犯
  - 多数人に対する
  - 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
  - 自分がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。
  - 被害者を死に至らしめ、又は被害者を自殺するに至らせた。
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第115条 児童との性交渉罪

- 満13歳以上16歳以下の児童と性交渉を持った成年者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - 累犯
  - 多数人に対する
  - 近親相姦の性質
  - 被害者を妊娠させた
  - 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康への害を被害者に加えた
- 罪を犯し以下に掲げる一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - 傷害率61パーセント以上の健康への害を被害者に加えた。
  - 自分がHIV感染者であることを知りつつ罪を犯した。

#### 第116条 児童に対するわいせつ行為罪

- 児童に対してわいせつ行為をした成年者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し以下のいずれかの場合に当たる者は、

3年以上10年以下の懲役に処す。

- 犯罪回数が多い
  - 多くの児童に対する
  - 自己が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している児童が被害者である
  - 重大な被害を引き起こした。
  - 危険な再犯
- 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を惹起した場合は、7年以上12年以下の懲役に処す
  - 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある

#### 第117条 他人へHIVを感染させた罪

- 自己がHIV感染者であることを知りつつ、故意に他人に感染させた者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
  - 多くの人に対する
  - 未成年に対する
  - 自己に直接治療をしてくれた医師又は医療専門家に対する
  - 被害者が業務執行中又は被害者の業務に関することを理由とする。

#### 第118条 故意によるHIVの他人への感染罪

- 本法第117条に定める場合を除き、HIVを故意に他人に感染させた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し以下に掲げるいずれかの場合に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
  - 組織的
  - 多くの人に対する
  - 未成年者に対する
  - 公務執行中、又は被害者の公務に関することを理由とする。
  - 職業濫用
- 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第119条 女性の売買罪

- 女性を売買した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上20年以下の懲役に処す。

- a) 売春目的の女性売買である。
  - b) 組織的
  - c) 専門的
  - d) 海外へ送る目的
  - dd) 多くの人を売買する。
  - e) 何度にも及ぶ売買
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、保護観察、又は1年以上5年以下の居住禁止に処すことがある。

#### 第120条 児童の売買、すり替え、又は誘拐

1. いかなる形態であれ、児童の売買、すり替え、又は誘拐を行った者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、5年以上20年以下の懲役又は、無期懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 専門的
  - c) 卑劣な動機のため
  - d) 多くの児童の売買、詐欺的交換、又は誘拐
  - dd) 海外へ送るため
  - e) 非人道的な目的で使用する。
  - g) 売春目的で使用する。
  - h) 危険な再犯
  - i) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者に対しては、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務担当の禁止、一定の職業又は仕事につくことを禁じることがある。

#### 第121条 他人の侮辱罪

1. 他人の尊厳又は名誉を重大に侵害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
- a) 何回も犯罪した場合
  - b) 多くの人に対する。
  - c) 職務及び権限の濫用
  - d) 業務執行中の人に対する
  - dd) 自分を教育、養育、世話又は治療する者に対する
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当、又は特定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第122条 誹謗罪

1. 他人の名誉を傷つけ、又はその者の合法的な権

利、利益を損なうために、虚偽であると知りつつ噂を撒き散らし、又は他人が罪を犯したという噂を捏造し、管轄の当局に告発した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 職務又は権限の濫用
  - c) 多くの人に対する
  - d) 祖父母、父母、あるいは自分を教育、養育、世話又は治療する人に対する
  - dd) 職務執行中の人に対する
  - e) 極めて重大又は特に極めて重大な犯罪について、他人を誹謗した。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金を科し、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、職業に就くこと、又は一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第13章 公民の民主、自由の権利の侵害罪

##### 第123条 人を違法に逮捕拘束又は監禁する罪

1. 他人の名人を不法に逮捕、拘束、監禁した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 職務又は権限の濫用
  - c) 職務執行中の人に対する
  - d) 何度も罪を犯した。
  - dd) 多くの人に対する
2. 重大な被害を引き起こした犯罪は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

##### 第124条 公民の住居侵入罪

1. 他人の住居を不法に搜索し、他人をその人の住居から不法に追い出し、あるいは住居に関する公民の不可侵の権利を侵害した行為をした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
- a) 組織的

- b) 職務又は権限の濫用
- c) 重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

#### **第125条 他人の秘密又は書信、電話、電信の安全の侵害罪**

1. 通信手段及びコンピュータによって送付された手紙、電報、テレックス、ファクシミリ若しくはその他の文書を略奪し、若しくは他人の書信、電話、電報の秘密と安全を侵害した者、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず罪を犯した者は、戒告、100万ドン以上500万ドン以下の罰金、又は1年以下の非拘束矯正に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務又は権限の濫用
  - c) 何度も罪を犯した。
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金を科せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

#### **第126条 公民の選挙権、被選挙権に対する侵害罪**

1. 詐欺、誘惑、強制その他の手段を用いて公民の選挙権及び被選挙権を妨害した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上2年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務又は権限の濫用
  - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

#### **第127条 選挙の結果を誤らせる罪**

1. 選挙を組織し、監督する責任を持ちながら、書類の偽造、票の抜き取りその他の手段を用いて選挙結果に誤りを生じさせた者は、2年以下の非拘束矯正、又は6か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。

- a) 組織的
- b) 重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

#### **第128条 労働者及び公務員の不正強制解雇罪**

自己の利益又はその他の個人的な動機で、労働者及び公務員を不法に辞めさせて、重大な被害を招いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

#### **第129条 公民の集会、結社の権利、信仰、宗教の権利に対する侵害罪**

1. 公民の国家及び人民の利益に合致する集会及び結社の権利、信仰の自由権、宗教、又はいかなる宗教をも信じ若しくは信じない信条と信教の自由を行使するのを妨げ、又はかかる行為について懲戒処分を受け若しくは行政処分を受けていたにも関わらず犯罪を引き起こした者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくはは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### **第130条 女性の平等権の侵害罪**

政治、経済、科学、文化、社会活動において女性が参加するのを妨げるために暴力を用い、あるいは重大な行為を働いた者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。

#### **第131条 著作権の侵害罪**

1. 下記のいずれか一つの行為によって重大な被害を引き起こした者、本条に定める行為のいずれかについて行政処分を受け又はかかる犯罪について判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらずまた違反を繰り返している者は、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、あるいは2年以下の非拘束矯正に処す。
  - a) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の著作権の奪取
  - b) 文学、芸術、科学、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスク等の作品の作者偽装
  - c) 文学、芸術、科学、新聞、テープ、CD、ビデ



- オテープ、DVD等といった作品の不法改変
- d) 文学、芸術、科学研究、報道記事、オーディオテープ及びディスク、ビデオテープ又はディスクなどと言った作品の不法な発表又は宣伝
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 累犯
- c) 極めて、重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金を処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第132条 不服申立て及び告発の権利の侵害罪

1. 下記のいずれかの一つの行為を犯した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
- a) 職務又は権限を濫用して、不服申立て若しくは告発、不服申立て若しくは告発の審議・解決、又は不服を申し立てられ若しくは、告発された人に対する対処を妨害すること。
- b) 不服申立て及び告発を審議し解決する管轄機関の決定を守る責任を持ちながらそれを拒否し、不服申立人及び告発人に損害をもたらすこと。
2. 不服申立人及び告発人に復讐した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくことを禁じられることがある。

## 第14章 各所有侵害罪

### 第133条 暴力による財産の奪取罪

1. 財産を奪取するために、暴力の行使、直接の暴力による脅迫、又はその他の行為によって、攻撃された者の抵抗を無力にしようとした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 職業的な性質
- c) 危険な再犯
- d) 危険な武器、手段又は手口を使用した。
- dd) 他人に傷害、又はその者の健康に被害を加

- え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害を加えた。
- e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産の価値を奪取した。
- g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 他人に対して、31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康被害を加えた。
- b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
- c) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、18年以上20年以下の懲役、無期懲役、又は死刑に処す。
- a) 他人に61パーセント以上の傷害率の傷害若しくは健康被害を加え、又は死亡させた。
- b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
- c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。

### 第134条 財産の奪取を目的とした誘拐罪

1. 財産を奪取する目的で他人を人質として誘拐した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
- b) 職業的な性質
- c) 危険な再犯
- d) 危険な武器、手段又はその他の手口を使用した。
- dd) 児童に対する
- e) 多くの人に対する
- g) 人質として誘拐された人に11パーセント以上30パーセント以下の傷害率の傷害、又は健康被害を加えた。
- h) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
- i) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上18年以下の懲役に処す。
- a) 人質として誘拐された人に、31パーセント以上60パーセント以下の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
- b) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。

- c) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 人質として誘拐された者に、61パーセント以上の傷害率の傷害又は健康に対する害を加えた。
  - b) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
  - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、財産の一部若しくは全部の没収、又は1年以上5年以下の保護観察若しくは居住禁止処分に処すことがある。

### 第135条 脅迫による財産の奪取罪

- 1. 財産を奪取する目的で、他人に暴力による脅迫その他の手段を用いて精神的に脅威を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職業的な性質
  - c) 危険な再犯
  - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
  - dd) 重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値を持つ財産を奪取した。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、又は財産の一部若しくは全部の没収処分に処す。

### 第136条 財産の強奪罪

- 1. 他人の財産を強奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職業的な性質
  - c) 危険な再犯
  - d) 危険な策略を用いた。
  - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。

- e) 他人に傷害又は健康被害を加え、11パーセント以上30パーセント以下の傷害を負わせた。
- g) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
- h) 重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 他人に傷害率31パーセント以上60パーセント以下の傷害又は健康に対する害を加えた。
  - b) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
  - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上の価値を持つ財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

### 第137条 財産を公然奪取する罪

- 1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を公然奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を公然奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも拘わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 逃走目的で暴行を引き起こした。
  - b) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
  - c) 危険な再犯
  - d) 重大な被害を引き起こした。
- 3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
- 4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処すことがある。

### 第138条 財産の窃盗罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満の価値を持つ他人の財産を盗み若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を盗んで重大な被害をもたらした者、又は財産の奪取行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず違反を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職業的な性質
  - c) 危険な再犯
  - d) 欺瞞で危険な策略を用いた。
  - dd) 逃走目的で暴行を引き起こした。
  - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満相当の財産を奪取した。
  - g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第139条 詐欺による財産の奪取罪

1. 50万ドン以上5,000万ドン未満相当の他人の財産を詐欺手段によって奪取し若しくは50万ドン未満相当の他人の財産を奪取して重大な被害をもたらした者、又は財産の詐欺行為について行政処分を受け、若しくは財産奪取罪で有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず犯罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職業的な性質
  - c) 危険な再犯
  - d) 職務、経験を濫用し、又は機関、組織の名義を濫用した。
  - dd) 欺瞞的手段を用いた。
  - e) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を

奪取した。

- g) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を奪取した場合
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した場合
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1億ドン未満の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務を担当すること、又は職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第140条 信頼の濫用による財産の奪取罪

1. 次のいずれかの行為によって、100万ドン以上5,000万ドン以下相当の他人の財産を略取し、100万ドン以下の他人の財産を略取したが重大な被害をもたらし、又は財産の奪取行為について行政処分を受け若しくは有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けておらず罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、あるいは、契約によって他人の財産を受け取った後にその財産を略取するために詐欺的な手段を用い又は逃亡した。
  - b) 契約によって他人の財産を貸与、借用又は賃貸借し、その後、不合法な目的でその財産を使用し、返還不能となった。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務、権限を濫用し、又は機関若しくは組織の名義を利用した。
  - c) 欺瞞な手段を用いた。
  - d) 5,000万ドン以上2億ドン未満の財産を奪取した。
  - dd) 危険な再犯
  - e) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満の財産を奪取した。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。

4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当又は一定の職業若しくは仕事につくことを禁じられ、財産の一部又は全部を没収される、ことがある。

#### 第141条 財産の不法所持罪

1. 間違っって自分に渡され、自分で見つけ又は拾った500万ドン以上2億ドン未満相当の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物について、持ち主、合法的な管理者及び責任ある機関が法律の定めに従ってその財産の返還を求めているにも関わらず、故意に返還を拒む者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上の財産、骨董品、又は歴史的・文化的価値のある物を奪取したものは、1年以上5年以下の懲役に処す。

#### 第142条 財産の違法奪取使用罪

1. 自己の利益のために、500万ドン以上の他人の財産を不法に使用して重大な被害を引き起こし、又はその行為について行政処分を受け若しくは、有罪判決を受けたにも関わらず前科の抹消を受けていないまま罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 累犯
  - b) 職務・権限の濫用
  - c) 極めて重大な被害を引き起こした。
  - d) 危険な再犯
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした犯罪は3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職務若しくは仕事につくことを禁じられることがある。

#### 第143条 故意に財産を破壊・破損する罪

1. 他人の財産を故意に破壊し、又は破損し、50万ドン以上5,000万ドン未満相当の損害を引き起こした者、被害は50万ドン以下ではあるが

重大な被害を引き起こした者、又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず前科の抹消を受けないまま罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 爆発物や可燃物その他危険な手段を用いた。
  - c) 重大な被害を引き起こした。
  - d) 他の犯罪を隠匿するため。
  - dd) 被害者の公務を理由とする。
  - e) 危険な再犯
  - g) 5,000万ドン以上2億ドン未満の損害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満相当の財産を被害を引き起こした。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上相当の財産を奪取した。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第144条 責任不足により国家財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 国家財産の管理を直接任務としている者が、その任務不足で国家財産に5,000万ドン以上2億ドン未満相当の紛失、破損、浪費、損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 2億ドン以上5億ドン未満相当の国家財産に被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上国家財産に被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、国家財産を管理する職務につくことを禁じられることがある。

#### 第145条 過失により財産に重大な被害を引き起こした罪

1. 過失により他人の財産に5,000万ドン以上5億ドン未満相当の被害を引き起こした者は、戒

告，2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 他人の財産に5億ドン以上の損失を引き起こした者は，1年以上3年以下の懲役に処す。

## 第15章 婚姻及び家族制度に対する侵害罪

### 第146条 強制結婚又は自主的・進歩的婚姻の妨害罪

本人の意思に反して強制的に他人を結婚させた者，迫害，虐待，精神的脅迫，物質強要その他の手段で，他人が婚姻関係に入ることを若しくは自主的かつ進歩的な婚姻関係を維持することを妨げた者，又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は，3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第147条 一夫一婦制度の違反

1. 妻，夫がいるのに，他人と夫若しくは妻として結婚若しくは同居している者，相手に夫，妻がいることを知りつつ結婚若しくは同居し重大な被害を引き起こした未婚者，又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は，戒告，1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 裁判により既に結婚を解消し，又は夫と妻としての同居の終了を裁判所が決定したにも関わらずかかる一夫一婦，制度に違反して関係を維持しつづけている者は，6か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第148条 早婚組織罪，早婚の罪

下記のいずれかの犯罪を犯し又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は，戒告，2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

- a) 結婚年齢になっていない人達に結婚させる。
- b) 裁判所の結婚解消決定があったにも関わらず，結婚年齢になっていない者との違法な関係を故意に維持している。

### 第149条 違法婚姻の登録罪

1. 婚姻の登録に責任を持ち，かつ申請者に婚姻の資格がないことを明確に知りつつ登録を受理し，かかる行為について懲罰を受けているにも関わらず違反した者は，2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の

間，一定の職務につくことを禁じられることがある。

### 第150条 近親相姦

直系の血族，同じ両親を持つ兄弟姉妹，異母兄弟姉妹，又は異父兄弟姉妹と性的関係を持った者は，6か月以上5年以下の懲役に処す。

### 第151条 祖父母，父母，配偶者，子，孫，又は養父母に対する虐待又は迫害

自分を養ってくれた祖父母，父母，配偶者，子，孫，若しくは養父母に対して虐待し若しくは迫害して重大な被害を引き起こした者，又はその行為について行政処分を受けているにも関わらず違反した者は，戒告，3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第152条 扶養義務の拒否又は怠慢

法の定めにより扶養する義務がある人に対して給養を義務付けられた者，実際に扶養を実行する可能性があったにも関わらず故意にその義務を拒否又は怠慢し重大な被害を引き起こした者，又はその行為について行政処分を受けたにも関わらず違反した者は，戒告，2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

## 第16章 経済管理秩序に対する侵害罪

### 第153条 密輸

1. 下記のいずれかの場合において不法な越境取引を行った者は，1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品，ベトナム通貨，外貨，貴金属，宝石，又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの刑法154条，155条，156条，157条，158条，159条，160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者，若しくはこの刑法第193条，194条，195条，196条，230条，232条，233条，236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも，これらの違反について既に制裁を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反を繰り返している者
  - b) 歴史的，文化的な物品
  - c) 大量取引を禁じられているもの，又は本条若しくはこの刑法154条，155条，156条，157条，158条，159条，160条及び

- 161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた者、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 職業的な性質
  - c) 危険な再犯
  - d) 違反物が3億ドン以上5億ドン未満の価値がある。
  - dd) 禁止品目が非常に大量である。
  - e) 不正利益を得た。
  - g) 戦争、自然災害、伝染病、その他特別な困難状況を利用した。
  - h) 職務、権限を濫用した。
  - i) 機関、組織の名義を利用した。
  - k) 累犯
  - l) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 犯罪物品が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
  - b) 禁止品目が極めて大量である。
  - c) 巨額の不正利益を得た。
  - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 違反物品が10億ドン以上の価値がある。
  - b) 極めて巨額の不正利益を取った。
  - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第154条 物品、通貨の違法越境運送罪

1. 下記のいずれかの品目について違法な越境運送を行った者は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
- a) 1億ドン以上3億ドン未満相当の商品、ベトナム通貨、外貨、貴金属、及び宝石の取引、又は1億ドン未満相当であるが本条若しくはこの

- 刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受けた、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
- b) 歴史的又は文化的物品で、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者
  - c) 大量製品を禁じられているもの、又は本条若しくはこの刑法153条、155条、156条、157条、158条、159条、160条及び161条のいずれかに定められた行為について既に行政処分を受け、若しくはこの刑法第193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条に定められた規定に当てはまらない場合でも、これらの違反について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらずまた違反をした者
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
- a) 違法物品が3億ドン以上5億ドン未満相当の価値がある。
  - b) 非常に大量の禁制品物である。
  - c) 職務、権限を濫用した。
  - d) 機関、組織の名義を濫用した。
  - dd) 累犯
  - e) 危険な再犯
3. 5億ドン以上の違反物品、又は禁止された物品が極めて大量の場合は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 155条 禁制品を生産、貯蔵、輸送、販売した罪

1. 国が営業を禁止している物品を生産、貯蔵、輸送、販売した者で、その商品が大量であり、不正に大きな利益を得、又は本条若しくはこの刑法第153、154、156、157、158、159及び161条に規定された行為について既に行政処分を受け若しくは既に判決を受けたことがあり、前歴が抹消されておらず、さらに、それがこの刑法第193、194、195、196、23

- 0, 232, 233, 236及び238条の規定に該当しない場合は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役刑に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役刑に処す。
- 組織的である。
  - 職務、権限を悪用した。
  - 機関、組織の名義を悪用した。
  - 専門性を持つ。
  - 違法物品の量が大量である、あるいは、不正に得た利益が非常に大きい。
  - 危険な累犯である。
3. 違法物品の量が極めて大量であり、又は不正に得た利益が極めて大きい場合は、8年以上15年以下の懲役刑に処する。
4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務を担当することを禁止され、若しくは一定の職業若しくは仕事に就くことを禁止されることがある。

#### 第156条 偽造品の製造、売買

1. 3,000万ドン以上1億5,000万ドン未満相当製品の偽造品を製造、売買した者、又は3,000万ドン未満であるが重大な被害を引き起こした者、若しくは本条、この刑法153条、154条、155条、157条、158条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政処分を受け、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、6か月以上5年以下の懲役刑に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役刑に処す。
- 組織的
  - 職業的な性質
  - 危険な再犯
  - 職務、権限濫用
  - 機関、組織の名義を利用した。
  - 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当な価値のある物の偽造品
  - 巨額の不正利益を得た。
  - 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役刑に処す。
- 5億ドン以上に相当する物の偽造品である。
  - 非常に巨額又は極めて巨額な不正利益を得た。

- c) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第157条 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪

1. 食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造、売買を行った者は、2年以上7年以下の懲役刑に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役刑に処す。
- 組織的
  - 職業的な性質
  - 危険な再犯
  - 職務、権限の濫用
  - 機関、組織の名義を利用した。
  - 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした場合は、罪を犯した者は12年以上20年以下の懲役刑に処す。
4. 罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、20年の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第158条 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪

1. 動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造、売買を大量に行った者、その製造、売買を行い重大な被害を引き起こした者、又は本条若しくはこの刑法153条、154条、155条、157条、159条及び161条のいずれかに定められた行為について行政的に制裁を受けて、若しくはこれらの行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役刑に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役刑に処す。
- 組織的

- b) 職務、権限の濫用
  - c) 機関、組織の名義を利用した。
  - d) 非常に大量の偽造品である。
  - dd) 危険な再犯
  - e) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 極めて大量の偽造品を製造した者、又は非常に重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第159条 違法経営罪

1. 経営登録を怠り、登録した内容に反して、又は法律が規定する許認可なしに、下記の一の罪を犯した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正に処す。
  - a) この行為について既に行政処分を受け、又はこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、160条、161条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けておらず違反をした者
  - b) 1億ドン以上3億ドン未満に相当する違法物品である。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
  - a) 機関、組織の名義を濫用した。
  - b) 実在しない組織を偽った。
  - c) 3億ドン以上の違法物品である。
  - d) 巨額の不正利益を得た。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

### 第160条 投機罪

1. 自然災害、伝染病、戦時中に、物品の不足を利用し、又は物品の不足を煽り立て、不正利得を得るために販売する目的で大量の物品を買い占め、重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的

- b) 職務、権限の利用
  - c) 機関、組織の名義の利用
  - d) 投機物品が非常に大量な数である。
  - dd) 非常に巨額の不正利得を得た。
  - e) 極めて重大な被害を引き起こした。
  - g) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
    - a) 投機対象が極めて大量の物品である場合
    - b) 極めて巨額の不正利得を得た場合
    - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
  4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第161条 脱税罪

1. 5,000万ドン以上1億5,000万ドン未満相当の脱税を行い、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはこの刑法第153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、164条、193条、194条、195条、196条、230条、232条、233条、236条及び238条のいずれかに定められた行為について有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず再度違反をした者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 1億5,000万ドン以上5億ドン未満相当の脱税を行い、又はこの罪を再度犯した者は、脱税額の1倍以上5倍以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 5億ドン以上脱税を行い、又は他の特に極めて重大な場合には、罪を犯した者は2年以上7年以下の懲役に処す。
4. 脱税者は、さらに、脱税額の1倍以上3倍以下の罰金に処すことがある。

### 第162条 顧客に対する詐欺罪

1. 物品の売買において重量、寸法、計算の不正、若しくは詐欺的な交換その他詐欺的な手段を用いて顧客に重大な損害を引き起こした者、又はかかる行為について既に行政処分若しくは判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず罪を繰り返している者は、戒告、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。



2. かかる行為が累犯であり又は巨額の不正利得を得た場合には、罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

### 第163条 高利金融罪

1. 法定最大金利を超える金利で搾取的な金融を行った者は、利息額の1倍以上10倍以下の罰金又は1年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 巨額の不正利益を得た者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、不正利益の1倍以上5倍以下の罰金、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第164条 切手の偽造、切符の偽造、偽造切手の売買、偽造切符の売買罪

1. あらゆる種類の偽造切手、偽造切符を大量に売買した者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務、権限の濫用
  - c) 非常に巨額の不正利得を得た
  - d) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第165条 経済管理について国家規則を故意に侵犯し、重大な被害を引き起こした罪

1. 自己の職務、職務を濫用して、経済管理に関する国家規則を故意に侵犯し、1億ドン以上3億ドン未満の被害を引き起こし、又は被害が1億ドン未満であってもその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 利得的又はその他の個人的な動機による

- b) 組織的
  - c) 欺瞞な手段を使用した。
  - d) 3億ドン以上10億ドン未満の被害を引き起こし、又はその他極めて重大な被害を引き起こした。
3. 10億ドン以上の被害、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
  4. 罪を犯した者は、さらに、財産の一部又は全部を没収され、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第166条 不法な基金の設立罪

1. 役職や権限を利用して、5,000万ドン以上2億ドン未満相当の不法な基金を作り、その基金を使用して重大な被害を引き起こし、又は、その行為について懲罰若しくは行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 検査を逃れるために欺瞞な手段を用いた。
  - b) 他の犯罪を行うため。
  - c) 不法基金の額が2億ドンから5億ドン未満である。
  - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 不法基金が5億ドン以上10億ドン未満の価値がある。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
4. 不法基金に10億ドン以上の価値があるときは、8年以上15年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

### 第167条 経済管理についての虚偽報告罪

1. 利得的あるいはその他の個人的な動機の目的のために、データや文書について明らかに不実な虚偽の報告を当該機関に行い、国家の社会・経済計画の立案及び遂行に重大な被害をもたらした者、又は、その行為に対して既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月

以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第168条 虚偽の広告罪

1. 物品、サービスについて虚偽の宣伝を行い重大な被害を引き起こし、又は、その行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第169条 救助資金、救助物品の分配規定に対する故意の違反罪

1. 職務や権限を濫用して、救助資金及び救助物資の分配規定に故意に違反し、重大な被害を引き起こした者は、戒告、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務担当を禁じられることがある。

#### 第170条 工業所有権保護証書発給に関する規定違反罪

1. 工業所有権保護証書を発給する権限を持ちながら、保護証書認可に関する法規定に違反し、既に懲罰され又は行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返し、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の

間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

#### 第171条 工業所有権の侵害罪

1. 経営目的で、発明、実用新案、工業意匠、商標、屋号、原産地表示、及びベトナムで保護されているその他の工業所有権対象を奪取又は不法に使用し、その行為について既に懲罰若しくは行政処分を受け、又はその違反に関して有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、2,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は2年以下の非拘束矯正刑に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、又は1年以上5年以下の間、一定の職務担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第172条 資源研究、探査、開発に関する規定違反罪

1. 資源の研究、探査、開発に関する国家規定に違反し、その行為をベトナムの陸上、島嶼部、内陸水系、領海、排他的経済地域、大陸棚、領空において、許可なく又は許可内容に違反して、かかる活動を行い、重大な被害を引き起こした者は、戒告、5,000万ドン以上10億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられることがある。

#### 第173条 土地使用規定違反罪

1. 土地管理及び土地使用利用に関する国家規定に違反して土地を取得・占拠し、若しくは土地使用権を移転し若しくは土地を使用し、重大な被害を引き起こした者、又はその行為について既に行政処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下

の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3,000万ドン以上1億ドン以下の罰金又は2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

#### 第174条 土地管理規定違反罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、不法に土地の割り当て、返還、賃貸、使用権の移転、土地使用の変更を行い、その行為について既に処分を受けたにも関わらず違反をした者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 土地面積が大きい、又は土地価格が大きい
  - b) 重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第175条 森林開発及び森林保護に関する規定違反罪

1. 下記のいずれかの違反に対して、重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に行政処分を受け若しくはその違反について既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにもかかわらず違反を繰り返した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 法に違反する森林開発行為、又は森林開発と保護について国の規定に違反するその他の行為があり、この刑法第189条に定める場合に該当しない場合
  - b) 不法に木材を輸送、売買し、この刑法第153条及び第154条に該当しない場合
2. 極めて重大な又は特に極めて重大なときは、2年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第176条 森林管理規定違反罪

1. 職務又は権限を利用又は濫用して、下記のいずれかの行為を行い重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 不法に森林、植林地の割当て、返還を行った
  - b) 不法に森林、植林地の使用権移転を許可した
  - c) 不法に森林製品の開発又は輸送を許可した
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の役職につくことを禁じられることがある。

#### 第177条 電力供給規定違反罪

1. 責任を持つ者で下記の一の行為をなし重大な被害を引き起こし、又はその行為について既に処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けたにも関わらず、前科の抹消を受けておらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
  - a) 理由なく、又は規定による通告なしに電力供給を切った。
  - b) 根拠なく電力供給を拒否した。
  - c) 正当な理由なく電力事故の処理を遅延した。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第178条 金融組織の条例資金補充基金の不法使用罪

1. 責任を持つ者で、配当金分配のための条例資本補充準備金を使用して重大な被害を引き起こし、又はかかる行為について既に処分あるいは行政的に制裁を受け若しくはかかる違反について既に有罪判決を受けて前科の抹消を受けていないのにも関わらず、違反を繰り返した者は、1,000万

ドン以上5億ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第179条 金融組織の活動における貸付け規則違反罪

1. 金融組織で勤務している者で、下記のいずれかの行為において、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は1年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 法律の規定に反して無担保の貸付けを行った。
  - b) 定められた金額を超えて貸付けを行った。
  - c) その他金融銀行の貸付業務に関する法律の規定に違反した。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、金融活動に関する一定の職務の担当、又は一定の職務若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第180条 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造通貨、偽造為替手形、偽造公債債券を製造、保管、輸送、流通した者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

#### 第181条 偽造小切手、その他の偽造有価文書の製造、保管、輸送、流通罪

1. 偽造小切手及びその他の偽造有価文書を製造、保管、輸送、流通した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上12

年以下の懲役に処す。

3. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

### 第17章 環境関連犯罪

#### 第182条 大気汚染を引き起こした罪

1. 許容基準を超えた量の煙、埃、毒物、又は許可基準を超えた電磁波、放射線、その他有害因子を大気中に放出したことにより既に行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第183条 水源汚染を引き起こした罪

1. 許可基準を超える石油、毒性化学物質、放射性物質、廃棄物、毒性を持ち疫病の原因となる動物の残骸、植物、細菌、微小細菌、寄生虫、又は他の有害因子を水源に排出したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第184条 土壌汚染を引き起こした罪

1. 基準を超えた有害物質を土地に埋没又は廃棄したために行政処分を受けたにも関わらず、管轄機関の決定に沿った改善措置を故意にとらず、重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第185条 環境保護基準に合致しない技術、機械類、設備、スクラップ、又は他の物質の輸入罪

1. 環境保護基準に合致しない技術、機械類、機器、生物学的製剤、化学製剤、危険物質、放射性物質、廃棄物質を輸入した者、又はその輸入を許可して行政処分を受けたにも関わらず、同様の行為を続け、深刻な被害をもたらした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. かかる罪を犯し、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第186条 危険な疫病を人間に拡散する罪

1. 以下に示すような他者への危険な疫病の拡散行為の一つを犯したときは、その当事者は1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 危険な疫病を人間に拡散する可能性のある動植物、動物性物質、植物性物質その他の物質を疫病地域から持ち出すこと
  - b) 疾病感染しており、又は人間への拡散の可能性のある危険な病原体を宿している動植物

- c) その他人間に危険な疾病を拡散する行為
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は5年以上12年以下の懲役に処す。
  3. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第187条 危険な疫病を動物、植物へ拡散する罪

1. 以下に示すような動植物への危険な疫病の拡散行為を行い重大な被害を引き起こした者、又は既に行政処分を受けているが未だ刑法上の処罰を受けていない者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 疾病感染しており、又は危険な病原体を宿している動植物や動物性・植物性物質を流通制限区域に持ち込み、又はそこから持ち出すこと
  - b) 検疫対象の動植物や動物性・植物性物質を、検疫に関する法律の規定を実施することなく、ベトナム国内へ持ち込み、又は持ち込みを許可すること
  - c) その他動植物に危険な疾病を拡散する行為
2. かかる罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第188条 水産資源の破壊罪

1. 下記に示すような状況において水産資源の保護に関する諸規定に違反して重大な被害を引き起こし、又はすでにその行為に対する行政処分若しくはその罪に対する有罪判決を受けまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 毒物、爆発物、その他の化学物質、電流、そ

の他禁止され又は水産資源を破壊する水産資源開発方法や漁具を使用したとき

- b) 幾つかの種の産卵期その他法律で禁じられている期間に制限区域において水産物を開拓したとき
  - c) 政府の規定において禁止されている貴重種を開拓したとき
  - d) 政府の規定において禁止されている貴重種の生息地を破壊したとき
  - dd) 水産資源の保護に関するその他の諸規定に違反したとき
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金、又は2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第189条 森林破壊罪

1. 森林を不法に燃やして破壊し若しくはその他森林破壊行為をなし重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対し既に行政処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 職務、権限を濫用し又は機関、組織の名義を利用した。
  - c) 広大な範囲に渡る森林の面積を破壊した。
  - d) 政府が規定するリストにある貴重な植物の種類を伐採、破壊した。
  - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる犯罪者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 極めて広大な範囲の森林を絶滅させた
  - b) 保安林、その他特別な森林を絶滅させた
  - c) 特に極めて重大な被害を引き起こした
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第190条 希少野生動物の保護に関する規定違反の罪

1. 政府の規定において禁止対象となっている希少野生動物を不法に狩猟、捕獲、殺戮、運搬、売買した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 職務、権限の濫用
  - c) 禁止されている狩猟、捕獲の道具を使用した。
  - d) 禁止されている区域、又は期間における狩猟、捕獲
  - dd) 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第191条 自然保護区に関する特別保護制度違反の罪

1. 国家による特別保護下にある自然保護区、国立公園、自然の遺跡その他自然区域の利用又は開発に関する制度に違反し、その行為に対し既に行政処分されたにも関わらず、違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な又は特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、2年以上5年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 18章 麻薬関連犯罪

#### 第192条 ケシ又はその他の薬物物質を含む植物の栽培罪

1. ケシ、コカ、マリファナその他麻薬物質を含む植物を栽培し、既に何度も教育を受け、既に生活安定の諸条件を与えられ、既にそのような行為に

- 対して行政処分を受けたにも関わらず、違反を繰り返した者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - 累犯
  - 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

### 第193条 不法な麻薬物質の生成罪

- どんな形式であろうと麻薬物質を不法に生成した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - 組織的
  - 累犯
  - 職務、権限の濫用
  - 機関、組織の名義の不正使用
  - 500グラム以上1キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
  - 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
  - 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
  - 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
  - 2種類若しくはそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項のddからhのいずれかで規定されている麻薬量に相当
  - 危険な再犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
  - 職業的
  - 1キログラム以上5キログラム未満のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶
  - 30グラム以上100グラム未満のヘロイン若しくはコカイン
  - 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物質
  - 250ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
  - 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第3項のbからddのいずれかで規定されている麻薬量に相当
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
  - 5キログラム以上のケシ樹脂、マリファナ樹脂、コカ結晶

- 100グラム以上のヘロイン若しくはコカイン
  - 300グラム以上の他の固形麻薬物質
  - 750ミリリットル以上その他の液体麻薬物質
  - 2種類以上の麻薬物質を含み、その総量が、本条第4項のaからdまでのいずれかで規定されている麻薬量に相当
- 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5億ドン以下の罰金、財産の一部又は全部の没収に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第194条 麻薬物質の不法な保管、運搬、売買又は奪取罪

- 麻薬物質を不法に保管、運搬、売買若しくは奪取した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - 組織的
  - 累犯
  - 職務、権限の濫用
  - 機関、組織の名義の濫用
  - 国境を越えて運搬し売買
  - 犯罪に子供を使用し又は麻薬を子供に売却
  - 500グラム以上1キログラム未満のアヘン樹脂、マリファナ樹脂又はコカ結晶
  - 5グラム以上30グラム未満のヘロイン又はコカイン
  - 10キログラム以上25キログラム未満のマリファナの葉、花若しくは実、又はコカインの葉
  - 50キログラム以上2百キログラム未満の乾燥アヘン
  - 10キログラム以上50キログラム未満の生アヘン
  - 20グラム以上100グラム未満のその他の固形麻薬物質
  - 100ミリリットル以上250ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
  - 2種類又はそれ以上の種類の麻薬物質を含み、その総量が、本条第2項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい
  - 危険な累犯
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
  - 1キログラム以上5キログラム未満のアヘン

- 樹脂，マリファナ樹脂又はコカ結晶
- b) 30グラム以上100グラム未満のヘロイン又はコカイン
  - c) 25キログラム以上75キログラム未満のマリファナの葉，花若しくは実，又はコカイン
  - d) 200キログラム以上600キログラム未満の乾燥アヘン
  - dd) 50キログラム以上150キログラム未満の生アヘン
  - e) 100グラム以上300グラム未満のその他の固形麻薬物
  - g) 200ミリリットル以上750ミリリットル未満のその他の液体麻薬物質
  - h) 2種類以上の麻薬物質を含み，その総量が，本条第3項の a から g までに規定されている麻薬量に等しい場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は，懲役20年，終身刑又は死刑に処す。
- a) 5キログラム以上のアヘン樹脂，マリファナ樹脂又はコカ結晶
  - b) 100グラム以上のヘロイン又はコカイン
  - c) 75キログラム以上のマリファナの葉，花若しくは実，又はコカインの葉が関連した場合
  - d) 600キログラム以上の乾燥アヘン
  - dd) 150キログラム以上の生アヘン
  - e) 300グラム以上のその他の固形麻薬物質
  - g) 750ミリリットル以上のその他の液体麻薬物質が関連した場合
  - h) 2種類以上の麻薬物質を含み，その総量が，本条第4項のいずれか一つの項目で規定されている麻薬量に等しい場合
5. 罪を犯した者は，さらに，500万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ，本人の財産の一部又は全部を没収さ，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第195条 麻薬物質の不法精製に使用する原料の備蓄，運搬，売買又は略奪罪

1. 麻薬物質の不法精製に使用する原料を備蓄，運搬，売買又は略奪した者は，1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，6年以上13年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯

- c) 職務や権限の濫用
  - d) 機関，組織の名義を不正使用
  - dd) 200グラム以上500グラム未満の原料
  - e) 国境を越えて運搬，売買
  - g) 危険な再犯
3. 500グラム以上1，200グラム未満の原料の場合には，罪を犯した者は，13年以上20年以下の懲役に処す。
  4. 1，200グラム以上の原料の場合は，罪を犯した者は，懲役20年又は無期懲役に処す。
  5. 罪を犯した者は，さらに，500万ドン以上5，000万ドン以下の罰金に処せられ，財産の一部又は全部を没収され，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第196条 麻薬物質の不法生産若しくは不法使用に関連する手段や道具の製造，保管，運搬及び売買の罪

1. 麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連し，その手段や道具を製造，保管，運搬，売買した者は，1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，5年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 職務，権限を濫用
  - d) 機関，組織の名義を不正使用
  - dd) 違法物品の量が多い
  - e) 国境を越えて運搬，売買
  - g) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は，さらに，500万ドン以上5，000万ドン以下の罰金に処せられ，財産の一部又は全部を没収され，1年以上5年以下の間，一定の職務の担当，又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第197条 麻薬物質の組織的不法使用罪

1. どんな形式であれ麻薬物質を組織的に不法使用した者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 累犯
  - b) 多くの人に対する
  - c) 満13歳以上の未成年者に対する
  - d) 妊娠を認知している女性に対する
  - dd) 麻薬中毒を治療中の者に対する
  - e) 傷害率31パーセントから60パーセント



の健康に対する害を他人に加えた。

- g) 他人に対し危険な病気を引き起こした。
  - h) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を他人に加えた。
  - b) 他の多くの人に対しての傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
  - c) 多くの人に対し危険な病気に引き起こした。
  - d) 13歳以下の児童に対する
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- a) 多くの人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加えた。
  - b) 多くの人を死に至らしめ、又は他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上5億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、又は1年以上5年以下の間、保護観察若しくは居住禁止の処分を受けることがある。

#### 第198条 麻薬物質不法使用の隠匿罪

1. 麻薬物質の不法使用を隠匿するためにその場所を賃貸し、又はその他の犯罪行為をなした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 職務、権限を濫用した。
  - b) 累犯
  - c) 児童に対する
  - d) 多くの人に対する
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

#### 第199条 麻薬物質の不正使用罪

1. どんな形式であれ麻薬を不法に使用し、既に何度も教育を受け、既に治療施設への強制入所措置による行政処分を受けたにも関わらず、不法に麻薬物質を使用し続けている者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 本条に定める犯罪の再犯については、その当事者は2年以上5年以下の懲役に処す。

#### 第200条 麻薬物質の不法使用を他人に強制、誘惑する罪

1. 麻薬物質の不法使用を他者に強制し又は、誘惑した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 卑劣な動機
  - d) 満13歳以上の未成年に対する
  - dd) 妊娠を認知している女性に対する
  - e) 多くの人に対する
  - g) 麻薬中毒を治療中の者に対する
  - h) 他人に対して傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を加えた。
  - i) 他人に危険な病気を引き起こした。
  - k) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
- a) 他人に対して傷害率61パーセント以上の健康に対する害を加え、又は死に至らしめた。
  - b) 多くの人に危険な病気を引き起こした。
  - c) 13歳以下の児童に対する
4. 多くの人を死に至らしめ、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられることがある。

#### 第201条 覚せい剤その他の麻薬物質の管理、使用に関する規則違反の罪

1. 常習性の薬物その他の麻薬物質の輸出、輸入、売買、運搬、保存、物流、配給、使用に責任を有し、それらの物質の管理、使用に関する規定に違反した者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
- a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な被害を引き起こしたときは、12年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業

若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

## 19章 公衆の治安、公衆の秩序侵害罪

### 第202条 道路交通手段の運転に関する規則違反の罪

1. 道路交通手段を運転し、道路交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 規定に従った運転許可書、運転免許書を持っていない。
  - b) 酒その他の強度な向精神物質の使用によって麻痺状態にある。
  - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し又は被害者の救助を故意に助けない。
  - d) 交通運転中の者、又は交通案内中の者の合図に執行しない。
  - dd) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 道路交通安全に関する規定に違反し、適時に被害抑止措置をとらず、特に極めて重大な被害を起こした者は、1年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第203条 道路交通妨害罪

1. 下記の一に当たる道路交通妨害行為で他者の命、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正刑又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 道路の不法な掘削、穿孔、切断
  - b) 道路交通を妨害する障害物の不法放置
  - c) 交通信号、交通安全設備を不法に分解し、転移し、間違わせ、遮蔽し、又は破壊した。
  - d) 道路、中央分離帯のある道路への不法な交差点道路設置
  - dd) 舗道、路面の占拠、占用
  - e) 道路を保護する路肩の占拠、
  - g) 道路工事中の交通安全確保に関する規定の

違反

- h) その他の道路交通妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 峠、坂、又は危険な道路
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を実際に引き起こすと考えられる犯罪は、500万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正刑又は、3か月以上1年以下の懲役に処す。

### 第204条 安全について保証できない道路交通に安全保護を満たさない乗り物を使用する罪

1. 路上車両の手配、又は技術状態に関して直接の責任を有し、技術安全保護を満たさないことが明らかな乗り物について、その使用を許可し生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 違反により特に極めて重大な被害を引き起こしたときは、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第205条 各種道路交通手段の運転のための条件を満たさない者に運転させる罪

1. 運転許可証若しくは運転免許証を持っていない者、又はその他道路交通運転に関する法律で規定されている諸条件を完全に満たすことのない者に運転を委任若しくは分担させることにより生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若し

くは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第206条 不法な暴走族の組織

1. 四輪車、二輪車その他のエンジン付き乗り物による暴走を不法に組織した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 大規模な暴走を組織した。
  - b) 賭け事の組織
  - c) 交通安全秩序の責任者、又は不法暴走を解散させる責任者に対する反抗の組織
  - d) 人口密集地域での暴走の組織
  - dd) 暴走使用車両の安全装置の分解
  - e) 生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
  - g) 該当罪又は不法暴走の再犯
3. 危険な再犯を引き起こし、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こしたものは、12年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑に処すことがある。

#### 第207条 不法暴走罪

1. 車、オートバイ又はその他のエンジン付き乗り物による不法な暴走をし、その行為に対して既に行政処分を受け、又はその行為に対し既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、なお違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正刑又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 他人の生命への被害、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした。
  - b) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は被害者の救助を故意に怠った。
  - c) 賭け事への参加
  - d) 交通安全秩序、又は暴走競争を解散させる責任者に反抗する。
  - dd) 人口密集地域での暴走
  - e) 暴走使用安全装置の分解
  - g) 該当罪の再犯又は暴走組織罪

3. 危険な再犯、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第208条 鉄道交通手段の運行に関する規則違反の罪

1. 鉄道交通手段車両の運行に当たる者が、鉄道交通の安全に関する諸規定に違反して生命へ被害を及ぼし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした場合は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 与えられた任務に応じた専門に対する許可証、免許、あるいは資格を保持しなかった。
  - b) 規定の濃度を超えた酒、ビールを飲用し、又はその他の強力な刺激性物質を用いたことにより酩酊状態にあった。
  - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走し、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
  - d) 指揮者、若しくは鉄道交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指示に従わなかった。
  - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は、一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第209条 鉄道交通妨害罪

1. 以下のいずれかの鉄道交通妨害行為を行うことで生命へ被害を及ぼし若しくは他者の健康、財産に重大な被害を起こした者、又は他者の健康、財産に重大な被害を加えて既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を言い渡されてまだ前科の抹消を受けず違反をした者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以

下の非拘束矯正刑又は1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 線路上への障害物の放置
  - b) 線路、枕木の撤去
  - c) 線路床の不法な掘削、穿孔、切断、又は線路を横切る道路の不法な設置
  - d) 鉄道交通建造物のシールド信号や掲示板、標識柱などへの損傷、変更、遮蔽
  - dd) 規定に違反して動物に線路上を横切らせ、動物の管理者なくしてその動物に荷車を牽引させること
  - e) 自製鉄道車両、使用を禁じられている車両を不法に線路上で運転すること
  - g) 鉄道交通建造物の安全を確保するために設けられている制限区域を不法に占有、占拠すること
  - h) その他の鉄道交通妨害行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合には、罪を犯した者は、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

#### 第210条 安全を満たさない鉄道交通手段車両の使用罪

1. 鉄道交通手段車両の技術状態に関して直接の責任を有し、安全を確保できないことが明らかな鉄道交通手段車両について、その使用を許可し他者の生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こし、又はその行為に対し既に処罰を受けながらも違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第211条 条件を満たさない者への鉄道交通手

#### 段車両の運転委任若しくは手配の罪

1. 運転許可証、運転免許証を持たず、又は法律で規定される諸条件を満たさない者に鉄道交通手段車両の指揮、運行を委任し又はその者と指揮、運行を分担して、生命に被害を引き起こし若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加え、又はその行為に対し既に処分は受けながら違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第212条 水上交通手段車両の運行に関する規定違反の罪

1. 水上交通手段車両の運行において、水上交通安全に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 分担する作業に応じた許可証、専門の資格を持たない。
  - b) 規定の濃度を超えた酒、ビール飲料又はその他の強力な刺激物質を用いたことにより酩酊状態にあった場合
  - c) 事故を引き起こした後、責任回避のため逃走、又は事故の被害者の救助を故意に怠った。
  - d) 指揮者、又は水上交通の運行や秩序、安全の維持を管轄する者の指令を履行しなかった。
  - dd) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ、特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった場合の罪を犯した者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金刑、2年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、

又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

### 第213条 水上交通妨害罪

1. 下記の一において水上交通妨害の行為を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 不法な穿孔、掘削を行い水上交通建造物の作業体系に故障を及ぼした。
  - b) 障害物を作り、信号を設置及び維持することなく水上交通を妨害した。
  - c) 信号をずらして効果、有用性を減少せしめた。
  - d) 信号の撤去又は水上交通建造物の破壊
  - dd) 水上交通路、又はその保護回廊の占有、占拠
  - e) その他水上交通妨害に当たる行為
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があった者は、500万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

### 第214条 安全保護を満たさない水上交通手段車両の使用罪

1. 水上交通車両の手配又は技術状態に関して直接の責任を有しながら、安全保護を満たさないことが明らかな水上交通手段車両について、その使用を許可して生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を加えた者、又はそのような行為に対して既に紀律処分、行政処分を受け、若しくはその罪で有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、依然違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の

間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

### 第215条 条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転委任又は手配をする罪

1. 運転許可証、運転免許証がなく、又は法律の規定する他の条件を満たさない者に水上交通手段車両の運転を委任又は手配して生命の被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその行為に対し既に紀律処分若しくは行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず違反した者は、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

### 第216条 航空機の運行に関する規定違反の罪

1. 飛行機を指揮、運行する者が航空交通路の安全に関する規定に違反し、適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

### 第217条 航空交通路妨害罪

1. 下記のいずれかの航空交通路妨害行為により生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はその

行為に対し既に処罰，又は行政処分を受けてまだ前科の抹消を受けず，違反をした者は，1，000万ドン以上5，000万ドン以下の罰金，3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 航空交通路を妨害する障害物の放置
  - b) 航空交通安全の掲示板，信号の不法な移転，間違わせること，遮蔽，又は破壊
  - c) 通信電波の不正使用又は電波妨害
  - d) 不正情報の提供，航空便を危険にさせる。
  - dd) 空港関連設備その他の補充設備を故障させる。
  - e) その他の航空交通路妨害行為
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，3年以上10年以下の懲役に処す。
    - a) 航空交通路の安全の確保に直接の責任を負う者又は直接航空交通安全関連設備を管理している者
    - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
  3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は，7年以上15年以下の懲役に処す。
  4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を実際に引き起こす可能性があった犯罪に対しては，500万ドン以上2，000万ドン以下の罰金，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  5. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務につくこと，一定の職種に従事すること，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第218条 安全基準を満たさない航空機の使用罪

1. 航空技術状態に関して直接の責任を有しながら，技術面での安全保護を満たさないことが明らかな航空機の使用を許可した者は，1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 生命に被害を引き起こし，又は他者の健康，財産に重大な損害を引き起こした者は，3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は，8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は，12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務につくこと，一定の職種に従事すること，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第219条 条件を満たさない者への航空路の運行委任又は手配の罪

1. 航空手段運行無免許証者，又は航空機運行に関する法律で規定される他の諸条件を完全に満たすことのない者に航空機の運行を委任又は手配した者は，1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し，生命に被害を引き起こし又は他者の健康，財産に重大な損害を引き起こした者は，3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し，極めて重大な被害を起こした者は，8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し，特に極めて重大な被害を引き起こした者は，12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は，さらに，1年以上5年以下の間，一定の職務につくこと，一定の職種に従事すること，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第220条 各交通建造物の修復，修理，管理に関する規定違反の罪

1. 道路，鉄道，水上路又は航空交通建造物の修復，修理，管理に対して責任を有する者が，規定に違反し，生命の被害を引き起こし，又は他者の健康，財産に重大な損害を引き起こしたときは，500万ドン以上1億ドン以下の罰金，3年以下の非拘束矯正，又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は，2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は，5年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は，さらに，500万ドン以上5，000万ドン以下の罰金を科せられ，1年以上5年以下の間，一定の職務につくこと，一定の職種に従事すること，又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第221条 航空機，船舶強取罪

1. 暴力を用い，暴力による脅迫を行い，又はその他の手段を用いて，航空機又は船舶を強取した者は，7年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は，12年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的である。
  - b) 武器又は危険な手段の行使
  - c) 他者の健康状態に傷害，損害を引き起こした。
  - d) 危険な再犯

3. 人を死に至らしめ、又はその他の特に極めて重大な被害を引き起こす罪を犯した者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処す。

#### **第222条 ベトナム社会主義共和国の航空についての規定に違反する航空機運行の罪**

1. ベトナムに入国又は出国する航空機を運行する者が、ベトナム社会主義共和国の航空規定に違反し、この法律の第80条と第81条において規定されている場合に当たらないときは、1億ドン以上3億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、3億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上10億ドン以下の罰金又は5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 該当航空機は没収されることがある。

#### **第223条 ベトナム社会主義共和国航海規定に違反する海上運行手段の罪**

1. この刑法第80条及び第81条の場合に当たらず船舶その他の航海手段を運行してベトナムの航海へ入国若しくは出国し、又はベトナム社会主義共和国の領海を越え、ベトナム社会主義共和国の航海規定に違反した者は、5,000万ドン以上2億ドン以下の罰金又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2億ドン以上5億ドン以下の罰金、又は1年以上3年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5億ドン以上8億ドン以下の罰金、又は3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 航海手段は没収されることがある。

#### **第224条 情報学的ウィルスプログラムを作成、流布、配布する罪**

1. コンピュータネットワーク、若しくはその他の方法を使ってウィルスプログラムを作成し、それを故意に流布、配布し、コンピュータデータの動作困難、封鎖、変形、改変、破壊などを引き起こした者、又は同行為について既に懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反した者

は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し、極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### **第225条 電子コンピュータネットワークの運行、開発、使用に関する規定違反の罪**

1. コンピュータネットワークを使用し、その運行、開発ならびに使用に関する諸規定に違反し、コンピュータデータの動作混乱、封鎖、変形、破壊などを引き起こした者、又は同行為について懲戒処分、行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は1年以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的な性質
  - b) 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### **第226条 コンピュータ又はネットワーク内の情報の不法使用の罪**

1. 法律の規定に違反してコンピュータネットワーク内部及びコンピュータ内部の情報を不法に使用し、そこに情報を入力することで重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分、又は行政処分を受けたにも関わらず違反をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,

000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第227条 労働安全、労働衛生、人口密集地の安全に関する規定違反の罪

1. 労働安全、労働衛生、人口密集地での安全に関する諸規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 労働安全、労働衛生及び人口密集地での安全に関する責務を有する者
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実を引き起こす可能性があった場合、罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下、の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第228条 児童労働者の使用に関する規定違反の罪

1. 児童を使用し、危険な仕事や重労働、又は国家が危険物質に指定する物質一覧にある物質に接触する仕事に就労させ、重大な被害を引き起こし、既にその行為に対して行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 累犯
  - b) 多くの児童に対する
  - c) 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第229条 建設に関する規定違反により重大な

#### 被害を引き起こした罪

1. 考察、設計、建設、進行、セット、原材、材料、機械の使用、建造物承認前試験、又はその他の分野でこの刑法の第220条の規定にあたらぬ場合において建設に関する規定に違反し、生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 職務、権限を有する人である。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、8年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

#### 第230条 武装火器並びに軍事武器技術の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 軍用武器及び軍事武器技術を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多量な犯罪物
  - c) 国境を越えた運搬、売買
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 犯罪に関連した対象物件が極めて多量である場合
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 犯罪物は極めて多量である。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察、居住禁止に処すことがある。



### 第231条 国家安全の重要手段、建造物の破壊罪

1. 本法第85条に規定する環境以外の環境における保障、防衛、経済、科学技術、文化、社会事業に関する通信、運送交通建造物、情報—通信業務の建造物、電気・ガスパイプ建造物、灌漑建造物、その他安全、国防、経済、科学技術、文化、又は社会の重要な建造物を、本法第85条の規定にあたらぬ場合において破壊した者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした場合
  - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、保護観察のもとに置かれることがある。

### 第232条 爆発物の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪の罪

1. 爆発物を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 犯罪物件が多量である。
  - c) 国境を越えた運搬、売買
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が多量である。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が極めて多量である。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の保護観察又は居住禁止に処すことがある。

### 第233条 武器になり得るもの又は補助道具の不法製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪の罪

1. 武器になり得るもの又は補助道具を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買及び略奪し、既に行政処分を受け又は有罪判決を受けてまだ前科の抹

消を受けないにも関わらず違反した者は、3か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 犯罪物件が多量である。
  - c) 国境を越えた運搬、売買
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察、居住禁止に処すことがある。

### 第234条 武器、爆発物、補助道具の管理に関する規定違反の罪

1. 武器、爆発物、補助機器の製造、修理、装備、使用、保管、保存、運搬、売買に関する諸規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を伴うと考えられる罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事をするを禁じられることがある。

### 第235条 武器、爆発物、補助工具の管理に関する任務怠慢により重大な被害を引き起こす罪

1. 武器、爆発物及び補助工具を引き渡された者が、責任怠慢により他者にそれら武器、爆発物、補助工具を使用させて生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害又は、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務につくこと、一定の職種に従事すること、又は一定の仕事をするを禁じられることがある。

### 第236条 放射能物質の不法な生産、備蓄、使用、売買並びに略奪の罪

1. 放射能物質を不法に製造、備蓄、運搬、使用、売買又は略奪した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 犯罪物件多量である。
  - c) 国境を越えた運搬、売買
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が非常に多量である。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が極めて多量である。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は、居住禁止の刑に処すことがある。

### 第237条 放射能物質の管理に関する規定違反の罪

1. 放射能物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、売買の管理に関する規定に違反し、早期回避措置をとらなければ重大な被害を伴うと考えられる場合には、その罪を犯した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し生命への被害又は他者の健康、財産に重大な被害を加えた者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第238条 可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用及び売買の罪

1. 可燃性物質及び毒性物質を不法に生産、備蓄、運搬、使用、売買、略奪した者は、1年以上5年

以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 犯罪物件が多量である。
  - c) 国境を越えた運搬、売買
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が極めて多量である。
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。
  - a) 犯罪物件が極めて多量である。
  - b) 特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の間、保護観察又は居住禁止に処すことがある。

### 第239条 可燃性物質、毒性物質の管理に関する規定違反の罪

1. 可燃性物質、毒性物質の製造、装備、使用、保管、保存、運搬、又は売買の管理に関する規定違反に違反して生命に被害を引き起こし、又は健康、財産に重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第240条 防火、消火に関する規定違反の罪

1. 防火、消火に関する規定に違反して生命に被害を引き起こし、又は他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯して極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実に引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第241条 電力施設の安全運行に関する規定違反の罪

1. 下記のいずれかの行為によって重大な被害を引き起こし、既に懲戒処分又は行政処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 電力施設の安全保護用の周辺敷地内に家屋、建造物を建造する許可を与え、又は勝手に家屋、建造物の建設した。
  - b) 爆発を引き起こし、火災を引き起こし、森林を焼いて焼畑を作り、木を切り倒して、電力施設の安全運行に影響を引き起こした。
  - c) 地下電気ケーブルの保護敷地で穿孔、杭打ち込み作業を行い、家屋を建設した。
  - d) 掲示板、表示板によって立ち入りを禁じられている河床、海床の電気ケーブルを保護する目的で設定されている回廊に船舶、ボート類を漂泊させた。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 適時に阻止しなければ特に極めて重大な被害を現実引き起こす可能性があったときは、罪を犯した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第242条 健康診断、治療、薬品の製造、薬品調合、薬品配布、販売又はその他の医療供給に関する規定違反の罪

1. この刑法201条の規定にあたらぬ場合における健康診断、治療、薬品の製造、調合、供給、販売又はその他の医療サービスに関する規定に違反して、生命に被害を引き起こし、若しくは他者の健康、財産に重大な損害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分若しくは行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第243条 不法堕胎罪

1. 他者に対し不法な堕胎を行い、その者に生命に被害を引き起こし、若しくは当該者の健康に重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に懲戒処分、行政処分を受け、若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第244条 食品安全衛生に関する規定違反の罪

1. 安全衛生の基準を満たさない食品であることを明白に知っていたにも関わらず加工、供給、又は販売して消費者の生命に被害を引き起こし、又は健康に重大な損害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第245条 公衆騒乱を引き起こす罪

公衆騒乱を引き起こして重大な被害を引き起こし

た者、又はそのような行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けな  
いまま罪を犯した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は3  
か月以上2年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年  
以下の懲役に処す。

- a) 武器を使用し、又は乱暴行為に及んだ。
- b) 組織的
- c) 交通への重大な妨害、又は一般公衆の活動  
の停止を引き起こした。
- d) 他者を騒乱に鼓舞した。
- dd) 公衆秩序保護のために介入した者への暴行
- e) 危険な再犯

#### 第246条 遺体、墳墓石、遺骨の侵害の罪

1. 墳墓、発掘し又は、破壊した墳墓の中に埋蔵さ  
れている諸物を略奪した者、又は遺体、墳墓、  
遺骨、遺骨の侵害行為があった者は、1年以下の  
非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処  
す。

2. 重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年  
以下の懲役に処す。

#### 第247条 迷信異端に関する行為を行う罪

1. 占い師、霊媒又はその他の迷信異端の形式を用  
いて重大な被害を引き起こした者、又はそのよ  
うな行為に対し既に行政処分若しくは有罪判決  
を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも関  
わらず、再度違反した者は、500万ドン以上  
5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯  
正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯して人を死に致し、又は他の特に極めて  
重大な被害を引き起こした者は、3年以上10  
年以下の懲役に処す。

3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,  
000万ドン以下の罰金を処すことがある。

#### 第248条 賭博罪

1. 形式の如何を問わず金銭若しくは高価な現物を  
賭けて博戯を行った者、又はこの法律の当条項及  
び249条で規定される行為に対し既に行政処分  
若しくは有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受け  
ていないにも関わらず、違反を繰り返した者は、  
500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、  
3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の  
懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年

以下の懲役に処す。

- a) 職業的な性質である。
- b) 賭博に用いられた金銭、又はその他の現物が  
非常に高価、又は極めて高価である。
- c) 危険な再犯

3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,  
000万ドン以下の罰金を処すことがある。

#### 第249条 賭博罪

1. 大規模に賭博を行ない若しくは賭博を組織した  
者、又はこの法律の当条項及び248条で規定  
される行為に対し既に行政処分若しくは有罪判  
決を受けてまだ前科の抹消を受けていないにも  
関わらず、違反を繰り返した者は、1,000  
万ドン以上3億ドン以下の罰金又は1年以上5  
年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10  
年以下の懲役に処す。

- a) 職業的な性質である。
- b) 多額の不法利益、極めて多額の不法利益又  
は特に極めて多額の不法利益を得た。
- c) 危険な再犯

3. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1  
億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は  
全部を没収されることがある。

#### 第250条 他者の犯罪行為を通して獲得した財 産の隠匿と消費の罪

1. 他者が犯罪によって得たものと明白に知りなが  
ら、事前に約束を取り交わすことなく、その財  
産を隠匿、消費した者は、500万ドン以上5,  
000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯  
正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年  
以下の懲役に処す。

- a) 組織的
- b) 職業的
- c) 罪を犯した財産、犯罪物件が高額である。
- d) 不正に多くの利益を得た。

dd) 危険な再犯

3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10  
年以下の懲役に処す。

- a) 罪を犯した財産、犯罪物件は非常に高額で  
ある。
- b) 非常に多額の不法利益を得た。

4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15  
年以下の懲役に処す。

a) 罪を犯した財産、犯罪物件が非常に高額であ

る。

b) 極めて多額の不法利益を得た場合

5. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられて財産の一部又は全部を没収され、又は、そのいずれかの処罰を受けることがある。

#### 第251条 罪を犯すことで取得した金銭、財産の合法化の罪

1. 犯罪により取得した金銭、財産を、財政業務、銀行又は他の取引によって合法化し、そのような金銭、財産を用いて経営活動又は他の経済活動を行った者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務、権限を濫用した。
  - c) 累犯
3. 特に極めて重大な罪を犯した者は、8年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、財産を没収され、合法化した金銭又は、財産価値の3倍以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当禁止、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第252条 未成年に対し犯罪を勧誘、強制し、又は隠匿する罪

1. 未成年を犯罪活動、墮落した生活態度へ勧誘し、強制し、又は罪を犯した未成年者を隠匿した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 多くの人を勧誘、強制、隠匿、勾引した者
  - c) 13歳以下の児童に対する
  - d) 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。本条第2項の dd)の規定に違反した者は、1年以上5年以下の保護観察に処せられることがある。

#### 第253条 退廃的文化所産物を普及させた罪

1. 下記のいずれかの場合において、わいせつな性質がある本、新聞、絵画、写真、映画、音楽そ

の他の退廃的性質を持つ物品を普及させる目的で、それらの生産、複製、流行、運搬、売買、備蓄、又は退廃的文化所産物を普及させるその他の行為をした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

a) 犯罪物件が多量である。

b) 多くの人に普及した。

c) その行為に対し既に行政処分を受け、又はその罪について有罪判決を受けたがまだ前科の抹消を受けず、また違反した。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

a) 組織的

b) 犯罪物件は非常に多量である。

c) 未成年に対する

d) 重大な被害を引き起こした。

dd) 危険な再犯

3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

a) 犯罪物件が極めて多量である。

b) 極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。

4. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第254条 売春の隠匿罪

1. 売春を隠匿した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 売春を強要した。
  - c) 累犯
  - d) 16歳未満から18歳以下の未成年に対する
  - dd) 重大な被害を引き起こした。
  - e) 危険な再犯
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 満13歳から16歳以下の未成年を対象とした場合
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした場合
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収され、保護観察に付せられることがある。

## 第255条 売春の斡旋

1. 売春を勧誘、斡旋した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 16歳以上18歳未満の未成年に対する
  - b) 組織的
  - c) 職業的な性質
  - d) 累犯
  - dd) 危険な再犯
  - e) 多くの人に対する
  - g) その他の重大な犯罪を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 満13歳以上16歳未満の児童に対する
  - b) 極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

## 第256条 未成年者に対する買春罪

1. 満16歳以上18歳未満の未成年者に対して買春を行なった者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
  - a) 累犯
  - b) 満13歳から16歳未満の児童を買春した。
  - c) 傷害率31パーセント以上60パーセント以下の健康に対する害を被害者に加えた。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 満13歳から16歳未満の児童者に対して何度も罪を犯した。
  - b) 自らが HIV に感染していることを知りながら罪を犯した。
  - c) 傷害率61パーセント以上の健康に対する害を被害者に加えた。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上1,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

## 第20章 行政管理の秩序侵害罪

### 第257条 公務執行者に対する反抗罪

1. 公務執行者に対し、暴力、暴力で脅迫、又は他の手法を用いることにより公務執行中の者を妨害し、又はその者に違法行為への加担を強要し

た者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 他人に犯罪に加担するように示唆、勾引、鼓舞した者
  - d) 重大な被害を引き起こした。
  - dd) 危険な再犯

### 第258条 民主自由を利用して国家の利益、組織、公民の合法的権利を侵害する罪

1. 言論自由、新聞記事の自由、信仰、宗教の自由、集会の自由、結社の自由、又はその他の民主的権利の権利を利用して国家の利益、組織、公民の権利、利益を侵害した者は、戒告、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な場合に当たるときは、2か月以上7年以下の懲役に処す。

### 第259条 軍事義務の回避罪

1. 軍事義務登録に関する法律上の規定を正しく執行せず、入隊の命令、訓練集合召喚令に従わず、その行為に対し既に行政処分を受け、又はその行為について有罪判決を受けて、まだ前科の抹消を受けないまま、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
  - b) 戦時中の犯罪
  - c) 他者を犯罪に勧誘した。

### 第260条 予備役軍人召集入隊令に従わない罪

1. 予備役軍人でありながら、総動員令、局地動員令、又は戦争のため、地方を防衛し若しくは領土主権を防衛する戦闘のために軍隊の常備戦力を増強させる必要がある場合に、召集入隊令に従わない者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 自らを傷害し又は健康への害を加えた。
  - b) 他者を犯罪に勧誘した。

#### 第261条 軍事義務遂行に関する規定違反の罪

1. 職務、権限を利用して軍事義務登録に関する規定、軍隊登録令及び軍事訓練召還令に反する者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 戦時中に罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じることがある。

#### 第262条 軍事義務の遂行に対する妨害罪

1. 故意に軍事義務、召集入隊、訓練召集の登録を妨害した者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 職務、権限を利用して又は戦時中に罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

#### 第263条 国家機密を故意に漏洩し、国家の機密資料を略奪、売買、破棄する罪

1. 国家機密を故意に漏洩し、又は国家機密の資料を故意に略奪、売買、破棄した者は、本法第80条で規定する場合にあたらぬときは、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上1億ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第264条 過失で国家機密漏洩、国家機密資料紛失の罪

1. 過失により国家機密を漏洩し、又は国家機密資料を紛失した者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第265条 職務、地位の仮装罪

1. 職務、地位を仮装して違法行為を遂行した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

#### 第266条 機関、組織の証明書、資料の使用、改ざんの罪

1. 旅券、査証、住民票、戸籍又はその他機関、組織の認定証及び資料の内容を改ざん、誤記させ、その書類を用いて違法行為を遂行し、重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対し既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、戒告、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第267条 機関、組織の印章、資料の捏造罪

1. 各種機関、組織の印章、資料その他の書類を捏造し、又はその印章、資料、書類を用いて機関、組織に対し詐偽的行為をなした者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 重大な被害を引き起こした。
  - d) 危険な再犯を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、4年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

#### 第268条 国家機関、社会組織の紋章、資料の略奪、売買、破棄罪

1. 国家秘密、又は就労秘密にあたらぬ国家機関、社会組織発行の紋章、資料を略奪、売買、破棄した者は、100万ドン以上1,000万ドン以下の罰金、2年以下の非拘束矯正又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

- a) 組織的
  - b) 重大な犯罪、極めて重大な犯罪、又は特に極めて重大な犯罪を犯した。
  - c) 危険な再犯
3. 罪を犯した者は、さらに、100万ドン以上500万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第269条 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の不執行の罪

1. 教育施設、治療施設、行政監察保護に送致することに関する管轄国家機関の行政の諸決定の履行を、必要な強制措置を適用されたにもかかわらず故意に執行しない者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第270条 住居管理について諸規定違反の罪

1. 住宅用の場所土地を不正に取得し、家屋を築いた者、又はその行為に対して既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けたが、まだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

不法に築いた住居、建造物は撤去、競売若しくは没収されることがある。

2. 罪を犯した者は、さらに、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

### 第271条 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定違反の罪

1. 書籍、新聞、音声レコード及びテープ、映像ディスク及び映像テープ、その他印刷物の出版、発行に関する諸規定に違反した者は、戒告、1,000万ドン以上1億ドン以下の罰金、1年以下の非拘束矯正又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第272条 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保

### 護、又は使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした罪

1. 歴史、文化、名勝地、景観の遺跡保護、若しくは使用に関する規定に違反して重大な被害を引き起こした者、又はその行為に対して既に行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、戒告、200万ドン以上2,000万ドン以下の罰金、3年以下の非拘束矯正又は、3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な犯罪、特に極めて重大な罪を犯した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第273条 国境地域に関する規定違反の罪

1. 国境地域での居住、往来若しくは他の規定に違反した者、又は行政処分を受け若しくは既に有罪判決を受けてまだ前科の抹消を受けず、また違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 再犯者、又は罪を犯して重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金、1年以上5年以下の居住禁止に処されることがある。

### 第274条 不法な出入国、又は海外若しくはベトナムでの不法残留罪

1. 不法に出入国し、又は海外若しくはベトナムに不法残留した者は、又は既に行政処分を受けているにも関わらず再度違反した者は、500万ドン以上5,000万ドン以下の罰金又は、3か月以上2年以下の懲役に処す。

### 第275条 他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制する罪

1. 本法第91条で規定されている場合において、他者が海外へ逃亡し又は海外で不法残留するよう組織、強制した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 累犯者、又は重大な、若しくは極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。

### 第276条 国旗若しくは国章の侮辱罪

故意に国旗、国章を侮辱した者は、戒告、3年以



下の非拘束矯正又は、6か月以上3年以下の懲役に処す。

## 第21章 職務に関する犯罪

### 第277条 職務に関する犯罪の概念

職務に関する犯罪とは、公務執行にあたり執行職務を有する者によってなされる機関、組織の正当な活動を侵害する行為のことをいう。

上記の職務を有する者とは、任命、選挙、契約、又はその他の形により、給料を受給するかしないかに関わらず、一定の公務の遂行を付託され、公務の遂行にあたって一定の権限を有する者をいう。

### A節 汚職に関する諸犯罪

#### 第278条 財産横領罪

- 職務、権限を利用して、自らが管理の責務を有する50万ドン以上5,000万ドン以下の価値を持つ財産を横領した者、又は50万ドン未満ではあるが下記の場合の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - 重大な被害を引き起こした。
  - その行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
  - 本章A節で規定された罪の一により既に有罪判決を受けた、前科の抹消を受けず、また違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - 組織的
  - 欺瞞、危険な手段を用いた。
  - 累犯
  - 5,000万ドン以上2億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
  - その他重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記のいずれかの場合に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
  - 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
  - その他極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
  - 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
  - その他特に極めて重大な被害を引き起こした。
- 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の

間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処せられ、本人の財産の一部又は、全部を没収されることがある。

#### 第279条 収賄罪

職務、権限を利用して、直接又は間接的に、どのような形式においてであれ、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ金銭、財産若しくは物質的利益を受領し若しくは受領しようとした者、又は50万ドン未満であるが下記の場合の一に当たる者は、懲役2年以上7年以下の懲役に処す。

- 重大な被害を引き起こした。
  - その行為について既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反した。
  - 本章のA節で規定された罪のいずれかについて既に有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した。
- 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
    - 組織的
    - 職務、権限を濫用した。
    - 累犯
    - 賄賂物が国家の財産であることを明知していた。
    - 賄賂を求め、強制的に取り立て、又は陰険な手段を用いた。
    - 賄賂物に1,000万ドン以上5,000万ドン未満の価値がある。
    - その他の重大な被害を引き起こした。
  - 罪を犯し下記の一に当たる者は、15年以上20年以下の懲役に処す。
    - 賄賂物に5,000万ドン以上3億ドン未満の価値がある。
    - その他の極めて重大な被害を引き起こした。
  - 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。
    - 賄賂物に3億ドン以上の価値がある。
    - その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
  - 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、賄賂額の1倍以上5倍以下の罰金に処せられ、財産の一部又は全部を没収されることがある。

#### 第280条 財産を略奪するため職務、権限を濫用する罪

- 職務、権限を濫用して50万ドン以上5,00

0万ドン未満の価値を持つ他人の財産を奪取し、若しくは50万ドン未満であっても重大な被害を引き起こした者、又は本章のA節で規定されている罪のいずれかに対して既に懲戒処分若しくは有罪判決を受け、まだ前科の抹消を受けていないにも関わらず違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 陰険、危険な手段を用いた。
  - c) 累犯
  - d) 危険な再犯
  - dd) 5,000万ドン以上2億未満の価値に相当する財産を奪取した。
  - e) その他、重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 2億ドン以上5億ドン未満の価値に相当する財産を略奪した。
  - b) その他極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
  - a) 5億ドン以上の価値に相当する財産を略奪した。
  - b) その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、1,000万ドン以上5,000万ドン以下の罰金に処すことがある。

#### 第281条 公務執行中の職務、権限の利用の罪

1. 利得、又は他の個人的な動機のため職務、権限を利用し、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的な権利、利益に被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300

万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処せられることがある。

#### 第282条 公務執行中の権限濫用過剰の罪

1. 利得、又はその他の個人的動機のため、自分の権限を越え、公務に反して国家、社会の利益、公民の合法的権利、利益に被害を引き起こした者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

#### 第283条 利得のために職務、権限を利用して他者に影響力を行使する罪

1. 自己の職務や権限を利用して、職務、権限を持つものに対して、その者の責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促すことによって、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上1,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、受領した物の価値が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こした者、又はそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 累犯
  - c) 金銭、財産、若しくはその他の物質的利益が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
  - d) その他、重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 金銭、財産、若しくはその他の物質的利益が5,000万ドン以上3億ドン未満
  - b) その他、極めて重大な被害を引き起こした。

4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年又は無期懲役に処す。
  - a) 金、財産、その他の物質的な利益が3億ドン以上の価値がある。
  - b) その他、特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられ、得た金銭、又は財産の価値の1倍以上5倍以下の罰金に処されることがある。

#### 第284条 勤務上の偽造罪

1. 利得、又はその他、個人の動機により職務、権限を利用し、下記の場合の一に当たる罪を犯した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
  - a) 書類、資料の内容を改ざんし、間違えさせた。
  - b) 偽造書類を作成、供与した。
  - c) 職務、権限を有する人物の署名を偽造した。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 偽造の書類の作成、供与
  - c) 累犯
  - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯し特に極めて重大な被害を引き起こした者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
5. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられ、300万ドン以上3,000万ドン以下の罰金に処されることがある。

#### B節 その他の職務に関する罪

#### 第285条 重大な被害を引き起こす責務怠慢の罪

1. 本法第144条、第235条、及び第301条の規定に当たらない場合で、責務怠慢のために与えられた任務を遂行せず、又は正しく遂行しないことによって重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上12年以下の懲役に処す。

3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第286条 勤務上の秘密を故意に漏らした罪；勤務上の秘密の資料の略奪、売買又は破損罪

1. 本法第80条、第263条の規定に当たらない場合において、勤務上の秘密を故意に漏洩した者、又は労働上の秘密を含む文書を略奪、売買若しくは破損した者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第287条 過失によって勤務上の秘密を漏らした罪；勤務上の秘密書類を紛失した罪

1. 本法第264条の規定に当たらない場合において、過失によって勤務上の秘密を漏らし、又は勤務上の秘密の資料を紛失し、重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、戒告を受け、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

#### 第288条 職務の放棄罪

1. 公務員でありながら故意に職務を放棄し、重大な被害を引き起こした者は、2年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 他者に対してその職務を放棄するように働きかけた。
  - b) 戦争、自然災害、又はその他、社会の特別な困難な状況下において罪を犯した。
  - c) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当を禁じられることがある。

#### 第289条 贈賄罪

1. 50万ドン以上1,000万ドン未満の価値を持つ賄賂を贈り、又は賄賂の価値が50万ドン

未満であっても、重大な被害を引き起こし、若しくは何度も違反した者は、1年以上6年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、6年以上13年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 陰険な手段を使う。
  - c) 国家財産を使って贈賄した。
  - d) 累犯
  - dd) 賄賂が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
  - e) その他の重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、13年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 賄賂が5,000万ドン以上3億ドン未満
  - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。
  - a) 賄賂が3億ドン以上の価値
  - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄額の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
6. 贈賄を強要された者が、発覚前に自発的に供述した場合は、刑事責任がないとみなされ、贈賄物として供した物を全て返還される。

贈賄をした者が、強要された場合でなくても、発覚前に自発的に供述したときは刑事責任を免除され、贈賄物として供した物の一部、又は全てを返還されることがある。

#### 第290条 賄賂の斡旋の罪

1. 賄賂の斡旋をする者は、賄賂の額が50万ドン以上1,000万ドン未満、又は50万ドン未満でも重大な被害を引き起こした場合、若しくは累犯である場合には、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 陰険的な手段を用いた。
  - c) 賄賂が国家財産であることを知っていた。
  - d) 累犯
  - dd) 賄賂の価値が1,000万ドン以上5,000万ドン未満
  - e) その他の重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯し下記の一に当たる者は、8年以上15年以下の懲役に処す。

- a) 賄賂の価値が5,000万ドン以上3億ドン未満
  - b) その他の極めて重大な被害を引き起こした。
4. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
    - a) 賄賂の価値が3億ドン以上
    - b) その他の特に極めて重大な被害を引き起こした。
  5. 罪を犯した者は、さらに、贈賄の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。
  6. 賄賂斡旋者が、発覚される前に自発的に供述すれば刑事責任を免除されることがある。

#### 第291条 職務、権限を有する者に対する影響力を利用した利益獲得の罪

1. 自己の影響力を用いて、職務や権限を持つものが自らの責任に属する仕事を為すように若しくは為さないように、又は許可されていないことを為すように促し、いかなる形であろうと直接又は媒介者を介して、50万ドン以上5,000万ドン未満の価値をもつ金銭、財産その他の物質的利益を受領した者、又は受領した金額が50万ドン以下であっても重大な被害を引き起こし、若しくはそのような行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず違反を繰り返した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 累犯
  - b) 5,000万ドン以上の金銭、財産、若しくはその他の物質的利益を受領した。
  - c) 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、利益として取得した財産の1倍以上5倍以下相当の罰金に処されることがある。

#### 第22章 司法活動侵害罪

##### 第292条 司法活動侵害罪の概念

司法活動侵害罪とは、国家の利益、組織、公民の正当な権利、又は利益を保護することにおける調査機関、検察、裁判、判決執行機関の正当な活動を侵害する行為のことをいう

##### 第293条 無実の者に対する刑事責任の追及

1. 権限を有する者が、明白に罪がないと知っていた者に対して刑事責任を追及した場合は、1年以

上5年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 国家の安全を侵害する犯罪、又はその他、特に極めて重大な犯罪に対する刑事責任を追究した。
  - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第294条 有罪者に対し刑事責任を追究しない罪

1. 権限を有する者が、明白に罪があると知っていた者に対して刑事責任を追究しないときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 国家の安全を侵害する罪、又はその他の特に極めて重大な罪を犯した者に対する刑事責任を追究しない。
  - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第295条 違法判決を言い渡す罪

1. 違法であることを自ら明白に認識している判決を言い渡した裁判官、参審員は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第296条 違法決定を言い渡す罪

1. 調査、起訴、公判、判決執行の活動における権限を有する者が、明白に違法な決定であることを知っていながら、国家の利益、公民、組織の

権利、利益に被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第297条 司法関係職員への違法行為の強要罪

1. 職務、権限を濫用し、司法職員に対し、捜査、起訴、公判、判決執行に関する活動において違法行為を強要して、重大な被害を引き起こした者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 暴行を用い、暴行を用いて威嚇し、又はその他、危険、狡猾な手段を用いた。
  - b) 極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第298条 体罰使用の罪

1. 捜査、起訴、公判、判決執行に関する活動において体罰を加えた者は、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

#### 第299条 供述強要の罪

1. 捜査、起訴、公判を遂行する者が尋問される者に対して事実を供述させるために違法な手段を用いたときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第300条 事件記録の偽造罪

1. いかなる者であれ、捜査官、検察官、裁判官、参審員、裁判所書記官、その他の司法職員、弁護人、当事者の権利の保護人等で、事件の資料、物証を追加し、削減し、訂正し、すり替え、廃棄し、損傷し、又は他の手段を用いて事件の記録を偽造した者は、1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務、又は一定の仕事をする 것을禁じられることがある。

### 第301条 暫定留置人の逃亡につながる責務怠慢の罪

1. 被暫定留置人、被勾留人を直接管理、警備又は勾引する者が責務を怠り、その者を逃亡させたことにより重大な被害を引き起こしたときは、2年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人、被勾留人を逃亡させ、又は極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第302条 被暫定留置中、被勾留中の者を違法に釈放した罪

1. 職務、権限を利用して、又は権限を濫用して被暫定留置人、被勾留人を違法に釈放した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 極めて重大な、特に極めて重大な犯罪で被暫定留置人、被勾留人を違法に釈放して極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第303条 職務、権限を利用して違法に人を暫定留置、勾留した罪

1. 職務、権限を有する者が、法律に従って釈放する者に対して決定を発付せず、又は釈放決定を執行しないときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第304条 判決執行拒否罪

既に法的効力を発した裁判所の判決、決定について、必要な強制措置が適用されているにもかかわらず、故意に執行を拒否した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第305条 判決実行拒否罪

1. 権限を有する者で、故意に判決を実行するための決定を発付せず、又は裁判所、判決実施の決定を実行せず、重大な被害を引き起こした者、又は既にその行為に対して懲戒処分を受けたにも関わらず違反した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第306条 判決実行の妨害罪

1. 職務、権限を利用して、判決の実行を故意に妨害し、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上5年

以下の懲役に処す。

- a) 組織的
  - b) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第307条 虚偽の供述又は事実に反する虚偽の資料の提出罪

1. いかなる鑑定人、通訳人、証人であれ事実に反することを明白に知りながら虚偽の結論、供述、供述又は資料を提出した者は、戒告に処せられ、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、1年以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。
4. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第308条 供述拒否、鑑定の結論拒否、又は資料提出の拒否罪

1. 本法第22条、第2項の規定に当たらない場合において供述を拒否し、又は正当な理由なく供述、鑑定の結論を回避し、若しくは資料の提出を拒否した者は、戒告、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上1年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第309条 他者に対し虚偽の供述又は事実に反する資料提出を勧誘し、又は強要する罪

1. 証人、被害者に虚偽の供述をすること、事実に反する資料を提出すること、鑑定人に虚偽の結論を出すこと、通訳人に誤訳をすること、これらのことを勧誘し、又は強要した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

- a) 暴行を用い、暴行で威嚇し、又はその他の危険な手段を用いた。
- b) 職務、権限を濫用した。

### 第310条 財産の封緘、封印における違反の罪

1. 封緘、封印された財産又は封緘、封印された証拠物を預かった者が以下の行為のいずれかを行なったときは、6か月以上3年以下の懲役に処す。
  - a) 封緘を破棄した。
  - b) 封印された財産を使用し、譲渡し、すり替え、隠匿し、又は破損した。
  - c) 重大な被害を引き起こした。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務の担当、又は一定の職種若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

### 第311条 暫定留置場、拘置所からの脱走、又は送致中、公判中の脱走の罪

1. 被暫定留置中、被勾留中、送致中、公判中に脱走した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 警備官、又は送致担当者に対して暴行を振るった。

### 第312条 被暫定留置人、被勾留人、被送致人、公判中の者の奪還の罪

1. 本法第90条の規定にあたらぬ場合において、被暫定留置中、被勾留中、送致中又は公判中の者を奪還した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
  - a) 組織的
  - b) 職務、権限を濫用した。
  - c) 警備官、又は送致担当者に暴力を行使した。
  - d) 国家の安全を侵害した罪で有罪判決を受けた者、又は死刑判決を受けた者を奪還した。
  - dd) 重大な、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。
3. 罪を犯した者は、さらに、1年以上5年以下の間、一定の職務に就くことを禁じられることがある。

### 第313条 犯罪の隠匿

1. 前もって約束することなく、下記に規定する犯罪のいずれかを隠蔽した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。

－国家の安全侵害罪に関する第78条から第91条

－第93条（殺人罪）、第111条第2、3及び4項（強姦罪）、第112条（児童の強姦罪）、第114条（児童に対する性交渉の強要罪）、第116条第2及び3項（児童に対する淫猥行為罪）、第119条第2項（女性の人身売買罪）

－第120条（児童の人身売買、詐欺的交換又は略奪罪誘拐罪）

－第133条（暴力による財産の略奪罪）、第134条（営利誘拐罪）、第138条第2、3、4項（強奪、財産の窃盗罪）、第139条第2、3、4項（財産の詐取罪）、第140条第2、3、4項（信頼を悪用した財産の略取罪）、第143条第2、3、4項（財産の破壊又は意図的な破壊罪）

－第153条第3、4項（密輸罪）、第154条第3項（物品又は通貨の意図的な越境取引罪）、第155条、3項（禁止物品の生産、備蓄、運搬、売買罪）、第156条第2、3項（偽造品の製造並びに取引罪）、第157条（食品、食品材料、医薬品及び予防薬の偽造品の製造及び取引罪）、第158条第2、3項（動物飼料、肥料、獣医薬品、植物防護薬、植物種、動物種の偽造品の製造及び取引罪）、第160条第2、3項（投機罪）、第165条第2、3項（経済管理に関する国家规定を故意に侵犯し、重大な被害を引き引き起こす罪）、第166条第3、4項（不法な基金の設立罪）、第179条第2、3項（金融機関の運用における貸付け規定違反の罪）、第180条（偽造通貨及び、偽造財務省証券、偽造債券の製造、保管、輸送及び流通罪）、第181条（偽造小切手、偽造有価証券の製造、保管、輸送及び流通罪）第189条第2、3項（森林破壊罪）

－第193条（麻薬物質の不法製造罪）、第194条（麻薬物質の備蓄、運搬、不法な売買並びに略奪罪）、第195条（麻薬物質の不法精製に使用する原料の不法備蓄、運搬、売買並びに略奪罪）、第196条第2項（麻薬物質の不法生産又は不法使用に関連する手段や器具の製造、備蓄、運搬及び売買罪）、第197条（麻薬物質の組織的不法使用罪）、第198条（麻薬物質不法使用の隠匿罪）、第200条（麻薬物質の不法使用に他者を強制的に巻き込み又は誘因する罪）、第2

01条第2、3、4項（嗜癖性薬物その他の麻薬物質の管理及び使用に関する規定違反の罪）

－第206条第2、3、4項（不法な自動車競争の組織化罪）、第221条（航空機、船舶のハイジャック罪）、第230条（武装火器並びに専門的機器の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第231条（重要国家安全保障業務、施設の破壊罪）、第232条第2、3、4項（爆薬物の不法生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第236条第2、3、4項（放射性元素の不法な生産、備蓄、運搬、使用、売買並びに略奪罪）、第238条第2、3、4項（可燃性物質、毒性物質の不法な生産、備蓄、運搬、使用並びに売買罪）

－第256条第2、3項（未成年との性的交渉の罪）

－第278条第2、3、4項（財産横領罪）、第279条第2、3、4項（収賄罪）、第280条第2、3、4項（財産略奪のための職務並びに権力の濫用罪）、第281条第2、3項（公務執行中の職務並びに権力の濫用罪）、第282条、第2、3、項（公務執行中の権限濫用過剰の罪）第283条第2、3、4項（職務並びに権力の濫用により個人的利益追求のために他者に影響を及ぼす罪）、第284条第2、3、4項（在職中の文書偽造罪）、第289条第2、3、4項（贈賄罪）、第290条第2、3、4項（第三者供賄罪）

－第311条第2項（暫定留置場、拘置所からの脱走、又は護送中並びに公判中の脱走罪）

－人類の平和を脅かす犯罪及び戦争犯罪に関する第341条から第344条

2. 職務、権力を濫用して犯罪発覚を妨害した場合又は犯罪を隠匿する他の犯罪行為をなした場合は、その当事者は2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第314条 犯罪告発の不履行罪

1. 本法第313条で規定される犯罪のいずれかが準備中であること、遂行中であること、又は既に遂行されたことを明確に知っていたが告発をしない者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 本条第1項の規定に該当する国家の安全侵害、又はその他特に極めて重大な罪を犯した者の祖父母、父母、子女、孫、兄弟、夫又は妻で、その犯罪を告発しなかった者は、刑事責任を負わなければならない。

3. 告発しなかったが、罪を犯した者を制止し、又



はその犯罪の被害を抑制した者は、刑事責任を免除される可能性がある。

## 第23章 軍人の義務、責任侵害罪

### 第315条 軍人の義務、責任を侵害した罪により刑事責任を負わなければならない者

従軍軍人、強化軍事訓練期間中の予備役軍人、兵役に徴発された一般公民、民兵、戦時中に各部隊に派遣される自衛従軍兵は、本章で規定する罪を犯したときに刑事責任を問われるべきものとする。

### 第316条 命令不服従の罪

1. 直接の指揮官又は権限を有する上官の命令に従わなかった者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官又は士官である。
  - b) 他者を犯罪に加担させた。
  - c) 暴力を行使した。
  - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 戦闘中、戦場、その他特別の場合において罪を犯し、極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

### 第317条 命令執行を厳正に行わなかった罪

1. 命令執行に怠慢があり、遅れ、自分勝手であり、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中、戦地その他特別な場合において罪を犯し、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上10年以下の懲役に処す。

### 第318条 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した罪

1. 所属部隊の義務、責任の遂行を妨害した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上10年以下の懲役に処す。
  - a) 他者を犯罪に加担させた。
  - b) 暴力を行使した。
  - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こ

した。

3. 戦闘中、戦場で、又は罪を犯して特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上15年以下の懲役に処す。

### 第319条 指揮官、又は上官に対する侮辱、暴行の罪

1. 仕事上の関係において、指揮官又は上官の尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第320条 部下に対する侮辱又は体罰を使用する罪

1. 仕事上の関係において、部下に対し、尊厳と名誉を著しく傷つけ、又は体罰を使用した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第321条 同隊に対する侮辱、暴行の罪

1. 本法第319条及び第320条の規定する仕事上の関係を互いに持たない場合において、所属部隊に対して尊厳、名誉を著しく傷つけ、又は暴行を加えた者は、戒告、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

### 第322条 敵への降伏の罪

1. 戦闘中に敵に降伏した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、12年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官又は士官である。
  - b) 敵に武器、軍事技術手段又は重要な資料を引き渡した。
  - c) 他者を犯罪に加担させた。
  - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役、又は死刑に処す。

### 第323条 捕虜になり、秘密を通報し又は敵のために仕事を遂行した罪

1. 戦争捕虜になり、敵に軍事秘密を供述し、又は自発的に敵のために仕事を遂行した者は、1年以上7年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、7年以上15年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官、又は士官
  - b) 他の戦争捕虜に残酷な扱いをした。
  - c) 重大、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、15年以上20年以下の懲役又は無期懲役に処す。

### 第324条 戦闘配置の放棄罪

1. 戦闘配置を放棄し、又は戦闘における任務を遂行しなかった者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官、又は士官である。
  - b) 軍用武器、技術の手段、又は重要な書類を捨てた。
  - c) 他者を犯罪に加担させた。
  - d) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年又は無期懲役に処す。

### 第325条 軍務放棄罪

1. 軍務回避の目的で軍隊の隊列を放棄し、その行為に対し既に懲戒処分を受けたが、なおまた違反して、戦時中で重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官、又は士官である。
  - b) 他者を犯罪に加担させた。
  - c) 軍用武器、軍用技術手段、重要な資料を持参し、放棄した。
  - d) 極めて重大な被害を引き起こした。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、7年以上12年以下の懲役に処す。

### 第326条 義務回避の罪

1. 義務回避のために自らに傷害を加え、自らの健康に害を加え、又はその他不正な手段を用いた

者は、3年以下の非拘束矯正又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官、又は士官である。
  - b) 他者を犯罪に加担させた。
  - c) 戦時中に罪を犯した。
  - d) 重大な被害を引き起こした。
3. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。

### 第327条 軍事勤務の秘密を故意に漏らし、略奪し、売買し又は破壊する罪

1. 本刑法第80条及び第263条の規定の場合にあらず、軍事勤務に関する秘密を故意に漏らした者、又は軍事勤務の資料を略奪、売買、破壊した者は、6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 重大な被害、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

### 第328条 過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、軍事勤務の秘密資料を紛失した罪

1. 本刑法第264条の規定の場合にあらず、過失により軍事勤務の秘密を漏洩し、又は軍事勤務の秘密資料を紛失した者は、2年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。
2. 重大な、極めて重大な、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、1年以上5年以下の懲役に処す。

### 第329条 虚偽の報告罪

1. 故意に虚偽の報告をして、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。

### 第330条 戦闘当直、指揮当直、当番に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘当直、指揮当直、当番制度の厳格な遵守を怠った者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯して、極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

### 第331条 警備の諸規定について違反する罪

1. 巡査、当直、勾引、護送護衛に関する制度の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中に罪を犯した者、又は罪を犯し極めて重大な被害、特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

### 第332条 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定違反の罪

1. 戦闘又は訓練における安全確保に関する諸規定の厳格な遵守を怠り、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正又は1年以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

### 第333条 軍用火器の使用に関する規定違反の罪

1. 軍用火器の使用規定に違反して、重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 戦闘地域でかかる罪を犯し、極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上10年以下の懲役に処す。

### 第334条 軍用火器、軍事技術手段の破壊罪

1. 本刑法第85条及び第231条の規定に当たらない場合において、軍用火器、軍事技術手段を破壊した者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
2. 戦闘中あるいは戦闘地域で罪を犯し、重大な被害を引き起こした者は、5年以上12年以下の懲役に処す。
3. 極めて重大な被害を引き起こした者は、10年以上20年以下の懲役に処す。
4. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、懲役20年、無期懲役又は死刑に処す。

### 第335条 軍用火器、軍事技術手段の紛失又は過失による損傷の罪

1. 武装火器、軍事技術手段の管理責任を負う者が、それらを紛失し、又は過失に損傷して重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し極めて重大な被害、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下

下の懲役に処す。

### 第336条 負傷兵、戦死兵に対する政策違反の罪

1. 責任を有する者が、故意に負傷兵、戦死兵を戦地に放置し、又は負傷兵に対して世話や治療をせず、重大な被害を引き起こしたときは、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 極めて重大な被害を引き起こした者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
3. 特に極めて重大な被害を引き起こした者は、5年以上10年以下の懲役に処す。
4. 犠牲者の遺品を略奪した者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

### 第337条 戦利品の略奪又は破壊罪

1. 戦闘中、又は戦場の事後処理中に戦利品を略奪又は破壊した者は、3年以下の非拘束矯正、又は6か月以上5年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、3年以上8年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮官、又は士官である。
  - b) 戦利品が高価、又は非常に高価である。
  - c) 重大な、又は極めて重大な被害を引き起こした。
3. 非常に価値のある戦利品に関する犯罪、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は7年以上12年以下の懲役に処す。

### 第338条 人民に迷惑をかける罪

1. 人民に対する迷惑行為を為し、その行為に対して既に懲戒処分を受けたにも関わらず、なお違反を繰り返して重大な被害を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。
2. 罪を犯し下記の一に当たる者は、2年以上7年以下の懲役に処す。
  - a) 指揮者、又は士官である。
  - b) 他者を犯罪に引き入れた。
  - c) 戦時中、又は緊急状況の命令が発された地域において罪を犯した。
  - d) 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした。

### 第339条 職務遂行中の軍事上要請の濫用罪

1. 職務遂行中に軍事上の要請以上のものを要求し、国家、組織、公民に対して、その財産の重大な

損失を引き起こした者は、3年以下の非拘束矯正、又は3か月以上3年以下の懲役に処す。

2. 極めて重大な、又は特に極めて重大な被害を引き起こした者は、3年以上7年以下の懲役に処す。

#### **第340条 戦争捕虜、降伏兵に対する虐待の罪**

戦争捕虜、降伏兵に対して虐待を行った者は、1年以下の非拘束矯正、又は3か月以上2年以下の懲役に処す。

### **第24章 平和を破壊する罪、人類に対する反逆の罪、及び戦争犯罪**

#### **第341条 平和を破壊する罪、侵略戦争を引き起こした罪**

侵略戦争を宣伝、扇動し、又は他国の独立、主権及び領土保全を犯す戦争を準備、実行、参加した者は、12年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

#### **第342条 人類に対するテロ犯罪**

平和時、戦時を問わず、一つの地域の住民を大量虐殺し、一つの国の生活基盤、文化的・精神的生活の破壊、一つの社会を破壊することを目的として、その社会の基礎の壊乱、及び他の種の絶滅の行為、生物の絶滅行為、自然環境絶滅行為をなした者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

#### **第343条 戦争犯罪**

戦時において、一般民、負傷者、戦争捕虜の殺害、財産の略奪破壊、居住地域の破壊、禁じられている手段又は戦争方法の使用、及び国際法又はベトナムが締結若しくは参加している国際条約に対する重大な違反行為を行う命令を出し、又は直接それを行った者は、10年以上20年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。

#### **第344条 傭兵の募集、傭兵となる罪**

1. ベトナムの友好国又は民族解放運動に敵対することを目的に、傭兵を募集、訓練し、傭兵を使用した者は、10年以上20年以下の懲役、又は無期懲役に処す。
2. 傭兵として職務を遂行した者は、5年以上15年以下の懲役に処す。

-----

本刑法はベトナム社会主義共和国第10期国会において、第6会期中の1999年12月31日に採択された

国会主席

ノン・ドゥック・マン

## ～国際協力の現場から～

### ～JICA事務所業務を通じて見たベトナム～

独立行政法人国際協力機構（JICA）

調達部コンサルタントグループコンサルタント契約第一チーム

相 馬 厚

ベトナムに対する我が国の政府開発援助（ODA）はベトナム戦争を機に一時中断されましたが、1992年に再開されました。以降、対ベトナム援助は増額の一途を辿り、2003年で約484百万USドル（「2004年版ODA白書」）となっています。私が勤務するJICAは、1995年にハノイに事務所を正式に設置し、ODAの一翼を担う技術協力の実施（無償資金協力の実施促進を含む。）に取り組んでいます。私は、2002年6月から2005年5月までの約3年間、ベトナム事務所所員として勤務しました。この間、法務省法務総合研究所から派遣されていたJICA法整備支援プロジェクト（フェーズ3）の長期専門家とご一緒させていただくことがありましたが、この縁でこの度は本誌への寄稿をさせていただく機会を得ました。本誌では、これまでに多くの法務省関係者の方々が法整備プロジェクトについて報告されていますので、本稿では、JICA事務所における他分野の事業の一部と併せ、私の経験に基づくベトナム（人）の一面をご紹介しますと考えます。なお、本稿での記述は基本的に執筆者個人の見解を記すものであり、JICAとしての公式な報告ではないことをお断りします。

JICAベトナム事務所は、ハノイの中心地からは西側にあり、市内では最も大きいホテルの一つであるダイウホテルの敷地内にあるビジネスセンターの16階にあります。2005年4月時点でベトナム事務所に勤務するスタッフは、所長1名、次長1名、事務所員11名、企画調査員等6名、ボランティア調整員3名、ベトナム人スタッフ22名となっています。JICAの在外事務所の中では、スタッフの規模は大きい方と言えるでしょう。事務所内は班体制をとっており、総務・企画班、経理班、業務第1班、業務第2班、ボランティア班から成り立っています。法整備支援プロジェクトを始とするプロジェクトのほとんどは業務班にて担当しています。私は業務第2班に属していましたが、主として行政分野の案件及び経済開発分野の案件の一部などを担当してきました。以下、私が担当してきたプロジェクトの一端をご紹介します。

行政分野の案件としては、やはりフェーズ3まで継続している法整備支援プロジェクトが最も大きなウェイトを占めています。この案件以外はあまり目立つことはありませんが、規模はそれほど大きくないものの、「薬物対策プロジェクト」や「行政改革のための公務員能力向上プロジェクト」も実施されています。今回は、この中の「薬物対策プロジェクト」（協力

期間：2002年6月から2005年6月）について紹介します。同プロジェクトは、実はベトナム向けの2国間案件ではなく、タイを中心拠点に実施され、CLMV 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）もカバーするもので、「広域プロジェクト」と称されています。3名の長期専門家は警察庁から派遣され、タイの司法省薬物統制委員会事務局（ONCB）に配属されていました。プロジェクトの目標を一言で述べると、CLMVT（Tはタイ）の薬物分析官が一定基準の薬物分析能力を身に付ける、というもので、これを効果的に活用した薬物捜査能力の向上も成果として盛り込まれていました。このプロジェクトでの長期専門家の担当分野は、「チーフアドバイザー／薬物捜査」、「薬物分析」、「薬物情報システム（タイ向けのみ）」です。

CLMV 諸国に対しては、長期専門家と短期専門家が巡回指導を行い、薬物捜査と、ガスクロマトグラフィを用いた薬物分析に係る技術指導を年に数回実施しました（加えて、各国のカウンターパートをタイ及び日本に招聘しての研修も実施されました。）。ベトナムにおいては、公安省薬物対策常任事務局（SODC）が窓口機関となり（併せて薬物捜査に関するカウンターパートでもある。）、同省刑事科学研究所（IFS）が薬物分析のカウンターパートとなりました。この案件の特徴としては、長期専門家がベトナムには常駐しないため、日々の調整・進捗確認といった業務を、JICA 事務所担当所員が実施する必要があることでした（このプロジェクト以外にも複数の広域案件が実施されていますが、ほぼ同様の状況です。）。こうした業務は、通常プロジェクトではチーフアドバイザーや業務調整員といった専門家が担うこととなりますが、そうした専門家業務の一部を事務所員が担当してきたこととなります。通常のベトナム向け案件では、事務所員は日頃からプロジェクト専門家と頻りに会合を持ち、プロジェクト実施計画策定、進捗管理及び投入手続きを実施するのですが、直接顔を合わせてコミュニケーションを取ることが出来る場合は、様々な情報のシェアが容易に出来ます。ただし、こうした広域プロジェクトとなると、タイのプロジェクト専門家チーム、JICA タイ事務所、CLMV 諸国事務所及び JICA 本部の間で主として文書による連絡調整が実施されるため、関係者間での意見集約と進捗確認は非常に時間と手間がかかるものでした。

個人的に最も留意したことは、CLMVT 諸国が同じプロジェクトに参加しているという認識を維持していくことです。CLMV 諸国においては、長期専門家が常駐しているわけではなかったことから、SODC や IFS へ極力足を運ぶようにし、事業の進捗の度に小まめな協議・確認に努めました。尤も、ベトナム側は時に独自の意向で対応することもありましたが、特に大きな問題を起こすことなく進めることが出来たのは、SODC や IFS のプロジェクト・ディレクター、主要カウンターパートの方々が様々な制約の中でも日本側のプロジェクト計画に対する理解と協力姿勢を有してくれていたためであると考えています。それぞれは小さな部署でもあり、皆多忙なのですが、いつもできる限り時間を割いてもらうことができました。通常はベトナム側カウンターパートと頻りに会うことは多くなかったのですが、このプロジェクトにおいては、多くのベトナム人カウンターパートと直接意見交換をする機会を多く持つことができ、ベトナム人の真面目さ、誠実さ、親切心の一端を知ることができました（もちろん、事業を共同で進めていく上での難しさも学びました。）。この点で、私にとっては非常に貴重

な案件であったと言えます。

なお、この分野に関しては、フェーズ2が検討されており、実施されることになった場合は、より高度な薬物分析体制の整備と、インドシナ地域間の連携促進を目指す予定です。

さて、次は知的財産権に関するプロジェクトです。知的財産権は、現在、中国でも大きな問題となっており、日本としても官民が連携して対応を急いでいますが、JICAでは、これまでタイ、フィリピン、マレーシアといった国々で技術協力プロジェクトを実施してきました。ベトナムに対しては、2000年4月から2004年6月まで「工業所有権業務近代化プロジェクト」を実施してきました。このプロジェクトにおいては、ベトナム側実施機関である科学技術省・知的財産権庁（NOIP）が、申請から審査・公報という一連の手続きを電子データにより行うためのコンピューターシステムを構築し、適切に行政サービスを実施できるようになることを目標としました。対象としたのは知的財産権4タイプ（特許、商標、意匠、実用新案）です。

私はこのプロジェクトの後半を担当しましたが、プロジェクトは特許庁から派遣された2名と、コンピュータ関連企業から派遣された1名、及び業務調整員1名の計4名で専門家チームが構成されていました。一方、NOIPは2004年4月時点で役職員約140名（うち正職員約110名）の行政機関であり、プロジェクト・ディレクターは長官が勤められていました。

ベトナムにおいては、従来は全ての申請が紙ベースで行われており、書類の紛失、番号の重複、これらに伴う審査の遅れなどがNOIPの大きな問題となっていました。プロジェクト専門家は、ベトナム側カウンターパートと共同してシステムの設計を行い、プログラミングを現地業者へ発注し、その作業監理を実施してきました。ベトナム人カウンターパートはほとんどが若いスタッフでしたが、プロジェクト期間を通じてコンピューターシステムの設計開発の能力を積極的に身に付け、後半は多くの点でイニシアティブを発揮してきました。もちろん、行政手続に導入するコンピューターシステムを構築することは、カウンターパートの人数や協力期間からするとそれほど容易なことではなかったはずですが、プロジェクト・ディレクターの適切な指示と多くのベトナム人スタッフの努力、ならびに日本人専門家の尽力により、最後は実運用できるレベルのシステムが開発されました。その成果は、適切な申請書類の取扱と所定期間内の審査・公報に表れてきています。

このプロジェクトで最も印象に残っている事柄として、これに続くシステム開発支援に関するNOIPとの協議があります。先進国と比べると全体的な規模はまだ小さいものの、ベトナムにおける知的財産権の申請は右肩上がりです。NOIPも組織体制の強化と更なる国際環境への適応が求められています。NOIPは独自にスタッフの増強を図りつつありますが、一方で、知的財産権情報の適切かつ効率的な管理システムを強化していく必要があります。この中で、2004年初頭から次の案件に関する協議をNOIPと持ちましたが、その協議の中で、長官から「現在、いくつかのドナーから支援のオファーが来ているが、システム開発については、引き続き日本に支援をお願いしたい。」という旨の発言がありました。これま

でも決して無理な要望や曖昧な見解を述べられることがなかっただけに、この長官の発言は、これまでの日本の技術協力及びその手法への高い評価を踏まえたものであると真摯に受け止めてはいただけませんでした。その後、JICA ベトナム事務所長の判断の下、速やかに在ベトナム日本大使館、JICA 本部等と協議・調整を行った結果、フェーズ2の採択がなされることになりました（フェーズ2は2005年1月に開始されました。）。

ここで、少し話は逸れますが、ベトナムにおける模倣品問題の一端について述べます。ベトナムにおいては、南部のホーチミン市を中心に多くの日系企業が進出しています。ある時、フェーズ2の事前評価調査の一環で現地ヒアリングを実施しましたが、いくつかの日系企業が抱える問題は、現地スタッフの不足から十分な対策を取りきれていない、あるいは、ベトナム側捜査当局・司法機関の体制が弱い、といったものでした。また、企業によっては、独自にマーケット調査を行い、模倣品発見に努めているという説明もありました。他方、主として組立て作業のみをベトナムで行っている企業においては、現時点でそれほど大きな問題意識は持っていない傾向があるようです。模倣品は、それらの一部はベトナム国内で生産されているのが実情のようですが、多くは周辺国から持ち込まれている、というのがベトナム側関係機関の説明です。一度、前述の公安省（国際協力局）が2月のテト明けに在ハノイ外国機関の関係者を春旅行に招待してくれ、私も参加しました（注：春旅行というタイトルでしたが、2月のハノイはまだ寒い季節でした。）。行き先はベトナムの北に位置し中国と国境を接するランソン省でした。洞窟の寺院などを見学した後で、両国の国境に設置された税関を訪れました。そこでは、引っぱり無しに大型トラックが中国からベトナムに入ってきており、どれもたくさんの荷物を積んでいました。こうしたポイントでのエンフォースメントの強化が、知的財産権の適切な保護に不可欠であり、今後の大きな課題であることを実感した旅行でした。なお、この税関のベトナム側には中国製の製品で溢れる小さなマーケットがあるのですが、多少厳しい顔つきで参加者を引率してきた公安省職員が、自分の子供のためと言いつつ、はにかんで玩具を買っていた姿が印象的でした。

このように、事務所員の役割は専門家とは違うものの、日々取り組んでいるもの、目指すものはほぼ同様であり、多くの日本人専門家の方々の支援を受けて業務を行っていることもまた事実です。在外事務所の主要な業務は、プロジェクト専門家を支援し、事業の実施管理を行うことですが、事務所所員一人一人も他方では、所長及び次長の日々の指導を受け、他の日本人スタッフやベトナム人スタッフにサポートされて業務を行っています。事務所を適切に運営していくためには、総務班や経理班も不可欠であり、こうした幅広い体制があって始めて多くの事業が適切に実施されることとなります。特に、ベトナム人スタッフは日本の機関に所属するものとしてベトナム側と対応しなくてはならず、時に厳しい調整を任されることとなります。私も、担当レベルの細かな事項に関しては、常にペアとなるベトナム人スタッフの意見・助言を受け、対応してきましたが、一つのプロジェクトが実施されていく上で、事務所ベトナム人スタッフの果たす役割は非常に大きいと言えるでしょう。3年間に多くのベトナム人と付き合いことができましたが、再び一緒に仕事をしたいと心から思えるよ



うな人々が多かったこともあり，帰国した現在においても両国における協力関係の益々の発展に引き続き貢献できればと願っているところです。

最後になりますが，法整備支援プロジェクトにおいては，法務省及び最高裁判所から派遣されていた長期専門家の方々に公私に亘りご指導をいただくことができました。私の方で皆様へご迷惑ばかりかけてしまったはずですが，この場をお借りして改めてお詫びいたします。また，今回の寄稿の機会を提供してくださった法務省法務総合研究所国際協力部の関係者の皆様へも感謝申し上げるとともに，国際協力部の益々のご発展を祈念し，本稿の結びとさせていただきます。ありがとうございました。



## － 編 集 後 記 －

新聞報道によると、今年の夏は全国的に好天が続き、少雨であったようです。国際協力部が所在する、ここ大阪も、その例外ではありませんでしたが、今年4月に前任地である北海道から着任した私にとっては、大阪の夏は正に猛暑でした。連日の真夏日、熱帯夜に身体が慣れず、夜寝付けなため、少しでも身体を冷やすために氷枕をして床に就いたものです。最近はずいぶん気温が下がり、朝夕は秋の気配も感じられるようになりましたが、国際協力部では、ベトナム及びカンボジアからの法整備支援研修生をお迎えして、依然、夏真っ盛りの活気あふれる雰囲気を保っております。

さて、本号はベトナム特集号です。ベトナム最高人民検察院からの招へい専門家でいらっしゃる、ゴー・クワン・リエン検察理論研究所長及びヴ・チョン・トゥオン検察部副部長の講演録を掲載させていただきました。講演会での両氏の語り口は大変力強く、ベトナム語を全く解さない私でさえ、その迫力に圧倒され、引き込まれるように講演を拝聴した二日間でした。また、講演の通訳を御担当されたチャン・ティ・ヒエン氏と講演会の前後にお話をする機会に恵まれましたが、日本の刑事司法制度や日本文化に対するヒエン氏の造詣の深さにも、大変敬服いたしました。

「国際協力の現場から」は、独立行政法人国際協力機構（JICA）調達部コンサルタントグループ・コンサルタント契約第一チームの相馬厚氏に御執筆いただきました。相馬氏には、JICA 現地事務所での貴重な御経験を紹介していただき、私のような着任早々の初心者にも、プロジェクトの一つ一つに、どれだけ多くの方々が携わっていらっしゃるのかを理解できる機会となりました。

ベトナムでは改正民法が本年6月に成立しました。これまでの法整備支援活動の大きな節目となる出来事を国際協力部で経験できたことに感謝すると共に、改正民法成立に至るまでの、相馬氏を初めとする諸先輩方の御尽力は、私の想像も及ばない事柄であろうと思います。ベトナム法整備支援プロジェクトはフェーズ3の終盤に差し掛かり、まとめの時期に入ろうとしております。

本プロジェクトの成功のために、新参者の私も微力ながら精一杯御協力をさせていただこうと思います。

国際協力専門官 小岩憲一郎